

科学図書館叢書

女性の歴史続

高群逸枝著

科学図書館



女性の歴史 続

高群逸枝

はしがき 女性の歴史・続「労働婦人の世紀」

「労働婦人の世紀」をおくる。

この巻では、まず、現代のヒロインである労働婦人の明治からこんにちまでのあゆみを観察し、あわせて婦人労働の現実の諸問題を分析して、未来史への道をさぐり、ついで、第二次大戦前後の日本の暴進と被占領下の諸変革、とくに女性解放をとりあつかい、さいごに、はるかな平和と愛のあたらしい世界を展望した。

『女性の歴史』はこれでおわる。

『女性の歴史』四巻は、探求の書であって、もとより、政治的イデオロギーの宣伝の書でも、希望的観測の書でもない。

これは、『母系制の研究』と『招婿婚の研究』に、根拠と出発点をもつ、私のあたらしい学説をつらぬいた日本女性全史であるが、独自の学説のゆえに、日本史批判とも、世界史・人類史への提言ともなっている。

これは、三〇年にちかく「われらいかに生くべきか」をひとすじに探求してきた一女性学究の、同時代の友人やのちにくるひとびとにささげる、ただ一つの貧しい小さな花束である。

私の齢はすでに傾いており、したがって私はこの書をはじめから遺書のつもりで、いうべきこと、いたいことを書いた。そして、いまいくらか満足して筆をおくことができたことをよろこぶ。

脱稿の日世田ヶ谷の草屋で

著
者

目次

3 目次

はしがき	一
第六章 女性はいま立ちあがりつつある (二)	五
一 労働婦人のあゆみ	五
日本資本主義の特殊性と婦人労働	五
手工業から機械制へ	二〇
労働婦人の闘争	九
二 婦人労働の諸問題	二三
難解な婦人労働問題	二三
現実の示唆するもの	二七
第七章 女性はいま立ちあがりつつある (四)	三三
一 第二次大戦の前後	三三
嵐の暴進	三三
焦土のなから	三六
二 危機の文化と女性	三〇
二つの家庭	三〇

大衆の方向		二四
第八章 第八章 平和と愛の世紀へ		二七〇
一 平和運動		二七〇
二 愛の世紀		二八
あとがき		三〇三

第六章 女性はいま立ちあがりつつある (二)

一 労働婦人のあゆみ

日本資本主義の特殊性と婦人労働

日本資本主義の分析

日本近代史——特に天皇制に関連する日本資本主義史——の研究に対しては、家族制度史のそれとともに、アカデミズム史学が最近まで忌避したところであって、したがって民間学者、それも資本家の対抗者としての無産者側に立つマルクス主義学者によって、いわば地下的研究の形でなされていたにすぎない状態であった。

したがって、それらの研究は、まだきわめて不十分であったが、それにしても、いわゆる「日本資本主義論争」と呼ばれている重要な一現象がそれらの学者によって学界にもたらされた事實は、女性史にとっても瞠目ぼうもくされるものであった。なぜなら、その問題は、婦人解放の基盤をなす婦人労働の問題に対して、いうまでもなく、根源的に深くかかわっているものであったから。

日本資本主義論争は直接的には日本の変革にたいするマルキシズムの適用をめぐって、たとえばソビエトで取られたように、ブルジョア革命を前提とし、それを短期間で社会主義革命へと転化するという過程を取るべきか、またはそういう過程を取らず、ただちに社会主義革命を指向すべきかをめぐ

て論争されたものであるといい、その具体的方法としては、前者では土地革命が前提で、それにつづく段階で大工業の国有化がなされるとされたのにたいし、後者では大工業の国有化が第一の目標とされたのであるという。

そして周知のように、前者はコミンテルンに所属した日本共産党系の講座派——一九三三年発行の『日本資本主義発達史講座』に集まった野呂栄太郎、平野義太郎、山田盛太郎、服部之総、羽仁五郎らを中心とした人たち——によって展開され、後者は結果的に社会民主主義に所属した労農派——山川均らによって出された雑誌『労農』に集まった猪俣津南雄、向坂逸郎らを中心とした人たち——によって発展させられたものであった。

講座派では、コミンテルンの二七年テーゼや三二年テーゼによって、日本の革命階層の当面の闘争目標は、絶対主義天皇制と、その経済的基盤をなす半封建的寄生地主と、巨政商の独占資本家に集中されたが、労農派では、天皇制打倒を綱領に掲げず、独占資本への闘争一本槍いっぽんやりであった。

両者のこのような相違は、いうまでもなく両者の日本資本主義への分析の相違が生んだもので、たとえば講座派では、日本資本主義にまつわる強力な封建制の存在が第一に指摘される。そして独占資本主義段階が産業革命期とほとんど同時に、もしくは非常に接近して、日清・日露の戦後にすぐに来たような変則的な日本資本主義の性格は、それ自身きわめて独立性を欠き、上からは絶対主義天皇政権による保護育成政策、下からは敗戦前まで厳然と存在した寄生地主制に支えられ、例の日本特殊の安い商品（ソーシアル・ダンピングをねらった）の基礎となった低賃金労働力（特に婦人労働力）を、農村を中心とする封建的諸関係から汲み取る必要があるので、したがってそれら諸関係を積極的に維持し、

強化し、再編しようとする反動性に、日本ブルジョア階級は貫かれて^{つらぬ}いると見るのである。また封建的諸関係の維持された農民を中心とする大衆層の生活は、衣食住にわたって執拗に自給性を残しており、生活水準が低く、したがって国内市場が狭いため、外国市場や植民地侵略が要求され、早熟な帝国主義化、不均衡な軍国主義化がもたらされたと見るのである。結局日本資本が国際資本から警戒され敵視されたような原因——安い商品によるダンピングや強大な軍備による侵略性——は、すなわちブルジョア民主主義革命を貫徹していない半封建的な日本資本主義の特殊事情においてのみ特によく理解されうるし、その特殊事情の上部構造である権力機構がすなわち人民を奴隷化して資本家・地主のみを利している絶対主義天皇制であると見るのである。

これに対して、労農派の猪俣らは農村の地主的現象に封建制を見ず、これをブルジョア的發展の所産であるとし、その零細性を大工業の展開に伴う現象^{ともな}として解釈した。また櫛田民藏も、日本の地主・小作関係に封建関係を見る講座派の説を地代の角度から否定し、日本の小作料が高価なのは土地が狭いからであって、小作料そのものはすでに商品經濟の發達によって近代化しているといった。

満州事変以後、講座派の野呂らが虐殺されるといった情勢のなかで、労農派の向坂逸郎、大内兵衛、土屋喬雄らは各自の説を推し進め、それによって明治維新をブルジョア革命であると断じたが、これに対して、服部之総、平野義太郎らは、明治維新を絶対主義的統一の段階と見たのである。すなわちこの統一は、はじめは江戸幕府の水戸系たる徳川慶喜によって形成されようとする機運にあり、水戸・越前・薩摩らの諸藩がこれを支持したが、井伊大老ら主流派の阻止にあった結果、転じて京都朝廷による統一へと展開し、明治の天皇制を顕現したと見たのである。したがってこの統一政權は、フラン

スのブルボン王朝、イギリスのテューダー王朝、ドイツのプロシャ国家等に比較される専制的政権であり、藩閥貴族と政商的ブルジョアジーの結託によって支えられた半封建的軍事国家の性格を持って誕生したが、ただそれらヨーロッパの絶対主義王朝諸国と違う点は国際的環境であって、すなわち先進資本主義国に包囲され、それらによって政治的・経済的圧迫を強く受けた維新日本は、絶対主義の本質の上に、それとは段階の違う成熟した資本主義的生産方式や近代的諸文明を接受したので、その点でひどく混雑した歴史的様相を呈しているとしたのである。ついでにいうと、最近ソビエト学界では、明治維新をブルジョア革命とみる学者が多くなったようで、一九五七年の秋、ユネスコの学術交流国際会議に出席のため日本にきたソ同盟科学アカデミー東洋研究所の副所長のトペハなどもその一人であるらしく（『歴史学研究』二二五）、この点ではかれらはわが労働派と一致しているようである。

講座派と労働派の見方は、日本資本主義の分析を通じて、以上のような差異を示したとされ、この差異は、両者の政治的立場を大きく離れさせたとされている。すなわち、前者は合法的共産党の立場におかれ、後者は合法的社民党を指向した。したがって前者は労働者・農民による天皇制打倒とその基盤たる寄生地主打倒（ブルジョア民主主義革命）に先決的な革命目標をおき、後者は主として統一戦線の、そして議会中心主義的に動いた。

講座派のいう絶対主義的天皇制は、明治以後の天皇制で、結論的にいうと敗戦前の存在であるといえよう。この存在の絶対主義的性格は、明治憲法の上に如実に示されており、それは牧健二「法制史上における天皇」にも見られるように、ブルジョア民主主義の憲法ではなく、それと対抗し、それを弾圧したうえに——絶対主義派の藩閥官僚らによる民権派弾圧の上に——樹立された憲法によるもの

であったことは疑われない。その第一条には天皇の統治権の本質（絶対的主権）が明記された。すなわち「大日本帝国は万世一系の天皇之を統治す。」というものである。これに對して、敗戦後の新憲法では、その第一条に天皇の統治上の主権が失われてそれが人民に轉移したことが示されている。すなわち天皇は日本国の国民統合の象徴であり、その地位は絶対的でなく、国民の総意によって左右されることが示されている。牧健二説によれば、これは明確に天皇の地位が一変したことを意味するもので、「殊に新旧両憲法の前文を比較すると、旧憲法が天皇の主権と其の神統性とおごそかに宣言したのに対し、新憲法は国民の主権と其の享有すべき人權の世界性とを強調し、前者が天皇の臣民に對する遵行の宣言であつたのに対し、後者は諸外国に向つて日本国民が憲法を恪守して民主的國民となることを宣誓する形式をとっている。かくの如き憲法の根本的変更は實質上日本の革命に外ならぬ。」のであるという。

ついでにいうと、牧説では、日本の「天皇」には、氏族時代の原始宗教的な神秘性、古代律令制にはじまる中国継受の家父長制的専制君主（合理化され道德化された）、さらに明治憲法のヨーロッパ的絶対王政的な性格等が、各時代を通じて重なり合いつつ進化しているのが見られるといい、新憲法の象徴天皇には、統治面——特に明治の絶対主義天皇制の面——の消滅が見られるが、原始的宗教性の面は残されているという。

講座派の打倒目標の当面の天皇制は、もちろんこうした一般的な天皇制ではなく、明治絶対主義の天皇制であり、封建末期王政のそれであつた。この絶対王政が藩閥・軍閥・財閥等を利用して、人民奴隸化のための手段とされたことは周知のとおりであり、したがってわがブルジョア民主主義が、明

治の自由民権運動や、大正のデモクラシー思想といったように、そのつど挫折しながらも、なお分裂的に顕現したとき、それらがかならず天皇制への批判意識や規定意識を伴ったことはいうまでもない。福沢諭吉の天皇超越説（統治機構からの）、美濃部達吉の天皇機関説等もその一つであつたろう。特に自由民権運動が挫折してからは、講座派の説のように、ブルジョア民主主義革命の担当者としてあらわれた無産階級層では、絶対主義天皇制とその経済基盤である地主制の打倒に熱意を燃えあがらせたのであつて、日清よりは日露、日露よりは第一次や第二次大戦というように、支配層による天皇制利用の度合いは狂的に高まったが、これに反比例して大衆のいわゆる一億一心の度合いは低まり、民主主義を指向した。それが敗戦によって、ある程度占領軍の民主化政策に合致し、新憲法のブルジョア革命（不徹底ではあつても）となつて現れたといつてよいと思う。

講座派におけるブルジョア革命は、天皇制においても地主制においても、ここに一応解決したといえるが（「日本共産党章草案」——昭和三二）、なお遺制も多く、逆戻りも警戒されている。

講座派の日本資本主義分析と労農派のそれとをめぐる論争は、両派の自己批判の上に、戦後もなお真摯につづけられているようで、それを通じてますます歴史的現実の前進への寄与が期待されているが（豊田四郎「日本資本主義論争批判」・大内兵衛ほか『現代日本資本主義大系』）、女性史の角度から考えてみると、敗戦前の——特に明治・大正頃までの——わが婦人労働の奴隸的性格は、より多く前者によつてのみ説明されるようである。なぜなら、後にみるようにわが婦人労働の奴隸的性格は、単なるブルジョア初期の原生的労働関係から生まれたものではなく、それは江戸の機織下女（中巻参照）からの継承なのであつて、したがつてその基盤には、経済制的にも、家族制的にも、江戸封建からのつよ

い遺制（ないし存続）が考えられるからである。

日本家族制の分析

日本の婦人問題——特にその基盤である婦人労働問題——を理解するためには、日本資本制の分析とともに、日本家族制の分析が必要である。それは、くわしいことは順をおつていうが、わが婦人労働を、出稼ぎ的なもの、または家内工業的なものとしており、したがって極端な低賃金に釘づけている理由は、あげて半封建的資本制ないし家族制にあるからである。

日本家族制——家父長制——は、天皇制とともに、開闢以来の固有の美俗とされ、神聖不可侵のものとして、敗戦前まではその歴史（起源・経過・消滅）を研究することが、ほとんど阻止されていた。そこで、はたして開闢以来の絶対的な存在でそれがあるとすれば、女性の解放は永遠に困難であることを嘆いたある研究者（たとえば私）が、万難を排除して、その実証的研究に着手してみたところ、このいわゆる固有の家族制は、発祥以来僅々数百年の歴史しか持たず、それ以前の太古から南北朝ごろまでの日本は、招婿婚（妻問式や婿取式）という原始婚を伴った原始氏族期ないし氏族崩壊期に位置していたことがわかった。

だが、このことについては、もうくどいほど、上・中・下巻（別著では『母系制の研究』および『招婿婚の研究』で分析してきたし、特に下巻「家父長制の再編」の項や、「近代恋愛の発生と挫折」の項の「日本恋愛史」のページで書いているから、この項の問題は、すべてそれらのページに転嫁することにした。

ただ便宜上、一言あらすじをいえば、だいたい家族制なるものは、エンゲルスの『家族、私有財産および国家の起源』にもあるように、原始氏族制の崩壊過程にあって、優越的な地位を確保した家父長たちが、無産で無力な奴隸の妻子と純奴隸からなる大家族団を生殺与奪の権力を持って私有し、それらを労働奴隸または家事や性の奴隸として「家」を営み、その「家」を父系的に継続させるといった仕組みのもので、この家族制の社会では、これらの家々が、国家の政治的・経済的单位となり、そしてその国家的な家父長たる専制君主が聳立するといったようなのが、典型的な家父長制社会であるが、このような社会は、アジア大陸において最もよく発達したとされている。これに対して、太平洋諸島やアジアの辺地では、このような家父長制以前の原始母系氏族制型の社会が広く残っており、わが日本はつまりこの後者と大陸型の前者との複合した社会であるといえるのである。だから、中国などにくらべると、非常に遅く家父長制が成立し、ほとんど同時に誕生した室町から江戸にかけての封建制に対して半古代的性格を与え、さらにその封建の遺制をも身ぐるみにまとって明治維新を突破し、資本制社会に入りこんで、土地制とからんでいわゆる半封建的性格を滞らせているといった荒筋が、すなわちわが家族制——家父長制——の歴史なのである。

世界史的にいうと、家父長家族は古代の所産で、ついで中世の夫権単婚家族、近代の同権単婚家族となるものであるが、わが国では、この進化段階がはつきりせず、今日でも依然本質的には家父長家族の型を滞らせている。

家父長家族には、「嫁取婚」と父子世帯同居が伴うのであるが、単婚家族制のところでは、子の結婚は長男・次男にかかわらず必然に親の世帯からの別居以外には——新居以外には——考えられない

俗が成立しているのである（便宜的には、親が子の世帯に寄居したり子が親と同居したりしていることはもちろんありうるけれども）。わが国でも現象的には、夫権単婚家族が明治ごろから、同権のそれが終戦後（特に法制の上で）見られるようになったけれども、それは現象や法制上のことであって、原理的にはまだ嫁取婚の家父長家族の俗が払拭ふっしょくされてはいない。

だから、貧農の家などでは、妻や娘を飲み屋や機場へ前借で売るといったような家父長制的な奴隷制が維持されていて、まだ足がそれから洗えないのである。そういえば、農業部門や漁業部門における「嫁」の労働制も、それが家父長的家族労働（奴隷労働）の集中的表現であることにおいて理解されるときに、わが国婦人問題ないし婦人労働問題の社会経済史的基盤もわかるであろう。

日本婦人労働の特殊性

日本の婦人労働の特殊性は、ひとくちにいつて、その封建性にあるといえるが、それはつまり、前に見たような日本資本主義の半封建性と、日本家族制の封建性ないし半古代性によって、規定されたものといえる。というのは、つまり、日本婦人労働の特殊性は、原則的にいつて、家内奴隷労働ないしその延長としての家計補助的なものであり、婦人自身の自活のためのものではない、ということである。

明治全期を通じて、女工は全工場労働者数の六割を下らず（明治一五年代は七割）、それらのほとんどは貧農子女の家計補助のための出稼ぎによるもので（したがって低価額）、資本家側とこれら女工および女工の親たちとの関係には江戸封建期の機場のダンナと機織下女およびその親たちとの関係に見

られた主従的な觀念が継承されており、女工の親たちは資本家側から娘身売り（普通三年間ないし五年間の年期的身売り）の前借代金を受けとり、娘依託の証文をいれると、資本家側では娘らを寄宿舎に収容し、主人または親がわりの権限で、一方的に外出・通信・思想など生活万般の監視とともに、長時間の監獄部屋の労働を強要したが、このような労働搾取は、いうまでもなく半封建的農民層の極度の貧困と、専制的家父長制の存続とに起因するものであった。

娘側の家父長と工場経営主との主従的觀念による結託が、明治時代はおろか、昭和の敗戦後にまでも維持されていたことが、近江絹糸のストライキの際に暴露^{ばくろ}し、人々を驚かせことは周知のとおりである。近江絹糸のストライキでは、娘の親たちが工場側から呼び寄せて出勤し、娘に対して家父長権を振り回して乱暴を働き、または監禁してスト破りをさせたりして、工場側へ忠勤をはげんだのであった。

日本のいわゆる固有の美俗たる家族制にあつては、その家父長が強大な権力を行使して、その子女を農・漁村に見られるいわゆる買い切り養子的な奴隸に、あるいは商家の徒弟（最近まで東京都の目貫の間屋街たる横山町などに見られた）に売るといったような絶対威圧と服従の状態に家族制関係がおかれ、社会もそれを敗戦前まで一般に支持していたのであるが（敗戦後は労働基準法や児童福祉法・児童憲章等がつくられて家父長権から家族が保護されている）、このような家族制関係のうちでも、生涯無産・無力者で、被扶養者・依存者とせられていた女性こそ最も奴隸的であり、したがっていわゆる明治の繁栄は、国家の主要産業たる繊維産業の方面に、これら低廉でしかも絶対服従的な婦人労働が百パーセントに充当されたことの上に成立したといわねばならない事情にあつたのである。

この点でヨーロッパ、特にイギリス等では、さきの福沢諭吉の項でみたように、そこでは資本主義は必然的に婦人解放を促進したのであった。たとえば、ミルが『女性の服従』を書いたころ、イギリスは典型的な資本主義の上昇コースをたどっていて、女性をあらゆる職業部門へ家庭から強引に引き出しつつあり、家庭の封建的な父権や夫権が明らかに一つの妨害物として認識され、ここに婦人問題が表面化し、男女同権が女性の側からだけでなく、社会的にも要求されていたわけで、ミルの立場と主張は、これに照応するものであったといえる。

これに対して諭吉の女性論は、ミルのような婦人解放論ではなく、家庭のワクのうちの女子改良論に留ま^{とど}まっているのであるが、それは日本の資本主義が変則的に上から移植され、その基底にはそれと背馳する家父長制が頑固に存在し、しかもそれが資本主義に逆用されて、たえず再編成されるというような奇異な矛盾した事情に置かれていたからであった。

だから、イギリスの資本家が家庭の拘束から解放された独立女性を要求する傾向とは反対に、むしろ家父長権下にある非独立女性を要求し、家父長権と結託して、女性を奴隷化して使役することを便利としていたことは、前に見たような日本特有の労賃前借制や寄宿舎制でもうかがわれる。福沢諭吉自身も、労働者の自覚が世界の大勢となってきた事実を前にすると日本資本主義の発展のためにそれを憂えて、江戸封建時代からの家父長制的奴隷道徳を美俗として宣伝強化し、それによって労働者の自覚を阻止するように提案しているほどである（その項参照）。

日本の婦人労働——特に工場労働——が、主として半封建的農民生活から分離されていないものとして、またその家父長制の家計補助としての二重の非独立的性格を持っている事情は、敗戦後に三重

県四日市の東亜紡織泊工場の若い女子工員らによって記録された『母の歴史』を通じてもうかがわれる。そこでは、母たちも娘たちと同じように、若い頃には信州辺の貧しい農村から各地の工場へと出稼ぎに出るが、やがてふたたび故郷の農村に帰って結婚して母となるというのである。

このような婦人労働の非独立・非専門性は、イギリスの封建農村のヨーマン（自営農民）たちの歴史に見られるような事情——たとえば、マニユファクチュア経営や地主らの農地囲い込み企業によって、農民のあいだに階層分解がおこなわれ、ブルジョア革命へと進展して、そこに市民的労働者の単婚家族の大群が出現し、その家族のなから妻や娘が、夫や息子と肩を並べて工場に通勤するといったような事情——とは、非常に違った生活環境に規定されているもので、つまり近代的階層分解を経過していない半封建的農民、農業革命も土地革命も未熟で、それどころか特に強大な奇生地主制に釘づけられている半農奴的農民のありかたというものが、つまり市民からでなく農民からの出稼ぎ婦人労働力の発生という事情を作りだした原因なのであった。

出稼ぎ婦人労働者は、そのほとんどが若い未婚者であるが、それなら既婚者はどうかというと、中小企業や問屋制に結びついた家内工業——ないし手内職——をやっている率は、都市を含めれば非常に高さに達している。家父長制では男女分業が確立し、女性は女性のための専業（家事と育児）に従うとされていくにもかかわらず、じつは家父長の取引や管理のもとに、非独立の奴隷労働の形で、非常に雑多な社会的労働に従事し、網の目のように資本主義的搾取を蒙っていることがうかがわれるのである。家内工業は、封建時代の自給経済農家が、自家の必要をみたすために、家族労働力に頼っておこなった小規模工業であったのが（農・工未分）、商業経済の発達につれて、商業資本がこれらの農家に材料

を与えて加工させるようになり(問屋制家内工業)、ついでマニユファクチュア(手工制工場)の外業部として用具も材料も供給され、事実上の賃労働者となると(分散マニユファクチュア)、農・工分離が一応明確化するが、依然^{いぜん}家内で行なわれる工業なので、これらを総称して家内工業というのである。それに、このような家内工業は、やはり主として農家生計の補助として行なわれるわけなので、それだけ低賃金に釘づけられており、わが国資本主義の好んで需要するところとなっている。こうして家内工業の存在は、わが国資本主義の一つの特徴となっており、ひいてわが国婦人労働の一つの特殊性もこれをめぐって存在する。

一例をあげると、茨城県結城市を中心に、南北七里、東西四里、茨城・栃木両県にまたがる農村地帯の副業とされている結城ツムギの生産なども、家父長制の管理下に行なわれる家々の家内工業(主として主婦労働による)であるといえる。この結城ツムギ生産では、タテイト(経)とヨコイト(緯)を別々に染め、それからある柄を織り出すわけで、糸を染める時は「カスリしぼり」をやるが、染めもしぼりも原色図案にしたがってやる。その原色図案は結城市にある県立繊維工業指導所が担当し、染めやしぼりは専門者がやる。それを約二〇〇〇軒の農家の婦人たちが、農閑期を利用して、イザリ機を使って織るのであるが、夜なべまでしても、無地もので八日から一〇日、柄の細^{こま}かいものだともっとかかるという。こうして織られた結城ツムギは、買継問屋の手をへて、おもに都会地に送られるが、需要は関西が七割五分、東京が二割五分ぐらいの見当らしいという(『朝日新聞』昭和三年二月四日)。その他、久留米市を中心にした五郡数カ町村にわたる農家の副業として生産されている久留米ガスリなども、もちろん、婦人労働に依存する家内工業(またはその延長たるマニユファクチュア式の小企業)で

あり、このようなケースをあげるなら、いわゆる内需の織物のほとんど全部がそうであるとさえいつてよい。さらに、輸出の絹・人絹類の織物も紡績会社兼営のものを除いたほかの莫大な量が、同じ家内工業の婦人労働に頼っている。

都市の主婦による手内職（製造・加工・修理の労働）の量も大きなものであるが、一九五四年（昭和二九年）の三月、労働省婦人少年局が職業安定局と協力して、東京都二三区内普通住宅の一パーセント弱にあたる八五五〇世帯を抽出して家庭訪問による内職調査をおこなった結果によると、内職している世帯は、そのうちの七五三世帯で被調査世帯の約九パーセントであったと報告されている。昭和二五年（一九五〇）の国勢調査によれば、東京都二三区内の一般世帯数は一二三万であるから、これによって推定すれば、東京都二三区内に、約一〇万の内職世帯があるものと思われるわけである（労働省婦人少年局『家庭内職調査報告書』——一九五四年三月調・「家庭内職の実情」——『婦人労働調査資料』一九）。

最も、都市世帯の主婦による手内職労働は苦汗産業の一種として、ないし近代的家内工業として、世界の各地に見られることで、かならずしも日本婦人労働の特殊性などではないが、ただ家計補助のありかたにおいて、家父長制家族と、夫婦同権世帯とは、その間にかなり性格の違いがあり、前者の婦人労働が、後者に比してきわめて奴隷性をおびるものであることはいうまでもない。

ついでにいうと、総じて家内労働的婦人労働は、日本をも含めてのアジア・アフリカ諸国——家父長制諸国——に特徴的に多い現象であるといわれているが、一九五六年三月、ジュネーブで開催された第一〇回の婦人の地位委員会で、手工業および家内工業の問題を審議するために、特にILO（国際労働機構）事務局に依頼して、これら後進国における手工業および家内工業をめぐる婦人労働の実情調

各国婦人労働賃金割合 (ILO 資料)

国別				男子 100 に対しての女子の割合
ス	ラ	ン	フ	83—86
ア	タ	リ	イ	81
カ	メ	リ	ア	71
ール	ル	ウ	ノ	70
マン	ス	ラ	イ	70
ド	エ	ー	ビ	70
ス	ン	ラ	ス	69
ランド	イ	ン	フ	67
ス	ユ	ー	ス	65
ランド	ジ	ー	ニ	65
ツ	ド	イ	西	63
ア	リ	ヴ	ボ	62
スター	ギ	リン	イ	59—61
一本	ラル	ギ	オ	58—59
			ベ	55—61
			日	44

立、男女差の撤廃、生活条件の改善」について審議の際、フ랑스労働総同盟の書記ジェルメヌ・ギエが、婦人の賃金の男子賃金にたいする各国別割合 (ILO の資料による男子を一〇〇としたパーセンテージ) を発表した、それは右のようであったという。

これによると、日本の婦人賃金は男の四四パーセントでギエのあげた数字のなかでは最低であったが、他のアジア・アフリカなどの植民地から脱皮したばかりの国、たとえば、エジプト、インド、インドネシア、レバノンなどでは、婦人の賃金はもっと低く男子の三〇パーセントかそれ以下で、この不平等は法的にさえ支えられているというのであった。ついでに、社会主義国ソビエトの代表ニーナ・ポポヴァによると、ソビエトではこのような男女不平等はないが婦人の問題が全然なくなったわけでは

查の資料を提出させているのもそのためであろう。

なお、家内労働とともに、これら後進諸国婦人の労働条件で共通なのは、低賃金の問題である。低賃金の件については、昭和三年六月一四—七日 (一九五六)、ハンガリーの首都ブダペストでひらかれた第一回「世界婦人労働者会議」に出席した日本代表牛恒 (埼玉県教組婦人部長) の報告によると、同会議の第一議題「男女同一賃金の確

もない。というのは、たとえば託児所の不足、厚生施設の不備、住宅問題などがあるし、政府筋でこれら婦人労働保護の問題を改善しようとしたとき、組合がすぐには応じないといった事件もあり、男子の理解はまだまだソビエトでも不足しているとのことであったという（『朝日新聞』昭和三十一年七月四日）。要するに、婦人労働の独立性は世界各地を通じてまだかなり弱い、後進国になるほど劣弱であることは争われないのである。このように比較してくると日本婦人労働の特殊性なるものは、つまり一口にいえばアジア・アフリカの・後進国的な特殊性といえることができる。ただ日本ではそれら後進国的基盤の上に資本主義制をかなり早熟的に取りいれているので、工場や職場への出稼ぎ的・または腰かけ的な婦人労働の大量進出の点では、それら諸国よりは進んだ状態にあるものといえよう。

手工業から機械制へ

婦人労働史の概略 1

近代社会での大きなできごとの一つが、「女性の自覚」であることはいままでもないが、この「女性の自覚」なるものは、すなわち女性が長い年代の「家内奴隸」的立場を離れて、家事以外の社会的生産に従事し、したがって賃金というものを自分宛支給され、はじめて経済的「自主」性を自他の関係において自認し、または承認されたとき、それを起点として芽生えるものであるといえる。

けれども、このような経済的自主性は、家父長制を頑固に残しているアジア諸国や日本ではほとんど見られないが、それはなぜかというと、そこでは家事以外の社会的生産に女性が従事するとしても、

それは女性自身の仕事としてではなく、背後にいる家父長と仕事先の経営主との間の取引関係によるもので、だから、その労働による賃金等も、もちろん家父長と経営主との取引で決る形のものであり、労働者である当人（妻や娘にとつては、ただ家内から家外へと労働の場が移されただけのことで、依然として家父長管理下の奴隷労働であることにはかわりがないからである。

しかし、手工制労働（問屋制家内労働やマニファクチュアの労働）から、機械制工場労働となるにしたがって、しだいに家父長の管理が及ばなくなり、経営主対労働者個人の労働関係へと推移していく傾向は争われない。そして、この傾向の過程で、女性がすこしずつ自主性を育てあげていき、それに つれて奴隷から人間へと自己脱皮をとげていく事情が作りだされることもまちがいない。

また、このような封建的手工業制から資本主義的機械制生産への婦人労働の大きな推移が基盤となって、その他のあらゆる資本主義的職場への婦人の大量進出が見られることとなるのも事実であるし、これらをひっくり返るための全婦人労働の大勢は、ときに「家庭に帰れ」というような局部的な社会的ケイレン作用をひきおこしつつも、もはや逆転しがたいものとなって展開しつつあり、これが原因でいつかもたらされるであろう決定的・社会的な矛盾は、けっして婦人労働への制圧では解決されず、長い年代婦人が監禁されてきたところの家庭制の変革によってのみこそ解消する必然の運命にあることなども知られてくるのである（前巻の家庭崩壊の項参照）。

手工業的生産の最初は、前にもみたように農工未分の「家内工業」という形で顕現したが、そのなかでの主要な紡織の仕事が婦人の仕事（旧中国ではこれを女工といい、女工の未熟な女は、女として無資格者であり、不具者であるとされた。それは農業や皮革業が農奴や賤民の専業とされ、それら専業と結びつけて

の身分蔑視が行なわれたように、紡織や台所、たちぬいなどの仕事も、婦人蔑視と結びつけられた一種の家内奴隷業であった）であったことは、婦人をその方面の賃仕事へと誘いだすきっかけとなったのである。

家内工業——紡織の手工は、もちろん農家の婦人達のみでなく、一般家庭の婦人達もやっていた。すなわち綿を買って糸をひき、その糸を紺屋にやって染めて、柄をきめていざり機や高機で織りあげるといったような全工程が、封建時代には個々の家庭の女たちの手で一般になされていたのである。この自給的習慣は、明治・大正ごろまで広く田舎には残っており（後には蚕を飼ってちょっとした外出着なども家内で織るようになった）、したがって藩宮の間屋制（専売仕法）や、藩営のマニユファクチュア等にこれら一般家婦（特に下級士族の妻女など）が応じて賃仕事をする場合も多く、のちに明治のいわゆる殖産興業の時代に国営や県営の製糸工場や授産場などの女工として、これらの層の家婦たちがうちそろって賃働きに出る現象などが多く見られたのも、彼女らにしてみれば、かつての家内工業の延長としての社会的進出であったわけであった。

しかし、いわゆる機織下女や女工の大量進出は、もちろん農家からであった（機織下女については中巻参照）。この点で婦人労働史と農民史とは、過去も現在もまったく不可分の関係に日本では置かれている。フランス革命で先頭にたった労働婦人の大群は（民権運動の項参照）、すでに完全に市民化していたマニユファクチュアの女工や、洗濯女や、掃除婦や、パリ郊外のプロレタリアートの妻たちであった。彼女たちには、すでに女性自主の市民意識が芽生えていたので、「男女同一賃金」を叫んで経営主にせまり、平等参政を主張して革命議会に押しかけたのであった。日本には、フランス革命に比べられるようなブルジョア革命運動はない。強いていえば、民権運動の末期に見られた秩父の貧農

の騒動などがそうであろうといわれるが、この秩父騒動の社会経済的基盤は、井上幸治『秩父事件』によると、製糸業中心の小営業（中・小農）にあるという。そうとすれば、そこでの労働者（糸引き子）は、当然婦人であったわけであるが、この騒動には婦人が先頭に立ったというような記録はなく、それどころかたった一人の参加者さえが見られなかったらしいのである（西野辰吉『秩父困民党』）。

つまり、秩父騒動の段階までは、まだ婦人労働の芽生えは、農村の家父長制の地下深くにうごめいていたわけで、その地域の間屋制家内工業やマニファクチュア的小企業の主体者（経営主も雇用者側の責任者も）は、畢竟家々の家父長であって、個人の自覚や尊厳の余地などは（まして女性自主の余地などは）どこにも見つかりようもないといった段階にあったらしい。

けれども、婦人労働史の第一ページは、このようなところから開かれるわけで、よく調べてみると、女性自主への傾向も、表面化してこそはいないが、潜在的にはすでにはつらつと生きてうごめいていたのである。天保十三年（一八四二）の俵約令に、

「近年男女共、作奉公人少く、自然高給二相成、殊ニ機織下女ト唱候者、別而過分之給金ヲ取候由……とあるが、ここでは「過分の給金」云々という記録が興味深い。

三河木綿の本場である愛知県蒲郡地方のマニファクチュア式工場の織り子たちの間で唄われた歌に、

機が織りよて糸さえ切れにや
主ぬしの一人をたてすぐす

というのがあるが、機が織りよくて能率があがれば、給金も多くなるので、男の一人くらい守り通せ

るという意味であるという（三浦英治『働く女たち』）。

管巻きぐらいじゃ男は持てぬ

早く織り子にしておくれ

というのと同じような意味の歌らしいが、ここには一種の経済的自負心ともいうべき心理が見られると思う。もちろんこのような心理と女性の自覚との間にはまだ遠い隔^{へだ}たりはあるが、それにしても、もうこれはけっして単なる依存者の心理ではなく、自活から自主への過程をたどっている逞^{たくま}しい労働婦人の第一歩の姿なのである。

労働条件への不満も、社会関係への不平も、闘争への立ちあがりも、すべてがこの同じ起点から生まれて育つことになるのである。のちにも見るようになるが、たとえば三河地方では、明治一二年ごろから水車を利用したガラ紡がはじまり、織機はもっと前の明治八年ごろから、チャンカラ機というのが遠州へんから持ち込まれていて、小規模工場制が普及し、かつては引き子とか機織下女とかの名前で呼ばれていた労働者たちも、いまは機械工女だの、運転工女だのといわれるようになった（前出『働く女たち』）。

糸は切れ役わしゃつなぎ役

うちの旦那様は睨み役

旦那様というのはガラ紡工場主のことで、この言葉でもわかるように、工場主と工女の間には、昔ながらの主人と奉公人の関係がまだ続いており、住み込みの場合だと仕事のほかに朝夕の家事の手つだいなども下女同様させられているのだったが、それにしてもこういう歌をつくって、多少とも

皮肉ってみる心境にまでは、どうやらこぎつけていることが注意されるのである。

機械工女の寝言をきけば

蚤にやせめられ虱にやくわれ

三度お粥じゃ腹が減る

食べものはかなり悪く、お粥^{かゆ}かおじやの類で、味噌汁といえは大根の切り干しが一つだけ浮いているという状態だったという。

三谷の織屋とたずねてきたが

これが織屋か牢屋の真似か

足にクサリがないばかり

これは織り子の歌である。ここでも次のように、雇用主への皮肉が歌われた。

織屋旦那さん合わぬとおしやる

合わぬ商売やめなされ

世間は工女を低く見ていた。「今日隆盛を続ける三河織物の礎石はじつに彼女らの犠牲によって築きあげられた。」（岩間清閑）と、いまではその土地の心ある人々にはいわれているが、しかも、三河織物史のただの一ページにすら彼女らの記録を加えようとは今でもされない（三浦英治）と嘆かれてもいる状態である。

このような冷酷な恩知らずの世間に対して、

運転工女と軽蔑するな

うちは金貸し田地持ち

お父さん銀行の帳方よ

お母さん座敷で花たてる

と可憐な擬勢で反抗してみたり、

今はこうしているけれど

来年みておれおだやかに

主さんと二人で手をひいて

新婚旅行をしてみせる

と、せいっぱいの表現を用いて、威ばって毒づいたりしたのであった。階級闘争の理論も知らず、社会主義も知らない彼女たちには、自己を高くそびやかすにたる背景がなかった。くやし涙にくれながら、ありきたりの世間なみの虚勢をはって、叩きかえす以外には道がなかった。すでに半ば自主性に目覚めた彼女たちにとって、もっと手近に実現ができたのは、「若さ」を基本としての性の自由であった。

十とき打ちゃ私のからだ

寝よと起きよとしのびにでよが

男泊めよが私わしのまま

といったように、恋愛の自由を宣言し、敢然としてそれを実行にうつす勇気を彼女たちは持っていた。しかし工場主たちにはそれが気にいらず、

銭湯行くとて家を出たけれど

じつはあなたに会いたさに

のような方便も必要であった。銭湯の入口には男たちが大勢立っていて、娘たちを待っていた。このような雰囲気のなかで、男の夜這いや女の夜這いが盛行したのも自然であった。

三谷良いとこ女の夜這い

男後生楽寝て待ちる

の歌は、三谷一帯の三河木綿もめんとならんで全国的に知られた歌である。三谷の機屋から眺めると、窓の向こうに鉢地峠がみえる。

今日も立つぞえ鉢地の煙

あれは主さの炭焼くけむり

せめてお耳におさの音

なんと美しい自由恋愛の帰結であったことか。このようにして、その青春の織り子の日に、一度はかならず高鳴る自由と反抗のプロレタリアートの血潮も、やがて夫婦愛に沈潜し、「母の歴史」に織りなされつつ、われわれの婦人労働史は、それからの幾世代を厳粛に、そして非情に経過したのであった。

婦人労働史の概略 2

わが資本主義は、はじめ軽工業特に繊維工業を中心に発展し、その従業者としての女性の占める地

位は重く大きなものであったにもかかわらず、女性であるための極端な低賃金や、従業者らの無知・無組織に乗じての専制的資本主義が樹立された。大正年代からは重工業が発達し、その各工場にも女工員はあまねく採用され、またこれらの工場労働者とならんで、他の各種職業部門にも多くの女性が進出した。いまその概略を述べよう。

安政開港後、輸出品の主たるものは、生糸、蚕卵紙、製茶等で、これらのものが明治のはじめ頃には全輸出額の八〇パーセントで、明治二〇年ごろまでは五〇パーセント以上（この率は昭和までほとんど維持されている。昭和初年の調査によると、絹織物を含めた蚕糸類の輸出額は全輸出額の約四五パーセントである）であり、政府は明治四年（一八七二）、富岡製糸工場を起し、各地の下級士族や豪農層から女工を選抜して指導者を養成し、機械製糸の普及をはかったほどで、これが最も早い大規模工場化であった。明治一五年（一八八二）には、全国工場の五二・五パーセントが製糸工場（その多くはマニユファクチュア式小規模工場ではあったが）で、全工場労働者の六九パーセントが女工、その約八〇パーセントが製糸女工であった。

紡績業も同じく政府の保護下に発展し、明治一五年には、一七工場を数えるようになり、ついで飛躍的に大企業化し、明治三年（一八九〇）には早くも生産過剰の恐慌状態となり、ここに日清、ついで日露の両戦争を突破口として、朝鮮・中国市場への進出が計画されねばならない段階に入った。

つまり、日本資本主義は、主として紡織工業を中心として産業革命をなしとげ、それとほとんど同時に大陸侵略への帝国主義段階にすすんだのである。

こうしてわが主要産業たるこれら紡織工業の工員がほとんど女性をもって占められた関係（昭和一

就業者数		(1930 年国勢調査)		
業 種 別	男	女	計	
農 業	7,743,065	6,397,042	14,140,127	
水 産 業	501,078	45,546	546,624	
鉱 業	210,174	41,046	251,220	
工 業	4,269,151	1,430,430	5,699,581	
商 業	3,013,903	1,464,195	4,478,098	
交 通 業	1,028,595	78,979	1,107,574	
公務自由業	1,691,803	352,348	2,044,151	
家族使用人	84,203	697,116	781,319	
其他有業者	488,265	82,701	570,966	
計	19,030,237	10,589,403	29,619,640	
無 職 業	13,359,918	21,470,447	34,830,365	
合 計	32,390,155	32,059,850	64,450,005	

二年、全国紡織工業工員の八〇・五パーセントが女工）から、明治以後昭和六年ごろまでは、わが国全工場労働者中、女工員の数がつねに男工員の数よりも多かったのであって、このことはわが工業がいかに女性の負担にかかっていたかを物語っていることになる。

すなわち、明治一五年（一八八二）には、前記のように全工場労働者の六九パーセントが女性であり、同三五年（一九〇二）の農商務省の工場調査では、全職工数四九万八八九一人のうち、女は三一万三二六九人——男の一・六倍強、大正一一年（一九二二）、工場法適用工場の労働者一四七万六四八四人中、女八六万〇五八四人——男の一・四倍弱を示し、昭和六年（一九三一）まではつねに優位にあり、翌七年から逆になったが、昭和一二年（一九三七）の総数二九三万六五二二人中、女四一・二パーセントであるのにみても、その差は大きいものではない。

女性の工場進出が土台となって、他の各種職場にも働く婦人の姿が大きく展開された。

次に、女性の全職業状態の一斑を、昭和五年（一九三〇）の国勢調査についてみよう。

これによると、内地人口約六四四五万人中、女三二〇六万人——そのうち女性有業者は約一〇五九万人で、全女性の約三分の一が勤労者で、三分の二が無業者であったことがわかるが、無業者のなかには老人・子供の多数と家庭婦人があり、この家庭婦人の多くは勤労者階級に属するし、また前にみたように内職者も多数いるわけなので、顕在的な生産者ではないにしても、生産者の利害関係のなかには生活していたから、全女性の大多数は、広義の労働者として生活していたといえるのである。

しかし、工場関係だけに限ってというと、軍需工業の発達した第一次大戦ごろから、日本の資本主義工業が、ようやく女工中心の軽工業から男工中心の重工業への切りかえをはじめたことは事実で、特にイギリスのランカシャー綿布との衝突でインド向けの綿布輸出が断ち切られ、ついでオランダ領インドへの人絹輸出も拒絶され、また中国市場ではしばしばボーコットを受けるといったようなことから、紡織工業が不振に陥ると、右の切りかえが確実に決定的となり、そして、ここに前記のように昭和七年ごろを境として、男女工員数の割合も逆転することとなった。しかし、工場関係だけに限ってというと、軍需工業の発達した第一次大戦ごろから、日本の資本主義工業が、ようやく女工中心の軽工業から男工中心の重工業への切りかえをはじめたことは事実で、特にイギリスのランカシャー綿布との衝突でインド向けの綿布輸出が断ち切られ、ついでオランダ領インドへの人絹輸出も拒絶され、また中国市場ではしばしばボーコットをうけるといったようなことから、紡織工業が不振におちいると、右の切りかえが確実に決定的となり、そして、ここに前記のように昭和七年ごろをさかいとして、男女工員数の割合も逆転することとなった。

そうになると、失業した労働婦人は大量に帰村することとなり、農村には女子の労働力が過剰となっ

て、それがますます農村の貧困を増大させることとなる。これは都市工場の労働力を都市に求めないで農村に求めるというわが国婦人労働の特殊性の帰結である。

ついでにいうと、この特殊性は、終戦後の今日こんにちでも（農地改革が行なわれた今日こんにちでも）、まだなくなっているではない。現に、ちやうど、これを書いているいまも（昭和三年一月一六日）、帝人、旭化成、東洋レーヨン、倉敷レーヨンなどの繊維工場で、輸出不振のため大幅の操業短縮が行なわれた結果、整理された大量の女工員らが、あいついで帰村中と、ラジオ・ニュースでいっている。

このように都市工場が、その労働力を都市に求めないで、わざわざ遠く農村に求めるといふ非合理性が存在する結果、失業すれば大挙して帰村する現象が起るが、また就職をめぐつても、そこには人買いに似た「募集人」の制度とか、監獄部屋に似た寄宿舎の設置などという、これもわが国婦人労働にとつての致命的な特殊性が見られるというので、昭和二年（一九五七）、占領軍総司令部では、これを禁止しようとしてわが政府に命じて職業安定法をつくらせ、労働者募集地域の原則を規定させたが、そのとき同司令部経済科学局労働課アリス・W・シャークリップは記者団会見で、次のようにいったという。

「多くの民主国では、紡績工場の労働者は、その所在地域から募集され、通勤することになっており、日本のように遠い農村から労働力を仰ぐようなことはないので、募集人もなく、寄宿舎もなく、非常に合理的にできている。日本もこれからそうすべきだ。」

しかし、婦人労働にたいする占領軍のこの案は、前後して出された公娼廃止案（後の項参照）とともに、結局実行不能におわり、依然いぜんとして農村からの労働力放出という江戸の機織下女的・前近代的な

性格は、婦人労働部門では大手をふって維持されているのである。

最も、このような現象は婦人労働部門のみでなく、男子の場合にもいくらかはあてはまっている。だからいつでも都市工業が不振におちいると、農村には失業人口があふれ、それが一つの大きな原因となって、農村の荒廃となることが多い。昭和初期の世界恐慌を、アメリカでは都市労働者中心のニュー・ディールで切りぬけたというが、日本では都市よりも農村に強くひびき、その過剰人口を満州への開拓移民に向けるといったような苦肉策などが取られたり、あるいは宣伝されたりなどしたことは、まだ記憶にあたらしいことである。

三瓶孝子『働く女性の歴史』によると、たとえば第一次大戦後の不況では年々二〇—三〇万人の失業者を出したが、その失業者の多くは帰村してケリがついたといい、また昭和二年の金融恐慌以来に例をとっても、調査された失業者だけで三〇—四〇万人に達したが、それも四割かたはたしかに村に帰ったという。特に前記の切りかえ期にあった紡織労働者（ほとんど女子）では五五—六三パーセントが失業したが、それらのほとんどが帰村したことは想像にかたくないという。

ところで、ちょうどその頃であったと思うが、農村における女子の労働力を、農村工業方式——機械工業の分散方式——によって把握しようとする説が、大河内正敏らによって提唱され、そして実行に移されたことがあった。たとえば、それは群馬県群馬郡小野上村の鶏小屋改造の作業場におけるナット製作（従業者は同村女子）、新潟県刈羽郡荒浜村の散髪屋改造の作業場におけるシボレー自動車用ピストンリングの一部製作（従業者は同村女子）、同県同郡杵杷島村の納屋改造の作業場におけるフォード自動車用ピストンリングの一部製作（従業者は同村女子）等であったが、従来ほとんど軽工業にのみ

従事した農村女性たちが、切りかえ期を契機として、こうして重工業にも進出するようになったということは、わが国婦人労働史にとって、まさに一つの画期的なあらわれであったといえよう。

それに、時局もちょうど戦時下にさしかかっており、昭和十二年（一九三七）の日華事変、同一六年（一九四一）の太平洋戦争開始となると、婦人労働力のこの方向への動員は、度を越えてまでも行なわれるようになっていった。

昭和十七年（一九四二）には、「女子勤労動員要綱」がつくられ、翌十八年（一九四三）には、「生産増強勤労緊急対策」で「女子を以て代替しうる業種および職種につきそれぞれ女子の使用員数の標準を定め、電気機具工場は六〇パーセント、光学器具工場は五〇パーセントというように女子使用の率を決定した」（帯刀貞代『日本の婦人』）。

女工員の数も増大したが嶋津千利世説によると、その増大の仕方には、おもしろい現象が見られたという。というのは、女子職工数を規模別にみると、昭和十二年から一七年の間に、女子職工総数に占める割合は、二〇〇人以上の工場では八パーセント減っているのに、五人から二十九人までの工場では、約一〇パーセント増えている。すなわち、昭和十二年には、女子職工総数の五一パーセントが、二〇〇人以上の一八六九工場に集まっていたのが、戦争経済が発展しつつあった昭和十七年には、女子職工数は約五万人増加したが、二〇〇人以上の規模の二二〇四工場の女子職工数は女子職工総数の四一・二パーセントに減っており、二〇〇人以下の工場のなかでも、特に一〇〇人以下の工場では逆に増えているのである。これは戦時中、女子の職場は開けたが、しかし大工場からはしめだされ、軍需工場に身替わりした無数の小規模工場に集められたことを物語るものらしく、それはまた低賃金

と劣悪な労働条件での戦時婦人労働をうかがわせるものでもあらうという。

ところが、戦争終了と同時に、この関係が逆になってきた。というのは、戦後の労働関係は、生産現場からの大量解雇という現象にはじまるが、内閣統計局の調査によると昭和二〇年（一九四五）の六月から九月までに、全工業労働者の約三分の一（男二五・四パーセント、女三五・三パーセント）が減少した。この減少の仕方が逆だというのである。すなわち工業統計表でみると、昭和二一年の男子職工数は、昭和一七年に比べて三五・七パーセント減っており、女子は三三・一パーセント減っている。総数での率は、それほどちがわないが、規模別にみると、二〇〇人以上の工場では男子が多く減り、二〇〇人以下では、女子のほうがずっと多く減っているのである。

これはいったい何ゆえか。つまり嶋津説によると、戦後民主化のコースのなかで、労働組合の中核的な役割をはたすべく予想される戦闘的な男子労働者を大規模工場では忌避してしめだし、そのかわりに労働力では男子に遜色がないことを戦時中に実証した温和な女子労働者を手もとに止める^{とど}一方、小規模工場では悪条件で肉体を廃滅させている女子労働者を追いだし、あらたに人ってくる男子労働者を半失業状態の形でこれに替えるのが得策だとする経営者らの魂胆^{こんたん}によったものだろうというのである。

しかし、ドッジ政策後の企業整備の段階（昭和二四年）になると、職を追われた女子の数は一六〇万、男子のそれよりはるかに多く、これ以後は、職場でのあらゆる待遇や地位での男女差の型も、完全に旧態に復帰してくるのである。つまり、いいかえれば、女子労働者の重工業にたいする腕前は、終戦直後の一時期には買われたらしい兆があったがそれも一時で、残念ながらすぐに元にかえったという

35 第六章 女性はいま立ちあがりつつある（三）

女性の就業者数と完全失業者数

（1955年8月）

就業別		女 子	男 子	男女計中 に占める 女子割合	女子雇用 者の産業 別構成率	女子の前 年同月と の割合
総数		千人 17,710	千人 24,480	% 42.0	%	千人 +840
就 業	自営業者	2,380	8,250	22.4		-170
	家族従業者	10,330	4,570	69.4		+80
	雇用者	4,700	11,230	29.5	100	+590
	農 林 業	170	360	32.1	3.6	+30
	漁業および 水産養殖業	20*	220	8.3	0.4	+10
	鉱 業	50*	400	11.1	1.1	±0
	建 設 業	170	1,180	12.6	3.6	-10
	製造業	1680	3,370	33.3	35.7	+150
	卸売、小売、 金融、保険、 不動産業	980	1,950	33.4	20.9	+130
	運輸、通信 その他の公 益事業	260	1,550	14.4	5.5	+40
	サービス業	1,170	1,210	49.2	24.9	+240
	公 務	180	1,010	15.1	3.8	-20
完全失業者		290	420	40.8		±0

注 1 ＊印の数字は特に誤差率が高いから注意すること。

2 統計表の数字はすべて調査結果の実数に推計乗数を乗じたものの千位以下を四捨五入した結果であるから表中の総数欄の数字はその内計の合計にかならずしも一致しない。

（総理府統計局労働力調査

のでもあろう。

戦後の女性の全職業状態を、昭和三〇年（一九五五）の総理府統計局「労働力調査」についてみよう（上表）。

これによると、この年八月の全職業者（就業者および完全失業者）のなかで女子は一七七一万二人であるのに対し、男子は二四四八万人で、男女計中に占める女子の割合は四二パーセントであるというのであるが、このうち最も多いのは農業のような家族従業者である。また女子の雇用者をみると総数四七〇万人であるが、このうち三五・七パーセントは製造業で、これがいちばん多く、次が教員を含むサービス業

の二四・九パーセントで、その次が商業・運輸・通信などの二〇・九パーセントという順序になっている。

なお、同年(昭和三〇年)の婦人の全労働状況関係の平均数が、「労働省婦人少年局リーフレット」60に示されているから、その概略をあげてみよう。

(1)職場に働く婦人の数は四七十一万人。数は増えてきている。昭和二十三年 $\parallel$ 三十九万人、同二十五年 $\parallel$ 三十七万人、同二十七年 $\parallel$ 三九〇万人、同三〇年 $\parallel$ 四七十一万人。なお職場以外の場所で働く婦人、たとえば家業に従事している婦人、自分で事業を営んでいる婦人、内職などで働く婦人の総数は一二五四万人。

(2)職場に働く婦人の割合は男女総数の三〇パーセント。昭和二十三年は二六パーセントであった。ついでに外国をみると、米国は三〇パーセント(一九五〇)、西独は三一パーセント(一九五〇)、英国は三二パーセント(一九五二)

(3)婦人の働く産業分野は製造業一六六万人(このうち五〇パーセント $\parallel$ 八四万人が紡織業)。サービス業一一九万人。商業一〇二万人。その他。

(4)働く婦人の平均年齢は二五・四歳(男は二三・二歳)。昭和二十四年には二三・八歳だったがだんだん平均率が高くなりつつある。ついでに昭和二十九年の四月現在の各産業分野での平均年齢をみると、鉱業三一・八歳。建設業三〇・八歳。製造業二四・九歳。卸売・小売業二五・六歳。金融保険業二五・三歳。運輸通信・公益事業二五・六歳。

(5)働く婦人の勤続年数は平均三・六年(男は七・二年)。昭和二十四年には三・二年だったがだんだん

平均年数が長くなりつつある。ついでに昭和二十九年の四月現在の各産業分野での平均年数をみると、鉱業四・七年、建設業二・一年、製造業三・四年、卸売・小売業三年、金融保険業四・五年、運輸通信・公益事業五・二年。

(6) 働く婦人の賃金は平均九五六七円。金融保険一万四九六五円。運輸通信一万三六六五円。販売業一万〇二五一円。鉱業八五四〇円、製造業八二六六円。建設業七二五二円。婦人の賃金は男子平均賃金二万一八九五円にくらべて、四四パーセントにあたる。

(7) 既婚婦人の割合は七人に一人。昭和二十四年の調べでは一〇人に一人だったからわずかず増えてきている計算になる。

機業における家内工業・マニユファクチュアの遺制

封建農民の胎内における家内工業(手工業)やマニユファクチュア(工場制手工業)の発達は、農業の商品生産化をいよいよ増大し、典型的には英米等で見られるような地主自身による、または借地農による資本主義的大企業農場下の賃銀労働制という近代農業制へと帰結する、その他面で加工業(工業)を原料生産業(農業)から徐々に分離し、やがて産業革命を契機として、都市に機械制大工場をおこし、それによって、かつての農村手工業(家内工業・マニユファクチュア)を全滅させるという進化過程が見られるのである。

したがって、手工業制は封建制(絶対王政期を含む)の段階の産業であり、機械制工業は資本主義制の段階の産業であるという史的概念がなりたつわけである。わが国でも、いちおう公式的にはそのと

おりの順序をふんだといえるが、ただ後進国である関係から、問屋制家内工業あるいはマニユファクチュアの段階とされる幕末から明治一〇年代末に、それと重なりあって各種の機械制工場が、主として藩営または官営として、外国から輸入されて天下りの顕現するといったような矛盾が見られるので、このようなわが国では、時期区分においてさまざまな説があらわれざるをえない事情にある。

たとえば、輸入工場制を基本としてみれば、わが資本主義革命は、維新において早くも確立したとされるのにたいし、下からの発展現象や一般的普及面を中心としてみれば、幕末から明治一〇年ないし二〇年ごろまでを厳・マニユファクチュア期としたり、またもっと以前から明治中期ごろまでを問屋制家内工業ないしレーニンが革命前のロシアにみたような小営業の時代とする説もなりたつようである。

また、時期区分は、職種別によってもちがってくる。三瓶孝子の機業の視角からの説によれば、機業では幕末から明治二〇年ごろまでは問屋制家内工業の時代で、それにつづく二〇年―四〇年ごろの時期は、紡績会社兼営の広幅ものの力織機（機械制）の発展とならんでマニユファクチュアも問屋制家内工業も同じく発展期をなしており、四〇年以後、ようやく一般に力織機の時期となるという。つまり、かつてのマニユファクチュアのあとには、四〇年以後は一般に小規模機械制工場ができ、マニユファクチュアと関連して存在した手機式の問屋制家内工業（主として、農民による賃機）がおとろえ、かわって力織機をもった専門的賃機業者が出現し、また他面では農商務省のいう家内工業（三瓶説によれば、これは家族労働を主とし、雇用織り子を従として構成された小規模のものをいうのだらうといい、このような経営体にも後には力織機も入ったが、しかし手機が多く、内需の絹織等にこの種の経営は多いらしい。一

種の小営業であろう）が残ったというのである（三瓶孝子「機業における問屋制家内工業およびマニユファクチュア」）。

つまり、わが国には機業面という問屋制家内工業時代はあるがマニユファクチュアが支配的となった時代（厳・マニユファクチュア時代）はなく、明治二〇年—四〇年のマニユファクチュアの発展期は、同時に前からの問屋制家内工業の発展期でもあり、またこれらとは別契機の輸入機械制の発展期でもあるというのである。そして、これら三者の発展を同時的ならしめたいわば全機業的な発展期的現象は、日清・日露の両戦争をめぐるなされた国外市場に由来するという。

だが、この時期を一種のピークとして、やがて転換が行なわれ、小規模工場にも家内的な経営にも、一般に力織機が導入されるようになり、ここにわが国の機業は、まさに手工業から機械制への一画期をもつこととなるが、こみいった特殊な工程をもち、かつ需要の狭い日本織物の生産のためには、依然手工制経営（家内的な）も残るというわけである。

このように手工用の道具式生産から、原動力をつかった機械制の生産へと変わってきたことは、たしかに産業上の大きな革命——産業革命——ではあったが、ただ前に「日本婦人労働の特殊性」の項でもいったように、農業と分離せず、家父長制から独立しない低賃金の労働力を持ってそれが支えられていることに変化がないこと、特にマニユファクチュア時代とほとんど大差ない小規模経営や問屋制賃機家内工業（生産要具は力織機にかわっても）、家族労働を中心とする小営業（同上）等が非常に多く、いわば依然たるこれら家内工業的形態（あえて機業のみでなく）が、わが資本主義生産の特徴をさえないといわれる（京都大学国史研究室編『日本史辞典』九四ページ）ことのなかには、農民分解や農業

革命等を前提とするはずの機械制産業時代の正常な展望は見られない。かつての間屋支配・家父長管理の家内工業や豪農経営のマニファクチュア（小作・貧農らの奴隸的労働力を徴用しての）が内包した資本や労働力の諸関係は、いわゆる機械制導入の経営体にも、なおかなり強く遺制として存続しているといえる。そして機業においては特にその傾きがめだつのである。

昭和二年（一九五四）のデフレのとき、八王子、桐生、足利など関東一帯の「零細企業の強み」という説が伝えられたことがあった（『朝日新聞』昭和九年九月一日）。それによると、このへんは主として手工業制である。たとえば八王子の近郊では、農家のうすぐらい土間でもろはだぬぎのおかみさんが、古びた織機にむかって賃仕事によねんがない。つまり、こうした昔ながらの生産方法が、いまでも関東一帯の機業地の特色をなしており、織機一〇台以下という零細企業が圧倒的な比率を占めている。

このへんでは、「親類から二〇万円もかきあつめれば、一かどの機屋さんができあがる。」というし、足利のように賃織の多い土地では、「金庫一つにソロバンさえあれば機屋のダンナになれる。」といわれている。また伊勢崎の有名な「銘仙」は、付近の農村にちらばっている二万五〇〇〇台の手織機が生産しているのだが、その農家の一主婦によれば、ここではむしろ米の作柄のほうが大事で、賃織は副業だから、全般の経済のうごきがどうなろうと、そんなことは大した問題ではないという。資本家側の足利の織物組合でも、「大企業とちがって専業の高賃労働者を抱えこんでいるというわけでもないので不況で仕事をやめても困らない。」という。

しかし、もちろん悩みも多く、たとえば織り子の月収は平均二万三千円、賃織の工賃は一匹三千四百円が相場という。織機一台で一匹織るのに二三日はかかるというから、かなりの低賃金である。ま

たどこの機業地でも、たとえば夏ものが不況でやすんでいても、秋冬ものがよいといえば、下等動物か雑草のようにすぐにその日からでも息をふきかえし、過剰生産の圧力にのしかかられる結果となるのが、零細企業の生態であるともいう。

つぎに機械制の小規模工場をみよう（昭和三年現在）。山梨県郡内地方といえば、江戸の昔から全国にきこえた機業地である。特産だったカイキ（甲斐絹）はいまは姿を消し、絹や人絹の夜具地・裏地・洋傘地などがとってかわった。都留、大月、富士吉田、上野原の諸都市でこれらを織り出す総額は年に約五億円、一人ちかい若い工女たちの労働で支えられている。

大月市初狩町はその郡内機業地の一つで、六〇〇戸のうち四割が機屋、工女は三〇〇人に近い。工女と経営者の関係は、昔ながらのオヤニ式（家父長式経営）で、工女たちは経営者夫婦を「お父さん・お母さん」または「にいさん・ねえさん」（関東では農家の奉公人も主人夫婦をよぶのににいさん・ねえさんという）などとよぶが、経営者たちはこれを誇って「家族的なやりかたがこの土地の特徴でして。」などと口をそろえている。このようなゆる家族式はこの土地だけでなく、あらゆる婦人労働をめぐる大小企業に多かれ少かれ見られるものであるが、特に小企業では露骨であって、これが低賃金や長時間労働、仕事以外の手つだい、外出の制限などを課しうる擬制家父長権の土台となっている。経営者たちは、給金とは別に盆暮れにはおしきせをだすし、三年つとめれば鏡台、五年でタンス、七年もいけば夜具一そろいもつくってやり、嫁の口も世話するというのが、工女たちの話によると、病気になるればみじめで、医者代をだしてくれるのははじめの一回ぐらいで、長びけば実家に帰されてしまうという。

給金はどうかというと、この町では九割以上が年ぎめ給金で、それも経営者と工女の親とで受け渡しが行なわれるので、娘たちはその額さえ知らないことが多い。工女の一人は、「私は中学をおえると、すぐ親のいうままに一里ちかくはなれた村の機屋に住みこんだが、四月から二月までで給金は二万円だったとあとで親からきいて知った。」と話した。年ぎめ二万八千円が普通で、仕事になれてくると年三万円、七八年の経験をもつものでも、年五万円ももらえば最高という。

学校をおえると、親たちは待ちかねたようにして娘を機屋に出す。彼女たちの働きを抵当に前借することも多い。そして娘たちは、月々三、四百円ずつも親から小づかいとして貰えばよいほうである。

労働時間は、朝五時から夜九時までが普通で、休めるのは朝・昼・夜の食事時間だけ。それもすこしでもゆつくりすれば、「お父さん」にしかられる。休日には月に二日。その休日も、朝飯前は織るので、その日は朝飯が一時間おくれるし、おひる前には掃除をするので、休めるのは午後だけという。近くの都留町にある労働基準監督署でも、さじをなげた形で、「機屋は基準法など問題にしていない。そんなにまでしななければやっていけない経営法がいちばん問題だと思う。」と語っている。工場側では、「この土地には機台を二三台おいて嫁や娘に織らせている家内工業家が多い。そういう家では労働基準法の適用をうけないので早朝から夜遅くまで織る。われわれだけ八時間労働を守るわけにはいかない。」といっている（『朝日新聞』昭和三十一年六月一三日）。

このように機械制工場でも、その経営のほとんどがマニファクチュアの機屋とかわらず、特にこの企業の労働者が、農民からの年期身売りである点も、オヤコ式不自由労働に従っている点も、かつ

ての機織下女や織り子のそれとまったく同類であることが注意される。

労働省婦人少年局の『婦人労働調査資料』14に、「絹人絹織物工場的女子労働者」の実態調査報告がある。絹人絹織物工場には、一九五二年二月現在で、一万八八四五人の女子労働者が働いており、この産業は労働者の約八〇パーセントが女子である。婦人少年局の前記調査報告(一九五一年三月調、ただし賃金および労働時間に関する資料はその前月の二月分)は、この産業に従事している女子労働者の特性、労働条件、住居の状況などを総合的に示したもので、調査の対象は工場のみにかぎられており、家内工業にはおよんでいないが、マニユファクチュア式遺制をみる点で興味が深いので、その概略を紹介してみよう。

(1) 調査対象としてえられたのは、従来から絹織物の産地として特殊な地位を占めてきた一一地方、計二五九工場である。すなわち、米沢(山形)二五、足利(栃木)二五、伊勢崎(群馬)二〇、秩父(埼玉)二三、八王子(東京)二五、十日町(新潟)二五、大聖寺(石川)二三、鯖江(福井)二五、谷村(山梨)二二、長浜(滋賀)二五、丹後(京都)二二であり、在籍労働者数は、女二二〇〇人、男五二九人で、六割以上が雇用労働者一〇人未満の工場であった(この産業の特徴は主として、個人経営の零細工場である点にある)。設備の織機(すべて力織機)は、一一五台が六八工場、六一一〇台が七七工場、一一一五台が四五工場、一六一二〇が三三工場、二二台以上が三三工場というぐあいである。

(2) 生産品の種類はかならずしも八王子、伊勢崎、秩父が銘仙、谷村がはったん、長浜、丹後がちりめん、十日町が明石ちぢみといったようにはかぎらず、どこでも広幅、小幅を織り、洋服地や夜具地をつくるといったように、多種多様な織物を生産している。一例をあげると、伊勢崎では、広

幅で人絹タフタ・スポンジ・シャントン・サロン・ビロード・ピッケの類、小幅で銘仙・夜具地・裏地といったぐあいである。

(3)労働者構成で興味があるのは雇用労働者二〇人にみたない小工場では、相当に使用者の家族(男・女)が工場の労働に従事していることで、ことに零細企業の多い谷村などでは家族労働者の占める率が高く、四割以上を示している。分業では燃糸工(より)(繰返・合糸・加燃)・準備工(管巻・整経・糊付等)・織布工・機械保全工・事務員等があり、このうち織布はほとんどが女子労働者、準備工程も大半女子の仕事で、機械保全・燃糸・事務は主として男子であるが、これには使用者家族があたりが多い。

(4)女子労働者の募集は、一般的傾向として所在地域を対象とするので、労働者には同県内出身が多い。採用条件は、紡績や製糸が新卒の無経験を求めるのに対して、むしろ経験者を求めるし、配偶関係等についてもほとんどが条件をつけておらず、だから家庭から通勤する既婚者もかなり多い(朝も早よから弁当箱さげて……と歌われたマニファクチュア式通勤に共通する)。

(5)女子労働者の年齢、勤続年数、通勤と住込すみこみ、配偶関係、家の職業、家庭における経済上の地位等をみよう。まず年齢は紡績工場の女子労働者の六〇パーセント以上が二十歳未満なのにくらべて、ここでは二十歳未満は三〇パーセントにもみならず、前者では二十五歳以上はわずかに一〇パーセントであるのに、後者は四〇パーセントにおよんでいる。特に鯖江、大聖寺などでは平均三十歳内外になっている。勤続年数は平均一年一月という短さである(紡績二年三月)。零細工場ほど短く、谷村などはわずか一〇月である。次に絹人絹織物工場が他の大繊維工場とちがう一つの特

色は、いわゆる寄宿舎の設備がなく、だから家をはなれてきている労働者は、使用者の家庭に「住込」む形をとることで、秩父、八王子、谷村などは大半が住込で、鯖江、大聖寺などの北陸沿岸地方を筆頭にその他の調査地では、女子労働者のほとんどが通勤である。配偶関係では、紡績・製糸での九割が未婚者なのに、この産業では、土地によっては（たとえば鯖江や大聖寺など）大部分が既婚者であるところもある。未婚者も多いが、率は大企業に劣る。次に家の職業は農業が多く、特に谷村では六五・六パーセント、十日町では七二・五パーセントが農業で、既婚者の多い大聖寺や鯖江でも四〇パーセント以上が農業である。ぜんたいの率では、農業四三パーセント、工員一四・二パーセント、自分が働き手一一・九パーセント、商業五パーセント、一般事務員三パーセントである。女子労働者の家庭における経済的地位は、主として家計補助である。家計支持者としては父が四二・九パーセント、夫が二三・二パーセント、その他である。けれども女子労働者の家計補助の意味は非常に重いもので、家父長に賃金の全額ないし八〇パーセント以上を渡しているものが、じつにぜんたいの七割におよんでいる。

(6) 絹人絹織物女子労働者の労働条件をみよう。まず労働時間は、使用者の回答によると、平均九時間四四分で、休憩時間は昼食時一日一回というのが大多数である。すなわち始業午前七時半―八時、終業午後四時半―五時というぐあいである。休日は月四回が普通らしい。次に賃金は恣意的で、一定のきまりもないのが多い。対象二五九工場中、六二工場が給与規則を持っていたにすぎないが、その給与規則とても、形式的で具体的内容をなしていないのが普通である。使用者の回答によると、無経験の初任給は、住込で食事無償給与の場合は当時（一九五一年三月）月額一〇〇

○円ないし二〇〇〇円が最も多い。男女差はあまりない。通勤の場合、または住込でも食費負担の場合は男女ともに二〇〇〇円ないし三〇〇〇円未満が最も多い。ただし、後にいうように、住込労働者は、使用者家庭の家事手伝いを一様にさせられるのが普通である。経験工の場合は工場によってまちまちであるが、出来高払いをとっている工場が多いので、初任給をとらえることはむずかしい。初任給ばかりでなくこの産業では昇給についてもはっきりしない工場が多い。出来高払いの主として織布工に適用されているが、たとえば石川県の大聖寺では小幅の白地羽二重で、だいたい一匹(二反)五〇円から五五円が普通であり、経験工では三台持ちが普通で一日三匹、一五〇円から一六五円の収入となる。これは当然織物の種類や幅によってちがってくる。調査対象となった絹人絹織物工場女子労働者の現金給与額は、一九五一年二月現在で、結局通勤(または住込食費自己負担)者三三二四円、住込で食費使用者負担の場合は二六五三円である。当時の「毎月勤労統計調査」(常用労働者三〇人以上の事業場の平均)では、製造業の女子五〇八二円、紡織業四九四二円(いずれも通勤または食費自己負担)であるから、それにくらべると、約六六ないし六七パーセントにしかあたらない。ついでに一年後の一九五二年二月、労働基準局でおこなった全国絹人絹織物業の賃金調査結果をみると(労働基準局『特定業種賃金調査結果報告』)、この産業の女子労働者の全国平均給与額は三九四四円であり、当時の「毎月勤労統計調査」の製造業の女子労働者の平均六七三五円の五九パーセントにしかあたらない。もちろん税金・社会保険金・食費などをひいた手取り現金額は、もつとずっとすくなくなる。一九五一年二月に彼女たちが家に入れた平均額は二三〇八円であり、これらのものを差しひくと、女子労働者自身の手には五〇〇円ぐら

いしかのこらないという。

(7) 女子労働者の保健衛生および娯楽の問題についていうと、これは不備の一語でつきる。年に一回の定期健康診断はだいたい六〇パーセントは実施されているが、年に二回というのはほとんどなく、また大企業では戦後は健康保険にも加入しており、罹病者の医療費と給与が保障されているが、この産業ではまるでそれがない。医療費は労働者の全額負担だし、病欠の場合の給与の補償もなく、住込労働者が長期の治療を要する病氣にかかったばあいには、「家に帰す」工場が第一位を占めており、第二位は「前例がないからわからない」という使用者側の回答である。便所は女子用特設はほとんどない。男女共用が六割、使用者家族との共用が四割強で、そのどちらの場合も、便所掃除はかならず女子労働者が受け持たされている。娯楽設備はなく、使用者家族をふくめた遠足・花見などの行事があるが、それは休日をねらって行なわれるのが普通である。

(8) 最後に、住込者の生活をみよう。この産業では全般的にみて、住込者より通勤者が多いが、工場単位にみれば、米沢、鯖江、大聖寺を除いた地方では、住込者をかかえていない工場はすくない。つまり一工場には、たいてい一ないし三の住込者があり、六ないし一〇のところも二三・四パーセントはある。これら住込者の住居は、工場の二階であることもあるが、使用者家族との同居が多く、なかには使用者の女中部屋に女中と同居のものもあり、食事はほとんどが使用者家族といっしょにお勝手などをとっている。したがって労働者専用の炊事場は一〇パーセントにみたく、大部分が使用者の家族の分といっしょに炊炊されており、この意味で住込者の生活は使用者の私生活と密接なつながりがある。この場合食事をつくる人は使用者の家族（主として主婦）が約半数を

占め、家事使用人がこれに次ぐ。便所掃除とちがって女子労働者が当番である場合はひじょうにすくない。これに反して食事のあとかたづけは使用者の家族や家事使用人がする場合はすくなく住込者が当番でしていることが多い。つまりこのことは、使用者の家の主婦が住込者のカマドを把握していることを示すもので、その他の雑用にのみ住込者は駆使されているのである。そしてこの住込者が使用者の家庭の雑用（食事のあとかたづけをはじめ、掃除・走り使い・留守番・風呂たき・風呂掃除・洗濯・子守等）に駆使されている点で、「家事使用人」的性格を帯びているという一事は、かつてのマニユファクチュアの機織下女のそれと同じであることがわかる。

婦人少年局が調査対象とした以上二五九の絹人絹織物工場の創立時期は、昭和年代が最も多く、つぎが大正、明治の順となり、明治以前はわずかに二となっている。しかし、この地域が力織機化以前にマニユファクチュア式機場や家内賃織の時代を持っていたことはたしかであり、したがってその遺制が見られるのも一応ふしぎはないといえよう。(3)にみられる家族労働者の多いこと、(7)に見られる使用者家族との共同レクリエーション、(8)に見られる住込者の家事使用人的性格などは、工場経営と使用者家族の私生活とのあいだに、不可分の関係があったマニユファクチュア時代を思わせるものといえよう。つまりマニユファクチュア（日本式マニユファクチュア）にあつては、雇用者を使用者の家の一種の下女と考えていたのであるが、現在のこのような小規模織物工場にはそれがそのまま継承されているわけなのである。

また、前に郡内地方の小規模織物工場の例でもみたが雇用者にたいする使用者側のこのような家族的態度は、(7)に見られるような長時間労働や低賃金への擬制家父長権を成立せしめる土台となるも

のであり、(7)のような無保障の専制権をも可能とするのである。

これらに対して、雇用者側では、農民生活から分離しえない生計、家父長家計から独立しえない補助的賃稼ぎの状態——半封建的・家父長制的状態——があり、これが劣悪な労働条件を甘受させ、ひいてはマニユファクチュア式遺制を維持させている土台となっているといえる。

つまるところ、日本婦人労働の前近代性格——家計補助的ないし奴隷労働的性格——は、前近代の遺制を伴った如上の小規模織物工場地帯において、最も典型的に見られるというのがこの項の結論である。

製糸——手工業から機械制へ

「製糸工女が人間なればトンボ蝶々も鳥のうち」と、みずから歌って闘ってきた製糸労働者の手工業から機械制への歴史をこれからみることにする。製糸の需要者は絹織物業者であるが、室町時代に京都に西陣織物をはじめってから、この西陣の業者が製糸の最大の需要者だった。しかし、江戸前半期ごろまでは、西陣では中国から堺その他の特権商人らを通じて輸入される白糸を使用し、幕府の保護下に機台数千を擁して、機業界にゆるぎない覇権をうちたてていたが、そのあいだにも、寛文（一六六一—一七三年）ごろから享保（一七一六—一三八〇）ごろにかけて和糸をつかった地方機業が成長し、各藩の保護下に京・大阪・江戸の各市場に侵入しつつあった。桐生、足利をはじめ、前項でみたような加賀、丹波、甲斐、越前、信濃等、あらゆる地域の農家では、この機運にのって養蚕・製糸・織物などの小商品生産が兼営され、天保（一八三〇—一八四四）ごろになると、藩と結びついた町の生糸商人が

資本家となつての出し釜経営や、くめんのよい豪農が自宅に近所のマユを買いあつめておいて村の女たちや奉公人や自分の家族たちに糸をとらせるといったような、いわゆる問屋制やマニユファクチュアの初期の形態なども芽生えてきた。

全国蚕糸労働組合連合会編『製糸労働者の歴史』によると、はじめは養蚕も製糸もひどく幼稚なものであつたらしく、たとえば屋敷うちや道ばたに生えている大木の桑の葉をつかい、自然の温度で養蚕したので、上簇までには五〇日以上もかかるのが普通であり、とつたマユを糸にひくにも、一人一人が鍋でマユを煮ながら、竹筒や桐の木の中空のところへ棒をとおした取枠を手でまわして糸をとっていたのである。これを洞ぐりといった。

ところが、養蚕のさかんな群馬県に「上州座繰」とよばれる改良製糸法が発生し、これが、全国各地に普及するといよいよマニユファクチュアや、それとつながつての家内工業の出し釜方式が、支配的な大勢となつてきた。後に製糸業で第一位を占めるようになった長野県の諏訪地方でも、幕末から上州座繰を移植し、たとえば生糸商人で出し釜業者であつた清水久左衛門、林源次郎、増沢清助、武居代次郎などが、出し釜方式とあわせて座繰マニユファクチュアを経営したといい、後の片倉製糸の創立者で当時はまだその地方の豪農だつた片倉兼太郎なども明治六年（一八六六）ごろまではこの方式であつたという（堀江英一「産業資本の確立とその矛盾」）。

『製糸労働者の歴史』によると、同地の岡谷のはずれの南真志野村の初右衛門というひと、慶応二年（一八六六）、「ぜんまい」とよばれる座繰器六台を買い入れて、座繰マニユファクチュアと出し釜で新しい製糸にのりだした先駆者の一人であつた。初右衛門の家は西沢という谷川ぞいにある農家

で、副業に蚕を飼い、糸をひいて売っていたが、安政の横浜開港以来海外貿易がはじまって、生糸のねだんが高くなってくると、借金して春マユを買いあつめて座繰製糸をはじめた。糸とりには隣近所の家々への出し釜方式とあわせて、いくにんかの後家や娘を自宅にあつめたマニユファクチュア方式をとり、そうぜい三〇人ちかくの労働力を動員して、はじめの年は春・夏・秋をつうじて二〇貫の生糸をとった。豪農マニユファクチュアでなく、中・小農の初右衛門家で取られた経営法では、労働力も小作人や奉公人でなく近所の合力に依存したので比較的合理化されており、賃金も年期前借でなく働いた日数と糸の量（出来高払い）で随時支払われた。

維新政府は、輸入原料にたよる軍事工業の見返り輸出品としてはほとんどそのころ唯一の存在であつた生糸を重視し、これが質・量の改善に努力した。明治五年（一八七二）には、フランスから製糸機械と男女技術家を移入して、三〇〇釜というすばらしい規模をもった官営富岡製糸場（群馬）を建設し、ついで翌明治六年に勸工寮赤坂葵町製糸場をひらいた。藩営の機械製糸ではこれよりさき明治三年（一八七〇）に群馬県前橋藩がひらいた前橋製糸所などがあつたが、これは同六年に民営小野組の手に払い下げられた。この小野組は東京築地にやはり機械式の小野組製糸場（明治四年開設、六年に閉鎖、職工六〇人）を持っていたが、農村と分離の労働力の段階では、東京での工場開設は無理であつたらしい。

小野組では、そこで明治五年（一八七二）、長野県の諏訪に、諏訪最初の機械製糸である深山田製糸場をひらいたが、これにならってさきの武居代次郎や清水久左衛門らも、翌年機械製糸を開始し、その地方の間下村では、明治六年―七年のあいだに、座繰を機械にあらためたものが二〇名の業者中九

名にも達したという。

そして、この九名（前記武居を盟主とする）の共同経営である中山社（明治八年創立）が、信州式機械製糸の礎石となった。明治一二年には、全国の機械製糸場の調査がはじめて行なわれたが、一〇人繰以上の機械製糸工場全国合計六六五の五五パーセントにあたる三五八はこのとき長野県がすでに占めており、明治一五年には、長野県の一〇人繰以上の機械製糸場での生産量は、全生産量の五三パーセントに達した。

明治一二年の調査の際には、前にみた南真志野村は周囲の村々と合併して湖南村となっており、初右衛門家も初平の代にかわっていた。この家でも、前年屋敷のそばの小川に水車をしかけ、その動力で機械製糸をはじめており、マユも蒸汽で煮る設備となっていた。同じような小規模機械製糸場が、湖南村中に七軒もあり、それは二〇人繰三、一八人繰一、一二人繰一、一〇人繰二というぐあいで、初平家は一〇人繰であった。

マニユファクチュアから機械制へ。こうして製糸業も一応は公式どおり推移していった。しかし、その推移には、政府の保護政策が主導性をなしており、それを抜け目なく利用した政商的・高利貸的・寄生地主的な業者が、けっきよく日本では大をなしたといつてよい。

初平家の例では、資本と労働力に制約があったが、それは手ぐり時代の遺制との未分化で補われた。機械製糸といっても、この程度の規模では、ことあたらしい作業場もいらず、昔ながらの自宅が工場で、すぐ隣から通ってくる糸とりの労働者たちも、親代々わが家で糸をひいてきた胴ぐりや座ぐりの腕をもとで、同年輩の岡谷仕込みの教婦の指導で、比較的かんたんに新しい機械にもなじんでいっ

た。作業は田植えをすませ、家々のマユをとりあげた夏から秋の農閑期と、秋のとりいれの後に行なわれた。なぜならこのような小規模製糸場では製糸場じたいが農家であつたし、労働者たちがまたそうであつたからである。くりまわし資金のなかでは、原料マユの購入費がいちばん大きいことは、後年までつづく製糸業の特色であるが、この段階ではことにそれがはげしかった。マユを煮る蒸汽用の薪代などは、家事用の薪といつしよに入会山や持山でまにあつたが、マユ代金・運搬費・買入れ先を独占するのに支払われる費用などの調達には骨がおれた。座ぐり時代から、もう村のマユだけではたりなくなつて、伊那や筑摩へ遠出せねばならなかつたが、それらの土地とても、諏訪について全国で最も多くの製糸場のできた土地であつてみれば買入れには骨がおれた。

しかし、とにもかくにも、製糸業の機械制工場化は、このようにして行なわれていったが、その経営の背後には、前記の例でも見られるように、その労働過程において執拗に半自給経済に規定されている半封建的性格が見られるのであり、それは大企業の顕現によつても破壊されず、かえつて大企業の下積みの零細企業を数多く存続させ、冒頭にしろした「製糸工女が人間なれば」というような婦人労働の奴隷性を産出している土台にそれがなつていたことは疑われない。

小規模機械製糸とならんで、座繰式手工業も数からいえばけつしてすくなくはなかつた。長野、岐阜、山梨などでは農村に前記初平家のような小規模機械製糸が広く分布したが、群馬、福島等では、改良座繰が存続した。たとえば、群馬県では大正二年になつてようやく機械製糸の生産量が座繰製糸のそれをこえたが、つまりそれほど座繰製糸が生産量からいつても優位であつたのである。

けれども、産業ぜんたいからみれば、機械製糸の生産量が座繰製糸のそれを追いこしたのは、もつ

蚕糸関係輸出の割合 1 (単位百万円)

	輸出総額 (A)	蚕糸関係輸出額			$\frac{B}{A}$
		生糸	絹織物	合計 (B)	
明治 20	52	19	0	19	36%
30	163	55	9	64	39
40	432	116	31	147	34
大正 3	591	164	34	198	33

とずっとはい明治二七年(二八九四)のことで、朝日新聞社編『日本経済統計総観』によると明治二六年には機械生糸五万八二二〇ㇼにたいし座繰生糸六万五三三四ㇼであるのが、翌二七年には逆に機械生糸七万四三六八ㇼ、座繰生糸五六万二四一五ㇼとなっている。だからぜんたい的にいえば製糸が手工業から機械制へと転換したのは日清戦争ごろからということになるが、これは生糸輸出の増大と比例するものであった。明治二〇年—大正三年の輸出総額中に占める蚕糸関係輸出額の割合をみると上のような数字になる(『製糸労働者の歴史』)。

そして、片倉、郡是らが、このような機運のなかで、爾余の中・小企業を従属下に組みしきながら、独占的企业体制をととのえていった歴史がこれからの産業の歴史であり、この過程で、いわゆる原生労働関係に伴う婦人労働者の草分け的な闘争の歴史も見られるのである(後項参照)。

紡績——手工業から機械制へ

わが国での綿紡績の歴史は、それほど遠くない室町末期ごろに、その起源を持っているといわれている。最も綿種は、桓武の延暦一八年に三河の国に漂着したコンロン人がもたらしたのを、淡路・阿波・伊予・筑前等に栽培し不成功におわって中絶したという伝説があるが、その後天文一三年(一五

四四）に、ポルトガル人が豊後にきたとき、国主大友氏に献じてから各地にひろがり、特に大阪市近在や愛知県の三河方面が、綿栽培の適地であったところから、けっきょくそれらの土地が綿や綿糸や綿織物を特産する地帯として名高くなったことは、周知のとおりである。

手工業の手紡法も、ポルトガル人の先導で印度との貿易がひらけてから、印度綿や綿糸とともに輸入されたもので、九州の鹿児島では、天文年間すでに国産の薩摩木綿が製造されたという。

絹とはちがって、木綿は庶民一般の需要に適したので、徳川時代には綿作の可能な地帯の農家では、綿を植え糸を紡いで手織り木綿を織って自家用としただけでなく、綿は菜種とともに当時の著大な換金作ものであり、問屋制資本の対象ものであったので、わが農家のブルジョア化も、この角度からきざしはじめていた。

三浦英治『蒲郡の民謡』によると、三河木綿の本場である愛知県蒲郡地方では、むかしから綿・藍・煙草の栽培が広く行なわれていたが、なかでも藍や煙草が種まきから収穫までの一工程だけで農家から離れるのに対して、綿は収穫後もこれを糸を紡いで製織して各自の衣料としたり、また売却して収入の一部としたりしたので、その地方の娘たちは、「綿の種をまいて木綿に仕上げるまでの一連の熟練工」であることを持つて嫁入の第一の資格とされていたという。

八十八夜前後に綿の種をまき、一〇月頃に収穫した「モモ」（綿の実）を、ロクロ（綿繰機）にかけて種をくる。くりおわったら、その綿を、長さ一間ばかりの綿打ち弓の弦をペコペコペンヨと振動させながら歌と調子で綿打ちする。この綿打ち弓は、明暦年間（一六五五―五八）、長崎にきた中国人が伝えたものだという、一名を唐弓という。

わしが綿打ちゃヒバルがとめる

とめるはずだよじゃまになる

ペコペコペンヨペコペコペンヨ

ペコペコペンヨの一回目に綿が弦にまきつき、二回、三回目で綿がはなれる。調子が出れば、頑丈な弓でも軽くしなるといふ。綿打ちのリズムには、ペコペコペンヨという三つ打ちと、ペンヤペンヤペコペンペンという五つ打ちがあり、地方によってちがっていたが、熟・未熟によっても違い、前者は熟練者、商品生産者のリズムで、後者は一般的な自給者のリズムであつたらしい。

糸紡ぎをするには、まず第一に、綿を「撚子^{よりこ}」につくる。撚子というのは、綿を一升マスの底にひろげ、ヨリコボセという竹の道具に、巻いては抜き巻いては抜いてつくつた細長い円筒形のもので、この撚子ができたらこれを糸車にかける。その方式は、左手で撚子をにぎり、右手で車をうごかすと、紡錘^{つむ}（ツムノキという。太い鉄針に輪鼓が装置されたもの）に糸が撚られて巻きつくわけである。糸車には百匁車や、それ以前にはもっと幼稚で小型な五十匁車や二十匁車などがあつた。それを女たちがイロリ火の明りで廻しながら、三つ星が屋上にくる頃までを刻限ときめて、ピーピーピーと、秋冬の夜長に、夜なべ仕事をばげんだ。

唄を唄えば唄うとおしゃる

眠りや眠るとまたおしゃる

百匁車はつがんでもたまる

ついでたまらぬ小車は

糸も細う出よ車もまわれ

たまれツモノキ夜がふける

このような素朴な毛紡法による家内工業が、明治一〇年代に和製の機械式ガラ紡が持ち込まれてマニファクチュア式に似た小工場が出現する前後頃までも、江戸時代に白木綿もめんで名をとった木綿の本場の三河地方でさえつづいた。

イギリス製の本格的な機械制紡績法の輸入は、資本の蓄積のない民間ではむりであった。だから軍需工場や絹製糸と同じようにやはりこれも主として藩営や官営で移入経営された。

日本で最初の洋式紡績工場は、薩摩藩主島津忠義が、その先代斉彬の意志をついで、廃応三年（一八六七）の五月、鹿児島さつごの町はずれ、磯の浜に建設した鹿児島紡績所であった（飯島幡司『日本紡績史』）。主要機械は、イギリスから輸入したミュール六〇〇鍾立三台、スロツスル三〇八鍾立六台、合計三八四八鍾で、他に力織機が一〇〇台あった。動力は蒸汽機関で、石造鉄柱平家建ての工場、男女工員二〇〇人、一日就業一〇時間、英国技師の指導で平均四八貫の綿糸がつくられた。薩藩では、このほかに明治三年、泉州堺にミュール二〇〇〇鍾の堺紡績所をつくり、五代友厚などが係員として経営に参画した。

民営では、江戸の伝馬町で木綿問屋をしていた鹿島万平が、慶応元年に幕府から紡績所設立の内命をうけ、イギリスに機械一組を注文したのが、明治元年に横浜についたので、明治三年に王子滝野川村に土地をえて工場建設に着手し、こえて明治五年、鹿島紡績所の名前で開業したのが最初であるといわれる。明治一二年に東京勸業課へ届けた文書によると、資本金四万円、五七六鍾、動力は二五馬

力の水車、男工八女工二四の規模であつたらしい。

このあいだにも、横浜開港以後の趨勢として、ねだんが格段に安いうえに、とびぬけて上質な舶来の「唐糸」が、粗悪で高価な国内の手繰糸を駆逐する傾向が年をおつてめだつてきており、ついに明治元年から一〇年までの綿関係品の輸入額は、総輸入額の三七—三八パーセントという高率を示すようになった。そこでこのような輸入綿糸をふせぐためには、外国と拮抗する新生産形態を国内に移植せねばならず、前期的民間資本への保護と同時に、それよりも差しあたつてまず官営工場の設立がいそがれた。

官営機械制工場は、綿産地の愛知県額田郡大平村と、広島県安芸郡上瀬野村に建てられた。前者は愛知紡績所、後者は広島紡績所である。政府は明治一年に二〇〇〇錘紡機二基をイギリスに注文し、その一基ずつを両工場に分割した。両地とも石炭を産しないので、動力は水力だった。愛知紡績所は明治一四年にできあがつた。女工の服装は、普通服にタスキがけ、髪はまるまげや島田まげを薄紙でつつんで、綿埃を避けていた。富岡製糸場などと同じように下級士族の妻や娘が多かつたろう。広島紡績所は明治一五年、建築半ばで広島綿糸紡績会社に払い下げられた。

政府は官営工場のほかに紡績機械を官金で輸入し、それを無利息の年賦で民間に払い下げるという方法をとったり、また民間業者が輸入する紡績機械に対して代金立て替え払いの便宜をはかつたりした。これらの奨励方法で建設された紡績工場は一四で、三万二〇〇〇錘を算した。このほか藩または県の保護で設立された工場もあった。

このように官営的な洋式機械制移植が行なわれているころ、前記三河木綿の本場では、小規模のガ

ラ紡工場がさかんな勢いで普及していた。

ガラ紡というのは、手繰紡と洋式紡のあいこのようなもので、日本式の一種の機械紡績法である。長野県安曇郡科布村の臥雲辰知というひとが明治初年に発明したもので、明治一〇年の内国勸業博覧会に出品して人の目をひき、たちまち各地に行なわれた。この機械は、四五〇錘の小さいもので、ブリキの円筒をまわしながら、その一端の孔から綿を紡ぎ出すしかけになっている。ガラガラと音がするのでガラ紡というわけである。小資本で組み立てができるうえに、太糸紡績にはさしつかえないというので、明治二〇年ごろまでは、このガラ紡糸と手繰糸とで、洋式糸を向こうにまわして張り合うほどの勢力があったという。

三河方面にこのガラ紡が入ったのは、前記博覧会の翌二年のことで、碧海郡の甲村滝三郎が四〇錘の手廻し機械で試運転した。さらに翌一二年には、水力利用の工夫が成功して、六〇錘の機械がうごかせるようになった。これがいわゆる「三河ガラ紡」のはじまりであった。三浦英治『働く女たち』によると、明治一五年―一六年には、蒲郡の三谷へんから、多くの娘たちが山綱坂・鉢地坂・桑谷坂を越えて、山北へ糸を紡ぎにいった。盆や節季には、「山綱坂に工女がつなぐ」といわれるほどの解放も見られた。手紡糸の大産地であった額田郡には官営洋式工場もできたか、それに対抗していっせいにガラ紡工場が繁昌した。

こおり額田こおり竜泉村よ

大勢社を組み水車でき

機械なんぞいないこみ

工女なんぞ寄せあつめ

時間十五時間をきめられて

それほどきびしいことなれば

ここで寝泊まりホホイするがよい

明治二年の一二月の調査によれば、三河地方のガラ紡は営業者八五五人、二万三四七〇〇錘に達している。これが明治・大正を通じて三河ガラ紡の最盛期であった（『日本紡績史』）。

これよりさき明治一六年（一八八三）、純粹の民営紡績といわれる大阪紡績会社が誕生した。純粹の民営とはいっても、より多く政商的、または前領主的な人々が資本家となったもので、渋沢・大倉・藤田等に大名華族二一家が合資したものであった。機械はイギリスから輸入したミュール一六台、一万〇五〇〇錘、動力は蒸汽機関、男工二八人、女工一六〇人の大規模工場であった。

ついで明治二〇年に東京紡績、鐘淵紡績、倉敷紡績、二一年に摂津紡績、尼崎紡績などの大会社が簇生した。洋式機械制紡績工場の設立は、明治一八年までに二二工場、五万八七〇〇錘といわれたが、明治二三年には錘数だけでいえば六倍にあたる三五万八一八四錘に達した。

この明治二三年という年は、わが国内綿糸生産量が輸入量を凌駕した年であり、ひいては国内市場が狭いために第一次恐慌が勃発した年であった。それに対応するため、いちはやくカルテル化した大日本紡績連合会では、(1)輸入糸を防ぐために従来太糸のみを製造していたのを細糸に向けかえていく。(2)一年三万梱以内を損益にかかわらず五年継続して中国に輸出する。(3)綿花輸入関税および綿糸輸出関税などの撤廃運動といったような対策をたてた。

綿花については、はじめ、わが紡績業では国産綿花を使用する方針で出発したが、国産綿花はねだんが高く、粗悪でもあったので、明治二〇年ごろからインド綿花を輸入するようになり、細糸生産への転向後はいっそうその必要性が加わったので、地主らの猛反対をおしきって、明治二九年に輸入関税が撤廃され、衰退状態にあったわが綿作部門は、ここで完全にとどめをさされた形となった。そして原料を他国に求める純加工産業となったわが紡績業の行くては、国内的にも国外的にも純商業主義の上にあった。これよりさき、綿糸輸出関税は明治二七年に撤廃され、市場を朝鮮・中国等に求める上からも、日清・日露の侵略戦のきっかけがつくられていき、結局東アジアをねらう露・英・米等、これら世界帝国主義勢力との市場争奪の決戦へまでも発展することになっていった。

手繰糸やガラ紡糸は、前記明治三三年ごろを境として、ようやく衰滅への機運にむかった。織物や絹製系には、機械制の確立後もなお家内工業・マニファクチュアの遺制が生産形態なり規模なりの上に若干存続して、日本の特殊性をなしたが、その点紡績では、輸入の大規模機械制の制覇が貫徹し、手工業形態のほとんどが壊滅させられていったといえる。大正ごろにも、家内で自給用の木綿^{もめん}を織る地域はまだあったが、原料糸はもうけっして手繰糸ではなくて、いわゆる紡績糸がつかわれていた。

こうして、手工業従事者が大挙して機械制工場の労働者化するいわゆる産業革命段階の公式的現象が、わが国でも一部綿業地域では見られることになった。たとえば明治二〇年、大阪府内の二四郡には、手紡ぎの家内工業に従事する農家の女子が八万二〇六四人、その年収（二郡で）一五万一二七七円であったが、その後の手紡ぎの衰亡で、農家の女子はこれだけの手仕事と収入を失った。そのころ手紡ぎの手間賃は一〇〇匁八銭だったが、紡績糸との競争で三分の一以下に下がった。そこで手紡よ

りも紡績会社へ通うほうがましだとなって、大阪府下の南郡・日根郡からは、このころすでに三〇四人が紡績会社へ通うようになっていた（『働く女性の歴史』）。

手紡ぎを全滅させたわが機械制紡績工場は、その後驚異的躍進をとげた。明治二三年には、前記のように全国鍾数三五万八一八四鍾であったのが、大正一二年には、四八七万七〇〇〇鍾となり、昭和七年は、七七九万八〇〇〇鍾となった。主要会社は大日本紡績連合会に加盟していたが、五大紡（鐘淵・東洋・大日本・富士・日清）がぜんたいの六割を占め、高度のカルテルを形成し、わが独占資本主義制の有力な一翼をなした。

紡績部門は、このように典型的な産業革命をとげ、独占化へとすすんだが、ただ労働過程においては、募集人制や寄宿舎制を太平洋戦後にまでも持ち越すような出稼ぎ的（農民からの不分離）、腰かけ（家父長制からの非独立）な事情が見られた。これはこの部門における手工業から機械制への推移がやはり他の部門のそれと同じように、主として自然的なブルジョア的な発展からでなく、上からの移植として遂行され馴致させられた事情——日本資本主義の半封建的事情——に帰一して考えねばならない点であろう。

機械制時代の職場労働

結論からいうと、婦人が家事ばかりでなく、職業にも従事することに対して、なお種々の批判があるにもかかわらず、婦人の労働力人口（就業者と完全失業者の合計）は、年々ふえるばかりで、婦人の労働力が国の産業発展のうえに大きな寄与をしている事実、もはやなんといっても動かさなくなつて

いる。一九五六年（昭和三年）の統計についてみると、十四歳以上の女子人口三二三八万人のうち五四・五パーセントは労働力人口である。つまり、過半数が生産に寄与している計算になっているのであって、この状態のほうが、家事専門よりは普通のこととなっているのである。とかく婦人の仕事は家事専門と思われてきたが、じっさいは其稼ぎが多く、一九五六年九月現在、女子就業者の五四パーセントにあたる九五三万人が配偶者を持っていないがら働いている実情である。それにこの一九五六年という年は、わが国婦人労働にとって、一つの画期を示した年であった。というのは、この年はじめて女子の非農林就業者数が農林就業者数を上廻ったのである。一九五六年における女子就業者の状況をまず農林業、非農林業別にみると、農林業では前年より二五万人の減少をみせて八四六万人、非農林業では五〇万人増加して八九〇万人にたっし、これまでの女子労働力人口の比重を逆転させている（労働省婦人少年局『婦人労働資料』六〇）。

これは第二次大戦後のわが婦人労働のめざましい近代化を示すもので、その推移をみると、非農林業婦人の数は、一九四八年（昭和三年）の五二・三万人から、一九五六年までの八年間に三七七万人、比率にして七四パーセントの増加をみせているが、これに反して農林業婦人の数は、ほとんど停滞的であり、一九五六年の数字ではむしろ前記のように下り坂になっているといったぐあいである。

非農林業を産業別に大きくわけると、漁業・水産・養殖業、鉱業、建設業、製造業、卸売・小売・金融・保険・不動産業、運輸・通信・公益事業、サービス業、公務となっているが、これらの全産業部門を通じて、女子就業者のいない部門というものは一つもない。このうちタイピスト・事務員・百貨店員等を含む商業や金融業が最高で三〇五万人、ついで工場関係を主とする製造業が二七〇万人、教

員・医師・美容師等を含むサービス業が二三六万人となっており、特にサービス業は年々激増の傾向にあり、現在でも男子を凌駕している。

この項でみようとしている機械制時代の職場労働とは何かというと、主として右の非農林業関係から製造業その他若干を除いた大部分のいわば事務的職場労働一般を、ここで仮にそういう名目でよぶことにしたのである。

資本制生産の基礎は、いうまでもなく一時に労働の生産率を高めた一八世紀の機械革命によって与えられた。つまり、天才ワットが労働力を機械に伝導することのできる蒸気動力を発明したことが起点であった。生産過程では、まもなく手工制原理がほろびて、機械制原理がこれにかわった。女工は糸車を去って紡錘機の前に立ち、一つの錘のかわりに、千二百の錘を動かすようになった。手工業の部門は、相ついで機械にかえられた。コロンタイが「経済の進化における婦人の労働」で、みごとに描き出しているように、現在ではもはや利潤の増大は、労働者の数や、筋肉の力よりは、技術の改良、機械の善悪にかかるようになった。こうして一人の未熟な女工が機械のたすけによって一日六〇万本の精巧な針をつくり、過去における一三五人の熟練した男子労働者にとってかわることも容易となった。そして労働生産率の増大はおどろくべき速度を持って発展し、大量的消費者のために機械力を持つてつくられた商品が市場に充滿した。商品価値の急速な創造と蓄積が行なわれ、この過程とともに、工場主や企業家たちの魔術的な富の増大も行なわれた。

社会の構成が一変した。なぜなら生産品の社会化（商業による）に対して、またそのマス・コミュニケーションに対して、あらゆる機構と便宜とがつぎつぎに発明されたからである。そして交通・運輸・

サービス・商会・銀行・公務等が網の目をなして発達し、その従業員として、「給料とり」とよばれるサラリーマンの大群が生まれたのは、まさに機械制時代に入ってからのものであり、この機運によって女性もまた必至的に需要せられ、しかも需要は年々激増しつつあるのである。このことは冒頭でみたとおりである。

特に、女性の職場進出には、かつて女性が家庭内で従事していた仕事の大部分が機械制工場にうばわれ、やむなく消費物資を購入せねばなくなると同時に、その費用に事欠くようになってきたという事実も裏づけられており、この事実は重大視されねばならない。つまり、この面からいうと、家庭内の仕事の社会化（資本主義生産の高度化）に比例して、女性の職場進出も高率化するわけである。

最初の機械制工場としての藩宮・官営の製糸場や紡績所の女工に、維新で失職した武士階級の娘や妻の多くが用いられたように、最初の職場労働者としての小学校や女学校や女子師範学校などの女教員にも、士族や豪農層の女性の多くが用いられたことは、維新の項その他でみてきたとおりである。明治五年（一八七二）の学制頒布、明治八年（一八七五）の女子師範学校創立によって、女教員の誕生が規定されると、女性の天職を家内に見ていた従来の家父長制の道德には、明らかに一つのひびが入ったことになった。

ぶきりょうで女教員になるふしあわせ

という狂句は、家父長制側から最初の職場婦人にむかって投げつけられたにくまれぐちであって、この句は明治はおろか大正・昭和（戦前）になっても、なおさかんに人口に膾炙かいしゃしていた。

ついで出現した職場婦人は看護婦であった。西清子『職業婦人の五十年』によると、明治一五年（一

八八二、とき海軍軍医高木兼寛が、イギリスのナイチンゲール看護婦講習所に行き、看護婦施設を研究して帰国、博愛社付設の病院に専属看護婦を募集したのが最初とされる。しかし、応募者を見ると、きわめて教養の低い賃稼ぎの女性たちばかりであって、看護学など学べそうにもない。しかもそういう女性以外は応募者がえられない。そこで考えだされたのが、貴婦人連を動員した「篤志看護婦会」（明治二〇年）で、これに看護法を学ばせ、一朝有事の際には赤十字社の仕事もさせるし、平時は看護婦の養成にもあたらせるというものであった。これで世間も看護事業の尊さを納得し、中流以上の娘からも日赤看護婦の志願者がようやく出るようになり、日清戦争ごろには、看護婦の数も一八〇名くらいになっていたという。

ここに面白い挿話がある。日清戦争がはじまると、石黒忠恵軍医監は、いまこそ自分の手で養成した看護婦を役だてるときがきたとばかり、大本営のあった広島島の陸軍病院に、日赤看護婦の採用方を申し入れると、病院側からの返事に、「わが国と欧米とは、風俗、習慣が違ふ。戦功ある名誉の傷病兵が、女の看護をうけて、万一風紀上の悪声でもあれば、それこそゆゆしい大事だ。」とあったというのである。これでは日赤看護婦養成の意味がない。しかし、女といえど家婦以外は娼婦しか知らず、だから家婦でも娼婦でもない職場的・専門的使命を持って登場した先駆的婦人のありかたには、ぜんぜんなれていない文化度の低い日本の男子に、こういうまさつが最初に生じたことはむりがなかったともいえる。

そこで日赤側では、品行方正、技倆ぎりょうに熟達じゅたつ、なるべく年をとり、かつ美貌ならざるものという一札を先方に入れ、その条件を参酌さんしやくした二〇名の看護婦を持って、ようやく広島に出征させることとなつ

たが、先方は先方で、ちょうど将官級の夫人や令嬢も篤志看護婦として同じような服装であつまっていたのに結びつけて、「看護婦のなかには上官の家族がおられるのだから、すこしでも無礼なふるまいなどがあっては一にも二にも上官にすまないことである。」などと、あらかじめ患者たちにきびしい訓戒を与えるといったような騒ぎを演じたという。

しかし、「熟達した技倆」^{ぎりよう}でえらばれた最初の出征看護婦の姿には、家婦にも娼婦にも見られない知性的なかがやきがあった（職場婦人がもたらした女性美である）。腕に赤十字のマークをつけ、黒の外着の肩からななめに医療カバンをきっちりとかけた彼女たちの一隊が、軍楽隊の奏する壮行曲におくられてさっそうと新橋駅を出で立ったありさまは、まさに新日本女性の夜明けを思わせるにたるものであった。

火筒のひびき遠ざかる

あとには虫もこゑたてず

吹き立つ風はなまぐさく

くれなる染めし草のいろ

あな勇ましや文明の

母といふ名を負ひもちて

いとねんごろに看護する

心の色は赤十字

この「婦人従軍歌」は、日赤看護婦隊が日清戦争で示した新鮮な活躍ぶりを歌ったものであった。

看護婦と前後して、電話交換手が誕生した。電話は一八七六年（明治九年）、アメリカ人グラハム・ベルが発明したが、はじめは二カ所だけの通話だったのを、通話範囲の拡大をはかる電話交換方式が発明され、その交換手に女子が用いられた。わが国で電話交換業務が開始されたのは明治二十三年（一八九〇）、当時東京一七九、横浜四五の加入者があり、交換手はアメリカにならって女子を予定したが応募者がなく、やむなく男子を主として用い、これに通信省の役人の娘九人を加えて出発した。明治三四年には男子を廃して女子のみとなった。

日露戦争から第一次大戦にかけて、日本の資本主義は飛躍発展し、会社・銀行員と官・公吏を二大グループにして急増する。中学卒の男女事務員が大量進出したのもこの時期である。女子の職場進出は、一般的にはこの時期からといってよい。物価騰貴という事情も大きな原因であった。狭義の事務系統をはじめ、美容師・商店員・タイピスト・速記者・新聞記者・女医、それにすでに大勢力化した小学校女教員はいち早く男女平等の待遇や、母性保護の問題をさげんで女教員会を組織するまでにいった。郵政局・鉄道・電車などの方面にも女子の登場があいついだ。

これら職場婦人は、職場では男子の三〇パーセントという差別的給料と昇進不能という不平等待遇（そのかげには教育制の制約があった）にあえぎ、家では家事労働や家族道徳と衝突しながら、社会的必然にうながされて前進した。いわゆるブルジョア婦人運動といわれている教育・職業・賃金・参政・財産権等への男女平等の権利の主張等は、この職場婦人の地盤から生まれたものであった（前巻の女性の自覚の項参照）。

職場婦人は「職業婦人」とよばれ、世間からは侮蔑の目で見られていた。いわゆる花嫁専門の教育

をうける普通の女学生に対して、教員や交換手や看護婦や乗務員などの養成所に学ぶ娘たちは、なんとなく、肩幅狭い思いになやんでいた。しかし、工場婦人の多くが農民出身であるのに対して、これは多く市民の出身であり、当時の社会思想の範疇からいっても、これは小ブルジョア層とされていて、同じ働く婦人でありながら、両者の間に一線が画されていた事実があった。しかし、この一線はいわゆる職業婦人の数の増大や、社会主義の影響による階級的自覚・組織化等につれて撤廃され、かつての職業婦人はいまや職場労働者となり、第二次大戦後の民主化段階で労働組合運動に参加し、日教組婦人部や国鉄婦人部のように、ときには婦人労働者層の指導的部署にさえつくようになった。

昭和二五年(一九五〇)の国勢調査によれば、工場、職場を含めて、婦人がついている職業の割合は、次のようになっている。

- (1) 婦人が七〇——一〇〇パーセントを占めている職業は、看護婦、助産婦、保健婦、栄養士、社会福祉事業員、速記者・タイピスト・筆耕、電話交換手、養蚕従業者、紡織業工員、和服裁縫師・ドレスメーカー、家庭女中、派出婦、女中・給仕人(家庭以外)。
- (2) 婦人が五〇——七〇パーセントを占めている職業は、給仕、販売店員、農耕従業者、選炭夫、寄宿舎の舎監・寮母旅館下宿の女中頭・番頭等、理髪師・美容師、娯楽場・競技場の従業員。
- (3) 婦人が三〇——五〇パーセントを占めている職業は、高校・中小学校・幼稚園の教師、薬剤師、音楽家、俳優・舞踊家、会計事務員、図書事務員、飲食店主、畜産従業者、水産養殖従業者、選鉱夫、竹細工職、製本工、絵付工、豆腐製造職、パン製造職、料理人。
- (4) 婦人が一〇——三〇パーセントを占めている職業は、蚕業技術員、あんま・マッサージ師・はり・

きゅう師、人文科学研究所研究員、宗教家、郵便局事務局員、鉄道・電車・バス車掌、保険代理人・保険外交員、商品の仲買人、小売店主、金属プレス工、パン・菓子工、精穀・製粉工、宝石・貴金属細工職、文選工・植字工、レンズ職、陶磁器工、漆工、洗濯工、洗張職、袋物職、ガイド。(5)婦人が一〇パーセント以下の職業は、化学工業・電気工業・機械工業の技術者、土木・建築関係技術者、農林・水産業技術者、ラジオ放送技術者、無線通信士、大学・高専の教師、医師、歯科医師、獣医、著述者、編集者・記者、画家・彫刻家・美術家、職業スポーツ家、自然科学研究所研究員、写真師、図案家・デザイナー、裁判官・弁護士・弁理士・会計士、有線電信通信員、自動車・電車の運転手、金属工業工員、男子服裁縫師、木工関係職人、時計組立工・修理工、製版工、印刷工、塗装工、電気工、装飾師、表具師、映写技師、日本酒醸造職、彫刻師・印判師、警察官。

「嫁」の労働制

わが国の婦人労働は、前記のように家内手工制から機械工場制へと職場が推移する度合いに比べて、かつての家父長奴隷制の拘束からすこしずつ離脱しつつあるといつてよい。これを職種別にみると、小規模工場や家内賃織業のおおい職業には、いまなお手工制の遺制がおおく、したがって、そこでの婦人労働は、なお奉公人的な非独立性をのこしているが、製糸・紡績など大規模機械制工場になると、労働力が農家からの出稼ぎに依存している点で、出奉公や人身売買などの色彩ももちろん完全には払拭^{ふっしょく}されてはいないにしても、機業の織り子たちよりは近代労働者らしい性格へと一歩前進していることはうたがいない。さらに市民からの応募による一般自由職場の従業員になると、いわゆるオ

フィス・ガールなどに見られるように、もっと自主性が加わってくる。とはいふものの一括的に定義するとすれば「日本婦人労働の特殊性」の項でみたように、それらが一般に自活のための労働であるよりは、家計補助的のものである事実はうごかせない。

わが国の婦人労働の特殊性は、家内から家外へと職場は移っても、その労働が自己のためでなく、結局家父長（父や夫）のためのものであるという点にある。これは嫁取婚的な家父長制が、なお日本婦人の生存の拠点とされているような社会的実情からきているものである。したがって、わが婦人労働の本質は、なお前代的な家父長制家族労働——家内奴隷労働——にあるといえるし、その家内奴隷労働制の集中的表現としての「嫁」の労働制の実在が、わが婦人労働の特殊性を根源的に規定しているものである事実を、女性史家はみのがしてはならない。

家父長家族労働制は、中巻でみたように、主として農業における生産関係として誕生したものであるから、その集中的表現である「嫁」の労働制も、主として農家において典型化されていることはいうまでもない。

世間でいういわゆる「嫁・姑」の問題がけっして単なる心理的な問題ではなくて労働制の問題であることは「嫁をとるか、牛を買うか」という言葉によっても証明されよう。嫁と牛と同じ労働価値で見られているわけである。また栃木県鳥山地方の農村では、「馬をやせさせるのは嫁の恥」という言葉があるというが（江口換「封建性——部落を支配しているもの——」）、ここでは馬と嫁が労働生産力への一半の責任を分け合っていることがうかがわれる。

このような「嫁」の労働制は、封建時代において最も苛酷であったが、農業の資本主義的大企業化が

行なわれず、零細自給制になお執着しているような今日の日本農業の段階で、一方では若主人や次・三男が、工場づとめや役所づとめ、教員・駅員・バスの運転手・行商人等、戦後急激にふえた兼業的状态下におかれるとき、農業労働力が女性にかかってくる事情とも相まって、嫁の労働制維持強化の手は依然として現在でも緩められない傾向にある。

わが国の農業労働が、いかに、女性の労働力を需要しているかということは、農民出身の都市の女工員が『母の歴史』でみるように、数年間の賃稼ぎをすますと、ただちに故郷に引きもどされて、結局農村の嫁となり、働き手となることから観察されるし、また、わが国女子就業者の特色として、近代的な雇用労働者（工場その他一般職業にやとわれて賃金や給料などをうけているもの）が比較的すくなく、家族労働者（事業の経営主の家族が賃金をもらわずに家業に従事するもので、つまり家父長制労働者）は一九五六年現在で総女子就業者の五六パーセントという数を占めていること、しかもその家族労働者のほとんどが農業であるということからも観察される（これに対して男子の家族従業者は総男子就業者の一七パーセントにしかあたらない）。つまり、農家の家族労働では、姑・小姑・嫁による一連の女子労働の占める割合がかなり高率であり、したがってそれが「嫁」の労働制に集中表現せられる事実がうかがわれる。

前出『封建性』によると、栃木県那須郡地方では、農地改革で田畑の地主制はいちおうは消滅したが山林地主制が存続しているために、いまだに封建遺制がなくなっていないこと、そしてその重大な現われとして嫁の地位が低いことが指摘されている。

すなわち、嫁は寒中でも、キジリからでなければ火にあたることがゆるさず、家によっては、嫁

はシウトやシウトメ、亭主などと、炉端でいっしょに飯をたべることさえゆるされない。炉端よりは半段低く、土間よりは半段高い勝手場の板敷でひとりでたべなければならない。飯は二はい以上たべると、「うちの嫁は大メシくらいだ。」と、シウトメやコジウトに、近所となりへしゃべられる。メシをたべる時間は、朝・昼・晩の三どとも、だいたい五分以内にたべなければいけない。それ以上長にかかる。「うちの嫁は長メシだ。」といわれる。

家族のお給仕をすましてから、みんなが炉端で食休みのおしゃべりをしているあいだに、嫁は大いそぎでメシをかつこみ、食事のあとかたづけをせねばならない。だから、つい、メシをかまずに吞みこんで胃を悪くする。すると「うちの嫁はないしょで盗みぐいばかりするので胃病になるのだ。」といわれる。

赤ん坊にゆっくり乳をのませていても文句をいわれる。乳を吞ませるのを口実になまけていると見られるわけである。だから、便所にはいつて乳をのませることもある。

農家の嫁の労働は、家父長制における家族労働の全面的でしかも最極限の表現であり、それは家中の労働では無償のいわゆる水仕事の下女に相当し、野らの労働では前記のように牛馬に比べられる。一九五三年（昭和二八年）に栃木県那須郡両郷村の渡辺という農家での調査によると、だいたいどの農家でも井戸は家の外にあるが、そのため農家の嫁が水くみに歩く距離が一日で九二〇メートル、それに費す時間が六九分と計算されている。こういう生活を二〇年つづけると、嫁は水くみだけでも北海道の稚内から九州の鹿児島までを、二度も往復するかんじようになるという。この水くみに加えて、食事の用意、そのあと始末などがあり、それらをぜんぶ総合しての嫁の家のなかでの一日の歩行は九〇

〇〇メートル強、つまり二里一〇町にあたるという。

農作業では、これも同県の農業改良課の調査によると、そのきびしさの点ではほとんど男にかわらない。村によっては男よりも一日三時間以上もよけいに働かされているところもある。だから農村の女には過労からくる神経痛・高血圧・胃腸病が多い。妊産婦の産前・産後の休養などほとんど問題にされていない。ひどいのになると、産後三日目にもう野らに出される嫁もある。お産をするときには、嫁は実家に帰ってお産をするという習慣（これは原始婚からの遺制）が昔はあったが、いまはほとんどないので、結局シウトメが産婦の世話をすることになるが、このことは産婦の神経におそろしい悪影響をもたらす仕打ちを伴う場合が多い。ついでにいうと、足入れとか、杓子わたしとかいう習慣も原始婚からの遺制であって、その時点ではけっして不合理なものではなかったのだが（『招婿婚の研究』参照）、この遺制が家父長制に曲用されると、現在見られるようなたいへんなことになるのである。

つまり足入れ婚は試験婚になり、もっと極端な例では無償下女の方になる。また杓子わたしでは「嫁泣き十年」という言葉が全国各地でつくりだされているほどであるが、この言葉はけっして嫁に同情したものではなくてシウトメが杓子を嫁に渡さない期間が嫁は奴隷身分であることが当然だという意味の、つまり「嫁」の奴隷制を正当化した言葉なのである。姑の嫁いじめは姑が嫁であった頃のつらさを嫁に対して循環的に復讐するものだなどという説があるが、それよりもじつは右の杓子わたしの身分制度ひいては職分制度から生じたものであるというべきである。

栃木県ではタバコ作地帯が多いが、そのような換金作物地帯でいて、しかも農民の近代的階層分化へまでそれが貫徹しないで行うようなところでは、いっそう「嫁」の奴隷制度が強化される傾向にあ

と思う。三河の綿作地帯などでもそうであつたらしく、三河地方では、嫁入道具のなかに嫁用のおハチがあつたというが、それはそのころの農家の食事は、ワリゴ飯といつて麦の上に菜っぱをのせて炊くが、炊きあがると、お釜の上部に菜っぱの多いところができるので、それを嫁が自分のおハチにとりわけける必要から、つまり、おハチが嫁入道具の一つとされたのであるという（前出『働く女たち』）。

「嫁」の労働制で、その矛盾が極致的にあらわされるのは、嫁の生理関係、特に妊娠時における労働制との衝突の現象である（この衝突は、原始母系社会では上巻でみたように共同保障で解決されていたが、家父長制以後の奴隷労働制社会での婦人労働の矛盾は、いつでも婦人独自のこの生理現象との衝突の点に極致をあらわすのである）。

三河地方の例でいうと、妊娠中には、嫁はその時々によって、食物に好き嫌いができるが、しかしどんなに嫁が食べたくないものでも、シウトメがつくつたものであれば、がまんして食べないと「わしのつくつたものがなぜまずいか。」といわれた。

妊娠そのものも、二どめ三どめとなると、シウトメには、なかなかいえなかった。ある嫁は、妊娠五ヵ月になつてもいえずにいたが、日頃の無理がたたつたのか、ひどくからだの調子が悪く、腹痛がして流産の予感があつたが、それでもシウトメに麦を搗けといわれて、それを拒むこともならずに麦搗きをしていると、腹痛はますますひどくなる一方なので、やむなく麦搗きのあいてになつてゐる小姑に打ちあけたが、それを伝えきいたシウトメの怒りはきわめて猛烈で、複雑で、ヒステリー化し、そのあげくには、「麦が搗きともなくて」そんなことをいうのだらうと、故意にののしつて黙殺した。かくしていたのがわるかつたと思うので、嫁はどうか午前中は腹痛を忍んでやりすごしたが、昼に

なって皆が食事に行っても、嫁は腹が痛むので食べに行けないで、しゃがんで泣いていると、食事をおえたシウトメがとおりすがりに、「昼からは日が短いぞ。」といったので、もうどうなってもよい気になった嫁が、「お母さんもうすっかりよくなりました。」といって仕事をつづけていると、まもなく白のそばで流産したが、嫁はがまんしていた。すると着物がしめって外がわまでわかったので、他の人に発見され、どうなることかと思ったので、その人に「私の実家に寄って、こちらへ謝りにくるように。」と依頼したので、実家から謝りにきてようやく事がすんだが、事がすんだというのは、嫁の労働を休ませ、医者にかからせるという意味のものではなく、むしろ刑罰的にさえ嫁は休まされずに働かされた。

「おらが嫁くらいシヨウタレはない。麦を搗く白のそばでヒリながしやがって。」
とシウトメはいった。

山代巴『荷車の歌』にも、同じような「嫁」の労働が描かれている。ここでは息子とともに荷車を引いて稼ぐ嫁に対して、息子のべんとうには米の飯を、嫁のにはクマゴ飯(粟の一種)をというように姑が差別する。そして嫁の妊娠や出産には、姑も夫もひどく母胎に対して冷淡で、そのうえ産児が女児である、「糞ビク、げどうビク」といって虐待する。結局全責任が嫁一人に背負わされた形になる。といっても嫁には労働力があるだけで、その他には何一つとして力がない。

車力の賃金は、夫が二人分いっしょに受けとるので(車だけは嫁にも一人前の荷車があてがわれているが)、いくらの賃金を自分がつっているのかさえ嫁は知らないし、家では家で、杓子の全権が姑の手に握られていて、嫁は漬物桶や味噌桶にさえ手をふれる自由がない。まして飯びつはつねに姑の座右

にあり、嫁は姑がよそってくれるクマゴ飯二はい以上はたべられない。当然乳の出も悪く、女兒は栄養失調で、三つになっても足が立たないが、こんな場合に嫁にできることは巡礼の名目で無断で家を出て、物乞いをして栄養をとることくらいである。物乞いをすれば、貰った分は錢でも飯でも天下晴れて自分ら母子のものとなるわけなので、いつか母胎も健康となって乳量も増してくるし、赤ん坊の足もなんなく立ってくるというのであるが、奴隸的な「嫁」の労働制の性格が、如実にうかがわれる話である。

今和次郎「農村家庭の近代化について」（『婦人と年少者』三三）によると、「今日どこの村でも、年頃の娘たちは農家へはお嫁にいきたくないといっている。お婆さんたちにしても、わが身の苦勞をしたことを考えると、娘の願いをむざむざおさえつけるわけにはいかない。娘たちがそう考える理由の一つは、月給取りへお嫁にいくと、毎月月給袋を渡してもらえて、一家のくらしがじぶんの考えのまま、じぶんの手でやっていけるのがうれしいのである。なにがなんだかわからないままで、いそがしく働かなければならないのでは、張り合いがないことおびただし、というのはわかる。」とあるが、家長労働制Ⅱ「嫁」の労働制の特徴は、じつに「働くばかり」という奴隸的労働制の点にあり、かつその労働には「きりがない」という苛酷さがともなっている。農家で電気洗濯機を買っても、その分だけ他の仕事を嫁にはさせるので、嫁の生活には何のプラスにもならないという事実がある。

そんなわけだから、農家以外にはお嫁に行けなかったというような時代ならとにかくとして、いまはどこへでも行ける世のなかであってみれば、わざわざ好きこのんで奴隸労働制が集中的に滞っているような農家の「嫁」を志願する娘のあらうはずがないことは、無理からぬことであり、この問題の

解決は、農家の近代化をほかにしては、こんごますますむずかしくなる一方であらう。

「何故みんな農家へは嫁にゆきたがらないか」（『封建性』）によると、一九五三年（昭和二八年）の春、栃木県烏山町女子高校で、卒業まぎわの生徒に、「どういうところへ嫁にゆきたいか」という質問を出したところ、答えはいろいろあったが、「農家にゆきたい」というものは一人もなかったという。

女子高校生にはかぎらない。農村女子青年団の結婚志望調査の統計をみても、やはりその点は同じで、どの農家の娘も、結局はサラリーマンのところに嫁にゆきたくてしようがないというのである。

昭和二七年に栃木県宇都宮市の南郊、雀の宮に自衛隊ができ、土地その他のことで問題が起こったが、その第一の問題点は、江口渙の真相調査によれば、村の娘たちの新たな志望が自衛隊の青年たちをめぐる燃えあがったことにあったという。というのは、自衛隊員と結婚すれば一定のサラリー生活で、退職のときも手当がもらえるし、隊にのればまた新しく出世の道もひらける。年がら年じゅう働かされ、いつもシウト・シウトメ・小ジウトからいびられる農家の嫁になるよりも、自衛隊のおくさんになる方がいくらましだか知れないというので、ほとんどの村の娘たちが自衛隊の青年たちと関係した。これを村の青年たちが憤慨したのが、ゴタゴタのもとのおこりであったというのである。

問題は家父長労働制^Ⅱその集中的表現である「嫁」の労働制にかかっている。憲法改正論議などで農家の家督制保存などのことが云^{うん}為^いせられてゐるのは時代錯誤であって、それより江戸期まで見られた鎌倉頃の遺制であるいわゆるインキョ制——息子が結婚すれば親たちは避居して別カマドとなる俗——の新しい形での復活などこそ考案されてよいとおもう（『招婿婚の研究』および『女性の歴史』上・中巻参照）。

労働婦人の闘争

日本の原生的労働関係とストライキ

原生的労働関係と呼ばれている資本家による酷烈無比な人格無視の労働関係がおこったのは「家父長制の再編」の項でもみたように、イギリスでいうと一八世紀の産業革命から二〇世紀の初頭にかけての一時期においてであった。ランカシャーを中心とする北部地帯でマニファクチュアの木綿製造業が機械制生産にかえられたのをきっかけに、かつての農村工業地帯が姿をけして、そのあとに近代の工場都市が現われ、他面では原料生産専門の資本家的大企業農場（エンクロージュア）が、郊外からはじまって全国各地域の零細農業を駆逐した結果、土地と村を失った農民は道具と職場をなくした手工業者とともに国民的な規模での窮乏民の大群となって出現し、資本家が意のままに収奪しうる過剰人口（産業予備軍）となって彷徨した。つまり、一六世紀頃からのマニファクチュアの成長によって傾向づけられていた封建的農民階層の分解が、ここにいたって完全な形で遂行され、一は都市に住んで工場資本家のもとに工場労働者となり、他は地方に住んで農場資本家のもとに農場労働者となるというように、国民は主として資本家と賃労働者の両階層に大別されてしまったのである。

そして資本家階級は、工場と土地からなる全生産手段を集中私有し、それを失った未組織労働者の大群を前にして、低賃金・長時間労働・結社禁止等、思いのままの悪条件をおしつけ、いわゆる絶対的な余剰価値の追及といわれる生産方式——労働者の肉体を次から次へとぜいたくに食いつぶし、使

いすてる方式——を採用した。この方式による労働関係が、すなわち原生的労働関係とよばれるものである。

この原生的労働関係は、先駆的に機械制を採用した繊維工業の従業者——主として婦人と幼少年労働者——に対してまず集中的に実現したが、機械制産業の拡大につれて、だいたい一八四〇年代ごろまでの間は、つぎつぎと他のあらゆる部門の労働者の上にその暴威がふるわれていった。ブースの率いる救世軍を誕生させたような悲惨な近代的スラム街が、この時期に、イギリスの大都市の内部にくつもできた。そして大都市人口の疾病率、特に乳幼児の死亡率が急激に高まり、国民衛生をおびやかすと同時に、産業予備軍を頽廃させていった。そこで一八三三年、幼少年労働を制限し、婦人労働を保護することを主目的とした工場法が、イギリス国民の世論にうながされて成立した。原生的労働関係は、不完全ながらもどうか日を目をみたこの労働保護法や、また、これよりさき一八二四年に一応合法化がたたかい取られた労働組合運動の進展によって、悲痛な一時間を歴史に画して消滅したのである。

わが国でも、明治二〇年前後ごろから機械制時代に入ると、ひつぜん的に同じような原生的労働関係が、やはり繊維工業面の婦人や幼少年労働者を中心に発現した。横山源之助『日本の下層社会』（明治三二年）、農商務省『職工事情』（明治三六年）、細井和喜蔵『女工哀史』（大正一四年）等に、その事情が見られる。

しかし、イギリスの原生的労働関係に比べると、わが国のそれには、前に特殊性の項でみたような意味での半封建を加味した複雑さがあり、したがってイギリスのそれよりもっと未開的で、たとえ

ば経営者による人権無視の家内奉公人的あつかい、家父長による年期売買的取引化などの現象がともなっている。

それというのも、イギリスの原生的労働関係は、農民階層の分解によってもたらされた都市の過剰労働力人口を前提としたのにたいし、わが国では農民の分解がなく、労働力が不足しているので、人買いのな募集人制度を通じて、地方の零細農民の家父長の手から年期売買的に、その子女の出稼ぎ労働力を契約して収受するという事情にあったからで、逃げ出すのを防ぐために監獄のような寄宿舎制度を設けたので、それがあらゆる劣悪条件を培う根源となったことはいうまでもない。たとえば長時間労働などといってもイギリスのような通勤制の場合のそれはまだ制約があるが、わが国のそれは寄宿舎づめの労働力を駆使しての徹夜作業というような酷烈なものになったのであった。

また、イギリスでは、前記のように労働力が都市人口から収受されたので、そのきびしい搾取の結果としては都市の内部に大きな近代的スラム街をたくさん出現させることとなり、そのスラム街による都市人口の疾病率や乳幼児死亡率の激増という現象が見られたが、わが国では工場で肺病にかかった娘たちの帰村によって全国の農村に肺病が蔓延したり、農村の乳幼児死亡率の異常な高まりが見られたりする結果となった。わが国の都市工場の労働力は、イギリスのような都市労働者層の近代的単婚家庭から供給されるのではなく、遠い田舎の前近代的な家父長制家族が給源なのであった。だからわが工場労働者は、江戸時代の機織下女や、年期奉公の遊女稼業と類似性があり、経営主にさしだした家父長の契約書や前借証文などをみても、そのすべての様式が遊女奉公のそれと同じ型なのである。娘たちは、このような取引によって工場づとめをすることを、遊女におけるクルワづとめと同じよう

に「身売り」と称しており、「家が貧乏で十二の年に売られてきましたこの会社」というような歌を大正末頃まで紡績工女たちはうたっていた。

わが国で原生的労働関係におけるいま一つの特異性は、その固定化という点である。大河内一男『戦後日本の労働運動』によると、エンゲルスが一八四五年に『イギリスにおける労働階級の状態』の初版を出したころは、その本に描かれてあるようなむざむざな原生的労働関係にイギリスはおおわれていたが、五〇年後の一八九二年重版本を出すとき分には、その自序に見られるように、あのように野蛮で原生的だったイギリスの労働関係も、国家の社会政策と労働者の組合運動によって緩和され、弾圧だけを能としていた雇主たちもしだいに開明的になってきていたという。

ところが日本では、事態はまったく違い、原生的労働関係の固定化となり、世界無比の低賃金・長時間労働・環境の劣悪・組合運動の弾圧が続いている。たとえば、第二次大戦後のいまでも、なお紡績会社では募集人制度も寄宿舎制度も労働の二交代制度もなくなっていない。

これはなにゆえかという、まず何よりも日本資本主義の後進性にある。周知のように、資本主義的先進国にはるかにおくれて近代国家の序列にくみいれられた日本は、自国防衛力の整備に最大能力をつくしたが、そのためには低コストの商品を持って海外市場を略取し、そこでえられる外貨で必要な軍需品や軍需工業用の資材を輸入せねばならなくなった。そこで悪評高いソーシアル・ダンピングの必要がおこり、そのために労働の原生的労働関係の固定化となったのである。

ともあれ、わが国婦人労働の惨苦にみちた諸事情は、前近代的な家内奴隷の遺制を複合した日本特殊の原生的労働関係と、その関係の固定化の上に、形成せられたといってよく、したがって、労働者

による闘争は強く弾圧されつづけ、正常な組合結成でさえ久しいあいだ阻止された状態にあった。だから、たまたま爆発するストライキなども、いきおい衝動的なものとならざるをえず、またその係争点にしても、たとえば近江絹糸で見られたような前近代的ないわゆる「人権闘争」といったような段階のものをも含んだのである。

最初のストライキは、明治一九年（一八八六）の六月一四日、山梨県甲府の雨宮生糸紡績工場でおこった。この工場は人員一〇〇をこえる水車動力の機械制大規模工場で、ことのおこりは、この年二月、山梨県当局が、生糸業組合準則をつくり、区域内の業者たちは、これにもとづいて、それぞれ同業組合をつくって規約を定め、五月下旬になって、これを実施しはじめたことからであった（『製糸労働者の歴史』）。

その生糸業組合の規約は、特に女子労働者の取りしまりをきびしくきめたもので、雇傭にあたって誓約書（一期五年以内）をとり、契約期間内の移動を禁じ、自分の都合でやめた場合は六ヵ月、雇主が解雇した場合は一ヵ年、他に就業することができない。また時間や賃金の条件も劣悪化され、便所へ行く時間や水をのむ時間まで計算して賃金をひく規定であった。雨宮工場でもいまままで実働一四時間であったものを一四時間半に延長し、これまでは上等で一日三二・三銭であった賃金を二二・三銭と一〇銭も引き上げた。それに前記のように、便所通いや水のみの時間も、個別的に計算されて引かれ、子持ちは二〇分の賃金が天引きされるといったような事情となったので、「百余名の工女が、大げさにも付近の寺にあつまり、二三日前から大会議をひらいて審議討論中」と六月一六日の『山梨日日新聞』は報じ、わが国での最初の工場労働者のはなばなしい争議のありさまを描いた。会社側はこの事

態にろうばいして、次のように譲歩し、争議は六月一六日に解決した。

1 出場時間を一時間ゆるめる。

2 なんらかの方法で優遇策を考える。

この争議に続いて、六月二八日には沢野井製糸、七月二〇日には丸山製糸、八月二日には長田製糸でもストがおこった。これら一連のストライキ以前にも、前哨戦のような逃散ストライキが前年八月甲府某工場でおこっていたが、それは前借金に関連したもので、若後家や美人の娘にはおいそれと前借を許すが亭主持ちや醜婦には許さないというのが係争点であったという。

まだ寄宿制度はなく、少数の住込者以外は通いであつたらしく、しかも時は自由民権運動の末期で、かつては秩父と呼応した借金党や貧民連がいた地帯のことでもあり、資本家側の初期の攻勢への先駆的階級闘争を荷ったこの女子労働者たちの姿には、きわめて意気さかんなのがうかがわれた。

しかし、資本家的攻勢は、明治政府の絶対主義政権確立に支えられて、一挙に強化されてきた。翌明治二〇年には、自由党弾圧を口実とする保安条令が發布され、ここに労働者の集会権も結社権も禁止され、越えて二二年の帝国憲法がそれを法制的に仕上げたのである。二五年には甲府の矢島製糸で賃下げ反対のストライキがあつたが、この時はもう資本家側は各業者間の強硬な団結の一手で乗り切る戦術をたくみに用いたので、この頃から争議は労働者側の惨敗におわることが多くなった。二七年には製糸工女取締規則もつくられた。同業者間では三三年に製糸同盟がむすばれ、自己の所有権を意味する「権利女工」の制等も定められた。

綿紡績でも、明治二一年（一八八八）、従来の紡績連合会（明治一五年結成）を改組して、鐘淵と倉敷

をのぞく全国的規模の「大日本綿糸紡績同業連合会」をつくり、「罷業した職工は同業者において再び雇い入れてはならない。」とか、「怠け者を放免したときも知らせあつて雇い入れないことにする。」とか、「ストライキで首切り後、職工が足らなくなれば同業者間で貸し合うことにする。」とか、「会員以外の工場からの職工関係の依頼に応じたものは罰する。」とかの規約を定めた。これは職工争奪戦やストライキの脅威にそなえたものであった。明治二五年には、さらに一層嚴重な「職工に関する規定二十四箇条」が制定された。

明治三〇年（一八九七）の七月、高野房太郎、片山潜らによって「労働組合期成会」が結成されると、翌年には日本鉄道会社の機関手八〇〇余人がストライキを決行して、東京―青森間の列車運転をとめ、待遇改善の要求を貫徹したが、それからは各地にストライキがもえあがり、明治三〇年―四〇年のあいだに件数二三一、参加人員三九三四人に達した。労働婦人の争議では、明治三〇年に島根高津製糸ストライキ、天満紡績のストライキ、山梨石和町の製糸ストライキ、翌明治三一年に富岡と白河の製糸ストライキ、明治三二年に山梨野沢製糸ストライキ、明治三六年に甲府草薙社ストライキ、明治三九年に甲府矢島組と鐘紡三池分工場のストライキ、明治四〇年に大阪メリヤス工場とマツチ工場のストライキ、明治四三年に大阪紡績松島分工場のストライキがあった。

右のうち、草薙社と矢島組ともに甲府の一流製糸工場であるが、前者のストライキでは九〇〇人が一日間たたかい、後者では大田町工場三七五人、伊勢町工場八一人が合してたたかった。これらの要求は、低賃金・監督の横暴、賄部への粗食反対等であり、ストや逃亡でたたかったのであった。しかし、女子労働者が組合をつくって本式に闘争したのは、第一次大戦以後であったといえよう。

組合のなかの婦人労働者 1

資本主義の本質は「営利」にあり、それがためにはいっさいを手段視し、低廉な労働力を欲するが、これに対して労働者は、「生存」権を要求する立場にあり、この線に沿って自覚や団結がなされるのであり、ここに好むと好まないにかかわらず、資本家階級と労働者階級との対立が激化する。ついでにいうと、資本主義はその営利追求の途上において人類の文化と福祉を高めるが、それは労働者の犠牲においてなされるから、そのけんらんな資本主義文明社会の裏面には、前代にその比をみない貧富の懸隔——無産者の大量出現——が結果される。しかし、領土や天然資源にめぐまれている国と、それに乏しい国、また先進・後進の関係等で、その発展の段階に特殊相がもたれ、たとえばアメリカのごときは、労働者を労働力と見る一方、これを顧客と見るから、購売力が供給されねばならず、したがって南部の黒人層などをのぞけば、労働者の生活水準も比較的高められているというが、わが国のごときでは、労働者を搾取対象としてのみこれを見、市場を外に求めるから、国内では労働者における原生的労働関係の停滞、農民における半封建的生活の持続といったような悲惨な事情をもたらし、国外では侵略主義となる。だからわが国のごときでは資本主義は特に害悪であり、労働運動の最も要求せられる所以^{ゆえん}がある。

労働運動は、労働者の生存権の要求として発生するから、その低段階では、労働者の利己主義、たとえば同士が相食^はみ相陥れる状態や、性別的利己——男性労働者が女性労働者を差別したり、民族的利己——他民族労働者を差別したりするが、高次化すれば、相互の共通利害にめざめて、広く性別・

国境を越えて団結するようになり、さらにその運動の究極に、全人類共存の社会を理想し、資本主義を否定して、社会主義を確立しようとする。

以上の基本的視角からわが国の労働運動——そして婦人労働運動を観察すると、英・米などのそれとは、おのずからひじょうに違うものがある。たとえばイギリスの労働運動は、低度の利己的組合運動——たぶんの中世ギルドの伝統をひいた熟練工組合運動として最初は発現し、未熟練工である婦人労働者の組合加入を拒絶していた。そこで婦人だけの組合組織が必要となった。一八七四年にエムマ・ペーターソンによって創立された「共済同盟」のちの「婦人労働組合同盟」は、イギリスにおける各種の婦人労働組合の組織を援助し、それらを結合して大をなした最初のものとして知られている。エムマは十八歳から死にいたるまでの二〇年間、倦むことを知らず婦人組合運動に努力したが、労働者クラブの幹事をつとめ、また婦人でイギリス労働組合会議の委員となった最初のひとりであり、のちには婦人参政権同盟の役員をも兼ねていた。

労働争議法が布かれた一九〇六年、「婦人労働者全国連合会」が、前記同盟の主唱でつくられ、ストライキ資金も用意して、苦汗産業（大工場の下請的な内職など）の従業員をも含めた広汎な婦人労働者を組織してたたかった。一九〇九年に制定された最低賃金法は、これら低い職種をも含むものだったが、これには同盟の努力等もあずかって力があつたろう。

アメリカでも、女工の組合加入が拒まれたので、女工たちは単独で組合の結成にめざましい活躍ぶりをみせた。はやくも一八二五年、ニューヨークで裁縫女工の組合がつくられると、あいついで繊維関係の女工組合、煙草女工の組合などができ、労働条件の改善をさげんで闘争した。一八四〇年—六

○年頃には、数個の女工同盟が存在し、女工保護法制定への猛運動をおこして成功したりした。一八四五年に「婦人労働改善会」の会長となったサラ・パグレーは、ニュージーランドの紡績女工を一〇年間つとめたひとでそのころ最も著名な婦人労働運動者であった。洋傘女工、制帽女工、織物女工らもそれぞれ単独の組合をつくり、または婦人職業協会等に結合した。一八七五年、フォール・リヴァールでつくられた紡績工組合は、退嬰的たいえいな男工組合にはたらしかけ、これを指導して値下げ反対のストライキを行なって成功したことで著名となった。

これら英・米の他に、フランスでもドイツでも、はじめは婦人労働者の単独組合が続出し、ひいては著名な婦人組織者も多く出現したが、労働運動が明確に階級的・革命的（または闘争的）性質をとるにしたがって、男女の垣がのぞかれて、女工組合は全階級的な組合へと合流していった。また一方では偏見にみちた男子労働者たち——自己の労働条件の低下をおそれて、婦人労働者の組合参加を拒絶したり、あるいは男女同一賃金や婦人をめぐる保護法等をも婦人労働者のもつハンディキャップをきわだたせることによって彼女らを競争面から排除しようとする角度からのみこれを支持していた男子労働者たち——も、のちにはプロレタリアートとしての社会的・政治的自覚によって、階級の利益としてこれら女子労働者の主張を見直すようになってきたのである（なお婦人労働の諸問題の項参照）。つまり労働者が単なる初期組合的経済的運動から社会的政治的運動へと成長した段階において、このような全階級的な組合運動（そして政治運動）へと再生したことをこれは意味したといえるのである。

わが国ではちがっていた。後進国のわが国では、多くのことが過程をぬきにして、結果からはじめられたが、労働運動にもそれが見られた。すなわち労働組合運動を創始したのは、アメリカ婦人の社

会主義者たちであった。この点わが国では政治的意識の移入が先行し、それによって経済運動が育成されるといふ逆の道すじが取られた。したがって男子組合が女子工員の参加を拒絶するといったような初期的過程も、女子工員らによる単独女工組合の自主的運営という継次的過程もわが国では見られなかった。つまり、男女対立のプロセス、よそで見られた一定期間のそのプロセスを欠いていた。だから、わが国での男女労働者の階級的結合は、一八八〇年にアメリカの「労働ナイト会」で行なわれたような対等の自主的立場での——婦人労働者の特殊性への正しい認識をも包含した立場での——結合ではなくて、いかながらそういう具体性を欠いた機械的、ひとくちにいえば男子本位、男主女従の実質を内包した結合であったことはやむをえない。

山川菊栄は「無産者運動と婦人の問題」で、「日本の組合は最初から男女を同一組織の内部に包含し、婦人のためには特殊機関を設け、又は特殊の機関紙を発行してその教育に努めてきた。然しその努力は極めて微々たるものに留まり、男子労働者の組織と訓練に比すれば、婦人の勢力は全然同日の談でない。かれらは新しい生産組織が産み出した近代的労働者でありながら、思想的には手車で糸を紡いだその祖母の時代に残されて居る。かかる状態に対して殆ど全ての指導者は無関心に留まり、或は之を組織不可能の労働者として、又は男子の足手纏ひとして省みず、偶々組織した場合もただ会費を徴収して幹部の意思に盲従させるだけに満足してゐた。従つて大会に際して婦人の問題が上程されても、余興以上の興味を之に感ずることなく、それが通過すると同時に忘れてしまふといふ無責任な態度を以て対してゐたのである。」といった。

第一次大戦頃から、婦人労働者は飛躍的な発展をとげたが、全工場労働者の過半数を占めるという

重大な地位におかれながら、ぜんぜん未組織状態に放置されてあったことは、支配層の乗ずるところであり、全労働層にとってなにより大きな癌となっていた。

このころ労働組合の躍進ぶりはめざましかった。デモクラシーの機運、社会主義の展開、大正六年（一九一七）のロシア革命、大正七年の米騒動などに勇気を鼓舞された労働者層は、戦争インフレによる実質的賃金の切り下げ、戦後の恐慌による首切り等に直面して、はげしい勢いで自己階層の武装化に立ちあがった。大正元年（一九一〇）の友愛会（後の総同盟）の創立の年には、わずかに組合数五であったものが、大正八年には七一、五年後の大正一三年には四四七を数えたことによって、その躍進ぶりが知られよう。

婦人労働者の組織化も、友愛会＝総同盟や、大正一四年にそれから分かれてできた共産党系の評議会（のちに全国協議会）の指導のもとに進められていった。大正五年（一九一六）には友愛会に婦人部が設けられ、機関誌『友愛婦人』が発行され、部員一六五六人をかぞえ、大正八年には三〇〇〇人にのぼり、婦人部の独立が計画され、若干の代議員と二名の理事（富士紡押上工場の野村つちの、東京モスリン吾婦工場の山内みな）が選出された。また市川房枝が常任委員に就任した。

大正八年の秋、ワシントンで開催された国際労働会議に、婦人労働者の代表を送ることや、婦人の労働条件改善の提案について、はじめての婦人労働者大会が、東京本所の業平小学校で開かれたが、婦人労働者が約一〇〇〇人あつまり、深夜業の問題、労働時間の短縮、寄宿舎での食事の改善などを訴えた。これよりさき、同年の一月、日本橋の魚河岸に友愛会支部ができたとき、婦人労働者を代表して山内みなが演説したころまでは、各新聞はめずらしかって、あらそってトップ記事としたが、こん

どの、婦人労働者大会での労働婦人たちの叫び——なかには子供をおぶった婦人の登場もあった——の段階では、すでにジャーナリズムの興味の域をこえたものが感じられてきた。

大正八年を絶頂として、翌九年からは戦後の恐慌がつづき、日本の資本主義は、不況の打撃を従業員的首切りや賃下げに転嫁してきたが、特に被害を受けたのは婦人労働者であった。このような状況のなかで、婦人労働者をめぐる組合運動が必然的に拡大強化されたことはいうまでもなく、それを恐れた資本家側があらゆる弾圧を加えてきたことももちろんであった。そこで「組合権の自由」という労働者の基本的権利にたいする画期的なたたかいが、まずたたかれねばならなかった。このようなたたかいは、原生期のものであるが、わが資本家側では広く同業者や官憲と協力して婦人労働者がこの線突破すること、死力をつくして防いだあとが見られる。組合権の要求を中心とする初期のストライキで、紡績と製糸とから一つずつ典型的なものをあげてみよう。

紡績では、大正九年の七月におこった富士^{ガス}紡績押上工場のストライキがあげられる。同工場は友愛会婦人部の中堅として、全工場二〇〇〇人を友愛会に組織していたが、会社側はこれを切りくずすために幹部三人の首切りを断行した。そこで労働者側では「組合権の確認」をスローガンとしてストに入り、寄宿舎にたてこもったが、寄宿舎は警官隊と暴力団に包囲され、友愛会本部との連絡も断ち切られ、女子工員たちは毎日のように警察署長らから、あくまで就業を拒むものには赤い着物を着せるなどという威嚇を受けた。彼女たちはこれに強く抵抗して二週間がんばり、外部の組合の男子労働者らもしばしば警官隊の包囲を実力で突破して連絡をつけた。争議一〇日目に、会社はいつもの譲歩で、組合をゆだんさせ、その一方でストライキに活動した婦人労働者三名を首きり、他の労働者

に対しては、手段をつくして組合脱退を強要したので、争議団は二週間目には総くずれとなり、ついに全工場一人の組合員も見られなくなった。

この争議は婦人労働者の組合運動にとって、悲惨な敗北を意味するものだった。さらに押上工場とならんで友愛会婦人部の有力な組織分子であった東洋モスリン工場も、山内みなが国際労働会議代表随員の件で退職した後は振るわず、市川房枝も新婦人協会に去った。房枝は友愛会婦人部の常任委員として、機関紙『労働婦人（『友愛婦人』改題）』の編集に従っていたが、この時期の労働運動との接触の結論として、組合の内部にさえ根強くわだかまっている男女不平等の事実につきあたり、労働運動以前に男女同権の婦人運動をおこすべきことの必要を決意したという（信夫清三郎『大正政治史』・帯刀貞代『日本の婦人』・宮占とく子『大正期の婦人労働者』・山内みな『たたかいのあと』）。製糸では、昭和二年（一九二七）の八月三〇日から九月一七日にかけての一九日間にわたった長野県岡谷の山一林組のストライキがあげられる。既出『製糸労働者の歴史』によると、このストはわが製糸労働者の歴史上、第二次大戦前における最大の争議であった。このストの中心になったのは、数え年二十三歳を頭に平均十七歳、しかも十二歳前後の保護工数十人をふくむ女子労働者一二三人（スト団員の約八九パーセント、他は男工であった。それに対して資本家側は長野県出身の鉄道大臣小川平吉、内務省警保局長山岡万之助といったような極端な反動政治家や高級官僚をうごかし、知事をはじめとする県当局を味方にひきいれ、岡谷警察署、平野消防組、ついには在郷軍人団まで総動員して、血みどろの大弾圧を加えた。そのころ岡谷の資本家側では、金融恐慌からの不況を、養蚕農民と製糸労働者に転嫁し、ために繭値は生産費を割り、労働者は大量首切りにさらされていて、岡谷二〇〇余の製糸工場にはたらく約四万

の労働者と資本家のあいだには、非常に緊迫した空気がみなぎっていたが、そこへこの年の三月、総同盟加盟の全日本製糸労働組合が岡谷で誕生し、はやくも八月には二〇数支部が結成され（組合員約三〇〇〇人）、山一林組の労働者もその第一五支部として組織されたところ、会社側はこの動きに干渉して圧迫を加えたので、第一五支部ではまず「嘆願書」を出した。それは、「労働組合加入の自由をみとめ、組合員であるために解雇や転勤や職務上の地位を低下したりしないこと、組合員で万一都合な行為があれば組合幹部に知らせてほしいこと、その他労働条件の改善。」といったようなものであったが、理由書のなかには、「賃金の預金がありながら母危篤のような急時にも払い下げてくだらないので悲しい。」などともあった。

嘆願書は蹴られた。会社側では前記のように政府・警察・在郷軍人団・消防組等を総動員して、岡谷の全組合運動を粉砕する決意だった。労働者たちは、岡谷中央通りの陸川薪炭商店を借りて「争議団本部」を設け、本店、第二第三の各工場ともに整然とストに入り、各自寄宿舎にたてこもった。『信濃毎日新聞』は、「六〇余年の久しきにわたりきたえあげた岡谷城塞には完全にヒビが入った。」と報じた。総同盟本部からは応援の幹部が到着、評議会系の南信一般労働者組合も共同闘争を申し入れてきたが、「立場が違うから」とことわり、闘争資金さえこわったことは注目をひいた。

持久戦中、会社は労働者の父兄に、ストライキ団から娘を救い出すため、急いで林組本部へこられたい、途中の危険は岡谷警察のうしろだてがあるから安心してよい旨の手紙を送った。ストライキ団ではしばしば講演やデモを行なった。女子工員たちは、警察官の監視のなかで、流行歌「枯れすすき」の替え歌をうたった。

俺は天下の労働者

同じお前も労働者

どうせ二人は資本家の

お気に召さない労働者

俺は非道の紡績で

お前は涙の林組

朝の五時から暮れるまで

こき使はれる労働者（以下略）

スト第九日に、会社は工場閉鎖を宣言し、入口には竹矢来をめぐらし、賃金精算をよびかけたが、一人も応じなかった。警官の包囲もののしく、在郷軍人団では、「働け稼げ、不平不満は身を亡ぼす。犬も三日養えば主の恩を忘れず。」などというビラをまいた。スト第一四日に重大事態がおこった。その日の午後、争議団本部が映画館へ労働者全員を慰安につれだしたところ、映画館には資本家側の手がまわっていてこれを拒絶したので、雨のなかを寄宿舎に帰ると、工場の門はかたく閉鎖されてあった。やむなく争議団本部や「母の家」に分宿することとなったが、工場の炊事場が閉鎖されたことは打撃であった。翌第一五日には、第二工場の組合幹部（男工）が寝がえり、二〇〇余名の女子工員を脱落させた。この日までに脱落帰郷組が四一三名に達した。第一六日には、第三工場の炊事場が閉鎖され、労働者二〇〇余名が「母の家」分家に移った。当然「母の家」には圧迫の手が加わった。ストライキ一七日には、労働者の大多数が帰郷した。第一八日には、争議団の活動家がほとんど全部逮捕さ

れ、同夜応援のため岡谷についた社会民衆党書記長片山哲らも、すでに手のほどこすすべがなかった。そして第一九日に、最後まで踏みとどまった労働者四七人も、再会をちかかって帰郷し、ストライキ団は解散した。『信濃毎日新聞』は社説に「労働争議の教訓」と題して、「女工たちは、自分の手でつくる糸よりも、自分の存在がはるかに尊いことを知った。かれらは資本家よりも人間性の先駆者である。先駆者の道のけわしいためひとまず破れたが、歴史がその足をとどめないかぎり、人間性へのたたかいがその燦然たる光を失わないかぎり、退いた女工たちはまた再び立ち上がるだろう。」という意味の記事を書いた（昭和二年九月一八日）。

組合権の確立というきわめて正当な婦人労働者の初歩的要求は、このようにして紡績・製糸の両部門で、資本家と官憲総動員でふみにじられてしまった。

女子労働者による組合運動が一頓座したところ、中央では、無産政党の出現とも関連して、社会主義婦人たちの間に組合婦人部論や婦人同盟問題が盛りあがってきた。労働者階級の政治闘争への前進に伴うこれらインテリ婦人らの動きについては、「女性の自覚と運動」の項の民権運動、平塚らいてう、山川菊栄、市川房枝などの項目下に、多少くわしくみておいたはずであるからそれに転嫁したい。第二次大戦までの無産婦人の政治運動といえ、総同盟や評議会などの婦人部が行なった運動、各無産政党所属の婦人同盟が行なった運動等にとどめをさすであろう。しかしそれらはいかながらあまり実質的にいって効果のあったものでもなく、女性史上に画期的な独自の色彩を放ったものでもなかった（といってもけっして無意義であったというのではないが）。それらは山川菊栄が非難の矢を放っていたように、男性指導者に引きずられたいわば一にぎりのインテリ婦人（例外はあるが）による運動であっ

て、一般労働婦人大衆に浸透したものではなかった。

しかし、それにしても、総同盟や評議会の婦人部をうごかしていた野坂りょう、丹野せつ、山内みな、九津見房子らの真摯で熱心であった実践のあととはたえられねばならない。後には総同盟に赤松常子があり、婦人同盟に堺真柄や織本貞代らがあった。

大正一四年に総同盟から分かれて結成されたばかりの評議會は、その秋「全国婦人部協議会」を招集して、婦人部設置の件について討議し、婦人部テーゼを可決した。それによると、新設婦人部は、総同盟のそのような性別団体的なものではなく、組織部、教育部と性質を同じくするいわば委員会式のもので、婦人特殊の問題について、教育と訓練の方法を講ずる機関であるとし、第一項に「婦人労働者に対する吾等の方針」（女工の数量とその重要性、封建的男女関係を打破せよ、婦人の隷属は団結の敵、婦人労働者を組織する必要等）と、第二項に「運動の方法」を定めた。この第二項のもとには、女子労働者の当面の特殊要求として、つぎのことがあげられた。

- 1 婦人労働者の八時間労働制の確立。
- 2 婦人労働者の夜業、残業および有害作業の廃止。
- 3 寄宿舎制度の撤廃並に現存奇宿舎の労働組合による管理。
- 4 強制貯金制度の廃止。
- 5 性による賃金差別の撤廃。
- 6 産前産後各八週間の休養。
- 7 乳児を有する母親には三時間毎に三十分以上の授乳時間を与えること。

このテーゼ作製には、山川菊栄らの思想的影響もあったと思われるが、彼女は「今日、世界の労働組合が当面している問題は、いかにして婦人を組織するかということよりも、いかにして既に組織されたる婦人を男子と同一水準に引上げべきかという点にある。」といい、「婦人部の任務は一にも二にも教育にある。その方法としては定期の研究会や茶話会なども組織してよい。その場合婦人労働者や一般婦人の地位に関する問題がおこったり、国の内外に婦人労働者の争議等があれば、それらが議題にもなろう。」といった意味のことを新聞雑誌などに書いた。

婦人部問題は結局受け入れられたけれども、反対論も多かった。特別に婦人部などをつくる必要はなく、教育部や組織部の兼任とすればよいなどというものもあった。そのうち普通選挙の通過で無産政党が乱立して、各政党の婦人部（これは教育機関よりは宣伝機関）というべき婦人同盟の方面に実践的な関心がより多く移って行き、婦人労働者の教育機関としての婦人部などという問題はまったく等閑に付されてしまった。

山川菊栄の意図するところはうなずけたが、それにしても「既に組織されたる婦人」なるものも、ほとんどわが国では少数であり、それよりも、まだやはり「いかにして多く組織するか」の組合運動と、いかにして敵と決戦して革命にみちびくかの政治運動とが、先決とされた段階であり、時代であったのである。しかしそれにもかかわらず、女子労働者の組織化はきわめて不振であり、また一般労働運動も、満州事変以後は、弾圧から解散への過程をたどっていった。

組合のなかの婦人労働者 2

第二次大戦後は大きくかわった。さしものに未組織を持ってきたわが婦人労働者であったが、未曾有の大敗戦による社会機構の混乱と、国内・国外の民主勢力の要求と、独占諸勢力をおさえて好戦のキバをおろうと意図した占領軍の命令とで戦前ついに許されなかった「労働組合法」が実現し、鐘淵、片倉、郡是、東洋などの鉄壁もやぶられ、ここに婦人労働者も男女平等の原則に支えられ(昭和二年に労働基準法制定)、全国的組織網へと結成されることになった。

戦後二年の昭和二年(一九四七)には、婦人労働者およそ二九四万人の四七・九パーセント一二一万人が組合に組織されていた。そして、その二年後の昭和四年(一九四九)には、組合員数一五四万九〇〇〇人、推定組織率五三・九パーセントという高率となった。全雇用労働者の過半数が組織されたのである(これを戦前にくらべると労働争議参加人員のもっとも多かった昭和二年の女子労働者総数に占める組織された女子労働者の割合は一・二パーセントであった)。しかし、この年が絶頂で、その翌二五年には推定組織率三七・七パーセント、二九年には三〇・九パーセントになり、三〇年が三〇パーセント(組合員数四七万三七三四人)、三一年(二九五六)の六月現在で組織率二九パーセント(組合員数一五三万五〇三四人)というように、急速度の低下率をしめしている(労働省「労働組合基本調査」)。

昭和二四年を絶頂として組織率が低下したこと(しかし組合員数は一時中途で減ったが昭和二七年(一九五二)頃から再び増加しつつある)は、労働省婦人少年局の報告面からみると、婦人雇用者総数がその後未組織部門(たとえばサービス業や商業部門、中・小企業等)に偏して増大したので、そこでつまり組織率の低下となつてあらわれたものであるらしい(労働省婦人少年局『婦人労働資料』六〇)。

しかし、このような組織率低下の大勢はかならずしも婦人労働者のみでなく、男子労働者としても

同じで、しかも昭和二四年（一九四九）が絶頂であることもやはり同じなのである。ここで考えられることは、この年は中国革命、翌二五年（一九五〇）は朝鮮戦争の年で、昭和二四年には労働組合法改定が行なわれ、この年を画期として、占領軍の労働者政策が前半期と後半期とに、截然とわかれたことである。

中国や朝鮮における革命勢力の確立は、単なる共産勢力の抬頭を意味するのみでなく、それを媒介としての新アジア（アフリカとも関連する）の誕生を示すもので、いわゆる西洋的支配の崩壊の第一歩の意味があるであろう。したがって西洋の胎内の新分子はこれと同調するにしても、旧分子にとっては東欧におけるソビエトの成立にあわせて、さらに別個の新しい脅威をも感ずることになろう。なぜなら、久しくつづいた西洋の文明は、東洋（ないしアフリカ）の植民地化のうえでのみ可能であったのだからである。

占領軍による労働者政策の変更は、だからわが国の労働運動が新アジアへの底流をもつことへの決定的な見きわめから生じたものではなかったか。したがって、一九四九年を境として、労働運動への育成政策がはつきりと弾圧政策へと変更された所以も、ここにあるのではないか（最も発端は一九四七年二月一日の官公庁労働者を中心としたゼネラルストライキの弾圧頃から見られるが）。

この年の弾圧政策の陰惨さについては、まだ人々の記憶にあたらしいものがある。言論・集会・結社権を制圧する「団体等規正令」や前記「労働法」改定の実施をはじめに、独占資本を復活させた企業整理（ドッジ・ライン）で三〇万人の失業労働者を出し、行政整理で官公庁労働者二六万人が首切られた（国鉄では婦人労働者の四一パーセントが首切られたが男女ともに活動的分子がその目標とされた）。

そして、これらにたいする世論の昂奮のなかで、下山事件、三鷹事件、松川事件等がおこり、労働組合には分裂さわぎがあいつぎ、共産系の全労連や産別の勢力が急角度に逆転して、社会党系の民同派（民主化同盟派）がこれにかわって支配的勢力となったりした。この勢力はいったんは妥協的勢力にみえたが、後に総評となって盛りかえたのは、わが国労働者の決定的な「意識」のありかたを示すものといえよう。

男女労働者（特に婦人労働者）の組織率低下の現象がその後も続いているのは、未組織部門への雇用者の増大という事情もあるが、ふたたび戦前のような組合運動阻止への逆コースの手が後半期占領政策に沿ってうごきはじめたからでもある。そして、そのような反動をはねかえす力がじゅうぶんはないという一事は、わが国労働者（とくに婦人労働者）の自主性の不足を側面的に物語るものではないか（というのは、婦人労働の特殊性が、いまなお深刻に作用しつづけている証拠ではなからうか）。労働省労働統計調査部『労働組合基本調査』によれば、一九五六年六月現在、全産業における組合員総数六三五万〇三五七人に占める男女別組合員の割合は、男七五・八パーセント、女二四・二パーセントである。

産業別に婦人組合員の分布状況（一九五六年現在）をみると、婦人組合員が最も多く属している産業は製造業で、全産業婦人組合員数の三九パーセントをしめているが、そのうち半数は紡織業に属している、ついでサービス業が二一パーセントで、このうち三分の二が教育である。運輸・通信その他の公益事業は一二パーセントで、このうち過半数が通信業。公務、金融、保険業がそれぞれ八パーセント、建設業六パーセント、卸売および小売業四パーセント、鉱業が二パーセントとなっている。

組織率は、婦人労働者の多い産業がかならずしも高いというわけではなく、むしろ逆であるのは、婦人が自主的に組合を組織するのでなく、男子組合員のまきぞえで組織されているといった受動的なうごきを証明するものである。一九五六年では、婦人労働者の最も少ない鉱業が、組織率では八九パーセントで最高であり、ついで運輸・通信および公益事業が六八パーセント、公務六〇パーセント、建設業五四パーセント、製造業三三パーセント、サービス業二四パーセント、卸売および金融・保険・不動産業一六パーセントとなっている。

つぎに婦人の役員をみよう。戦後は、組合や職場における婦人の問題を、婦人組合員じたいの問題であるとともに組合ぜんたいの問題としてとりあげて、研究・努力を行なっている組合が少なくない。したがって、これを強く推進するためには、婦人部の枠内だけでなく、組合の決議機関や執行機関に、婦人を多く送りこむことが必要であるが、労働省婦人少年局が主要な全国組合本部に回答をもとめて得た一五組合本部の例について、一九五六年の婦人組合員の組合大会代議員ならびに組合役員(三役とその他の執行委員)への選出状況をみると、ぜんたいを通じて三役にえらばれている婦人は一人もなく、その他の執行委員に婦人が一人も出ていない例もむしろ通例で、数十人ないし数百人によって構成される大会代議員に婦人が一人も選出されていなかったり、あるいは選出率が一パーセントに満たないのが普通のようなのである。

これに対して、地方の支部や単組の場合の傾向はどうかというところ、ここでも組合役員への婦人の選出状況はけっしてよいわけではないが、中央の場合よりはいくぶんましで、かならずしも婦人の多い職場でなくても、婦人の三役(執行委員長・副執行委員長・書記長)も若干見られるし、その他の執行委員、

婦人部以外の専門部部长・副部长の例も見られる。特に婦人の多い支部や単組にはこの傾向が多い。

一九五六年一二月末日現在で婦人少年局が蒐集した各都道府県の繊維産業単組五九〇（組合員総数二六万、そのうち七〇パーセントが婦人）の役員名簿によると、婦人役員は役員（三役とその他の執行委員）総数の三二パーセントをしめており、そのうち執行委員長は委員長総数の五パーセント、副執行委員長二一パーセント、書記長（または事務局長）二〇パーセントとなっている。

つぎに戦前には婦人部論争などをひきおこしたところのある婦人部問題も（戦後も同じ現象が多少は見られたが、国鉄、日教組などの婦人指導者らの努力で解決されていた）、戦後は婦人の組合組織が一般化したため、多くの組合では、必至的に婦人対策機構の執行機関として婦人部（または婦人対策部、婦人懇談会等）を設け、最高協議機関としては年一、二回の婦人部大会等が構成されるといったような決着をみせている。婦人部の活動は、いっばんに組織、教育啓蒙、文化、調査などの各分野にわけて行なわれ、対象をだいたい三種別——一般婦人組合員、婦人指導者や活動的婦人、婦人の組合幹部——にわけて懇談会、研究会、組合学校、講座等がもたれているのが最近の傾向であるが、そのうち最も重点が置かれているのは第一の場合で、最近行なわれた規模の大きなものでは婦人月間、婦人週間、母体保護運動等がかぞえられる。機関紙の発行も近頃見られるいちじるしい傾向の一つであろう。調査活動は「婦人対策が上すべりしないようにまず問題の実態を把握する」ことが動機となつてはじめられたといわれ、多くの婦人部が、婦人対策組織の実情、婦人組合員の生活実態、福祉施設、職業にたいする意識などの調査を行なっている。

また婦人部は青年部とともに、組合の人民戦線的な運動の中核体となつて活動することも多く、終

戦直後の「女性をまもる会」（昭和二年）や、それを出発点としての「日本民主婦人協議会」（昭和三年）の結成等は、各組合婦人部の努力に負うところが大きかった（第二次大戦の前後の項参照）。日教組の婦人部と母親との結合なども、近頃めざましいものの一つであろう（「子供を守る会」も「母親大会」もこの動きと関連するものであった）。

戦後の婦人労働者のストライキには、戦前のような組合権の要求のかわりに、昭和三年（一九四八）の八月、静岡県清水電話局でおこったような労働基準法違反への闘争などが見られることとなった。しかし、警察官や暴力団による暴行は戦前と同じで、この争議でも数百の警察官が争議団を包囲し、なぐる、蹴るの乱暴をはたらいたという。

同じようなケースの争議で、「人権争議」といわれ、原生的労働関係と、それ以前の機織下女的待遇とを複合したような労働事情——つまり「日本婦人労働の特殊性」の完全な象徴であると思われるような労働事情——への争議として、一世の注目をあつめたものに、「近江絹糸」の争議があった。

近江絹糸は大正六年の創立で、大阪に本社があり、彦根、大垣、津、中津川、長浜、富士宮、岸和田に工場、東京、名古屋に営業所があった。従業員募集は、職安、学校を通じるほか、本社直属の出張所を九州、山陰、信越、東北に置き、そこに駐在員の名で募集人が常駐していた。募集人の前歴は教師、警察官、葉の外交員等であった。

争議は、昭和二年（一九五四）の六月二日にはじまって同年九月一七日に終わった一〇六日間の大争議であった。この争議の目的は前記のように人権回復のためのもので、二二項目の要求からなっていたが、そのなかには結婚の自由、外出の自由、文化活動の自由、夜間通学の承認、仏教強制反対、各

種生産競技撤廃、密告制廃止などがあり、長時間労働や低賃金反対、組合承認の要求等もあった。この会社での勤務時間は、A B C D Eの五種類あって、A番は午前五時―午後一時四五分、B番は午後一時四五分―午後一〇時三〇分（二週間交替）、C番は午前七時―午後四時、D番は深夜専門で午後一〇時三〇分―午前七時一五分、E番は深夜交替で午後一〇時三〇分―午前七時一五分と午前七時―午後四時とが交替して作業を行っていた。このような複雑な交替制のくみあわせで、休日も正月の一・二日以外はなく、年中二四時間不休運転であった。

争議は全織同盟によって行なわれたが、その資金二億円余、国内外からの応援資金約一七〇〇万円、暴力団とたたかいピケを守るために動員された同志約六万人にたっし、このうち警官、暴力団によって重軽傷を負わされたもの四百数十名におよんだ。

また社長夏川打倒を遺言して自殺したもの三名、自殺未遂二名、発狂九名の犠牲者を出したが、この裏面には、会社側の圧迫や父兄の圧迫等があり、家父長制や半封建的ないんうつな因縁がまつわっていた。

中央労働委員会のおっせん案は、全織に加盟の近江絹糸労組を会社が承認し、これを相手として十大紡なみの労働協約を締結すると、組合要求二二項目については、社会的水準にてらし改めること、明年（昭和三〇年）三月までに会社の御用組合（第一・第三）を解消すること、争議の要因である労働基準法無視の労務管理の刷新等、組合側に有利なものであったが、これには進歩的世論の圧倒的支持があったのである。

しかし、オヤコ式温情主義とか、ただ感謝して働けとか、「赤」への憎悪とか、親がわりの監督と

かいったような夏川社長一流の主張(新聞面等で発表され、父兄らにも宣伝されたもの)に対しては、ひそかに共鳴する保守者流が多く、あっせんは難航をきわめたが、結局組合の主張の正当性は否定しうべくもなく、夏川社長も態度をあらためざるをえなくなり、人権要求二二項目が全部貫徹し、かつ三〇パーセントの賃上げも承認されることとなった。また御用組合も漸次離脱者を出しつつ解消し、結局近江絹糸労組へ合流したので、六月七日には二〇〇〇人にすぎなかった組合が八月二日には九七五五人にたっし、ついには総員一万三〇〇〇〇人の組合化となっておわった。

近江絹糸の募集人制や寄宿舎制、強制的労働制等あらゆる人権無視の内幕については、全織同盟教宣部編『解放の歌よ高らかに』のなかの男女労働者たちの手記にくわしい。共通のことはわが婦人労働関係に現存していることなので、この争議が与えた影響は大きく、その後似たような人権争議があらこちらで続出した。

労働争議以前の人権争議などと当時新聞などで書かれたようなこのような争議が、なにゆえ戦後になってことあたらしく続出したかという点、それは前記のように、そのような労働条件がいまなお存在しているということ、戦後は組合運動が確立し、労働基準法が制定されたので、それらを摘発する突破口(従来はふさがれていた)ができたということのためであるといえよう。

しかし、争議にまで立ちあがれない小規模企業や、苦汗産業や、農村の「嫁」の労働制などでの奴隷的婦人労働問題の解決は、家父長制の完全撤廃、社会保障制の貫徹、平和と愛の世紀をめがける労働運動の勝利等によってのみ可能であろう。

無産主婦のたたかい

大正七年八月三日（一九一八）、富山県中新川郡西水橋町の漁民の主婦ら三〇〇名が米価引き下げの騒動をおこし、米商人を襲った。翌四日は米積車を点検し、船への積み込みを阻止した。また、東水橋町の八〇〇名の主婦らも暴動化した（『大阪読売新聞』大正七年八月七日）。

このいわゆる「越中女一揆」の報が新聞につたえられると、たちまち騒動は全国に波及し、それから一〇月までの三ヵ月間、三府三二県一道にわたって、七〇万の民衆（一説によれば実数一〇〇〇万余）が参加したといわれたような大暴動となった。このうち比較的重大な騒動が発生したところは三三市二〇一町村（二〇四の町と九七の村）で、これにたいし、政府は六〇ヵ所に出兵、徹底的弾圧をおこない、検挙数万名、起訴六二三五名、そのうち四二七二名が有罪となった。この事件はわが国無産主婦のたたかいにおける最初の大規模のものであり、またそれとともに日本歴史はじまって以来の大規模の暴動といわれ、社会的に甚大な影響を与え、わが国労働運動、農民運動の起点となったものであった。その一方では支配層の動揺もはなはだしく、九月寺内内閣が崩壊し、最初の平民首相といわれた原敬政友会内閣が出現した（既出『大正政治史』・片山潜「日本における一九一八年の米騒動」・庄司吉之助「米騒動の展開過程」等参照）。この騒動の直接の原因は、第一次大戦後の物価の昂騰と米価の狂騰であった。物価の昂騰は、労働者の実質賃金をいちじるしく低下させ、賃上げ要求のストライキが年を追って激増した。一九一五年に六四件であったものが、一六年には一〇八件、一七年には三九八件となり、この年から翌一九一八年、つまり米騒動の年にかけては、全国各地にかつてなかったほどの大争議が続出した。

このような物価の昂騰は、ひつぜんに米価の狂騰となり、それを地主や米商の投機や買占めがさらに輪をかけて煽った。あたかも一九一七年にロシア革命がおけると世界の一六カ国が時をうつさず干渉や侵略のために出兵したが、日本も一九一八年の八月二日（米騒動の前日）から、大兵をシベリアに向けて出発させた。このことがあらかじめ知られたとき、地主や米商らがそれを当て込んでの買い占めに狂奔したことはいうまでもない。そして米価はこの年に急騰した。前年の一九一七年度の平均米価（大阪堂島正米相場）は一石一六円五六銭であつたが、一八年に入ると、一月は二三元七八銭、二月は二五円五二銭、三月は二六円五一銭、四月は二六円八七銭、五月は二七円一〇銭、六月は二六円五六銭、七月は暴騰して四一円〇六銭となつたのである（小売は一升五〇銭を前後した）。

このとき富山県の漁村の主婦たちが立ちあがり、米騒動の先頭をきつたのみでなく、無産者運動の端緒をひらいたことは、一七八九年のフランス革命の先頭にたったパリの飢えた失業主婦たち（このなかには女魚行商人もいた）や、一九一七年三月八日、ペトログラードの数千の無産婦人が「パンを与えよ。夫を戦地から返せ。」のスローガンをかかげて街頭デモをおこない、ロシア大革命の端緒をなしたことと共通したものがあつた。

飢えた主婦らの暴動は、どこの国の場合であっても、「われらの子供にパンを与えよ。」という母性本能からの立ちあがりである点で一致している。母性はつよい。母性は恐れない。このつよさと勇氣とが、いざとなったとき、男性や社会を引きずっていく原動力となるのであろう。

しかし、母性が強いからといって、いつの時代、どの地域の母性でも、飢えさえすれば立ちあがるかという、そうではない。民権運動の項でみたように、秩父地方などで激発した困民騒動などをみ

ても、飢えた点では同じであつたけれども、女房連はその頃までは立ちあがらなかつた。女房連が立ちあがるについては、なにほどこかの女性の自主性が時代的に必要である。たとえば米騒動の第二日に、東水橋町の女房連八〇〇名が海岸で勢ぞろいして、隊を組んで町なかに練りこみ、米屋や地主を襲つて、「米の高くなるは貴様達が他国に米を売り放すからだ。今後米を売る時は只で置かぬ。」と不穏の言を放ち、警官の警戒嚴重をきわめたが、女房連はこれに耳もかかず、全町が湧くような暴動となつたと、『大阪読売新聞』は報じているが、土地のダンナ株の豪商や豪農層に対して、「女でいながら」集団で対抗し、これだけの宣言を発することができるようになった時代というものに、まずわれわれは注意せねばならない。

ちやうど時代は、第一次大戦後の無産者と婦人の夜明けの時期にのぞんでいた。さらにこの時期は、日本資本主義が早熟な独占主義段階に入ろうとして危機におちいった時点だった。また地主制やあらゆる親分制にも分解作用がおこりはじめており、貧農も漁民も、小商品生産者または供給者としての自己主張をはじめていた時期だった。

米騒動については、このような「時期」の問題が第一要素として考えられるが、第二には「地域」が考えられるのである。すなわち米騒動の火の手が「富山の漁婦」から打ちあげられたということが注意されるのである。庄司吉之助作製の『全国米騒動発生表』によると、初日の三日から八日までのあいだはすべて富山県内で発生しているが、そのうち大半が漁婦の暴動であつて、三〇〇名、五〇〇名と大挙出動している姿がうかがわれる。前記『大阪読売新聞』の記事によると、「近來の不漁続きと出稼漁業の不振にて困惑甚だしく昨今の惨状極度にたつし」たとあるが、このへん一帯の漁家では、

主として男たちが北海道や九州等に遠出して稼ぐ留守を、主婦らががっちり守っていて、一家のこととはもちろん、村のこと、学校のことなどまで仕切っており、また自分らも田畑があるところは田畑仕事、なければいろいろな海の仕事、加工屋関係・問屋関係の仕事、魚や薬の行商、日雇かせぎ、土方の人夫、娘の頃は一度は工場地帯へも出稼ぎに出るといったような生活をしている。

このような生産者のな習慣をもった同地の女性たちの性格が、家もちで堅実で勇氣にみちた頼もしい母性型であろうことはうなずける気がするし、したがって大正年間の進歩的機運のなかで、偉大な一画期をつくった先駆者として彼女たちが登場しえたこともまた自然であるという気がするのである。

米騒動がもった歴史的・社会的意義については、時とともに研究が深められているが、そのきっかけをつくった富山の漁婦たちの事蹟は、ほとんど学問的対象とされていない。しかし、同時代の主としてインテリ婦人層に見られた自由主義的・社会主義的運動が、表面化された上部構造的な女性解放史の第一ページを意味するとすれば、この富山漁婦らのそれは、たしかに下部における力づよい胎動の一つであったといえることができる。

米騒動を契機として一般無産者運動が発動してくると、それからの無産主婦のたたかきも、それに内包されたためだたないものとなったことはいうまでもない。だが、第二次大戦後になると、やや違った段階がきた。いわゆる「主婦のめざめ」が一般化して、母親大会や平和運動、町の浄化、売春禁止、物価引き下げなどが、みごとに自主的に組織化されて行なわれるようになってきた。同じ無産運動への参加にしても、衝動的でなく、また依存的でなく、たくみに自己を組織化して行なうようになった。たとえば、いままでになかった「家ぐるみ」の闘争というものなどが主婦を中心に行なわれるよう

なった。

昭和二六年（一九五二）の九月には、国鉄に家族組合が生まれ、丸沢美知代婦人部長の努力で、はじめは官舎中心によびかけ、ついで民家・借家と漸次組織化された。同じ年「炭鉱主婦協議会」（炭婦協）も結成されたが、翌昭和二七年の一〇月から一二月にかけての炭労大争議にたくましい協力ぶりをしめたことは周知のとおりで、炭婦協の名は全国にひびきわたった。

昭和二九年の六月から一二月にかけての日本製鋼室蘭ストライキでは、室蘭郊外に四ブロックをなす社宅街の主婦たちのめざましいたたかいが見られた。『朝日新聞』（昭和二九年二月二七日）は、「日鋼の主婦はこう闘った——ふぬけ亭主は去れ——」と題して、彼女らのたたかいを報じたが、それによると、日鋼室蘭製作所は明治初年日英合併で設立された道内で最も古い軍需会社で、親子三代つとめている従業員もすくなくない。戦争中の盛況ときには従業員約一万といわれたが、スト直前には三七〇〇人に減っており、それをさらに、四人に一人の割合で解雇しようとしていた。ストがながびくと、父は第二組合（御用組合）に走り、子は第一組合に残るというように、組合分裂の悲劇をそのまま家庭に持ちこむケースもあった。職制に責められ、進退窮して自殺して果てたあわれな父もあった。夫は第二組合、妻は主婦の会の闘士——そこに夫婦ゲンカの幾場面もあった。

「ふぬけ亭主は離縁せよ」というのが、日鋼主婦の会の合い言葉となった。約二五〇〇の第一組合員と、その家族たちは、一銭の賃金も会社から支給されず、総評各組合からの借金や寄付金約八三〇〇万円で六ヵ月余の闘争をしのいだのであるが、連夜の主婦たちの集会では、着物を売ってもがんばろうと決議し、遠く苦小牧や札幌まで主婦たちの集団行商もつづけられた。しかし、この争議は不利

のうちに終わろうとする^{けはい}気配があった。主婦たちの圧力は中央労働委員会にも向けられた。

中山伊知郎会長の自宅には彼女たちの手紙が六〇〇通も舞いこんだ。また中央の交渉団を激励しに上京、あっせん案提示のときには中央労働委員会の会場につめかけて涙を流す場面も見られた。現場では総評高野実事務局長をとりまいて最後まで説得を拒否し、あくまで戦いぬこうと責めたのはむしろ亭主たちではなくて、主婦たちであった。

昭和三十一年の秋の鉄鋼ストでも、主婦たちの闘いは、献身的だった。また労働運動や社会運動に理解があるものほど強力だった。総評はこれにかんがみ、年末から、「総評主婦の会」組織の準備に着手した。総評傘下ですでに主婦組織（家族組合）のある組合は、国鉄、炭労、全鑛、日通等であり、国鉄では約四万人が組織されているが、居住地ごとに支部をつくり、それを連合体として組織しているので、毎年五〇〇〇人ずつ増えているという。

こうして組織化された主婦たちの活動状況はどうかというと、たとえば名古屋支部では最近、手芸講習会とグループ懇談会とを合わせてひらき、親組合からも出席して組合の運動を説明して成功をおさめた。春闘のときには職場大会に参加し、賃上げのことになると家族も発言をゆるされているという。炭婦協でもすでに九万人が組織されており、福岡地方では、ふだんは料理・編物・洋裁などの講習会をやり、農協婦人部や町の婦人団体とも提携している。福利厚生面の要求は最も活発にやっていたとたとえば社宅の畳をかえよ、屋根をなおせなどの要求が主婦会から出されると、親組合はそれを集約して会社と交渉し、ストライキもおこなう。そのときには主婦会はデモなどで積極的に行動し、むしろ亭主たちよりも主婦が中心になってたまたまかっているという。北海道では、前にみた室蘭ストライキ

できたえられており、平和運動にも力を入れ、教育の面では女教師と母のつどいに積極的に参加し、民主教育を守ることが子供のしあわせを守るという立場から運動をしているという。

しかし、このような家族組合の活動に対して、会社側の妨害と、亭主側の非協力が嘆かれている。特に重大なのは後者であるが、主婦が役員になったりすると、亭主や子供が犠牲になり、家庭が破壊されるという点が問題になる。また親組合の執行部との関係なども、選挙やストライキのときだけはしごく円満だが、その他ではしっくりいかない例もあるという（『総評』——昭和三年二月二日）。主婦の立ちあがりには、母親の立ちあがりであり、その立場では強くもたくましくもありうるけれども、母親はいっぽうでは妻であり、妻の立場となると、やはり無産者の場合でも、現存家族制の因習が深くからんでいて、男女の差別観もまぬがれないのであろう。亭主教育の必要なゆえんであろう。

二 婦人労働の諸問題

難解な婦人労働問題

問題の複雑性

「組合の現場で婦人労働に関しておこっている問題としては、たとえば昇給の差別待遇とか、結婚するとやめさせられるとか、組合の指導部が婦人の問題に理解を示さないとか、その他その他多様であり、きいて行けば、問題はそれぞれに困難であり、複雑にからみ合っていて、とても一筋縄ではない性質のものである——すくなくとも、単純に団体交渉、ストライキ、労働協約というような筋

道で解決がえられる性質のものではない——ことがわかる。男子労働者の場合は、問題は一応『資本対労働』の問題としていわば一元的にとらえられ、処理されることができ(それも一応そうだが)ただけではあるが)。ところが、婦人労働者の場合には、問題はいわば『対資本』の方向にだけあるのではなくて『対男子労働者』の方向にもあれば『対家族』(家族といっても、あるいは親であり、あるいはシウトであり、あるいは子供である)の方向にもある。それどころか『対女性一般』の方向にもあるし、したがってまた『對自己自身』の方向にも複雑で困難な問題がある。」

これは『講座・労働問題と労働法』^三所掲、磯田進「婦人労働の総合研究」と題する文章のなかの一節である。婦人労働問題の難解さがよく示されていると思う。また大河内一男も同じところで、「婦人労働のどこに問題があるか」と題して、次のようにいつている。

「労働問題のなかで『男子労働』などというようなものが、特別の『問題』として採り上げられることがないのに、『婦人労働』だけが、ことさら問題になるというのはそもそもまだ、婦人が労働者として、男子と平等ではなく、地位や労働条件において「男女同一」の原則がどこにも貫ぬかれていないからなのだろう。『婦人労働』の問題を婦人に対する『保護』という観点から問題にしているかぎりには、一応は、問題はおこらない。何故なら、婦人労働者の『保護』については、よほど頑迷な雇主を除いては、誰もがその原則を結構なことだと言ひ、反対はしない。……また男子の労働組合員などの場合は、婦人の『保護』が強化され、婦人についての労務費がかさんでくれば、婦人がこれまでのように低賃金で男子の職場を脅かすことはないだろうという『深謀遠慮』にもとづいて、婦人の『保護』に賛成するようである。……少なくとも、労働者の間では、婦人労働の『保護』については原則

上の反対者はいない。ところが、いったん問題が男子と女子との地位や身分やの『平等』なり『均等』に関してくるやいなや、婦人の考え方と男子労働者の考え方の間には、意識無意識の差異が現われてくる。それによって、もし男子の職場が狭くなったり、その待遇が悪くなるようなおそれが感ぜられると、男子労働者はいつも、女子を職場から遠ざけようとするし、その場合にはいつも他方での婦人に対する『保護』を指して、それをあたかも『平等』を要求できない根拠であるかのようにな主張する。婦人労働のむつかしさは、このように『保護』の要求と『平等』の要求とがつねに併存していながら、この二つのものの正しい関係が、男子労働者によっても理解されることが少なく、女性保護と言ったような抽象論ならともかく、いったん問題が、その日その日の職場の勤務の細目になってくると、男子の側から不平がでたり皮肉が出だりして、浪漫的な女性保護論は何処かへけし飛んでしまう。ここに問題がひそんでいる。」

この説でも、非常によく、婦人労働問題の複雑さが指摘されていると思う。

私はこう思う

婦人労働問題の複雑さや難解さは、要するに、結論からいえば、われわれ人類が原始共同体（上巻の家庭を知らなかった社会の項参照）を破壊して、家庭制（私有制）をつくりだし、女性を家事奴隷としたのが、近代になって女性の職場進出となり、職場労働と家事労働（性労働を含む）とが女性の一身に皺寄せされてきているのが主要な一原因となっていると思う。だから、究極的にいってこれの解決は、私有の家庭経済制がなくなって、ふたたび生産手段を共有する社会（共産的社会）が復活する時代をまっしてし

か期待されないだろう。いまはそれへの漸次的進化の過程に置かれているだけであって、だからこの婦人労働の問題は、厳密にいえば、初期の社会主義段階までは、なお若干は残るだろうほどの難問題なのであると思う。なぜなら、初期の社会主義社会は生産手段を国有化した社会で、まだ「国家」なるものが残っており、その枠内に都市と農村の差別も、筋肉労働者と頭脳労働者の差別も存続し、商業も行なわれ、賃金などの形で私有財産制もあり、その基礎の上に「家庭」制も形をとどめ、したがってなにほどの形で家事や育児の個性性も失われず、それらをめぐる労働の重心はなお女性の上に残ると思われるからである。だから、そのまっつき解決は、共産段階の社会での、家事・育児の共同化、月経小屋・産屋の共同施設、妻間い婚や婿住み婚、ときには群婚形態の婚姻制、母系型の族制等々となることによってのみ可能だろう(前巻の「家庭崩壊への動きと婦人問題」の項参照)。つまり、共産型の経済制と母系型の族制を有する原始共同体の高次的な形で復活においてしか究極の解決は期待されないだろう。

まして、その方向に対してあらゆる意味で背反的な原理にたつ資本主義社会では、婦人労働の難解さ、解決の困難さ、不徹底さは、いわゆる先進欧米社会でも、いまだに「婦人よ家庭に帰れ」の声が叫びつづけられているという一事によってもうかがわれるのである。しかも好むと好まないにかかわらず、一般的にみればもはや婦人労働の要請は絶対的であって、原子動力とオートメーションによる第二次産業革命が仮に一挙に行なわれても、この大勢はけっしてくずれないであろうとされている。

ひっきょう、家族制ないし家庭制の問題こそ婦人労働を複雑にしているものであるから、この研究こそが必要である。家族制ないし家庭制の問題はブルジョア婦人の問題だといわれてきたが、こう

いう断定ほどまちがったものはない。なぜなら家族制ないし家庭制に対して、最も矛盾を生ずるのは労働婦人の立場だからである。

婦人労働をめぐるいま一つの問題は、前記大河内説にもあるような婦人の「地位」の問題——男子よりも劣った婦人の「地位」が婦人の特殊性にあるか否かの問題——である。アメリカの社会主義者で婦人問題研究家のラッポートやソビエトのコロンタイらによれば、婦人の地位が低くなったのは、婦人が家内の家事奴隷となってしまうて、男子と同等の社会的生産者でなくなった点に原因があるという。これはもちろん重大な真理を含んでいる定義であって、社会主義者だけでなく、かつて英・米の女権主義者たちも、男女同権——つまり男女の地位が平等となりうる基準を社会的生産においていた。だから、婦人の社会的生産率を低下させる婦人的弱点——生理・育児・家事——を解決しようとして、託児所や保育園の施設、家事の合理化の運動（自動式炊事や公共食堂の発達、かんづめもの、衣服の規格化と大量生産、アパート住まい等）を彼女たちは極力主張した。コロンタイの育児の社会化論もその社会主義的適用であったといえる。しかし、そのようにしても、なお「純生理」（月経・妊娠・出産）という事実はどうにもしようがない絶対的劣弱条件ではなからうか。なぜなら、「物の生産」を地位の基準とするかぎり、婦人のこの特殊的生理は、なんとしても労働生産性なり率なりを男子に比して低下させているマイナス条件であり、したがって女の地位を男より引き下げるほかない必至的条件だからである。

ところが、蜜蜂の社会などでは、生むこと——つまり婦人の特殊的生理こそが婦人の地位にとってプラス的条件であるようで、これは女王蜂なるものの存在をみても明らかであろう。ここでは地位の

基準が「物の生産」よりも「種族の生産」にあるらしいのである。「物の生産」によって地位の向上をねらうアメリカの女権主義者に対して、北欧のいわゆる女性主義者が、母性の保護(というよりむしろ権利)をさげんで、女性の地位の基準を、「種族の生産」におくよう主張したのも、この角度からであらう。

しかし、女権主義者の説も、また女性主義者の説も、「男女平等」の地位の基準としては、一方に偏したもので通用しがたいものである。

いずれにしても、大河内説にもあるように、「保護」の要求と「平等」の要求とがつねに併存している婦人労働問題は、男子労働者にすら理解されることのむずかしいいわば二元的な基準のものであるが、この要求の完全な実現は、物を多く持っているとか、生産の量とか率とかが地位の基準となる時代が去って、連帯性を持って各人平等の基準とする共同体社会が発現したときにのみ期待されるといえよう。しかし、社会の進路はそれにむかって必至的に開けつつあるのであるから、婦人労働をめぐる男女平等の要求は、ぬきさしならない実践(母性保障、同一賃金等)を伴って、一步ずつでも前進するには違いない。

婦人労働問題の難解さ、複雑さは、結局、「将来社会のありかたを示唆するポイント」としてのみ理解さるべきものであって、今後の研究はこの角度からすすめるべきであらう。

現実の示唆するもの

男女同一賃金・同一待遇のこと

資本主義が婦人労働を需要した最初の動機は、おそらく低賃金にあったのであろう。低賃金は、生活水準の低さや、奴隸的服従の環境で設定されるので、かならずしも婦人のみにはかぎらない。アジア・アフリカ諸国の男子労賃と、欧米のそれとを比較してもわかる。だから、低賃金地帯の（たとえば日本の）資本家たちは、低賃金で生産コストをさげて、ソーシアル・ダンピングをおこなうことができるのである。第二次大戦後、占領軍の意志で、あるていど日本の労働者が解放され、組合運動の自由が与えられたのは、それによって労賃の上昇をはかり、低コストによる日本商品の市場進出という好ましくない現象——つまり、そういう日本商品の脅威性——をなくする意味もあったのであろう。

労働者同士のあいだにも、これと似た意味での対策が行なわれることがある。たとえばアメリカの労働者によるアジア移民労働者対策などにもそれが見られるが、特に歴史的には、男子労働者による女子労働者対策の上に、それがいちじるしく見られた。

一八三三年、英国のグラスゴウの紡績男工らによって、男女同一賃金の運動がおこされたことがあった。このとき経営者側では、女工の能率が男工に劣るという理由で同一賃金を拒んだが、男工らのねらいは、女工の低賃金による大量進出を防ぐのにあったのである。

また欧米では、組合加入の条件にも、男女同一賃金の件が規定された時期があったが、それは厳然たる女工の低賃金の現状を前提とした対策であって、つまり女工の男子組合への加入を不可能ならしめる一つの口実であった場合が多い。

しかし、女工の進出が、同一企業や産業内で圧倒的でないところでは、男子労働者は逆に女子との

同一賃金や同一待遇を好まない気風を概して持っていた。

大正末期のわが初期のマルクス主義者たちも、山川均の説によれば同じ気風を持っていたようで、男女同一賃金は妥当でないし、マルクスの価値学説にもあわないとかれらはいったという。というのは、賃金は生活費によって決定せられるものだが、いま男女の生活費は同一でない。男子は担当者だが、女子は補助者でしかない。だから同一賃金は妥当でないというのであったらしい。つまり資本家側の労賃規定の尺度をマルクスが分析したのを、そのまま無産者側の男子が女子を差別する武器として利用したのである。

同じまちがいは、いまでもおかされている。終戦直後の昭和二年の五月、日銀の職組で、飢餓突破資金が要求されたとき、はじめ女子は除外されていたが、その理由は、「女子は小遣いかせぎだからいらぬだろう。」というのにあつた。そこで女子代表らは調査資料をととのえ、それによって女子も家計の重要な担当者であつて、単なる小遣いかせぎではないことを証明して加入をみとめさせたという。

ついでにいうと、この職組は、同年の三月に、男子ばかりの組合として発足したのを、女子職員らの抗議によって訂正されたものという。女子が加入した最初の組合大会のとき、長年勤続の一女子代表が、「女子は一〇年つとめても、元の木阿弥で、責任ある役職にもつけない。これは妥当でないから、組合の圧力で是正してほしい。」と発言したことは、戦前には見られなかった女子労働者の自主性を示すものであつた。こうした女子側からの抗争なしには、女子の地位は労働者階級の内部ですら向上しないのが通例なのである。

男女賃銀の比較（労働省「毎月勤労統計調査」）

年 別	男	女	女 男
昭和 22 年	2,241 円	972 円	43.4%
23	6,133	2,640	43.0
24	9,980	4,488	45.0
25	11,143	5,184	46.5
26	14,051	6,496	46.2
27	16,782	7,533	44.9
28	19,560	8,617	44.1
29	20,825	9,252	44.5
30	21,895	9,567	43.7

あったが、それが実行されていないことは、この表が証明している。

もちろん、男女賃金の不平等——たとえば初任給の差別・昇給の不平等など——の事実がわかれば、基準法違反に問われるわけではあるが、このような同一賃金なり待遇なりの問題は、あくまで同一労働、つまり同じ職種、能率、技能、年齢、勤務年数の男子とくらべていうのであるからなかなか判定がむずかしくなる。だから、法律の力だけではだめなので、結局労働組合で努力しなければならない

まして、日本の半封建のブルジョア層が、自主的に男女同一賃金・待遇を設定するなどといったようなことは、ほとんど期待できない。

つぎに昭和二二年から昭和三〇年までの男女賃金の比較表をかかげてみよう。

この表のように、女子の賃金は、通じて男子の半分以下であり、日本における男女不平等のはなはだしさが集中的にこの表にあらわれていることは蔽いがたい。終戦後の占領軍の指令でつくられた「労働基準法」第四条には、「使用者は、労働者が女子であることを理由として、賃金について男子と差別的取扱をなしてはならない。」ときめてあり、「同一労働には同一賃金」という原則は、ここに法規のうえでは確立したわけでは

が、それには前記のように、男子組合員の偏見を打ちくたくことと、組合の婦人部が強化され、かつ組合の決議機関や執行機関に婦人を多量に送りこむことに成功しなければならない（性別闘争は、ブルジョア婦人のものだということを拘子定規にうのみにしてはならない。前にもいったように、男女不平等の問題、機会不均などの問題はおそらくは初期社会主義社会の段階まではつづくのだから、これにたいする内部的矛盾もその段階まではやはりつづくわけである）。

母体および母子保障のこと

母体および母子保障——いわゆる「母子保護」とよばれる社会問題は、資本主義社会になって表面化してきたもので、原始はのぞき、古代や封建の社会では、婦人労働は家内のものであったから、そのために母体が虐待されても、社会は干渉しなかったが、資本主義社会においては、婦人労働が社会的に要求されるから、最少限にも母体は社会が保護せねばならないし、ついでに足手まといの子供のことも世話をみてやらねばならない。したがって坑内作業、深夜業、危険作業等の禁止や、生理・妊娠ときの休養、託児所・保育所の施設などが企てられる。しかし、これらの施設や配慮はきわめて消極的になされ、深夜業のごときはわが国では昭和四年に、坑内労働のごときは昭和八年に、いずれも経済不況の合理化として実行されたにすぎない。このほか、わが国に特別に多い幼女労働のごときも問題視されねばならない。一九三〇年（昭和五年）の国勢調査では、紡織女工約九三万名中、十四歳以下の幼女が約一五万名あり、残りのものも十八歳未満の未成年者が多く、これらの幼少女たちは、不自然な環境のもとに労働を強制され、ために母体の芽生えがそこなわれている。大正一〇年に長野県

女工員と女学生の
体重比較

(1921 年) —長野県

発育種別	女工員	女学生
甲	14%	28%
乙	45	51
丙	41	21

で、十三—二十歳の製糸女工員と女学生との体格を比較したのにとみると、上表のようであった。

これら女工員の主たる供給地は農山漁村であるが、その農山漁村では、次ページ表に示めすように未婚者よりも既婚者の数のはるかに多かった。これに反して、都市の工場その他ではほとんどが未婚者であった。これによれば、都市の職場では主として娘たちが、農山漁村では母たちが過度の労働に従っている姿が想像される。特に農山漁村の労働母性の過労は必然的に母体の弱化となり、死産・乳幼児死亡率では、文明国中、わが国がいつでも最高だった。

以上が戦前の事情だったが、これにたいする保護施策はいうにたりない不整備なものだった。婦人・少年労働保護の意味をもつ「工場法」が成立したのは明治四四年（一九一）で、その実施が大正五年（一九一六）であった。それは主として長時間労働や危険作業にたいする不徹底な禁止法を含むものだったが、それすら経済不況をまつてしか行なわれなかったことは、前にいったとおりである。労働組合の活動もこの面にはタッチせず、わずかにエレン・ケイ信奉者らのあいだで母子扶助団体が、大正一五年頃から組織され、その運動の成果として昭和一二年に「母子扶助法」の公布、翌昭和一三年に実施となったが、これも主として満州事変・日華事変等をめぐる戦災母子対策のものだった。

第二次大戦後は、昭和二〇年（一九四五）に「労働組合法」が成立、同昭和二三年に新「憲法」および「労働基準法」が実施され、「児童福祉法」も成立した。労働省婦人少年局、厚生省婦人児童課などの

職業別女子配遇関係割合

（1930 年国勢調査）

業 種 別	未婚	有 配 偶 者	死別	離別
農 業	17.2%	71.1%	10.1%	1.5%
水 産	14.8	76.9	7.0	1.3
鉱 業	15.7	76.1	5.8	2.4
工 業	60.4	29.0	7.6	2.9
商 業	33.5	47.1	15.3	4.1
交 通	65.0	30.4	3.6	1.0
公 務	59.8	26.8	9.4	3.9
家事使用人	86.8	2.8	7.5	2.9
其他有業者	25.5	39.0	30.0	5.5
合 計	31.7	55.6	10.4	2.3

て「母子福祉対策国會議員連盟」が結成され、その事務局長に宮城タマヨが就任した（昭和二五年）。そして昭和二六年に「児童憲章」が制定され、同昭和二八年に「母子福祉資金貸付法」も施行された。戦後の各職場における婦人労働の発展状況については、前の各項でみてきたとおりで、特に有夫の就業婦人が全体の五四パーセントを占める状況にあり、この状況は年を追って増加する傾向にある。また、夫と死離別したいわゆる未亡人労働者の数も多く、一九五五年（昭和三〇年）一〇月現在の国勢

役所もひらかれ、さらにその翌昭和二三年には厚生省に保育課、労働省に婦人少年問題審議会も設置され、それぞれの局長、課長、会長には、山川菊栄、谷野せつ、吉見静江、藤田たきが登場した。民間運動も活発となり、戦災母子運動の手はじめとして、昭和二年に未亡人の最初の組織「戦争犠牲者遺族同盟」が生まれ（後に昭和二四年に「全国未亡人協会」、昭和二五年に「全国未亡人団体協議会」結成）、また働く婦人の不当検診に端を発した「女性を守る会」が生まれたが、これは広義の婦人運動に発展し、昭和二七年には長田新会長、羽仁説子・神崎清副会長の「子供を守る会」が結成され、これは母親たちの風紀是正運動や平和運動等となって展開した。国会内でも昭和二四年、婦人議員らによつ

調査によれば、雇用女子労働者約五〇七万中の一四・四パーセントにあたる約七三万の未亡人らが雇用されている。これらの未亡人労働者は家計担当者が多い。たとえば、婦人少年局が一九五四年八月現在で、製造業における規模三〇人以上の四三〇〇事業場について調査したものとすると、その未亡人労働者の八五・五パーセントまでが家計担当者である。家族の種類別にみると、自分ひとりの世帯が六・二パーセントで、八六・八パーセントは家族をかかえた世帯であり、うち六一・五パーセントが母子だけの家庭、のこりは舅姑や兄弟や親せき等をかかえた世帯である（労働省婦人少年局『婦人労働調査資料』二七）。

それに年長婦人労働者（これには二種類があり、一は定期的かつ連続的に雇用されている婦人で、当然有夫が多い。二は年齢が高くなつてから、はじめてまたは再雇用的に就職する婦人で、未亡人が多いが、近頃は有夫の場合も多い）の増加は、世界的現象であつて、ついでにアメリカでの例をあげれば、一八九〇年には、就業人口の約三分の一が四十五歳以上であつたが、一九五二年までにこの年齢層は、すでに労働力人口の約三分の一以上を構成するようになり、この割合は将来いぢるしく増大する可能性がある。だからこの国の婦人労働者の平均年齢も、一九四〇年には三十二歳、一九五〇年には三十七歳弱（三十六・六歳）となり、一九五五年には三十九歳に高まつた。わが国でも同じ傾向があり、二十一―三十九歳、四十―六十歳の年長婦人労働者の増加率は、男子にくらべてめざましいものがある。たとえば、四十一―六十歳の男子の労働力人口比率の推移をみると、一九五〇年に九二・一パーセント、五六年に九三・四パーセントといったぐあいだ、たいした動きはないが、女子の側では、一九五〇年に五〇・六パーセントであつたのが、五六年には五六・八パーセントに高まつている（総理府統計局『労働力調査』）。

このように、年長婦人労働者が増加する事実はますます母体・母子保障の必要の増加を示すもので、資本主義社会における単なる「保護」的・恩恵的な対策から、社会主義社会における「保障」的・連帯的な制度へと推移する必然性を予想させるものであり、その究極において、母系型社会構成を示唆するものである。

母子保障の視角から、その社会構成化を示唆した説(意識・無意識にかかわらず)に、エレン・ケイ説とアレクサンドラ・コロンタイ説がある。ケイは、その母性中心主義の究極において、父を客とし、母と子のみを家族の主体とする説をたてた。たとえばわれわれが原始母系共産の氏族時代にみた母子関係のようなもので、ただ氏族時代では母子が氏族から保障せられていたことが、ケイでは国家から保障せられるのであり、換言すれば、ここでは子供は国家のもので、母はその保育者たることを国家から任命せられるわけなのである。また、氏族時代と違うことは、氏族時代では母は保育のみを専門とせず、保育は共同になされ、自分は生産要員としての任務を併せもつものであるが、ケイでは、母は保育の専門家としてのみあつかわれるとする。ケイが恋愛に意義をみとめたのは、恋愛は自然淘汰の原則に支配されているもので、よい種子はこれによってのみ得られ、したがってよい子は恋愛からのみ生まれると信じたからである。だから、恋愛がなく、またはその失われた婚姻は無意義であるから、結婚も離婚も自由に行なわれねばならない。したがって、生まれた子(それはしばしば多数の異父の子である)は母中心に付属せしめられるので、扶養者は父のかわりに、国家が代置される。つまり国家による全面的保障となるから、ここには、私生子も売淫もありえない。これに対して、コロンタイら社会主義者の説は一步前進したものであり、かつ社会進化の実情に即したもので、子供を社会の

ものとし社会の保障に委ねることはケイと似ているが、母を保育の専門家としないでむしろ生産本位者とし、したがってケイとは反対に育児の社会化を主張している。

ケイの説は実行案としては空想にちかく思想の上だけにだけ影響をもったが、コロンタイらの説は産院・託児所・保育所その他の母子施設において英・米などの資本主義社会の経験を生かしたものである。ただ、コロンタイの説では一般婦人の男女平等の地位や機会均等などの幸福は彼女らが男子とひとしい事情と価値において生産者であるときにのみ期待せられるといい、「夫にたいする恋または子供にたいする愛が労働を^{みだ}紊させるような女を誰が仕事に就かせておくことを好むであろうか。」といって性愛や母性本能を軽視しており、したがって性愛については有名なコロンタイズム(『三代の恋』や『赤い恋』)に見られるような、たとえば一杯の水をのむような軽い肉体の満足でこと足るもので、党员や労働者としての大切な任務のあいまに、エンジョイ的に行なうものだという考え)で解釈している点、ケイとは雲泥の差である。

これらの説にはおのおの誤謬や偏見があり、また、今日の母子保障制が将来の母系型社会構成へと進化するという見とおしを欠いている点ではいずれも共通しているが、それにもかかわらず、ともにその線に沿って形成されたものであることにはまちがいがなく、部分的には資本主義社会で、全面的にはソビエトや新中国等で実験の機会をもちつつあるといつてよい。

女子労働者にたいする母性保障こそは、したがって、将来における全婦人のその「ひながた」であるが、これには二つの面があり、一は母のタマゴである娘の母体面の保護(生理休暇や労働時間・危険作業等からの保護)、二は現在母である女子労働者の保護(妊娠・分娩・育児の保護、それらをめぐる諸

施設)である。

「労働基準法」には、労働時間および休日、深夜業、坑内労働、産前産後の休業、妊婦の軽易業務への転換、育児時間、生理休暇などの規定があるが、労働組合、特に総評等では、毎年一〇月を「母体保護月間」とさだめ、経営者側にたいしてこれらの規定の実行や、その他の協約締結についてたたかっている。日教組では、婦人部の主張を全組合員が強力に支持して、補充要員を伴う産休法をちとったが、これなどはめざましい勝利であった。

家事労働と職場労働の衝突

女子の就職は結婚であり、天職は家事にあるとされた。これに対して男子の結婚は妻というサービス婦を雇い入れた意味に解され、男子はその上に立って国家の生産に従うべきだとされた。それが明治以後になって狂ってきた。国家の主要産業は女子労働がになって立つことになった。家内工業が社会化され、それにつれて女子労働も社会化されたからである。このようにして、家内から社会へと引き出された女子は、一身で家内の労働と社会の労働との二重の労働をうけもたされることになった。この二重の労働こそは、資本主義社会において女性がもった最大の必至的・悲劇的任務であった。

家事労働(育児労働を含む)と職場労働の衝突——資本主義社会の女子労働者が身を持って経験しているこの苦悩——は女子労働者に三つの形態をもたらした。その一は、衝突そのままの主婦労働者の形態であり、その二は、衝突を一時期だけ避ける年奉公人的形態であり、その三は、衝突を全期間避ける独身者の形態である。

衝突そのままの主婦労働者の形態は、中・小規模の織物工場等で典型的に見られる形態である。昭和二年（一九五四）、労働省婦人少年局が労働科学研究所の協力によって調査した「中小企業絹人絹織物労働者の工場労働および家事労働の生体負担並びに子女の養育と発育についての科学的分析」（『婦人労働調査資料』二二）というものを参考資料として、つぎに紹介してみよう。

日本の代表的な北陸地方の織物県に所在する機業地の婦人労働者についてその工場労働と家庭生活の実態調査をおこなったところ、長時間の工場労働の後にくる家庭生活は亭主の場合とはちがって主婦としての彼女には休息の生活ではなくそれら亭主らへのサービスの家事労働の生活であり、さらに母親としての彼女には工場と家庭の全面を通じて乳幼児がネンネコで同伴するという三重の労働生活が見られることであった。箇条書きにすると次のようになる。

(1)ここに働く婦人は、十六歳から五十八歳にわたる広範な年齢層の婦人で、勤続年数は、最長二八年、平均約七年から八年である。調査対象は一二〇名から、六二名、四八名、二四名、二三名、一四名の六工場。

(2)既婚婦人は、ぜんたいの六六・三パーセントを占め、うち八三・一パーセントが有夫者で、有夫者のうち乳幼児をふくむ子持ち四五・八パーセント、学童以上のみの子女をもつもの二五・四パーセント、したがって合計七一・二パーセントが子持ちである。

(3)家業は、村工場では農業七三・四パーセント、町工場では賃労働者五〇パーセント、農業三四・三パーセント。

(4)就業時間は拘束一一―一二時間。その間、食事休憩があるが寄宿者をのぞきほとんどが自宅に帰

り食事をとる。

(5)起床から出勤までの家事・育児労働をみると、工場の始業が六時であれば早朝三時半頃から一家全員のための炊事、掃除や片づけ、おむつ洗い、身じたく等をすまし、赤ん坊をおんぶして出かける。新聞、休息、談話のとりかたをみるといずれも零である。

(6)工場内での育児・家事活動をみると、乳幼児または低学年児童を工場現場内で養育するこれらの婦人労働者らは生産活動のなかで育児のための時間をわずかながら費やしている。おんぶしたりかたわらに遊ばせたりして、作業中、授乳、おむつとりかえ、おやつ、きげんとり、見守りなどでエネルギーをついやす。昼食ときには帰宅して、留守中の他の子供の世話をみるかたわら、炊事をしたり、洗濯をしたりする。

(7)帰宅後の家事・育児労働をみると、工場で長時間労働し、ねむった赤ん坊を負って暗くなった道を帰ると、どのような家庭生活が彼女に展開するか。そこでの生活時間の構成は、工場労働の過程で費やされたエネルギーをじゅうぶんに補給し、社会的・文化的に人間の労働力が再生産されさらに発展できる状態でなされているか。答えは否である。共稼ぎの亭主が帰りがけに飲み屋で一ぱいひっかけているころ、母親労働者の彼女は留守の子供を案じて小走りに帰りつくがはいか寝るまでの四―五時間を積もりにつもっている家事労働で息つくひまもない。平均五人家族へのサービス労働である。乳児をもつ婦人などは時間がたらず、睡眠時間も六時間四九分にきりつめている。標準の八時間にくらべ一時間以上少ない。このようなきりつめかたは、消耗した労働力を生理的にのみ再生産するのに必要かくことのできない時間が犠牲にされていることを物語る

ものである。

(8) 休日の家庭生活をみると、週末あるいは半月後にめぐってくる休日の生活内容は、亭主どもの酒のみや魚つりと違い、休息や娯楽はほとんどなく、一時間から九時間ぶつつづけの家事労働に追われている。睡眠時間だけ平日より一時間多い。

(9) こうした主婦労働者の疲労状態は、第一にヘモグロビンの量が異常に低下している。第二に膝蓋腱反射機能がいちじるしく鈍化している。長年勤続者は、以上の疲労度の蓄積ですっかり衰弱している状態にある。

(10) 工場で育つ子供の状態をみると、その乳幼時期を、子供は早朝寢床から母の背に移され、工場では騒音と塵埃のなかに放置されて育つ。その健康状態は非常に悪く、小学校入学ときのしらべによると、脊柱わん曲や胸かく異常者が多い。身長発育もおくれている。

これらの一連のことからは、職場労働と家事労働の衝突が、いかに多くの犠牲を働く母子に皺よせしているかの証明である。当面の対策は、育児の社会化（託児所や保育所の公設）であり、家事の社会化（労働者住宅や公衆食堂、洗濯所などの整備）であらねばなるまい。

職場労働と家事労働の衝突を一時期だけ避ける年奉公人的形態というのは、つまり紡織工場等に見られる出稼ぎ労働がこれである。これはこれで家父長から経営主への人身売買的取引や、前借制があったりして、いわゆるかこの鳥である点で、別の苦労が大きい。戦後は基準法の実施で、よほど改善されたというが、近江絹糸の例もあるし、大工場の場合でも、まだまだむかしの遺制が多いことは、嶋津千利世『女子労働者』にくわしい。

職場労働と家事労働の衝突を全期間避ける独身者の形態は、明治・大正の婦人労働（特に自由職場系統）に多い。たとえば、明治時代に第一の職場婦人として登場した女教員のうち、特に女学校や専門学校の教職者で、独身者でないものはむしろめずらしいほどであって、この傾向は大正におよび、現在も残っている。つぎに第二の登場者である赤十字社看護婦をみると、これも昭和三〇年に日本で第一回のナイチンゲール賞をもらった山本ヤオをはじめとしてほとんどの白衣の婦人たちが、愛の奉仕の名目のもとに生涯独身ですごしているのが見られる。第三の登場者である電話交換手の場合もそうで、『職業婦人の五十年』によると、明治中期からの三、四〇年という長年勤続者で、昭和二九年の五月、東京の電話三〇万突破記念行事のとき招かれた婦人やそれと同列の婦人計一〇人のうち、結婚しているのは、ただ二人だけであったという（男の電話局関係者の場合は百パーセントが妻帯者である）。これを、すべての職業についてみても、たとえば、学者、教育家、新聞雑誌記者、作家、俳優、画家、彫刻家、音楽家、婦人運動家、政治家、実業家など、およそ現代で名をなしている婦人職業人の大半が、つまり独身者か離婚者か未亡人かであることは、周知のとおりである。このような現象は、時代の進展につれて、すこしは訂正されてくるきざしが見られるし、またアジア・アフリカに最も顕著で、欧米から社会主義国といった順に弱まってきていることはまちがいない。しかし、欧米でも初等学校の校長から平教員を含む女教員のすべてが、独身者であることを条件とされた時期があったし、いまでも独身者も多い。また欧米（明治以来は日本も）では、大統領や官吏や軍人、代議士、学者などが夫人を同伴して公式の会場や御苑の花見等に出席し、この点で夫婦平等、機会均などの意思表示をしているようであるが、それも夫中心の同伴であってその逆は見られない。すなわち女性の市長や大臣など

がその夫を同伴することはありえない。これは、男性の結婚と女性の結婚とがこの社会では同一視されていらないことを示す最もよい実例である。したがって女性職業人には独身者であることを強いる雰囲気がこの社会には隅々まで流れている。ついでにいうと、ソビエトや新中国等では夫婦は相互に職業人として別個に遇せられている。欧米式の夫中心の一体的観念はない。

世界的にいつて数千年の歴史をもつ父系制的・夫権的家庭制の社会であるかぎり（資本主義社会はそのおそらく最後に位置する父系家庭崩壊時代であり、だから原理はなお遺存している）、女子労働者における家事と職場の矛盾は、たぶん徹底的には清算されないであろう。なぜなら、父系家庭制の原理では女は結局家内のサービス婦であり、だから女の仕事は、結局家事にのみ規定されてあるからである。

しかし、それにもかかわらず、この原理が、音高く崩れはじめていることは事実で、それは資本主義が、女を家から職場へ引き出したことに起源し、また資本主義企業が、かつて重要な家内工業であった紡績業をはじめとして、裁縫、洗濯、調理、保育にいたるまで社会企業化しつつある事情（いわゆる家事・育児の社会化）、あるいはオートメーション化しつつある事情に沿って家事労働が激減することからである。そして社会主義革命をへて、家庭そのものが孤立状態から共同体化へと発展することになれば、婦人の社会的ないし生産的活動は母子保障制とあいまってなんら支障なく行なわれるようになるであろうことはたしかで、そうなれば、有夫の女性であるゆえを持って、それらの活動が実践的にもイデオロギー的にも封鎖されたり、だから、それらの活動に従いたいと望む婦人たちがやむなく生涯を独身者でとすほかはないといったような今日の状況など、遠いむかしの夢物語となってしまうであろう。

第七章 女性はいま立ちあがりつつある（四）

一 第二次大戦の前夜

嵐の暴進

国内の矛盾——新階級の成長 1

新階級——無産者と婦人——が一挙に成長するのは、大正期に入ってからである。

明治時代は、これを表面的にみれば、光彩陸離たる新文明の時代であったが、この新文明を享樂しえたものは支配階級であった。無産階級はまだ自己の位置を知らず、ただこれに追隨しようとし、ここに、立身出世主義が一世を蔽う風潮を現出した。こころみに子供らに成人後の希望をきけば、かならず大臣・大将・金持と答えた。男性の立身出世主義に対して、女性は「玉の輿」にあこがれ、たとえば当時の女学生間に「理想」という流行語があったが、それは華族・実業家・政治家・軍人・外交官・その卵としての学士夫人を夢みることであった。町や村の女性も、多少とも容貌のよいことを自負するほどのものは小商人や職工や百姓の妻となることをきらい、むしろ芸者や小間使い・酌婦等を足がかりとしての玉の輿を僥倖した。

前巻のはじめにかいたように、明治時代が芸者と貴婦人の時代であったことは、支配階級中心の時

代であったことを物語る。支配階級と芸者の存在は、ひき離して考えることができず、大官・豪家の妻となる芸者の多かったことは前にみたとおりである。地方でも同様で、のちにやや世の中が移り、婦人会などができて、その会長に芸者出身の知事・市長・師団長の妻などがおされることを排斥するようになるまでこの風潮は続いた。芸者の写真は絵はがき屋をうずめ、雑誌はあらそってそれを口絵にかかげた。芸者は貴婦人とともに支配階級の持ものであった。芸者を讃美することは支配階級を讃美すること、この時代ほど華族や官僚や金持にとって吾が世の春の時代はなかったといえよう。のちに、社会主義や労働運動の出現をみるまではかれらの威信は傷つけられず、かれらの乱倫はむしろ風流の名によって美化された。この美化にこれつとめたのは小説家や脚本家であり、かれらは江戸戯作者がお大尽のとりまきとして日夜吉原に流連し、讃美をその使命とした幫間的伝統を繼承して、作の題材を芸者にとらないものはなかった。この幫間的伝統は、自然主義以後、白樺派頃までつづき、遊興の実践は文学修業の一とされたのであった。

ついでに、もうすこし復習しよう。明治時代は芸者とともに貴婦人の時代であった、芸者とともに雑誌の口絵を埋めたのは彼女らであった。貴婦人と芸者はたがいとその美を競う立場にあったが、芸者の和風なのに対して、貴婦人は和洋両様をほしのままにし、マーガレット、夜会巻き等、当時の新風の髪形は彼女ら上流の夫人・令嬢の間からひろまった。茶の湯・生花とともにピアノ、琴、外国語、国文学、和洋絵画などの教養も与えられ、明治の欧化風潮や国粹風潮にのって、洋装のつぎには白衿黒紋付が賞美されるといふぐあいであり、「人形の家」の限度におけるあらゆる贅と美と新が彼女らにゆるされた。貴婦人は期せずして先駆者であった。田舎では封建のねむり深いころ、彼女らは西洋

の風を学んで慈善会に名をつらね、社交をこととした。もとよりそれ自身としては、なんらの自覚をも伴うものではなく、ユーモラスな鹿鳴館時代を絶頂として表面からは影をけしたが、なお潜勢力としてのこり、大正以後、ようやく各種女性の団体がおこるまでは、女性の社会的事業は彼女ら貴婦人の名によらねばなにごとも実行されえなかった。

大正に入るころから、生産面の女性と、「性」的対象の女性とが大寫しに分化してくる。後者についていうと、時代の性的興味は、ようやく芸者から女優に移り、特に活動女優は大衆的なものとなり、絵はがきは芸者（たとえば照葉や万竜）から彼女ら（たとえば栗島澄子）に代えられた。そしてこの頃から従来の封建的売笑の色彩がうすれ、昭和に入ると、まったく資本主義の様相がこの方面にもあらわれ、世の風尚は私娼を要求し、女給・ダンサーらが全面的におしだされた。

一方、生産面の女性にもなお旧態維持の面もある。なぜなら女性の隷属以来、男性は性的以外の女性をみる機会がなく、男女交際論を唱えて見ても女性がとにかくに自主性をとりもどすことは出来ないから、女教員・女事務員・家事婦のような自由職業に従事する女性をも男性——特に上役や重役等——はほとんど性的対象とみて恥じないところがあり、女性自身もあいまいにそれを認容し、タイピストが重役のメカケであることを強要されたり、女教員等も職務のほかと同僚や町村有志の宴会等で酌婦たることを強いられたりする悪習慣をながく拒絶しえなかった。

貴婦人・芸者から女優・女給等、性的にのみ価値づけ、または見ようとするこの時代において、女性には一方では家父長や雇主から奴隸として扱われていた。前項でみた製糸や紡績の女工員のごときがそれである。ついでにここでまたちょっとその方面の復習をしよう。

親は未成年の娘を前借金と年期証文で雇主に売る。雇主は高い塀をめぐらした監獄部屋の寄宿舎に娘の身柄を収容し、親権者の擬態を持ってこれを監視し、外部との交通を遮断し、世界無比の長時間労働と低賃金で酷使したが、この女工員こそは、家父長家族と資本主義の握手によるわが女性の悲惨な被圧制の姿を、最もよく象徴しているものの一つといえよう。

こんな会社にくるのじゃないが

知らぬ募集人にだまされて

工場地獄よ主任が鬼でめぐる運転火の車

会社つとめは監獄つとめ金の鎖がないばかり

この会社の規則をみれば千に一つのむだがない

籠の鳥より監獄よりも寄宿ずまいはなおつらい

ここを脱けだす翼がほしやせて向こうの岡までも『女工哀史』

女工員のほかにもまだ多くの年期奉公や人身売買の少女群があった。福島県の蚕糸経営者らの家には山形へんから「人売り」がきて縁がわに商品の子供を一〇人ほどならべてすわらせ、よりどり見どりであったが、一人九円の相場だったという(藤田五郎『日本近代産業の生成』)。その他子守、女中、給仕などのような家事使用人にも非常に多くの身柄を拘束された幼少女たちがいたが、これらが家父長制の残留に伴う現象であつたことはもちろんだった。

このような家父長制・資本家制的な支配・被支配のなかから、無産階級の自覚が生まれ、社会主義者や労働者・農民・婦人などの運動が、あいついで抬頭したことは、いわゆる「淳風美俗」への一大

脅威だった（「淳風美俗」については前巻のその項参照）。

国内の矛盾——新階級の成長²

一九一七年に起ったロシア革命は、世界の被圧迫階級——植民地を含む——に、大きな影響を与えた。イギリスの労働者ペヴァンはこの報をきくと、坑内から仲間達と躍り出て、肩を抱き合って歓喜して泣いたとつたえられている。フランス革命が人類の歴史に偉大な一画期をもたらしたように（しばしば反革命や誤謬やをとめないながらも）、いなそれよりも、さらにもっと偉大な意義を、この革命は世界史の上に輝かしたことになった。

それに、この革命は、世界の後進国であり植民地帯であるアジア・アフリカにとって、早天の虹であつたといえよう。それはロシアもまた世界の後進国で、総人口一億六〇〇〇万人のうち、三年か四年の課程の国民教育を終了したものは、わずかに六〇〇万人、つまり国民のほとんど九七パーセントが初等教育もうけない文盲の国だつたというからである（浅田光輝『共產主義』）。

マルクスの説では、社会主義革命はイギリスとかフランス、ドイツなどのように、資本主義の発達した国で起るといい、それも単独で起されるのではなく、ヨーロッパの主要な国々で同時に起るのでなければ革命は成功しないというのであつたらしい。革命が起るためには、革命的な客観情勢と革命を起す人間の主体的な勢力がむすびつかねばならないので、マルクスが活躍した一九世紀のころには、そのように判断されたのだった。

レーニンは、そうしたマルクス説を固定的に受けつぐことに反対し、時代の進展に対応させて解釈

し、そして適用したのであった。というのは、世界の資本主義は、一九世紀の終わりごろから二〇世紀のはじめにかけて、帝国主義といわれる独占資本の段階に進んだからである。この段階では、各国の独占資本が相互に世界市場に進出し、世界再分割のあらそいをする。この情勢につれて労働者階級の運動も世界的規模で結び合わされ、それだけでなく、独占資本の発展は、資本主義のおくれた農業地帯や、後進国・植民地の未開領域もその支配のもとにまきこんでいって、先進領域のプロレタリアのみでなく、これらおくれた領域での、帝国主義への広汎な大衆的自覚をおしすすめる。さらに帝国主義は、世界再分割のあらそいによって、相互の対立をふかめ、その世界支配体制のところどころに、きわめて弱い結び目をうみだすが、その弱い結び目を突破することができれば、一国社会主義の成立が可能となる。つまり帝政ロシアは弱い結び目にあたった。その弱さは第一次大戦（一九一四—一八）で露呈された。すなわち、ロシアの労働者階級はこの時期をのがさず、革命をなしとげた。

だから、帝国主義の世界体制の弱い結び目という点では、かならずしも資本主義が高度の発展をとげているという条件よりは、逆に資本主義が不均等に進展し、半封建の要素を広くかかえこんでいるような国が該当する。ただ相当程度の工業と文化水準があり、一定数の労働者が存在し、その背後に同盟軍となりうる広汎な農民大衆や人民大衆が存在せねばならないことはいうまでもない。

ロシア革命は、あらゆる搾取と圧制にくるしむ人種や階層を奮い立たせた。かつて日本がなしとげた明治維新や日露戦争の勝利も、有色人種の抬頭たいとうという点で、かれらに大きな影響と希望を与えたが、後にもるように、日本は欧化をたつとび、同じアジア人種である朝鮮人や中国人を軽蔑し、おとしめ、奴隷視した点で信頼されなかった。そこへこの後進国で半アジアのロシアの革命の影響で、新ア

ジアの方向が（その過程の形態には多少の異同はあるにしても）、半ば決定されたような形となったことは疑われない。

わが国——やはり後進国で半封建国である——でも、強いショックを受けた。そして無産階級と婦人が急速に影響されて成長した。大正元年に創立の時は協調主義で出発した労働組合友愛会でさえもロシア革命後には社会民主主義革命を目標とする線にまで達した。婦人運動もめざましい転換をとげた。

この前後に、大学教授や学生が、デモクラシーを叫び、ついで社会主義——特にマルクス主義——に進み入った。デモクラシーは無産政党の出現を期待し、マルクス主義は共産党の活動を予定していた。教授や学生の参加は、画期的なできごとで、これは新階級が成長して、組織体制をとりだしたことに照応するものであった。それまで教授は官学の番人であり、大学生は恩賜の銀時計を最高目標とする富家の息子たちで、「学士さんなら嫁にやろ」と娘の親たちにさわがれていた存在だった。

無産階級が幼稚で、自然発生的な一揆や無組織ストライキにのみわずかに息ぐるしさを爆発させていた頃——そして女のエネルギーは、一葉や晶子らの作品にのみ、わずかに間接的に吐きだされていた頃——、地上には志士たちの小さな一群が、地底のうごめきをかすかに反映して、あらわれたり消えたりしていた。

そこには、前に見たように中江兆民の弟子の幸徳秋水や、進歩的思想家の堺利彦や、キリスト教徒の片山潜や、安部磯雄、木下尚江、石川三四郎等がいて、資本主義が多数者の貧困と不幸をもたらした始めた明治三〇年代頃の現実を論じていた。一方では、その頃大地主の土地兼併で多数農民の零細化

や土地喪失の事態が急速に進行したのに対し、宮崎民蔵らの一種の土地均分説等も叫ばれていた。

イギリス経済学の信奉者であった福沢諭吉一派も、自由競争が大多数の幸福とならず、富を偏らせ、社会の貧困と不幸を増大する光景をみて、いつかは被圧迫階級による大挙反撃の時期があることを予知し、雇主と労働者、地主と小作人の関係に、昔ながらの「淳風美俗」的な主従式・オヤコ式道徳を再生させることによって、当面をまぎらすべきことを雇主側に進言したりしていた（前巻、福沢の項参照）。

雇主側が、治安警察法で弾圧し、国粹主義で主従式・オヤコ式道徳を宣伝し、天皇の名でそれらを憲法化して、全力を新階級の抑圧につくした歴史、それにもかかわらず新階級——無産者と婦人——がこれをおしのけて成長した歴史は、すでにくわしく「女性の自覚と運動」や「労働婦人のあゆみ」においてみてきたとおりである。

こうして、大正末から昭和初期にかけての大学教授・学生らの社会運動参加の事実、新階級の成長が一定の域に達したため、今や「志士」でなくて「前衛」が必要となったことを示していた。

国外の矛盾——新アジアの展開 1

アジアはアフリカとともに不幸であった。家父長制とアジア的デスポット制によって、国内が停滞腐敗し、それに乗じて欧米列強が食い入り、西アジアから東南アジアにかけては、イギリス・オランダ・スペイン（アメリカ）の植民地——または半植民地——化し、東アジアもフランス・イギリス・オランダに取られ、またはおさえられ、最後にのこされた中国の大陸にむかって、蟻の甘きにつくよう

に欧米列強が蝟集^{いしゅう}し、その先頭に立っていた世界第一の強国（七つの海の王）イギリスは、日本には朝鮮をあてがう目的で、日本をそのかして日清・日露の戦争を後押しした。そしてアメリカは戦費を援助した。

日本がどんなにして朝鮮をもぎ取ったかについては、思えばいまなお胸が痛むのである。明治維新の出発点の一つには運命的であった。それはその項でいったようにたしかにアジアの夜明けではあったが、それとともにアジアを否定したものであった。それまでアジアでは戦争がなかった。というのはアジアの戦争は封建的で国内だけにかぎられていたからである。それにアジアには「個人」がなかった。「個人」は商業によって培われる。アジアは農業であった。「よらしめて従わしめる」国であった。アジアの愛国心は依存的であった。事大主義がアジアの秩序であった。事大主義は自己が宗主となつて他を奴隷とすることと、他を宗主として媚びつくこととで形成される。それは「オヤコ」の宗教である。欧米の愛国心は自主的であった。かれらは租税（年貢ではない）を出しあってかれらの国をつつており、そのことで同志的結束をかためていた。

しかし、結論からいえば、かれらの内部にも弱点があった。労働者の抬頭^{たいとう}がそれである。この新階級は商業主義を否定する存在であり、いわば高度の自給自足主義を世界化そうとしている。こうした主義のパン種子が西方ヨーロッパで生みだされる。ただそれは、西方でよりは東方でまず固成される形勢があることは、前にみたレーニンの説が示しているとおりである。そしてこの新体制——社会主義体制——はやがて世界を蔽うことになるであろう。たとえばヨーロッパの文明や宗教のパン種子ははじめは東方が生んだといわれるが、それがヨーロッパで固成され、ついでそのヨーロッパ文化が全世

界を蔽うことになったが、その逆のコースによってこんどは新東方ないし新アジアが作られるのである。それは経済的には、ヨーロッパの富を支えていたアジア・アフリカ植民地帯の立ちあがりをも意味する。ヨーロッパは極東にのこされた中国大陸を植民地化したとき、その寿命がのびることを知っていた。これに失敗したとき、ヨーロッパの崩壊がはじまる。そして新アジアが発券するのである。

日本の悲劇は、新アジアとくい違い、むしろみずから旧アジア的な宗主となろうとし（大東亜主義）、世界的にはヨーロッパ（第一次大戦頃まではイギリス、その後は次第にアメリカにうつる）を宗主とあおいで随順したことであった。この気風はいつともなく国民教育に貫徹した。日本国民（特に日本の子ども）は日露戦争直前に、イギリスがロシアを日本の手をかりて中国から追い払うために結んだ「日英同盟」をそれとは知らず、またインドのことも思わず誇りとしたが、イギリスの国民は（特にイギリスの子どもは）こんな同盟など知らないもののほうが多かった。こうした気風は戦後もなお続いている。

昭和三十一年（一九五六）、日本ユネスコ国内委員会が、東京、名古屋、高知、福岡四地区から無作為抽出法で十五―二十二歳の青少年一三〇〇人余をえらび外国人への理解をテストしたところ、「日本の青少年はドイツ・イタリアを忘れ、中国・インドを考えず、朝鮮・ソ連をしりぞけて、アメリカに学び、フランスにあこがれている。」という結論が調査担当者によって得られ、ユネスコ実験学級本部に報告された（『朝日新聞』昭和三十一年一〇月二六日）。また、『朝日新聞』昭和三十一年一月一日「声」欄には、「東南ア留学生の悩み」と題して、各大学の文化祭などのダンス・パーティーのとき日本の女子学生が欧米青年の相手にはよろこんでなるが、アジア学生のパートナーになるのはいやがるので、アジア学生らは全留学期間を通じて不快な孤独感におちいらされる、という投書が見られた。

アジア人でいながら、アジア人を否定し、アジア人をいやがり、アジアの歴史や地理に無関心であるようにしむけた国民教育、それは明治の欧化主義と朝鮮・中国への侵略主義に起源している。

日清戦争が朝鮮を奪い合うことではじまったとき、イギリスは上海方面に戦局を拡大させないことを条件とした。だからそれは制限戦争であったので、この戦争を欧米列強は高見の観客席から興味を持ってながめていた。しかし、戦果として日本が遼東半島をとり、朝鮮の独占権をにぎると、それは即座に露・仏・独の三国同盟の干渉によって奪還された。その後露は清国に借款を供し、露清銀行を設け、対日露清同盟を結び、満州を横断してウラジオストクとシベリア鉄道をつらねる東清鉄道の敷設権をえたうえ、大連・旅順を借得した。また朝鮮でも多くの利権をにぎり、朝鮮海峡沿海に基地を獲得し、明治二十九年（一八九六）、日露協定によって朝鮮に日本と同数の軍隊を駐屯させる権利をもち、露韓銀行（一八九七年朝鮮は韓と改称）を設立した。

このロシアの横暴ぶりと日清戦争による清国の弱体化は、列国の帝国主義欲求をさそい、ついに中国には露・独・英・仏四国の租借地があいついで設定される結果となり、いずれもみな鉄道敷設権や鉱山採掘権の獲得に専念し、中国は半植民地となった。それを怒った民衆が蜂起して（明治三十三年）、いわゆる義和団事件——北清事変——をおこすと、イギリスの要請で日本軍が英・米・仏・独・露等連合軍の先登に立ってこれを討滅した（日本軍の戦死者は総戦死者数の約半分、負傷者約三分の一）。列国は償金六億三三一五万円（日本四六〇〇万円）および駐兵権、軍事基地権を獲得し、清国側に主要砲台を破壊させ、鎖国式外交を訂正させた（北京議定書）。

朝鮮は一七世紀、清国の太宗が京城に侵入して以来、中国を宗主とし、自己を小華と称し、日本人

を中国人にならって倭奴とよんで軽視する風があったのは、すなわち旧アジア的な事大主義のあらわれであった。維新日本は、この伝統的事大派が保守している朝鮮と清国との関係を見捨て、朝鮮を独立国とよび、独立派金玉均を援助した。金玉均は熱烈な革命家で、日本を信頼し、日本の力をかりて朝鮮の近代化をはかろうとした。一八八四年(明治十七年)、日本は清仏戦争(フランスが印度支那を奪ったときの)の機会をねらってかれをたすけ、クーデターを起こさせ、一度は事大派をたおさせたが、清国駐兵のために追われ、かれはそれ以来日本に亡命して画策した。しかし、日本の本心は朝鮮の独立にはなくて、これを奪うことにあったので、かれは内心快しとしなかった。日本もまたかれを冷遇し、つねに刺客にねらわれている事情を知りつつ国外退去を命じたり、小笠原島に追放したりしたが、明治二十七年、かれはついに刺客にあざむかれ、故国革新を李鴻章にたよろうと上海に渡航した日、その同行した刺客に射殺されたのである。遺骸は清国軍艦によって朝鮮に運ばれ、晩春四月の楊花鎮において、「売国奴」と銘うたれて獄門にさらされた。独立主義者金玉均に対する日本の態度はこのように冷酷だった。

日清・日露の両戦争においても、日本は朝鮮の独立を名目として、そのために戦うことを自他に宣言したが、この二つの戦争がおわるとすぐ、一九〇五年(明治三十八年)の十一月、韓国の外交いっさいを日本の外務省が管理し、現地に統監をおくという保護国協約を、機関銃と野砲で王宮をかこんだなかで強要したのである。そして二年後の一九〇七年(明治四〇年)の七月には、日本の侵略に反対する皇帝高宗を退位させて純宗を即位させ、韓国内政の全権掌握に関する日韓協約を結び、韓国軍隊や高級官吏を廃止し、すべて日本人を持ってこれにかえた。

そして外交、内政、司法、軍事を掌握し、翌一九〇八年には、東洋拓殖会社を設けて、広大な朝鮮平野の経営を一手ににぎり、一九〇九年には韓国銀行を創立して、金融方面を支配した。

こうして一九一〇年（明治四三年）、ついに「日韓併合」となり、朝鮮は完全にその独立を喪失させられた。それから第二次大戦終了までの三五年間、朝鮮人民は参政権をうばわれ、教育権も職業権も財産権も事実上制圧されて、ながい苦難のいばらの道を歩まされた。しかも日本人は（庶民や子供まで）、前記のように朝鮮人民や中国人民をゆえなく軽蔑するよう教育された。大正一二年の関東大震災には、官憲が社会主義者や労働者を殺害し、民衆が朝鮮人民や中国人民を殺した。それは国内と国外の矛盾の集中的なあらわれであった。

朝鮮人民の三五年間の反抗は烈しかった。屈辱的協約が結ばれるごとに、これを憤った政府要人や兵丁らの自殺があいついだ。統監府設置の時は韓国側の責任者が民衆に襲撃され、各地に反乱がおこり、なかにも忠清南道の義兵は日本歩兵二個中隊、騎兵一個小隊が出動しても、反抗をつづけた。一九〇七年、朝鮮の高宗はアメリカ人ヘルバートによって主権回復をヘーグの万国平和会議に求めたが、高宗がいちばんたよりにしていたロシアをはじめ英・米・仏の列強が応じなかったことは日本を勇気づけた。高宗が退位させられたのはこのときである。この退位の時、京城では大示威運動が行なわれ、一進会経営の国民新聞社が破壊された。その後義軍の反乱はひろい範囲に展開されてやむときなく、一九〇九年には元兇と見られた伊藤博文がハルビン駅頭で安重根によって殺害された。また一九一九年（大正八年）の二月には、東京の朝鮮人学生が独立運動会議をひらき、貴衆両院に決議文をおくったが、これを機として三月、四月、朝鮮全土に騒動がおこり、独立宣言を発表し、万歳を唱え、次第に

暴動化し、参加人員延五〇万、騒動八四八回、検挙二万名、起訴一万名におよぶ大事件となった。これを万歳事件という。このことを日本の人民はまったく知らなかった。

国外の矛盾——新アジアの展開 2

日本・朝鮮・中国をめぐる東アジアの夜明けはあかるくて暗い。その明暗の歴史はもっとわれわれに真理の目でそれをみなおすこと、ひろい深い世界史と人類史のなかでそれを考えなおすことをせまっている。

ワシントン大学助教授M・ジャンセンによって、一九五四年に出された『日本人と孫逸仙(The Japanese and Sun Yat-Sen)』という書物は、中国革命の始祖孫逸仙と、日本の国勢膨張主義者や、農民的革命主義者らとの「大アジア主義」をめぐる交渉やくい違いの歴史を研究したものとして、たいへん興味深いものである。

この書の序説には、一九二九年の六月、南京の紫金山に中山陵がいともまれ、それまで北京にあった孫逸仙の遺骸がこの陵に移葬されたとき(この移葬は、蒋介石の手で行なわれた。かれはその年北伐の途中で、孫逸仙によって創られた国共統一の武漢政権から離脱し、南京に国民党政府を樹立し、それを意義づけるために中山陵をいとなんだのである)、さかんな公祭が行なわれたが、その公祭に招待されて上席に列した四人の日本人のことが書かれている。四人の日本人というのは、頭山満、犬養毅、宮崎竜介(故寅蔵代理)、萱野長知であって、頭山は国粹的膨張主義者、犬養は議会政治家、宮崎寅蔵と萱野は農民的革命派と、それぞれ立場が違うが、それにもかかわらず、孫逸仙をめぐる「大アジア主義」で結

ばった点に興味がある。

孫逸仙と最も親しく、最も志を同じくしたのは宮崎寅藏で、一八九五年、孫が日清戦争の渦中から日本へ亡命したとき、これを迎えて奔走したのも宮崎であった。アギナルドのフィリピン独立運動には日本の支配層も孫と結ぶ一連に対して庇護的であったが、一連の立場は前記のようにちがっていた。まず三国干渉で北方をふさがれた思いの膨張主義者らは、東南アジアに強い関心を抱いて動いていたし、これに対して孫や宮崎らは西洋帝国主義のアジア制圧の現実に危機感を触発されており、唯一の独立国たる日本の力によって、この状態をどこの一角からでも破壊することが、アジア全体を救うゆえんであると信じて動いていた。

フィリピン独立は失敗したが、一九〇〇年になって、北清地帯に義和団の騷擾が起こった隙をねらい、日本の支配層は膨張主義者らとともに南支侵略を企てた。この年、孫逸仙が台湾総督児玉、民政長官後藤の援助で広東惠州に義挙を宣したことも、この関連でとらえらるべきである。しかしこの挙も、結局日本の援助中止（新内閣の首相伊藤の反対があり、また義和団事件もしずまったために）で挫折した。宮崎は『三十三年落花の夢』を書いて、いったん革命運動から退いた。これらに反して国粋膨張主義者らは、議会政治家らとともに、軍国主義化への度を強めていった。

日本は不平等条約を撤廃し、日英同盟を結び、日露戦争に勝ち、日韓併合を実現して、いよいよアジア侵略に乗り出していた。このような日本にとっては、中国の古い秩序のほうが利益であって、孫逸仙の指向する共和民主主義はむしろ危険思想であった。

けれども、中国の形勢は、日清戦争や北清事変をめぐり、いよいよのしかかってきた世界帝国主義と

国内封建の支配をやぶろうとして、孫を頭首とする革命勢力が延びつつあった。ついに一九一一年の辛亥革命の日がきた。この革命は清朝の支配をくつがえし、二〇〇〇年来の中国の君主制を終わらせ、中華民国と孫逸仙を臨時総統とする臨時政府をうみだしたが、これに対する日本の態度は四分五裂であり、結局は清朝旧勢力の支持にあったが、革命勢力へも内援した。この内援に役買って例の「大アジア」の一連も動いたが、結局清朝の将であった袁世凱が総統となり、孫は追われて再び日本に亡命した。袁世凱の治世では、依然^{いぜん}世界中の主な帝国主義国が、中国のうばいあいをやめなかった。かれらは中国のそれぞれの軍閥のうしろだてとなって、ひっきりなしに内戦を起こさせ、中国を極度に混乱させていた。日本帝国主義も狂暴の度をくわえ、第一次大戦がはじまると列強の手うすをねらって、「二十一カ条」を袁政府におし付けた（この条約は日露戦争でロシアにかわって獲得した旅順・大連の二五年の租借期限を九九年に延ばすことや、山東省のドイツ利権の継承、中国沿岸を外国に借さないこと等を含んだ条約で、一九一五年五月九日北京で調印された。中国民衆の激昂ははなはだしく以後調印日の五月九日は国恥記念日とされた）。

ジャンセンによると、この二十一カ条問題では孫は極めて苦しい立場に置かれた。かれが援助をこゝう相手が中国に対する非常に露骨な侵略者となったからである。しかし、かれはなお袁の打倒とヨーロッパ帝国主義の打倒を日本に求める工作をやめず、そうした意味を持つ一九一四年の大隈あての手紙、一九一五年三月の外務省小池政治局長への書簡がジャンセンによって発見されたという。

袁が急死すると、局面もかわってきた。中国ではますます軍閥の混戦がひどくなり、やがて日本も帝国主義の権化となって事実上の侵略を始めた。もはや孫と日本とは決定的に相いれない立場となっ

た。ちょうどそのような時期に宮崎寅蔵が死んだのは象徴的であった。これに対して頭山らに率いられた国粋膨張主義者の一味は、ファシズムになっていよいよ花やかに立ちあらわれることになった。日本のこの右翼的軍国主義化に対して、孫逸仙の立場はますます大きくくい違った（かれは国民党を改組し、一九二四年一月、第一回全国代表大会で、新三民主義と三大政策の実行を宣言した）。かれの三大政策——連ソ・容共・扶助農工——にいたっては、ほとんど日本の膨張派浪人組らの理解しえない処であつたろうことはいふまでもない。

けれども、「大アジア主義」なるものは、まだ日本との間に続いており、孫は一九二四年北上のとき日本に立ち奇つて、有名な「大アジア主義についての演説」を神戸で行ない、その数カ月後に北京で死んだ。

ジャンセンによれば、西洋人にとってついに理解することの出来ない「大アジア主義」なるものが、日本と孫逸仙およびその革命運動とをかたく結びつけていたということは、まことにおどろくべき事実である。しかし、よく考えてみると、日本には西洋帝国主義の脅威感と、アジアに対する盟主的な信念があり、それが「大アジア主義」となったし、孫には最も憎いのはイギリスを主とする西洋帝国主義であり（それに比べれば日本の帝国主義はそれほどには感ぜられない）、また中国革命を使命とするかれには、清朝や袁のようなかれの敵の勢力を弱めてくれるものはすべて味方と考えられた処から、日本の「大アジア主義」を受け入れたのであろう。要するに孫と日本人との結びつきには真実性があり、それは外見よりはもっと深い自然的なもののように、つまり西洋帝国主義への東洋人連帯の感情であり、つまりかれらは、東洋諸国の独立に対して連帯的使命感を感じあっていたものらしい。だが、日本

人との友誼の真実性を疑わなかった点で孫は一九世紀の子であり、これに対して両国共通の利害を信じて孫と結んだ日本人側も、革命中国の現実とは遠く違った。こうして両者の関係は二〇世紀の進展につれて悲劇化したのである。

ジャンセンを通じて知られることは、「大アジア主義」の悲劇性であり、あるいはまた、喜劇性である。この悲劇性と喜劇性とは、中山陵の公祭に日本人四人が出席した後、さらに大きく展開した。いわゆる日本の膨張派の「大アジア主義」は、その後大東亜共栄圏のイズムとなって聖戦と号する大東亜戦争を展開して破れたが、孫逸仙が指向した「大アジア主義」は、中国自身の徹底的な反帝革命を中心として、戦後に続出したインドをはじめとするアジア（およびアフリカ）諸国の反帝独立と相まち、また西洋の新階級とも呼応して、もう二度と帝国主義侵略などのない平和と愛の世紀への第一歩としての「新アジア」を展開しつつあるといえよう。つまり、かつての日本の膨張派が描いた大東亜主義と孫が指向した新アジア主義とは久しく未分のままで、「大アジア主義」の名において結合していたのが、中国をドタンバとする帝国主義列強をめぐる大矛盾のために、このように明白に分裂展開したものであろう。

ついでにいうと、中国における帝国主義列強をめぐる矛盾と、それからんでの中国の封建制の無気力のバクロ、それらを革命しようとする中国人民の苦悩は、阿片戦争から見ても、一〇〇年余の長い期間におよんだ。

一八九〇年代の康有為の改良主義運動も、一九一〇年代の袁世凱の反動的共和政体も、二〇年代の蒋介石のブルジョア政権も、それら中国一〇〇年の矛盾を解くには力が不足だった。それらの諸改革

がなされても、中国は依然^{いぜん}として帝国主義諸国の半植民地状態からのがれえず、半封建状態もなくならず、依然^{いぜん}として内乱が続いた。日本の明治の小学生は「弔う古史のあとばかり」と中国の無氣力をうたったが、中には「死んだ獅子の腐肉」とか「ねむれる獅子」等と中国を批評する文明批評家もあった。そしてこの状態は、徹底的な社会主義革命によってのみ救うことができたのである。そして中国が西洋帝国主義（日本帝国主義も欧化の所産だからその亜流）を究極的にはねかえしたことは、東洋または世界各地の植民地解放の発端をなすものであった。

昭和三十三年（一九五八）の三月七日北京発ロイター電によれば毛沢東主席は最近中国科学院長郭沫若にあてた書簡のなかで、中国のインテリ階級が、「乗風波浪」のスローガンのもとに新たな努力を加えるべきことを力説したというが、「乗風波浪」とは、「東風が西風を圧倒する」世界的な社会主義の情勢に乗って、あらゆる困難の波を乗り越えて前進すべしという意味で、一九五八年一月一日に出されたスローガンであるという。

嵐の暴進¹

国内の矛盾として労・農・婦人が成長し、国外の矛盾として朝鮮・中国の独立機運が展開しつつあるころ、あたかも世界帝国主義間には領土や市場の再分割をねらったの第一次大戦が発生したが、その苦悩の結び目からロシア革命があらわれ、国内・国外の被圧迫層や植民地帯を勇気づけた。第一次大戦後において、にわかに革命的色彩を強烈におびた労働運動・小作争議・無産婦人運動の立ちあがりや、朝鮮・中国での抗日的・反帝的騒乱の続出が見られたことについては、各項でみてきたとおり

である。それに加えて、戦後の経済恐慌を満州侵略に転嫁して乗り切ろうとわが支配層が強引に念がけたとき、それをジャンセンのいわゆる国粋膨張派がファシズム化して荷って立ったとき、すなわちここに国内から国外へ、太平洋領域の全地帯へと、嵐の暴進がはじまることとなった。

嵐の鎌首は、軍部と右翼と特高で成り立っていた。その胴体は、昭和二年の金融恐慌で資本が集中された結果最大の財閥として出現した三井・三菱らの独占資本であり、それと呼応するダンナ衆の巨大地主らであった。従って嵐ぜんたいの性格は、帝国主義の侵略性と、親分・子分のヤクザ性、淳風美俗的国粋性、前にみた桂の発言(家父長制の再編の項参照)にあるような小作人層を奴僕視しかつ危険視する圧制的な村落共同体の伝統等からなっていた。

若槻内閣が金融恐慌の対策をめぐって総辞職すると、田中前陸相が政友会総裁となって内閣をつくった。かれは積極的大陸進出論者で、さきに陸相時代、ロシア革命を阻止しようとしてシベリア出兵を断行した張本人であった。ちょうど、中国では蒋介石の率いる国民革命軍が北進中で、田中はこれを機として、居留民保護の名目のもとに山東省に出兵した(一九二七年五月)。ところがおりもおり、国民軍に内部分裂が生じ、蒋介石は共産党とわかれて浙江財閥と結び、アメリカに接近し、それらの支持によって北伐を続行することとなった。田中内閣はこの情勢をみて満州侵略をさらに急いだ。満州の地は、朝鮮とともに日本帝国発展の目的地であったし、それに国内の金融恐慌や普選実施をめぐる無産党の攻勢や、政界の腐敗(たとえば板舟権事件や京成電車乗り入れ事件)、エロ・グロ・ナンセン的風俗のはらんなどの亡国調を一挙にそらすためにもそれは必要だったから。

これよりさき、奉天総領事吉田茂は、その地を本拠とする満州軍閥の張作霖と満蒙利権獲得の交渉

をおこなった。山東出兵を持って、おりから華北に進出して国民軍とたたかっている張を援助するかわりに、かれを日本の制圧下におこうとしたのである。しかし、満州での排日運動はわが二十一カ条の対支強要以来日ましにさかんとなっており、日本としばしば妥協政策をとってきた張でも、そうしたわが要求には従うことが出来ない事情にあった。

蔣軍の北伐強行に敵しえなかった張作霖は、あるいは蔣との将来の妥協をすら胸にひめて帰途に付いた。日本軍との妥協よりは、同民族の親近感がかれには切実だったらしい。満州ではかれの勢力は強大だった。こうしたかれが満州に退いて腰をすえれば、それはわが侵略政策にとって重大な妨げであった。そこで昭和三年（一九二八）の六月、関東軍の参謀河本大佐らは、謀略を用いて、奉天に着く直前の張の列車を爆破してこれを殺した。これが「満州某重大事件」とされ、南方便衣隊の所為とされて、ながく日本人には秘密にされた事件である。しかし、張の子学良は、父の爆死一週間後に北京に入城した蒋介石に帰順し、東三省保安司令に任ぜられた。そして蒋介石と共同声明で日本の満州侵略の野望を非難して世界に訴えたのである。このため田中内閣は失脚し、浜口・幣原コンビの協調主義内閣が出現する結果となった。

浜口・幣原内閣の協調主義方策は昭和五年（一九三〇）のロンドン軍縮協定に最もよくあらわれたが、陸海軍はこれに猛烈に反対し、天皇の統帥権を利用して批准を拒もうと策動したりした。同年秋、浜口首相は右翼の手で狙撃されてやがて死んだ。翌六年にも未遂の「三月事件」があり、ついに同年の九月一八日の奉天事変——満州事変——となった。

満州事変は、奉天に駐屯する中国軍が、柳条溝付近の満鉄線路を爆破し、ついで関東軍に発砲した

ことから起こったとされたが、事實は逆であって、関東軍が中国軍と張学良を駆逐して、満州を一手に握るために行なわれたものであった。こうして関東軍の軍事行動は、朝鮮軍司令官の独断による応援をえて、たちまち満州一円におよんだが、関東軍司令官は声明を発して、軍の行為は領土的野心にあるのではなく、満州人民の「王道楽土」をきずき、その「独立」を支援するといった。若槻内閣もこれを黙認し、これに代わった犬養内閣は、陸相に荒木をすえて、満州事変を合理化する工作に専念した。

中国政府は、事変二日後、国際連盟に提訴すると同時に、特にアメリカに対して平和維持への協力を依頼したので、アメリカは國務長官の覚書^{おぼえがき}を日本大使に手交し、軍事行動の停止を要求した。国際連盟理事会でも局地行動にとどむべきことが決議され、その旨日本政府に向け通牒された。しかし、軍はやがて張学良軍の拠点錦州を爆撃してこれを占拠し、昭和七年三月一日（一九三二）、清朝の遺孤溥儀を擁して満州国を樹立したが、日本の犬養政府は、これをただちに承認し、「日満議定書」によって、独占的権益と日本軍の駐屯を確保した。けれども、暴力団化した軍部と右翼は、犬養らの合理性をなお手ぬるいと考え、これを抹殺して国内にもファシズム革命をもたらそうと企てた結果、同年五月一日、犬養首相は、白昼官邸で、陸海軍人からなる一味のために射殺された。

国際連盟では、英人リットンを委員長として現地調査をおこなった結果、日本の行動を不当とし、昭和八年二月二十四日（一九三三）の国際連盟総会で、日本に対する勧告案を四二対一で採択したので、日本全権松岡洋右の退場となり、その二七日、日本はついに連盟脱退を通告した。昭和九年には満州国は帝国となり、執政溥儀は皇帝となり、日本の独占資本は全面的に満州に注入され、満州の広大な領

土と豊富な資源は事実上日本のものとなったが、これに対して満州人の反乱は、中国本土のそれと呼応して、絶える時がなかった。

嵐の暴進 2

嵐は鎌首をもたげなおして、いよいよこれから日華事変に突入し、中国全土を荒れ狂う段階に入るが、まずそれへの準備工作として、批判者であり阻止者である言論階層や労・農・婦人らの党および組織を弾圧し、さらに自己陣営をも整理せねばならなかった。

この工作はすでに早く田中陸軍大将内閣の頃からはじまっていた。昭和三年の三・一五事件や、翌四年の四・一六事件がそれであった。前者では一道三府二七県にわたり、全国二〇余の検事局が動員され、共産党・労農党・評議会・無産青年同盟の関係者ら千数百名の一斉検挙——うち四八四名起訴——が行なわれたが、注意をひいたのは、被検挙者に学生が多く入っていたことで、このため各大学の社会科学研究会は解散され、京大教授河上肇、九大教授佐々弘雄、向坂逸郎、石浜知行、東大助教授大森義太郎らは辞職を強要された。大学の学問・思想の自由喪失がここにあらわれたが、これは国家に批判者がなくなつて、ついに悲運におちこんでいく前兆であることを示していた。福田徳三の『朝日新聞』での、河合栄治郎の『中央公論』での、その意味からの警告等も、なんら効果がなかった。ついで昭和七年から一年の二・二六事件までの斎藤海軍大将内閣や岡田海軍大将内閣の手で最後の弾圧がなされた。この年間では、共産党・共産主義者がほとんどもなく解散・検挙され、さらに社会主義者・自由主義者におよび、おびただしい数にのぼった。昭和八年には、京大教授滝川幸辰が休

職させられ、同一〇年には、美濃部達吉の「天皇機関説」が「国体明徴」の名のもとに排斥された。この頃から急速度に軍部独裁の天皇国家への革命——昭和維新——が意図され、それを遂行するために、自己陣営の整理が要求された。

昭和五年の浜口首相狙撃、七年の血盟団事件、同じく五・一五事件、そしてその次の首相斎藤、岡田らをも殺害リストに入れた昭和十一年の二・二六事件がきた。

これよりさき、軍部ファシズムじたいにも、皇道派と統制派があり、皇道派は独裁支配の実現に対して急進的で統制派は国民総動員体制を先決としていた。後者の指導者である永田少将が前者の信念に立つ一中佐によって殺害されたことは、むしろ必然であつたろう。すでにこの段階では上官下官の差別もなく、天皇に対してさえ自己の筋書きを強要することが前提とされていたのだから。

かれらの筋書きは、北一輝の『日本改造法案大綱』にあった。はじめ北は中国革命に参加して失敗し、日本革命に方向をかえたもので、社会主義を加味した帝国主義によって日本を統一し、さらに八紘一宇的に世界を統一することを考えたのである。かれは二・二六の大立て物として処刑されたが、つまり二・二六の一味は、かれの信者である軍人および民間右翼らの徒党で、この一味のために、高橋蔵相、斎藤内大臣、渡辺教育総監が殺され、岡田首相その他がねらわれたのであった。この事件は、一見失敗したように見えたが、実は成功したのであり、これ以後わが国ではもはやさえるものもなく、テロリズムの必要もなくなって、八紘一字や、大東亜主義による精神総動員のもとに満州からさらに中国へと、今は嵐の暴進のみがあつた。

昭和十二年七月七日（一九三七）、北京郊外に駐屯していたわが軍が突如中国軍に攻撃されたという

中国の輸入貿易における各国の割合

年 別	アメリカ	日 本	イギリス
1931 年	22.19%	21.16%	8.29%
1932	25.42	14.56	11.20
1933	21.86	9.99	11.32
1934	26.16	12.21	12.00

事件が起こったが、例によって、逆であって、わが軍が中国軍を攻撃した事件だった。これを芦溝橋事変とも、日華事変ともいう。蒋介石の国民政府は、それまで共産軍討伐にのみ専念せねばならない必要から、日本軍にはむしろ妥協の政策をとっていたが、それは中国人民に反蔣熱を昂揚させる原因となった。そこでかれもこんどは意を決して、徹底的抗戦に乗り出すことを宣言した。それに、かれは前年、西安事件によって、国共合作を強いられていたが、それが幸いして、こんどの抗日戦は、巨大なエネルギーを持っている共産軍と協力して行ないうる便宜があった。

日本軍は、北京郊外戦から、転じて上海を攻め、南京に侵入したが、その際の日本軍の残虐行為はあまねく世界に知れわたったほどの発狂的行為だった。国内には軍需景気が謳^{うた}われたが、ふとるのは資本家だけであった。かれらは日本軍の暴進に伴って、華北から華中、華南へと経済的侵略を拡大したが、従っていたる処で米・英その他の列強の利害と衝突した。

列強は日本を憎んだ。特にアメリカが最も憎んだ。たとえば、一九三一年から一九三四年への中国の輸入貿易における各国の割合（尾崎秀実「対支政策の推進力とその限界」——『中央公論』五七四）をみると（上図）、アメリカのそれが図抜けて大きく、中国に持つ利害感の切実さが分かる。

イギリスは華南・華中に根づよい長年の地盤を持って対峙していたけれども、ヨーロッパにおける死に物ぐるいのドイツの経済的・軍事的抬頭^{たいとう}をおさえることなどのために、極東に関しては近年やや手うすとなっていたが、これに

乗じて、ルーズベルトの新政策で立ちなおったアメリカは、中国市場を一手で把握しようとし、巨大な資本力を提げて登場してきていた。そのアメリカのねらいは、蒋介石の南京政権をもりたてて、これを通じての市場の独占にあったと思われるが、南京政権の無力化と、日本の急激な進出で、今や根底から地盤を失おうとする危機にたっていた。

それに日本の軍事行動は、米・英にとってソビエトへの、また中国共産運動への阻止的役割を持つ限度においては期待があったが、いまはかえってそれすら逆効果となった感があり、またあいつぐ早魃および洪水の上に、たえない内乱のため、農民の窮乏が字義どおり飢餓的状态をあらわし、都市には破産者と失業者が急激に増大しているような中国の状態（一九三四年の調査では、上海で六〇〇の商店が閉店し、一九三五年には商店の四割、工場の三割が閉鎖され、七〇万の失業者が街頭に投げだされた）をめぐって、日本軍が満州へのそれと同じ占領的野心を持って殺到してきたことは、米・英の立場とあらゆる点で急角度に対立するものとなった。

日本軍は、中国軍を追って、次第に中国内部に奥深く進入した。昭和十三年（一九三八）には、武漢三鎮を攻略し、他の一軍は広東を占領した。国民政府は、重慶に遷都して、長期抗戦の意図を示し、戦局は膠着状態に入った。そして、延びきった点と線のわが国の戦線は、その維持にさえ困難が生じたが、嵐はなお動かねばならなかった。越えて昭和十四（一九三九）の二月、華南から海南島に侵入したわが軍は、その方面の英・仏・蘭の利害との避けがたい衝突に直面した。米・英・仏・蘭は激しく日本政府に抗議し、同時に重慶政権に対して積極的援助の態勢をとってきた。同年七月二十六日には、アメリカは「日米通商条約」廃棄を通告し、八月二〇日には、イギリスは東京会談の打ち切りを宣言した。

このような四面楚歌の情勢のなかでわが軍需産業にとって原料の欠乏が次第に増大したということは、軍事的・経済的侵略の翼を、さらに中国から東南アジアへと伸ばす以外に道がないことを示すものであった。

嵐の暴進 3

嵐の鎌首は、三たびもたげなおされ、中国から東南アジアへと、海陸両道から暴進することとなった。この段階で鎌首が一つ増えた。それは昭和一二年の六月から登場してきた近衛政権下の新官僚であった。

この近衛政権下では、おりから発生した日華事変に処するため、挙国一致体制・国民精神総動員体制がとりはじめられ、物資の使用制限・配給制限がはじまり、切符制が実施された。議会は「国家総動員法」を通過させた（昭和一三年三月）。

この頃、ヨーロッパでも大騒動が起こっていた。ドイツではヒットラーが独裁者の地位にあって、一九三六年（昭和二年）にはラインランド、三八年にはオーストリアを合併しチェコを帰属させ、三九年には「ソ独不可侵条約」を結んだうえで、この年九月一日ポーランドに進撃すると、ついに英・仏両国のドイツへの宣戦布告となって、いわゆる第二次世界大戦が開始された。四〇年には、ノルウェー、デンマークをとり、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグの中立国を侵してフランスになだれ入り、六月一〇日首都パリを無血占領した。その四日前、ムッソリーニのイタリアも英・仏に宣戦して大戦に参加した。そして四一年（昭和一六年）の六月二二日、ドイツは軍需物資の欠乏からウクライナ、コー

カサスをねらい、「不可侵」をやぶって、突如ソビエトに宣戦して突入し、レニングラード、モスクワに迫ろうとして、スターリングラードでの独ソ両軍の対峙となった。

このヨーロッパの形勢は、アジアの孤児日本を勇気づけ、昭和十五年九月二十七日（一九四〇）、「日独伊三国軍事同盟」がベルリンで調印される段取りへと進んだ。これを枢軸国と称した（これよりさき三国間には昭和十二年に防共協定が結ばれていた）。

昭和一三年の明治節に、近衛首相は「東亜新秩序」を宣言した。これについては、いわゆる国粹膨張主義者らの夢が、ナチスのアリアン族新秩序思想に呼応して、盛んに燃えあがったらしい形勢等も一因と考えられるが、それよりも、欠乏する軍需資源を東南アジアに求めねばならない必要から、「大東亜共栄圏」建設こそは、日本の聖戦——植民地解放戦——の使命であるとしたのであった。こうして昭和十五年（一九四〇）の九月には、仏領インドシナに強引に進駐したので、いよいよ東南アジア関係諸国との対立が激化し、蘭領インドネシア資源をめぐる日蘭会談も決裂した。昭和一六年（一九四一）の七月には、米・英・蘭諸国によって在外日本資産が凍結され、さらにイギリスは、日英・日印・日緬（ビルマ）通商条約の廃棄を日本に通告してきた。

一方国内では、昭和一四年に「国民徴用令」公布、同一五年に「大日本産業報国会」が設立されて労働運動が壊滅し、この年一〇月には「大政翼賛会」というものが出来て政党政治が亡びた。また、さきには『国体の本義』が各学校団体に配布されて（昭和二年）、肇国精神に基づく神国観が強調されたが、今や『実践要綱』が宣布されて（昭和十五年）、一億一心、全能力をあげて天皇に帰一し、物心一如の高度国防国家の実現に努力すべしとされた。

そして、昭和一六年二月八日（一九四二）、ついにわが軍は突如としてハワイの真珠湾をおそい、米・英・蘭に対するいわゆる「大東亜戦争」を開始したのである。ついでマレーに、フィリピンに、ジャワに、陸・海・空の全勢力がかけられ、初戦はいずれも大成功をおさめた。独・伊も協定にもとづいて対米宣戦を布告し、ここに第二次大戦の動乱が全世界の領域に拡大された。

日本軍の勢力は、太平洋に星布する各諸島にもおよんだ。しかし、日本軍の占領政策は拙劣であつて、特に文化度の高い地域であるほど、将官を含めての日本軍人の馬脚はより一層露呈された。それを恥じたとき、ただかれらには残虐行為のみが唯一の雪辱行為であることを意味したらしい。かれらの悪名は戦後もながく各地域にのこり、日本軍の南下を「神軍」の到来であると予言し待ち望んでいたというインドネシア等でも、一過後はもはや誰もそのことに触れるものがなくなったという。各地の婦人層（たとえばフィリピンの教養ある婦人層等）にあつては、日本軍人の評判は最もかんばしくないものがあり、八紘一宇の理想は、この面でも失敗した。

連合軍は徐々に立ちなおった。特にアメリカの反撃は、巨大な物量と進歩した科学に物をいわせて、強力に、わが軍の延びきった最前線を次から次へとたたいた。ソロモン群島のガダルカナル島が最初だった。昭和一八年の五月、アリューシャン列島のアツツの守りが壊滅し、ついで西南太平洋の島々が一つ一つ失われていった。

昭和一八年の六月のミッドウェー海戦で、徹底的に敗北した我海軍は、その後もあいつぐ海戦にやぶれ、また敵の潜水艦や空軍の攻撃で壊滅状態となり、ついに南方地域と日本本土間の交通も途絶するにいたり、ために国内の物資は欠乏の一途をたどるのみとなった。マリアナのサイパン島が失われ

ると、敵の日本本土への空爆がにはげしくなり、ヨーロッパでも独・伊が振るわず、孤城落日の感が日に日にふかくなりまいった。このとき、東条内閣辞職し、小磯内閣がこれをついだ。

マッカーサーの率いる連合軍は、旭日の勢いを示して、島づたいに勝ちのぼりつつあった。そして、フィリピンのレイテ海戦で、敵は最後の山を超えたのである。昭和一九年の秋のことであった。翌二〇年の四月には、ついに日本の南端の島沖繩が占領され、可憐な姫百合らの玉の命があわれ長恨歌をかなでてたえはてたのもこのときであった。沖繩の伝説の島が亡びて一〇〇万の同胞が永く焦土にむせび泣く運命を持ったのもこのときであった。本土決戦、一億玉砕の声もすでに力なく、戦局の悪化と経済の極度の行き詰まりとが、国民をすくなくらず動揺させていた（森本忠『芸術家の休日』）。

昭和二〇年（一九四五）の八月六日と九日に、敵はわが広島と長崎を原爆で焼いた。数十万人が一瞬のピカドンで仆れた。この年の二月、クリミヤ半島のヤルタで、米のルーズベルト、英のチャーチル、ソ連のスターリンの三巨頭会談があり、ドイツに対する最後の軍事作戦や非武装化、戦後の国際連合における仏と中国をくわえた五大国の協力その他が討議され、ソ連の対日参戦が協定された。その五月には、ヒットラーが戦没し、かれに代わったデーニッツによって、無条件降伏がなされ、ヨーロッパ戦線は終結した（ムッソリーニは早く亡びていた）。あとは日本のみとなったので、七月二六日からベルリン郊外のポツダムで、米・英・ソが協議を行ない、ドイツの善後策とともに、日本降伏後の処置が議せられ、米・英・華三国宣言として発表された（後にソビエトの対日参戦で四国宣言となった）。

昭和二〇年（一九四五）の八月一四日、わが政府は連合軍にたいし、「ポツダム宣言」受諾を通告、翌一五日には、天皇による国民への終戦の詔書の発表があった。こうして日本は連合国軍の占領下にお

かれることになり、アメリカのマッカーサー元帥が総司令官として八月三〇日神奈川県厚木に到着した。そして九月二日、東京湾上の米艦ミズーリ号で、連合国軍代表らの列席のもと、日本は正式に無条件降伏の調印をおわった（箭内健次『昭和史』・遠山茂樹ほか『昭和史』）。

焦土のなかから

ひろしま・ながさきの誓い

ひろしま・ながさきの地に、人類はじまって最初の原子爆弾が投下されたことは、日本をして原水爆禁止の原動力たらしめ、ひいて世界平和への不退転の提言者たらしめる結果となった。

一九四五年（昭和二〇年）七月一六日、アメリカは原子爆弾の最初の実験に成功した。八月六日午前八時一五分、完成したばかりの原爆がB29によって広島の上空に投下され二〇数万の市民が一瞬のうちに殺傷された。四六年二月の日本占領連合軍司令部の発表によれば、罹災者一七万六九八七名（広島市民三六万六五四五名のうち）、死亡・行方不明者九万二二三三名、重傷九四二八名、軽傷二万七九七名であったが、この数はかなり内輪のみつもりであり、軍人軍属は含まず、一家全滅で氏名の分からないのがこの他に多数あり、しかも罹災者で原子病のため相ついで死亡する者も多数にのぼっている。一九五五年（昭和三〇年）の原爆記念日には、なお一〇万人にのぼる被爆者が不安の日を送っていると発表された。死亡者は毎年増えている。一九五七年の記念日には、前年以後の死亡者や分かった死亡者一八五名が新しく過去帳に書きこまれて、渡辺市長の手で慰霊碑におさめられた。

長崎の被爆は、広島それから三日目の八月九日であった。死傷者は一〇数方に達した。ここでもその後毎年原子病者や死亡者が見られる。一九五七年の秋には、サンフランシスコの米紙『ピープルス・ワールド』に、長崎市住吉町にすむ斎藤昌彦という不治の原爆症に悩む一高校生の「平和の訴え」が紹介され、それがつぎつぎと世界各地に波紋をひろげていることが報じられた。七歳のとき、長崎の爆心地から四キロも離れた処で、舟遊びの最中に浴びたピカドンの光り、それが九年も経って後、一九五三年の夏から翌年春の高校入試準備中にかけて原爆症状となってあらわれた。「原爆を受けたとき、七つだった僕になんの罪があったんだろう。僕は戦争を憎む。原水爆禁止は当然だ。実験もすぐにやめるべきだ。」と、かれは訴えている。

この長崎で印象的だったのは、浦上天主堂の被爆だった。江戸時代のキリシタン禁制中、その信仰をまもりつづけ、幕末に及んであらわれたのが、この浦上の潜伏キリシタンで、明治にかけて大迫害を受け、多くの殉教者を出したが、外国の抗議を誘発し、わが国のキリスト教禁止もこれが動機で解かれることになった。浦上天主堂はその記念の地に建てられたものであるが、それがキリスト教国による最初の原爆で汚されたという事実の中には、いずれにしても考えさせられるものがあると思う。信者が彫ったらしいとされている有名な女人像は、顔にケロイドを印して残っている。

その当時アメリカの大統領として、原爆投下を指令したトルーマンは、一九五八年二月二日のテレビ放送で「今だから話そう」と題して、「私は広島・長崎の原爆攻撃を指令したあと、良心のつめを少しも感じなかった。これからもそうであろう。」といったという。これに対して広島市議会では、二月一三日臨時緊急市議会をひらき、次のような抗議声明を決議し、直ちにトルーマンに発送した。

「広島・長崎の原爆投下を指令した後、なんら良心の責苦を感じず、今後も万一の場合水爆を使うというトルーマン前米大統領の言葉が事実であるとすれば、広島市民とその犠牲者をぼうとくするもはなはだしい。本市議会は市民の憤激を持ってこれに抗議するとともに人類と平和の名においてその言葉を撤回し、世界平和のためにその義務を尽されるよう米国と米国市民の知性と平和への良心に訴えることを声明する。」

広島・長崎では日本の非戦闘員がアメリカの原爆をうけて一種の試験台となったが（ブラケットの『恐怖・戦争・爆弾』によれば、この原爆投下は、第二次大戦最後の軍事行動であったというよりも、むしろ現に進行しているロシアとの冷戦の最初の主要作戦の一つであったという。つまり、ロシアへの示威的な試みであったというが、もしそれが事実なら、そのような試みのために日本人数十万が犠牲にされたことになる）、一九五四年のビキニの場合は、アメリカの水爆実験によって、日本の漁夫二三名が被災し、うち一人が死んだのであった。このビキニ事件については最近米人の核物理学者ラルフ・E・ラップが『福竜丸』という書を出している。かれは一九五七年、約二〇日間日本に滞在し、精力的に資料をあつめ、生き残り二人の漁夫たちのその後の生活をしらべ、久保山未亡人とたびたび会い、そのほか治療した医師団、科学陣、各新聞社の協力のもとにこの書を書いた。

かれによれば、乗組員達は知らなかったろうが、結局福竜丸は船体が小さかったので命びろいをした。もし船が油送船ぐらいの大きさだったら、恐らく全員死亡しただろう。表面積が狭く、つもる灰がすくなかったことが幸いだったという。

あの年の初航海として一月二一日、焼津を出港した小さな木造マグロ船福竜丸は、貧しい生活をひ

かえた漁夫二三名をのせて、三月一日マーシャル群島に向かう途中にあった。その未明、とつぜん西の空があかるくなり、白黄色の大きな火の柱が立ちのぼったかと思うと、まもなく無気味な灰が降り始めたが、その灰をあびてからは、ほとんど全員食欲不振、日々体がだるくなり、目があかくなり、そして脱毛しはじめるに及んで、原爆症に似ていることをさと、一路故郷に帰った。それが三月四日で、事件が国民的規模でさわがれるまでにはあと二日かかった。

それからの日米間のやりとり、アメリカのつめたい態度、マグロ罐詰の処理にあらわれたアメリカ側の矛盾、論争と混乱、日本人の憤激——そして、水爆にはどういう元素が含まれているのかを、被爆者の治療の必要から知りたいという日本の医者や科学者の二度までの要求にも、アメリカ側は回答しなかった。結局日本の科学陣によって実態がとらえられ、アメリカの秘密主義政策はなんの役にも立たなかった。……

この福竜丸事件がなかったら、水爆の内容や、それが人類にもたらす恐怖的意义もわからなかったろうとかれはいい、二十三人の冒険によって妙なめぐりあわせで得たこの知識に対し、世界の人達はいかに航海のことをインドに行こうとしてアメリカ大陸を発見したコロンブスにも比すべきものだ、いつかいうようになるだろう。」と結んでいる。

しかし、少なくともこの事件で夫を無くした久保山未亡人などの身になったら（それはひいて日本ゼンたいの妻の立場だが）単なるコロンブスではすまされないのである。その後彼女や焼津の人々によって、広島・長崎の被災者と同じ立場での（それとマグロ漁業という切実な立場も加わって）原水爆およびその実験禁止、平和運動等がねっしんに行なわれている事実を、アメリカおよび世界は知らねばなら

ない。

つまり、広島・長崎の原爆、ビキニの水爆を通じて、原爆・水爆二つながら実験の犠牲に供された最初の人類が日本人であったということは、実に面白くもないことではあるけれども、その犠牲がコロブス的・科学的・あるいは歴史的意義において考えられると同時に、それ以上に、平和提唱者としての世界的使命を新国策として、また日本人の個人個人の聖なる任務として、敗戦の焦土に勇気を持って立ちあがろうとしているわれわれの姿を、アメリカおよび世界は知らねばならない。

この事実との関連において、原水爆禁止協議会が結成せられ、毎年原水爆禁止大会が持たれていることは周知のとおりである。一九五七年度の第三回大会は、文字どおり世界大会の実を示して、原爆記念日の八月六日の朝一〇時から、神田の学士会館二階大講演室で、二二カ国七〇人の代表をあつめて開かれた。その顔ぶれは、自由主義諸国と共産圏を問わず、人種、国籍さまざまで、セイロン僧の寛衣やインド婦人のサリーも、はなやかな色彩をそえた。アメリカからは十二歳のアレキサンダー少年も出席した。

アメリカでも、一九五七年の五月頃からはじまったノーベル賞受賞化学者ライナス・ポーリング（カリフォルニア工科大学教授）らの核兵器実験禁止協定締結への呼びかけは、米国内ではじめて起きた科学者達の禁止運動として注目されたが、五八年一月一二日には、四四カ国、九三六六人の科学者の署名を集めた「核実験停止の国際協定即時締結」の請願書が、ポーリングからハマーシールド国連事務局長に直接手交された。日本の科学者は湯川秀樹はじめ一一四一人が署名しいちばん多かったが、各国署名者の中に三六人のノーベル賞受賞者がまじっているのが注目された。

請願書の内容を要約すると、「原水爆実験ごとに、世界のあらゆる部分に、放射能禍が増えている。それは人類の健康を損ない、増殖機能がおかされ、身体障害児が将来多く生まれる原因をつくっている。核兵器保有国が三大国にかぎられている間は協定可能だ。もしこのままにすてて置かれたら、保有国がだんだん多くなり、結局むこうみずな国家指導者らによって、大々的な核戦争となる危険が多い。」というにある。

ポーリングは、また南太平洋での一九五八年夏の米の水爆実験を前にしてサンフランシスコや農業都市サン・ホセで実験停止について公開演説を行ない、教育テレビを通じてカリフォルニア大学物理学教授で水爆の生みの親として知られるエドワード・テラーと一時間にわたる討論放送をおこなった。討論の要旨は、テラーが同年一月一〇日発行の『ライフ』に寄稿した「きれいな水爆」云々の論文が事実根拠をおかない政治的発言であって、米国民を迷わせるものだというのにあった。また、カリフォルニア工科大学のハリソン・ブラウン（戦時中原爆生産のマンハッタン計画に参加）も、コロンビア大学教授ジェイ・オリアー（原子核加速熱装置研究者）とともに、テラーの説が事実をまげるもので、ソ連をはなはだしくきらう学者の政治論だといって攻撃した。こうしてアメリカにもアイゼンハワー大統領の前軍縮顧問スタッセンの禁止歩み寄りへの議会証言等もあり、ようやく原水爆や平和問題への良心的動きが感じられてきた。

一九五八年の四月四日には、アメリカとイギリスで、核兵器反対の示威行進が行なわれた。アメリカではペンシルヴァニア、ニュージャージー、コネチカット、ロングアイランドから男・女・子供一〇人が、あるものは五日間歩きづめに歩いてこの日国連本部にたどり付いた。フィラデルフィアか

ら一四四キロを歩きとおした十歳のジョー・ホートン少年もいた。イギリスでは四日朝ロンドンのトラファルガーの広場に一万名の人が肩をならべ、歴史家トインビー、セント・ポール寺院のコリンズ僧正、労働党のフットらが演説し、広島・長崎の原爆犠牲者の追福をいのつてもくとうをささげたのち、オールダマストンの英核兵器研究所まで四日間八〇キロの徒歩行進に移り、四〇〇〇人がこれに参加した。

ソビエトでは一九五八年の三月三十一日に、核実験の一方的停止の宣言がなされた。

「むこうみずな国家指導者」らによって大々的な戦争になる危険は、一度ならず二度までもの世界大戦で経験ずみのことである。これらの戦争前にも、多くの学者や宗教家、社会主義者らによってどれだけの警告が発せられたかしかない。日本でも前にみたように、かれらの嵐の暴進については、あらゆる警告や抗議がなされたが、それらは全部いわゆるカッサンドラの運命をたどらされてしまった。そして一般国民は、おしとどめるすべも力もないままに、亡国の前夜となってからは、自殺的心理も手つだって、みずからも暴風にまきこまれ、その一味となって盲動したことが思いだされるのである。しかし、そのときまでは原水爆でなかったからまだよかったが、こんど戦争となったらどうであろう。すでに原水爆をのせたアメリカの空軍機が、世界各地の上空を飛びまわっていることや、その爆弾をとりおとしたりしている事実をきくと、人類滅亡の第三次大戦への突入が、こんどはアメリカ独占資本の暴進からではないかと心配されるのである。

資本家の持つ無限の欲望と、手先の軍部の功名心と、一般人民の無関心、健忘症ほど世に恐ろしいものはない。そのうち後者が最も気がかりである。一九五七年の四月、ジョン・ハーシーの「ヒロシ

マ」が終わった処からはじまるという構想を持った『不死鳥』（灰の中から立ち上がる不死鳥）を書くために広島にきたスイスの新聞記者ロベルト・ユンクが『朝日新聞』同月二二日に寄せた文章によると、かれは次のような意味のことをいっている。

「ホメロスのイーリアスによると、トロイの人々は不吉なカッサンドラを邪魔者として殺してしまった。現代の人々は原水爆のカッサンドラを無関心という武器で殺してしまうだろう。こういう無関心な人々も、ときおりはよびさまされることもある。原水爆の恐怖がとぜん大きな力で人々の間に高まってくる時期がすなわちそれで、そういう時期はこれまでに三回あった。最初は一九四五年の広島・長崎被爆に続いてビキニで大規模原爆を実験したときである。だが昂奮は数週間で去った。次はアメリカで水爆が作られつつあった一九五〇年頃の水爆論争の一時期である。こんな野蛮な兵器は決してつくってはならないと誓われた。だがこれも数週間で終わった、三回目は一九五二年エニウェトクの第一次水爆実験から第二次の一九五四年のビキニ水爆で福竜丸が被災した時である。だがこの時の世論も長くはつづかなかった。つづくのは実験の方だけだ。」

このような世人の無関心となげやりとが、嵐の暴進のエジキにされてしまう事実は、まったくせんりつにあたいするのである。だが、ユンクはいう。

「それにしても世論はやはり強力なものだ。フランスの将校からきいたことだが、一九五四年、ディエン・ビエン・フーがインドシナ共産軍にかこまれたとき、その解決は多分一発の原爆でじゅうぶんだったろう。だが、ちょうどその直前の日本の漁夫の災難から生まれた世論のあらしがそれを妨げたのだ。」

だから、けっして飽きてはいけないとUNKはいう。誓いに飽きてはいけないと。じつにそうであると思う。広島・長崎・ビキニの誓い、原水爆禁止、絶対平和への誓いに、われわれは決して飽きてはいけないと思う、なぜなら、この誓いこそは焦土のなかから芽ぐんだ第一のものであり、またそのすべてでもあるのだから。

そして第二次大戦の歴史的意義をここにみるときにのみ、人類はなおみずからをその破滅への危険からすくうことが出来るだろう。

占領下の女性解放 1

パリ革命のとき、婦人達が叫んだ第一声は、「パンを与えよ。参政権を認めよ。」であった。一九〇四年の三月八日、ニューヨークの労働者街、イースト・エンドの街角で、働く婦人の大集団が叫んだのも、「パンをよこせ。婦人にも参政権を与えよ」であった。ちょうど似たようなことが、大敗戦の焦土のなかでも起こった。

はじめ、一般婦人特に無産層の婦人が大敗戦をむかえた気持には、きわめて複雑なものがあつた。それは第一には、外国軍に占領されることへの反感と不安であつた。この感じは無産層にあつては婦人のみでなく一般にそうであつたといえよう。これに対して、支配層の態度は対蹠的^{たいせき}であつた。かれらは卑屈で、迎合的であつた。それにかれらは占領軍とすぐに上手に結びつける地位にあつたし、またその術も心得ていた。無産者はそうでなく、それどころか、かれらの結びつきの犠牲にされるのは、いつでも自分たちであることを知っていた。「無産者はたぶん二重の主人をもたねばならないだろう。」

まして婦人はビクビクものだった。彼女らは占領軍の人身御供にされる危険を必至的に感じていた。彼女らは「良家の子女」でなく、だからいつでもそういう子女たちの身がわりに擬せられる習慣が日本にはあったから。

案のじょうそのとおりだった。彼女らは徴発されて接待婦にさせられ、または売られて、パンパンにされた。のちにはやけくそになって、じぶんでじぶんを売るようにさえなったりした。逃げまわると強姦された。アメリカ軍が横浜を占領した直後、一九四五年の九月、一〇月の二ヵ月間だけでも、二九件の強姦事件が届け出られたと、横浜の終戦連絡事務局に勤務した北林余志子の発表にみえている。しかし届け出ない数のほうが実際は多かった。届け出たところで、良家の子女でない彼女らのことは、日本の当局はひどく冷淡なしきたりを持っていたから。

以上が外国軍に占領されることへの婦人達の反感と不安だった。第二には、支配層への憎悪と不信——これも決定的だった。支配層は戦時中もそうだったが、戦後もぬけぬげがなかった。たとえばかれらは、すぐに大企業の資材の隠匿、横流しによる彪大な不労利得、大がかりな闇買い生活をやっていた。それだのに無産層はどうであったか。主食は一日二合の配給もおくれがちであったし、住居は焼けトタンをかぶせた穴住い、衣服は戦時中さんざん着ぬいた国民服とモンペだった。

終戦の翌一九四六年（昭和二年）のメーデーには、参加五〇万人のうち婦人が八万人も加わったが、日本としては、これは珍しい出来ごとだった。そこには婦人達のものすごい「革命」的なエネルギーが見られた。メーデー参加の婦人達のなかには、このままこれを、食糧メーデーにしたいと考えるものも多かった。かつて富山の漁婦達がやったような米騒動にしてみたいと。はたしてそれから三週間

目の五月一九日、世田谷の主婦たちが、区民大会をまき込んで「米よこせ」の運動をおこし、宮城までデモ行進をおしていった事件が起こった。この世田谷の主婦たちのやりかたは、パリ革命のときのパンよこせに似ていた。その後このような米よこせの運動が、あいついで方々でおこった。

参政権を与えよという声は、婦選運動の項でみたように、もっと早くあがった。マッカーサー司令部から婦選をあたえる指示が行なわれた一九四五年一月二日より一七日も前の九月二四日に、「戦後対策婦人委員会」によって要求されたのである。一九四六年（昭和二年）四月一〇日の婦選最初の総選挙に、婦人候補者八九名のうち三九名が当選したという素晴らしい当選率の実現は、婦人大衆のもえあがった気力に支えられたものとみるべきであろう。

占領軍の本拠は、一九四五年一〇月、東京の日比谷に設置された。「連合軍総司令部」（GHQ）というのがその名前であった。ついでワシントンに極東委員会、東京に対日理事会が設けられた。ワシントンの極東委員会は、日本と戦争した一カ国の代表によって構成され、日本の管理についての基本方針を決定する機関で、東京の対日理事会は、米・英・ソ・中国の四カ国代表からなり、最高司令官の顧問的機関だった。そしてマッカーサーを最高司令官とする占領軍の占領方針は、日本が無条件に受け入れた「ポツダム宣言」の趣旨にのっとって行なわれ、はじめの間は一般の危惧を裏ぎって、むしろ婦人や無産層にとって味方のようにさえ見えた。

「ポツダム宣言」は、次のような要旨のものであった（宝月圭吾『日本史』）。

- (1) 日本における軍国主義を一掃し、侵略戦争指導者の権力および勢力を永久に除去する。
- (2) 宣言の目的を達成するため、連合軍は日本の本土を占領する。

(3) カイロ宣言(一九四三年に米・英・中国の首脳によって北アフリカのカイロで結ばれたもの)に従い、日本国の主権を本州・北海道・九州・四国ならびに諸小島に限定する。

(4) 日本軍隊を完全に武装解除する。

(5) 戦争犯罪人を嚴重に処罰する。

(6) 日本国民の民主主義傾向の復活を助長し、言論・宗教・思想の自由ならびに基本的人権の尊重を確立する。

(7) 日本が自立し、賠償をなすに必要な産業を維持することを許す。ただし軍事産業は許さない。将来世界貿易関係への参加は許される。

(8) 以上の目的が達成され、日本国民の自由な意志に従って平和的な政府が創られたときには、連合国の占領軍は直ちに撤収する。

ところが、これを読めばわかかるように、一九四八年に朝鮮人民民主主義共和国、一九四九年に中華人民共和国が成立し、その直後の一九五〇年に朝鮮動乱が起ると、みぎのうち(1)(4)(5)(6)(7)(8)等の項目にわたり、ほとんど逆のコースが取られる傾向が生じ、一九五一年「サンフランシスコ条約」が締結され、アメリカとの間に「日米安保保障条約」が結ばれると、その逆コースが半植民地的な形態の枠のなかで再編成され合理化されてくることになる。

しかし、もともと占領軍は占領軍じたいの利害でうごくのであって、それを一時にもせよ無産者側の味方であるように感じたりしたのは(一九四五年一二月の共産党第四回大会では占領軍を解放軍と規定した)、日本民族が場数(ばかず)をふまないことからのあまさであったといえよう。同じことは日本の支配層に

もいえる。かれらがこの逆コース以後、いかにも占領軍を味方に抱き込んだような一辺倒的錯覚におちいり、この時とばかり下積みの同胞をいよいよ勢いにのっておさえつけにかかってきたのは、日本の進歩や独立のためにまったくおそろしいことであるといえる。批判勢力や新精神の階層が亡びることは、結局国そのものが亡びるものの、前ぶれ以外ではないことは、嵐の暴進時代で経験ずみのはずではなかったか。

占領下の女性解放 2

占領軍がその初期にあざやかに断行した「日本民主化」の方策が、それはそれなりにきわめて進歩的なものを日本に——そして女性に——もたらした事実については、もちろんなにびとも否むことはできなからう。

マッカーサー司令官は、極東委員会や対日理事会の決定事項を、まさに電撃的なスピードで次から次へとさばいていった。

一九四五年（昭和二〇年）の一〇月四日、「政治警察廃止に関する覚書」（マッカーサー司令部）によって、政治・信教ならびに民権の自由に対する制限の撤廃——この自由を抑圧していた一切の法令と思想警察の機関が廃止せられ、内務大臣および警察関係の首脳部、その他全国の思想警察ならびに弾圧活動に関係ある官吏が罷免された。治安維持法廃止、政治思想犯解放によって三・一五以来一八年間牢獄にあった共産党員徳田求一や志賀芳雄らも出された。この一連のことは、九月一三日大本営、一月三〇日陸・海軍省の廃止と相まって改革の手はじめであった。一〇月五日、東久邇宮内閣が辞職、

これに代わった幣原内閣は、同一日、最高司令官から社会組織の改革を命ぜられ、憲法改正・人権確保のための五大改革——婦人の解放、労働組合の助長、学校教育の民主化、民衆生活を恐怖に陥れたような制度の廃止、日本経済機構の民主主義化を指示せられた。第八九議会は一月開かれ、衆議院議員選挙法改正案が二月一日成立して、女性は男子と同一の選挙権（二十歳以上）・被選挙権（二十五歳以上）を付与され（参議院は昭和二年の一月）、一八日に労働者の権利を擁護する「労働組合法」と、農民を封建的桎梏から解放する「農地調整法」中改正案が通過して、この日解散した。二月一日、国教分離——神道の国家からの分離、神道教義から軍国主義的超国家思想の抹殺、学校からの神道教育の排除、同三一、国民学校・中学校・師範学校などの修身・歴史・地理の教授が禁止され、日本歴史の書きかえが命ぜられた。翌一九四六年（昭和二年）の一月一日、新日本建設の詔書が発せられた。そのなかで、「天皇ヲ以テ現御神」とする觀念が排せられた。同四日、公職追放令——「望ましからぬ人物の公職よりの罷免排除に関する覚書」が発せられた。また、「政党その他諸団体廃止に関する覚書」が出された。これによって、わが国の軍・政・官・財・教育・言論などの各界における旧指導者が追われることになり、また軍国主義・超国家主義的団体が解散させられ、同時にこれらの結社ないし個人の活動が禁じられた。

越えて、四月一〇日、衆議院議員選挙が行なわれ、自由党一四一、進歩党九三、社会党九二、協同党一四、共産党五、諸派三九、無所属八〇人の政党分野を示した。女性は前記のように合計三九人の当選をみた。これによって自由・進歩党の吉田連立内閣が生まれ、五月第九〇議会が開かれ、この議会において、一〇月七日、新日本の基本法典たる「日本国憲法」が成立し、十一月三日公布（昭和二三

年五月三日実施）された。

われわれは、この新憲法で、法の前に男女の性別がなくなったこと、すなわち、男女平等などの大原則が確立されたことを知るであろう。

占領下の女性解放³

「日本国憲法」の要点をあげると、主権が国民にあることを明らかにし、すべての国民に平等に人権を保障すること、日本国は永久に戦争を放棄し、陸海空軍その他の戦力を保持しないこと、国会を国権の最高機関とすること、天皇は日本国民統合の象徴であり、政治上の権能を有しないこと、華族その他の貴族を認めないこと、財産権の内容は公共の福祉に適合するように法律で定められること、勤労者は団結権および団体行動権を保障されること、国民は健康で文化的な最低生活をいとなむ権利を有すること、国は社会福祉・社会保障などの向上につとめなければならないことなどである（家永三郎『新日本史』）。

特に女性に関するものとしては、

第十四条、すべての国民は法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分、又は門地により、政治的、経済的、又は社会的関係において差別されない。

および、

第二十四条、婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されねばならない。配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離

婚並びに婚姻および家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

と規定されている。

この規定にもとづいて、「民法」が改められ(昭和二年二月実施)、「刑法」も改正された。いちばん重大な点は、従来の「家」(家父長制)が廃されて、同権的な夫婦制にかわったことである。すなわち、前巻「家父長制の再編」の項でくわしく見たような家・戸主・家督相続というような古い制度が全廃され、結婚・離婚も平等となり、その他あらゆる妻や母の無権利が除かれ、財産相続には妻がつねに相続権をもち、諸子の相続権は原則として男女長幼ともに平等とされた。結婚と同時に夫婦は新しい戸籍を作ることになるが、その夫婦の氏称も自由に両者のいずれかを選んでよく、従来のようにかならず夫の氏称につかねばならないという制度は亡びた。だから経済的にも、族制的にも、この新民法によって「父系制」は一応崩壊したということがいえる。この状態は欧米と同じものである。しかし「崩壊」は、かならずしも「建設」ではない。つまりブルジョア民主主義の法制は、数千年の世界史を貫徹した父系制の末端に位置し、崩壊的・過渡的な事情に置かれているが、日本も法の上ではようやくここまで来たわけである(なお、「民法」については、中川善之助『新家族』・同『親族法』参照)。

ただ、ここに奇妙なことは、憲法における男女平等の原則が、皇室関係においてのみは除外され、「皇室典範」で男女不平等の諸規定をみたことである。これは歴史家として一言ふれておかねばならないことであろう。

まず、第一条によって、女性天皇が否定されている。これは日本の史実について見ても女性天皇は

存在したのだから、不合理の最もはなだしいものである。

次に、皇女は婚姻によって皇族たることを失う。このことは皇子が婚姻によって皇族たることを失わないのみならず、その妻をまで皇族たらしめると雲泥の違いである。それと、皇女は当然離婚の自由をもつべきであるが、その場合の彼女の帰属の規定がないことは、多分皇女のみ離婚の自由がないということの意味するものだろう。これはおかしいことである。

一般の婚姻の男女は、その氏を合意の上でえらぶことになっているが、皇女は婚姻によって、宮号や内親王称をうしない、夫の氏につくことが絶対的となっている。ついでにいうと、これも史実的には、皇女は婚姻によって宮号や内親王称をうしないことがなかった。

歴史的にいうなら、皇室には原始の招婿婚が御簾入婚（婿入式）として江戸末までのこり、明治から嫁入婚に傾斜してきたが、それが固定してこのような時代錯誤を生じたのもあろう。

つまり、新「憲法」・「民法」の婚姻は、明治「民法」の嫁入婚をすてて、寄合婚となっているが、皇女の婚姻のみは、この線まで進みえないで、以上のような時代錯誤的な父系嫁入婚を残しているものといえるのである（『招婿婚の研究』参照）。

刑法で姦通罪が廃止されたことも、父系制との関連において注意されねばなるまい。従来の法では、女の姦通は、はじめは死刑に当るとされ、後にはだんだん緩和されはしたが、家父長制が残存しているかぎりには、依然女のそれに重点が置かれた。なぜなら、父系の尊厳と維持は、女の「貞操」を媒介としてのみ可能だからである（中巻にくわしい。参照）。

なお、女性に関する法令・取締規則などの改廃をあげれば、昭和二年の一月二四日にはマッカー

サー司令部から公娼制の廃止が指令され、第九〇議会で「地方制度改正法」案——東京都制・府県制・市制・町村制の改正案が通過して、女性にも男子と同一の公民権が与えられ、次の議会では参議院議員選挙法案が成立し、同じく男子と同一の選挙・被選挙権があたえられたのを始めてとして、小学校から大学までの男女共学を原則とする学制改革、男女同一賃金の規定を含む労働基準法の制定等がつぎつぎに成った。

こうして、われわれの女性史は、ここに重要な一時期を経過したのであった。

「婦人運動」の推移と主婦のめざめ

「婦人運動」といえば、普通には女権運動をいい、これをブルジョア婦人運動ともいった。このブルジョア女権運動の目標は、主として婦人の諸権利の獲得——職業・教育・財産・参政などの諸権利の獲得——にあり、この運動の主動者はいわゆる職業婦人であるとされた。

「職業婦人」とは何か。この定義は難しいが、早くいえば「家庭婦人」（家内奴隸）が女性の常態とされていた段階で、それから区別される婦人サラリーマンのケースに対し、若干の輕蔑感を含めて名付けられたもののようなであった。実例をあげると、それは女教員や婦人記者や銀行員や郵便局員や電話交換手ら、つまり工場以外の職場労働者のことであつたらしい。

しかし、同じ女教員にしても、「女流教育家」といったような高級な層は、むしろ「家庭婦人」育成者として、良妻賢母教育とか、大日本処女会とかに参画し、支配層の御用機関となつて、広く上層・下層の家庭婦人的大衆を組織していた。

これに対して、いわゆる女権運動者らのイデオロギーは正面からこれと対立しており、つまり「家庭婦人」でなく、「職業婦人」（経済的独立者）の主張を持って立ちあがっていたのである。これは「反動」ではなくて、「前進」であった。

このような女権運動が、それなら何故ブルジョア婦人運動とされて、排斥されねばならなかったか（日本ではこの運動は、ブルジョア層とプロレタリア層の両層からはさみうちになされて、芽生えのうちから惨敗の経験をなめさせられたことは、前巻平塚らいてうの項でみたとおりである）。

女権運動をブルジョア婦人運動というのは、公式的にいうと、さきに「福沢諭吉」の項で見たように、この運動と資本家の利益とがある限度で一致するということが第一、次にこの運動の性別主義や「経済的独立」というものが、たとえば単なる組合主義労働運動と同じように、ブルジョア民主主義の枠内のものであり、社会革命的無産者層から遊離しているとされることからであろう。

しかし、これはあくまで公式主義的な立場での見方であって、このような見方を、それぞれの社会の特殊性にたいする分析もなしに、しかも「実践」の尺度としてあてはめるといいうことは、きわめて危険なことであるとともに、また不当なことでもあるといわねばならない。

ことにわが国の資本主義は、前巻「婦選運動」の項でみたように、その半封建的性格から、家庭からの婦人の独立——職業婦人の立場での独立——を増悪し、いっさいの女権運動をかたはしから叩きつぶしてきたのである。従って女権運動——すなわち婦人のブルジョア民主主義的解放運動——は、必然的に無産階級運動によって兼摂（けんせつ）せらるべき事情にあったのである。それとともに、わが国の女権運動そのものの性格分析も必要であるが、それは発生の最初から欧米流と違い、いわば無産者運動の別

動隊的な親近な距離において（意識・無意識にかかわらず）、芽生えかつ成育したものである。だから、このような特殊性を持ったわが職業婦人の立場からの権利獲得運動たる女権運動や、さらに職場労働と婦人の母体的生理との衝突から先駆的に叫びだされたなまなましい母性保護の叫び等までも、なんら抱容は正することをしないで、あたから反動呼ばわりしたことの中には、ゆるすことの出来ない小ブルジョアの公式主義・教条主義があったといえるのである。

こうして戦前の婦人運動は不遇のうちに終始したが、戦後は新憲法によって、婦人の権利のうち、ブルジョア民主主義的な部分は、一応達成されたといえよう。そして職業婦人という名前もうすれ、今は彼女らは工場労働者とともに広く「働く婦人」の分野——婦人労働者の分野——に吸収される結果となり、女性で性別的な一区域をなしているのは、今は家庭にある「主婦」のみとなった。ここにかつての職業婦人による婦人運動が、主婦による婦人運動（これが恐らく婦人運動の最後であろう）にかわってくる事情が見られる。

しかし、その「主婦」の質もかわった。まず第一には、家内奴隷性がうすれ、夫と同権の「個人」となったこと、つぎに共稼ぎの主婦がわが国でみても全労働婦人の過半数（家族労働者をもふくめて）となったこと（労働婦人のあゆみの項参照）である。ことに後者の大勢は世界的であって、やがては社会主義諸国で見られるように、女性も男性とおなじように労働者であることが常態（だから家庭は共稼ぎ家庭であることが常態）とされ、ただ過渡期としては主婦専業もありうるが、その場合には、その専業も一種の社会的労働と観念される（新中国での考え方）といったような段階へと推移するだろうことは、恐らく必至であると思われるのである。

「家庭婦人」が女性の常態であった数千年来の社会から、「労働婦人」が女性の常態となる社会へ（復原始的社會へ）、すなわち「労働婦人の世紀」へ、と進むことは、いまや必至となった。そして現代の資本主義社会は、前者の末端に位置するとともに後者への動揺を感じている社会であるから、「婦人よ家庭に帰れ。」と呼びかける一方で、事実はどうぞんぞんそれに逆行し、主婦と労働者を兼ねる女性や年長労働の女性が、年次を追って増加している状態にあるのである。

ここに「主婦のめざめ」という現象がおこってくる。かつての女性のめざめは、主として家庭から職場へと引き出された女性を立場とする「人間」権へのめざめであったが、今や家庭自身の内部での主婦の動揺にもとづくめざめが開始されるのである。

わが国でもインテリ婦人の間での「主婦」論や、一般「主婦」の綴方運動、サークル運動、グループ運動、家族組合運動などのように、「主婦」の自覚と運動とが、ほうはいとまきおこされつつある形勢にあることは、戦後の一特徴であるといつてよい。

インテリ婦人の間での「主婦」論のうち、特にめざましかったのは、一九五五年（昭和三〇年）の二月号の『婦人公論』に発表された石垣綾子「主婦という第二職業論」をめぐって行なわれた論争であったといえよう。

「主婦という第二職業」というのは、つまり生産が社会化された現代では、女は必然的に職場での第一職業と、主婦という第二職業を兼ねることとなった。この二つは上手にやれば、決して衝突せず、かえって女を豊富にし、美しくしていくものだといふのにあるらしく、現状受容の説と云って良い。ただ、女にのみ「主婦」という第二職業をみとめ、男に「主男」という第二職業を設定しないらしい

のは理論としてはどうか。この点で正しい「共稼ぎ」の説とはいえない。これに對して、同誌四月号で反論した坂西志保「主婦第二職業論の盲点」というのは、主としてアメリカの近況を楯に取ったもので、つまり石垣説のような職場第一職業観は、アメリカでは初期のもので、今では「家庭に帰れ」という段階となっており、家事労働に重点が置かれてきたし、事実もそれを裏書きしているというのである（後出、「亡びる家庭」の項参照）。

この二つの説が発表されると、一時は全国の新聞雑誌で、あらゆる角度からの論議が、男女いりまじった形で乱れとんだのであるが、それほどにも「主婦」という問題は、いまや男女共通の新聞題となっており、たまたま石垣説がそれに一石を投じたので、このような騒動となったのだということを、この現象は物語るものであったといつてよいと思う。

しかし、きくべき批判は、男の側よりも女の側からなされたものに多かった。たとえば田中寿美子は、アメリカの近況が、かならずしも坂西説のとおりでなく、逆に婦人労働がますます増大しつつある事情を、数字をあげて説明した。また嶋津千利世は、家事労働は働く主婦にとって第二職業でも天職でもなく、これは早晚社会化される方向を持つものだといった。働く主婦たちは、「働きながら夕食のおかずを考え、家に置いてきた子供のことを気にし、そして家へ帰るなりまず台所の米びつをのぞきこむ。だからと云って、今さら家業が尊いものだといわれても、内職の手を休めたり、日稼ぎを休むようなことはしないだろう。また、一日野良に立ちづくめの主婦に、家業は神聖なものだと教えても、鋤を放り投げて家へ戻ってきはしないだろう。彼女らの心は託児所が欲しい、保育所が必要である、共同洗濯所があればよい、と家事労働を社会的産業に転化する方向にしかむけられないだろう。」

といった。

事実、一般の「主婦」のめざめは多くこれら批判者らの考えかたの線に沿うものであり、それは、工場、農村、その他共稼ぎの主婦達によるサークル運動のほとんどが、労働保護や母子保護の施設を要求していることで証明されるが、また、いわゆる働かぬ主婦の場合にしても、家庭が社会と密着している現在の社会——台所が政治と、幼児が遊び場と、その教育が学校と密着して主婦の実践がますます外延的になりつつある現在の社会——では託児所、保育所、共同洗濯所などの施設（家事の社会化の施設）は、同じように切実に欲求されつつあるといえる。

主婦のめざめの第一歩は、これらの欲求や、その前提となる職場と家庭との衝突、あらゆる矛盾の主婦へのしわよせ、古い家父長遺制の問題等々を「生活記録」の形で発表するいわゆる主婦の綴方運動からはじまった。それを『朝日新聞』が「ひととき」という欄にとらえたので、世間の一部では「ひととき夫人」とか「投書マダム」等と呼び、あわよくばこれを芽生えのうちに圧殺したいものとなげがたらしかったがそういう反動者達の根気はつづかなかった。

「ひととき」欄をみてみると、現代の主婦の関心が、家庭内のことのみでなく、政治・経済・社会・教育・学問・宗教等、あらゆる分野におよんでいることにおどろくであろう。そして、これは前記のように、家庭と社会との密着からきていることを物語るものに違いない。また私は投書者の住所にも興味を持っているが、それはかならずしも都市にのみ偏してはいない。

また各地には、新しい主婦のグループが、どんどんできている。男尊女卑で有名な地域で女の子を売るのが東北地方につぐとさえいわれている鹿児島県でも、同県農協婦人部の萩原朝美によると、日

置郡伊作では、主婦だけの二四グループ三〇〇人が、オヤジの畑から少しずつ土地をぶん取り、これだけは私たちにまかせてと宣言した。そして肥料、農薬、耕法を自分らだけで研究、昭和二八年に二八万円、同三〇年に三六万円、三年には五三万円の貯金をした。また同県の鹿屋市では、自転車グループというのが生まれ、二〇人余の農家の主婦が、田畑に通うのに、毎日さっそうと銀輪をつらねているという。その他養鶏、養豚、読書、コーラス、木琴などのグループが、県下で一〇〇〇以上に達しているともいえるのである。

松江市の西川津地区では、農家の主婦野津ふじえら数人が、島根大学教授溝上泰子をかこんでつづりかたグループをつくったところ、同地方の各所でつぎつぎに同じ主婦グループができた。そして、隣の鳥取県や九州方面の主婦グループと手紙のやりとりで手を結び合い、大きな成果をあげているという。同県出雲市稗原町のあけぼのグループ、松江市西谷町の牛切グループ、大原郡雲南木次町のひまわりグループ等では、男に握られた財布をとりかえすために、家計簿運動が盛んになった。そのうち、あけぼのグループの場合では、ホーレン草栽培を研究する生活部、つづりかたの文集を作る文化部、家計簿を研究しあう管理部の三つの部門を持って努力している。

また浪江虔『町づくり村づくり』によると、東京都国立町の主婦達は、町政研究会によって町の政治を改革したという。

一九四八年（昭和二三年）の九月には、東京で不良マッチ退治主婦大会が開かれ、これをきっかけに物価値下げ運動がはじまり、奥むめおを会長とする主婦連合会が結成された。この会は、主として消費者の圧力団体として大シャモジを標識とし、牛肉、マッチ、豆腐、牛乳などの値下げ、都会議員の

退職金追及、中小企業団体法案の阻止運動といったようなことに努力している。大阪にもこれと似たような比嘉正子の主婦連合会が結成された。なお無産主婦のたたかいについては、「労働婦人のあゆみ」の項で触れた。

このように、かつての婦人運動が主として権利獲得の運動であったのに対して、戦後主婦によってなされている運動は主として日常生活のための実際運動であり、この段階では、主婦達はますます自治体の運営に加わったり、衛生関係、税の問題、物価の統制、および協同組合・内職組合・託児所などの設置、PTAへの参与等にのりだすであろう。

それらと関連して政治や社会の諸運動にタッチする必要から、物価の指数、生産の状態、国民所得、国や地方の予算、各政党の政策等々についての調査機関やそのための団体（たとえば有権者同盟）等をもすでに不完全ながら生み出している。

このような主婦運動は、前出のサークルやグループ主婦運動とともに、一種の性別運動であり、また一種の中立的形態をとっている点で、かつての女権運動に似た小市民性を示しているものともいえる。ようが、「主婦」の帰趨が働かぬ主婦（主婦専業者）から働く主婦（共稼ぎ）へと傾いている大勢を思うと、またそういう地盤において最も多くサークル、グループなどの主婦運動が発生している事実をみると、形は性別で中立でも、その隠れた、または究極の階級的性格がなんであるかは、おのずから明らかであろうと思う。

それに主婦専業者の場合にしても、「婦人」としての立場から意識的に社会と接触し、実践的に批判していく場合には、結局旧社会のしくみや、その防衛者である保守層に対して、しだいに矛盾を

感ずるようになるだろうことは必至であろう。近い例でいうと、たとえば「公娼制の廃止」（その項参照）にしても、保守層はしばしば業者と結託して、これをつぶそうと企てたのであり、また婦人が心から希望している平和運動（その項参照）にしても、保守層の態度はけっして積極的でなくゆだんがでないことおびただしいのである。もともと「婦人」は数千年来の被圧迫者であり、その被圧迫の起源および解放の時期を一般生産者らと同じくしているものであるが、後者にも無自覚者が多いように、婦人にもまたそれが多い事情にある。だがいつかは自覚の時期がくることは必至であろう。

また、フェルナンド・ヘイマン・クローン『主婦の経済的独立』によれば、「主婦が市場の状態により、物価の操作により、品質の変動により、いちいちの場合に不利な目をみるのは、すべて今日の経済総態が利潤私有の精神で規制されていることに原因しているのであるから、一般の主婦が司っている家庭生活は、共通の福利の精神が経済生活の中心とならないかぎり、けっして改善されることはない。」という。すなわち純消費者としての主婦の立場からしても、おしつめていけば、このような社会的自覚に到達せずにはいられない。

しかし、私は主婦のめざめと運動をめぐって、若干あまい夢だけを描きすぎたようでもある。戦後の婦人運動がたしかにその方向を指ざしているということは、もちろんあらそわれない事実ではあるけれども、家長制の根づよい残存、農業改革の未熟などの諸条件が、依然として婦人運動の進展を強く阻止している原因となっていることにはかわりがないので、このようなわが国の現段階では、かつての女権運動はすでにほとんどないが、それにかわる婦人運動としての主婦の諸運動は、正直なところまだいわば萌芽的な域を出ているとはいえない。だから全体的な見地からすれば、いまはそれの

前提ともいふべき種類の戦前からの色々な生活運動や、未亡人の運動、主婦の立場を兼ねていてそしてそれを越えている母親会議や婦人の平和運動などだけが、顕著なうごきをみせている事情にあるといえる。

右のうち未亡人（または女世帯）の運動は、近代の母子問題——夫の戦病死等によつて母子の大群が路頭に投げ出される問題——を代表しているものとして注目される。

婦人少年局でおこなった女世帯生活実態調査によると、全国的女世帯の数は昭和二六年現在で約一九〇万世帯と推定されるが、その生活は、男の世帯主の家庭の七七パーセント程度の低い生活をいとなんでおり、また内職や売り食いでささえているものが多い。生活保護法の適用を受けている被保護者の数は全国で約二〇〇万、要保護世帯数は約七〇万で、それらの過半数が母子世帯であるという。

これらの母子世帯の問題の解決をはかっている団体としては、四六都道府県の未亡人団体加盟の会員約一〇五万人を擁する全国未亡人団体連絡協議会がある。

ついでに、昭和三一年現在の主要婦人団体（婦人少年局「婦人団体の現況」——『婦人関係資料シリーズ一般資料』三八）を次ページにあげておこう。

半独立と基地の悲劇

日本のブルジョア民主化は、「ポツダム宣言」によつて、一応実現したといえる。すなわち家父長制が破壊され、農地も改革された。しかし、農地改革は不徹底で、山林地主がのこされ、水利権も解放されなかったので、ダンナ制が残存した。従つてこれと関連して家父長制もまだ強力にのこされる

主要婦人団体		(一九五六年—労働省婦人少年局調査)	
名 称	会 員 数	支 部 そ の 他 数	
くらしの会	一二〇〇	七	
主婦連合会	不明	四〇七	
全国地域婦人団体連絡協議会	約六〇七万	三七都府県の地域婦人団体	
全国友の会	一万三〇〇	一五四	
全国農協婦人団体連絡協議会	約三二五万	四七都道府県の農協婦人団体	
全国未亡人団体連絡協議会	約一〇五万	四六都道府県の未亡人団体	
全日本婦人団体連合会	約二〇万	七団体	
大学婦人協会	一六三五	二九	
日本基督教女子青年会	一万五〇〇〇	一二二	
日本基督教婦人矯風会	七〇〇〇	一四	
日本婦人平和協会	六〇〇	三八	
日本婦人有権者同盟	五〇〇〇	一	
婦人経済連盟	七〇	六二	
婦人人権擁護同盟	一二一		
婦人民主クラブ	五〇〇〇		
婦人問題研究会	三〇〇〇		

の放棄申請が圧倒的であるというが、このことは民法は改められても実は同じ家父長制の連続である事情を証明するものといえよう。

都市でも同じ苦難がつづいた。なぜなら、経済的な大手術が行なわれずに、資本主義への復活が目

結果となった。新中国の農地改革では地主勢力を根絶し、妻や娘にも平等に土地が与えられたというが、日本では土地の分配が「家」単位で行なわれ、農民女性の九〇パーセント以上は、昔と同じに夫や父の経営する土地で、夫や父に従属してはたらいっているのである。分割相続制もよく実行されず、特に最高裁の「家庭課」の調べによると女性の側から

標とされたからで、たとえば、政府は終戦直後、軍需会社に巨額の支払いをおこない、それがインフレーションをまきおこす結果となったりした。一九四九年（昭和二十四年）における物価は平均して戦前の二〇〇倍に達した。

アメリカ財閥顧問の勧告にもとづき、日本経済の自立策が立てられ、財政のたてなおしがすすめられたが、もっぱら資本の蓄積に重点が置かれ、増税によるインフレーションの抑制という方針が取られた。その場合、たとえば昭和二五年度の所得税をみると、課税所得五万円以下にたいする百分の二〇を最低とし、五〇万円をこえる額にたいする百分の五五を最高とする率で課税しているのであって、これに高率の地方税を加えると、低額所得者の負担はきわめて重かったのである。中小商工業者や俸給賃金生活者の生活はますます苦しくなり、農村にも不況のなみが強く襲った。そうした困難な条件のなかで、戦災の復興はすすめられ、低落した生産は少しずつ回復していった。

一九四六年（昭和二年）には一九三五年（昭和一〇年）の二四パーセントに低落した鉱工業の生産指数も、一九五〇年（昭和二五年）には七三パーセントまで立ちもどった。貿易もとにかく再開された。戦争末期には何一つなかった店頭に豊かな物資が陳列された。戦時中から続いていた配給の制度も米をのぞいてすべて廃止された。ただこのような情勢のなかで、日本経済がアメリカ経済に深く従属化していったのは、重要な事実としなければならぬ。

アメリカの経済援助が見返資金勘定という特別会計に積み立てられたうえすべて投資に振り向けられ、その投資を通じて日本の企業と経済はアメリカ資本の支配下におかれることになった。見返資金はもっぱら独占企業に投資され、その復興が援助された。またアメリカ資本が導入され、日本の企業

に対し、投資や技術援助という形で支配をおよぼすようになった。このようにして、アメリカ資本は日本の独占資本の上に君臨し、結局日本の経済界はアメリカから独立して行けない状態におちいったのである（既出『新日本史』）。

このような経済的な半独立の状態は、さらに政治的・軍事的な半独立の状態をひきおこした。

それを書く前に中国の状態をみよう。かつて中国はこれ以上ないように乱れていた。世界の帝国主義があらゆる角度からくいいて思い思いに軍閥や買弁資本家を手なづけ、混乱させていた光景はおそろべきものであった。上海はいまの東京と同じ国際的ナイト・クラブとなりはてており、不良外人らによって密輸入される麻酔剤の消費量は巨大な額にたっし、このためには人民の必需品が犠牲にされていたほどである。この点も今の日本に似ている。この状態に大手術を加えたのは毛沢東を指導者とする中国共産党であったが（一九二二年第一回全国代表者大会をひらいた時は、出席した代表者はわずかに一二名、党員は五七名であった）、それも一本調子ではいかなかった。なぜなら共産党の内部でも、李立三ら都市中心の極左派が教条主義インテリ分子を圧倒的に風靡した一時期があったからである。これに対して毛沢東は地に付いた革命家で、中国の位置する現段階をあやまらず、根拠を農村において努力した。一九三七年（昭和十二年）からは抗日戦に集中、終戦後はアメリカの支持する国民党を破って、一九四九年一〇月一日、中華人民共和国を樹立した（『中華人民共和国憲法』・『人民中国』——一九五六年一号参照）。

アメリカの蒋介石援助は徹底的であったが、後には手をひくほかなかったという。蔣自身は清廉な軍人であるといわれたらしいけれども、その妥協的立場と政策のために、国民党内部の腐敗、大ブル

ジョアジーや大地主の跳梁、ひいて外国の搾取がたちきれず、ほとんど人民の信頼を失いつくし、数の上からはとるにたりない共産党軍に追われたのである。これに反して共産党軍の行くところ、人民の歓呼と熱望がつねにこれを支えたのは、歴史家にとっても興味深い点である。

革命中国の成立は、世界の情勢を大きく変革した。六億の人口が資本主義体制から離れたことになり、社会主義陣営は世界人口の三分の一を占めた。また中国革命の意義は、前にもいったように、新アジア形成の端緒であり、いわゆる中近東からアフリカにおよぶ植民地・従属諸国の民族解放をほげまし昂揚させるものであった。この結果、世界は二つの体制に大きく分かれることとなった。

ことにアメリカにとっては、新中国の成立は、伝統的極東政策を狂わせるものであった。したがってこのことが画期となつて、占領軍の政策にも変化が生じた。初期の占領政策は、むしろ日本を民主化して保守勢力をおさえるのにあつた。それは蔣政権の中国を盛りたてるためにも必要とされた。しかし、今は新中国が抬頭たいとうしたので、東洋をして東洋を討たせるために（大統領選挙戦におけるアイゼンハワー大統領の演説）、日本が一応保護されねばならない。朝鮮事変は、中国革命の翌年におこつたが、この二つのできごとを中心として、占領政策が、がらりとかわつたことは周知のとおりである。日本の再武装および日本の独占資本と保守勢力の一応の復活方策がこれである。ただし、戦前のような好戦国的復活は許されないというたてまえから、「サンフランシスコ平和条約」とその付帯的な「日米安全保障条約」および「日米行政協定」によって強いワクがはめられ、政治的・軍事的な半独立国日本（アメリカの監督下につながれた日本）が成立した。一九五一年（昭和二六年）の九月八日のことであつた。「サンフランシスコ条約」には中国は招かれず、インド、ビルマは参加せず、ソビエトはポーラン

ド、チェコスロバキアとともに調印を拒否した。また国内では、両条約の承認をめぐって、はげしい抗争がまき起され、社会党は分裂した。

そして日本は、世界の二大陣営の中のアメリカ側の国家とされ、アメリカ（厳密にはアメリカの一部階層）の意図する極東政策の完全な基地となった。占領軍は駐留軍と名を改め、国内七〇〇余カ所に散在し、日本がほこった横須賀以下の海軍要塞、立川以下の空軍拠地もその手に収められ、治外法権的特権のもとに日本国内は駐留軍の演習場化されたが、なお将来、米原子力部隊の基地化ないし核兵器持ち込みの危険もありうるというので、基地をめぐって日本人の抗争と反感は激化し、反米空気が深められていった。特に「サンフランシスコ条約」による沖縄の半永久的占領は、最も激しい反米感情の源泉となった。

これら日本の基地の特異性は、西欧のそれと違い、戦後しだいに形成されてきた経済的従属性や、政治・軍事的従属性の基礎の上に、占領時代からの諸形態をそのままひきついで確立した点にあり、この場合圧倒的に強力な外国の威圧下、国民にはアメリカとの「共同防衛」の実感がない。だから、新しく基地が設定され、または拡張されるごとに、わざと日本人警察官を用いて実力行使がなされねばならないほど、農漁民の拒否ははげしい。むかし「強姦」的開国にかなわぬながらも怒った日本国民は、ここでも同じ心理をくりかえしているわけである。

強姦といえ、終戦直後に米軍接待所ができたとき、日本の娘たちが、柱にしがみついていやがるのを、日本の警察官が「国家のため下田のお吉を見習え」と声涙ともに下る演説をし、きかないものには暴力をさえ用いかねまいようすを示して寢床に送り込んだことを思い出すが、けだし弱く貧しい

彼女たちはいったん貞操をうばわれれば泣き寝入りとなり、または荒れすさんだ気持ともなって、後にはみずから足を泥沼からぬこうともしなくなるし、またその他に生活の方法も見つけることができなくなるのだらうと高をくくり、昔からこのような強姦行為はなされた。殿様といったような階級のやりかたはいつでもそうであった。それをここで思い出すのである。すなわち百姓もおなじで、事実むりやりにでもその土地をねじとってしまえば、あとは無力となり、もういらなくなったから返そうという時期がきても、そのときにはもうなにもかもが荒廃しきっているといったことになる場合も多い。もちろんそれがすべてではないが。

日本海の波濤しぶく内灘、榛名おろしに冬枯れる相馬ヶ原、富士山麓に立ち荒るる山中部落、近くは砂川のたたかい、指折りかぞえれば、まだいくつとなく血に染んだ基地の悲劇がまぶたのうちに去来するのをおぼえる。

昭和三年一月二七日（二九五七）の『朝日新聞』の「社説」にはこうある。「沖繩の瀬長市長追放問題に関し、ワシントンからのAP電は、米政府当局者が『沖繩の我慢のならない情勢がこれによって終るだろう。』と声明したと伝えている。すなわち、市長の追放は一時は反響をまき起したとしても、やがておさまるものとの観測が行なわれているようである。しかしながら、このような判断がかならずしも適切であるとはいえない。なぜなら、ムーア高等弁務官のとった措置は、戦後アメリカが日本人に説き教えてきた民主主義なるものの建て前とは、根本的に相違するからである。民主主義が民衆の大多数の意思を政治に表現することであるとすると、市長として選挙されて間もない瀬長氏を追放し、その上、立候補の権利までも一方的に奪ってしまったということは、民主主義の原則に、全く

相反することと云わなければならない。」

これは、眼前に繰り広げられているなまなましい沖縄の悲劇についての記事である。

また、沖縄出身の詩人伊波南哲によれば、「全島の五十三市町村の住民達は、『土地は永年お金は一時』『一括払いは子孫を殺す』などのプラカードをたてて、死の抗議を続けている。」という。親米派と祖国復帰派の二派にわかれて闘っているが、前者が少数支配層で、後者が多数無産層であり、前者が英語化主張派で、後者があくまで日本語教科書に執着しているというのも印象的である。国土を愛するものは誰か。国土に背いて一身の栄達を思うものは誰か。前者はつねに国土に呼吸し、国土を耕して生きる生産者の群れであり、後者は蓄積された富の上に遊離して生きる人々である。

南北三八里の沖縄島は狭い。その狭い沖縄島の三分の二に当る北部地帯はほとんど山地で、南部の那覇市を中心とする地域のほとんどが、今は米空軍基地とその住宅地帯になっている。アメリカはこの地を「キーストーン・オブ・ザ・パシフィック」（太平洋の要石）と呼び、基地建設には特に力を入れている。那覇市北方に嘉手納基地、西方に那覇空軍基地がある。極東一というこの基地群は、さながら不沈空母という感じである。基地内の家族住宅地帯は、豪華な住宅群、クラブ、PX経営の商店街やレストラン等でうずまり、基地につらなってアメリカ人経営の英字新聞社、保険会社、自動車会社等が立ち並んでおり、すでに沖縄には基地を中心とした新しいアメリカの都市ができ上がっている。それに那覇市をはじめ、南部沖縄の全地域が、今は基地中心に変貌をとげつつある。

だが、「沖縄を訪れる人々は、基地に依存して変態的な発達をとげた街々や広々とした施設の間に、きのこのように存在する極貧の農家や、さらに足を伸ばして、海岸だけにわずかの部落の点在する北

部地方も視察すべきだ。島の南端の戦没者の碑に花を手向けるのを忘れてはならないことはいうまでもない。そうすれば、窮地に立つ沖縄の同胞の気持が、いくぶんなりともわかるであろう。冷淡な法律論をもてあそぶ日本人はもちろん、無理解な外国の人々にも、わたくしはぜひ沖縄島をくまなくかつつぶさに視察するよう勧めたいのである。そして当方としては、相手には通じないような日本式の遠慮は一切排除して、いうべきことを十分述べ、円満な話し合いがつくようあらゆる努力を払うべきであると思う。」と、東大教授の言語学者服部四郎は云っている（『日本民族の歴史の宝庫・沖縄の島々』）。島の南端には、「ひめゆりの塔」「健児の塔」など一連の戦没者の記念塔がある。首里の戦闘で敗れたわが部隊は南へ南へと敗退しつつも、陵線ごとにあらんかぎりの抵抗をつづけ、弾薬と食糧の欠乏になやみつつ、この南の果ての海岸まで追いつめられた。たたかいに参加して、洞窟に潜んでいたうら若い乙女達のひめゆり部隊は毒ガスで全滅したというし、海に面した断崖の岩かげに陣取った沖縄師範の健児達は、玉砕するまで陣地を死守したという。島尻の山河を血で染めた同胞の数は十数万にのぼり、いたるところしかばねの山をなしていたともいう。

沖縄島とともに小笠原島の悲劇もある。小笠原島住民は混血種を除いた他はいまだに帰住がゆるされないで、故郷を失ったさすらいびとの境遇におちいっている。かつてペリーが予言したことは、いまや眼前の現実となつてあらわれた。われわれが憎むのはアメリカ人ではない。アメリカをこうさせている世界の帝国主義的仕組みがわるいのである。

「労働力」の商品化と、「性」の商品化とは、文明時代における二つの大きな「人間性の商品化」である、と私は上巻でいったが、どちらも古代から封建制までの段階では、他人に身ぐるみ掠奪され、奴隷市場で売り物にされるといふ最悪の条件下（奴隷や公娼）におかれる。しかし、ブルジョア期にくると、やや条件が改善されて、自分自身で自分の労働力や性を切り売りすることが出来るようになってくる（賃労働者や私娼）。ここでも労働力や性の商品化——つまり二つの大きな人間性の商品化——という事実はかわりはないが、身ぐるみ他人（営業者や家父長）の手で取引され、他人の商品となつて値ぶみされたり、金儲けの道具^{もつ}なんかにされるよりは、いくらかましな状態である。

こうして資本主義時代になると、公娼制が私娼制にきりかえられるのが一般的趨勢であるが、わが国では、このきりかえが中々困難であつた。それは家父長制や、半封建的な生産機構がねばり強く遺存していたからで、とくに農村はその基盤だから、女工員の給源が農村であるように、遊郭に売られるのも、ほとんどが貧農の娘であるという事実が見られた。

公娼制の起源と経過については、中巻でくわしくみたとおりで、明治以後は、大勢からいうと崩壊期に入つたと考えてよいが、廃止までには爾来一〇〇年もかかり、それも敗戦とか、婦人参政権獲得とかを契機としてのみ、ようやく最後の達成せられたのである。

「議案録」（公議所への建議案集）によれば、明治二年の三月、刑法官権判事津田真一郎によつて、公娼廃止案が建議せられているのが注意される。それは「人ヲ売買スル事ヲ禁ズベキ議」と題するもので、「人ヲ売買スル事ハ、元来有間敷事ナリ。和漢西洋共古来人ヲ売テ奴婢トスル惡風アリ。奴婢ハ人ヲ牛馬ニ同シウスルモノニシテ、人道開明ニ趣クニ從テ、此惡風追々消失タリ。然ルニ皇国自今猶娼妓

アリ。娼妓ハ年季ヲ限リテ売ラレタル者ニテ、年季中ハ牛馬同様ナルモノナリ。此娼妓アル故ニ、女子ヲ売買スル惡風アリ。女子ヲ売買スル事アル故ニ、人ノ処女ヲ勾引シ略売スル惡事アリ。願ハクハ今日ヨリ嚴令ヲ下シテ、人ヲ売買スル事ヲ禁止シタキ事ナリ。尤娼妓ヲ無クスル事ハ、未ダ出来又事ナレバ、青楼ハ旧ニ仍リ存シ置ルベシ。然ラバ娼妓ハ奈何シテアルベキカト云フニ、俗ニ所謂地獄売女ト同様ノ振ナルベシ。西洋諸州ニ女郎アルハ即此法ナリ。故ニ彼地ニテ女郎トナルモノハ、身持アシク懶惰淫奔ノ女自好シテ地獄ニ墜ルナリ。其地獄ノ苦ヲ受ルハ即所謂自業自得ナリ。此方ニテ隨身持正シキ女モ、惡父母伯兄等ニ売ラレ、又勾引サレ売ラレテ苦海ニ沈ムモノト、其情、霄壤懸隔ナリ。サレド猶客ヲ取ルモ取ラヌモ勝手次第ニテ、進退自恣、此方娼妓ノ苦ニ比スレバ至テ樂ナルモノナリト思フベシ。」

とあり、公娼から私娼への切替を提唱している。

津田真一郎（真道）は佐久間象山の門下で一八六三年（文久三）、西周らと外遊し、オランダで国法学をおさめて帰国したばかりの進歩的法学者であったから、わが国の人身売買に基づく公娼制を西洋の私娼制と比較して、その非を論ずることができたのであった。もちろん、このような建議案をそのまま受けいれるような明治政府ではなかったが、三年後の明治五年の一〇月、別の動機から、一時公娼廃止令が出されることとなった。

それは同年六月、南米ペルー船が、近海で暴風雨にあい、横浜に入港中、清国で買い入れた男子奴隸二三人中の一人が脱船して救いを求めたことから、これを処理しようとしたとき、そのペルー船の船長から日本にも奴隸売買（芸娼妓）がある事実を指摘されたことである。これが直接の動機となっ

て、次のような公娼廃止の「太政官布告」が出された。

布告

一、人身ヲ売買致シ又ハ年期ヲ限り、其主人ノ存意ニ任セ虐使致シ候ハ人倫ニ背キ有マジキ事ニ付古来制禁ノ処、従来年期奉公等、種々ノ名目ヲ以テ奉公住為_レ致、其実売買同様ノ所業ニ至リ、以テノ外ノ事ニ付、自今可_レ為_二嚴禁_一事。

一、農工商ノ諸業習熟ノ為メ弟子奉公為_レ致候儀ハ勝手ニ候得共、年期満七年ヲ過グベカラザル事。但シ、双方和談ヲ以テ更二期ヲ延ルハ勝手タルベキ事。

一、平常ノ奉公人ハ一ケ年宛タルベシ。尤モ奉公取続者ハ証文可_二相改_一事。

一、娼妓芸妓等、年期奉公人一切解放可_レ致。右ニ付テノ貸借訴訟総テ不_二取上_一候事。

右之通被_レ定候条屹度可_二相守_一事。

というのであった。これに続いて司法省からも次の省令が出された。

一、人身ヲ売買スルハ古来制禁ノ処、年期奉公等種々ノ名目ヲ以テ其実売買同様ノ所業ニ至ルニ付、娼妓芸妓等雇入_レ資本金ハ賍金ト看做ス。右ニヨリテ苦情ヲ唱フル者ハ取糺ノ上、其金ノ全額ヲ可_二取上_一事。

一、同上ノ娼妓芸妓ハ、人身ノ權利ヲ失フ者ニテ牛馬ニ異ナラズ。人ヨリ牛馬ニ物ノ返弁ヲ求ムルノ理ナシ。故ニ従来同上ノ娼妓芸妓へ貸ス所ノ金銀並ニ売掛滞金等一切債ルベカラザル事。但シ本月二日以来ノ分ハ此限ニアラズ。

一、人ノ子女ヲ金銭上ヨリ養女ノ名目ニ為シ、娼妓芸妓ノ所業ヲ為サシムル者ハ、其實際上則チ

人身売買ニ付、従前今後、可_レ及_二嚴重ノ所置_一事。

娼妓とならんで芸者も解放の対象とされたことは昭和三十一年の「売春防止法」よりも徹底的であつたといえよう。解放後の職業補導のためには、全国各地に設立された女紅場がこれにあてられた。

女紅場というのは、つまり女工場の意味であつて、機織、裁縫等を教え、希望者には機械を貸し、原料も与えて賃仕事をさせるという仕組みであつたが、結局ものにならず、数年後には立ちぢえとなつた。一方では公娼制がすぐに復活した。たとえば横浜等では解放令の出たその月に、「当人共抱主の手を離れ候後、自分の好により更に遊女芸妓いたし度ものは、其旨願出候はば取調べの上右差許し鑑札相渡可_レ申事。」と再營業をゆるし、神戸の福原、京都の島原、長崎の丸山をはじめ、早いものはその年、遅くて翌年の一二月までにはことごとく復活した。そして、貸座敷渡世規則および娼妓渡世規則が警保寮から出された。

貸座敷渡世規則

一、壬申十月被_二仰出_一候年季解放の御趣意弥々堅く相守るべき事。

二、渡世致度者は願出、鑑札申受候上、店頭に看板を掲げべく、免許無_レ之場所にて營業不_二相成_一候事。

三、無鑑札の娼妓等へ座敷貸与候儀堅く不_二相成_一候事。

四、類業並に芸娼妓に至る迄犯則のもの有_レ之ば早々可_二訴出_一候。若し情を知り不_二訴出_一者は屹度処分可_レ申候事。

五、月々鑑札料を納むる事。

六、娼妓出稼部屋借りと雖も凡て一家の出入と定め、他貸座敷に出入するを故障するなどの犠決して不_二相成_一候事。

七、客の望みに依ると雖も一昼夜以上滞留は決而致させ間敷事。

八、金銭遣ひ方は勿論其他不審なる者見受け候はゞ最寄羅卒屯所番人詰所へ早々可_二訴出_一事。

娼妓渡世規則

一、娼妓渡世本人真意より出願の者は、情状取訊候上差許の鑑札相渡べく、尤も十五歳以下の者へは免許不_二相成_一候事。

二、自宅より出稼するも貸座敷に同居するも各自由に任すと雖も渡世は免許貸座敷に限り可_レ致候事。

三、自宅に客を誘ひ、或は客の誘引により他所宿泊等、一切不_二相成_一候事。

四、毎月兩度、医員の検査を受け、其差図に従ふべく、病を隠して客の招きに応ずること不_二相成_一候事。

五、月々鑑札料可_レ納事。

これで見ると、人身売買制を排し、娼妓の自主的營業を基本とするというたてまえであるが、それについては營業の場所を任意とせずかならず貸座敷にもとめさせるというのであって、つまり娼妓と貸座敷業者を結びつかせた公娼制ということになるから、こうなると、結局娘の家父長が貸座敷業者と取引して「借金」という口実で娘を抵当にして売り渡すということになり、ここですぐもとどりの人身売買制が復活したのであった。

当時の娼妓の身売り証文をあげると次のようなものである。

一、金五拾円也 利子の儀は規則の通

右之金子正に借用申候実正也。返済之儀は、明治十三年一月三十一日限り元利共皆済可_レ致候。若し期に至り滞り候節は、貴殿に預け置候××子の身の上は、貴殿の御存意のとおり、如何ように御取計被_レ成候共、御勝手次第に可_レ被_レ成候。依て自分共に於て後日に至り一言の申分無_レ之候。為_二後日借用証文如_レ件。

明治十二年十一月

借用人 氏名

明治三二年九月五日、吉原京町新万楼の娼妓綾衣が、「二六新報社」のたすけをえて、自由廃業をこころみ、身を持ってようやく目的を達したのが動機となつて、警視庁では自由廃業の保証を与え、内務省でも翌年の一〇月、娼妓取締令を出して、同じくこれを認めるとともに、(一)娼妓は庁府県指定以外の居住を禁じられ、(二)庁府県令を持って貸座敷をつくらせ、この規則により、貸座敷営業の許可地域を指定して、娼妓居住指定地と貸座敷指定地とを一致せしめ、集娼制を施行することとなつた。つぎに、昭和四年(一九二九)の娼妓員数、貸座敷所在(遊郭)数、貸座敷営業者数、遊客数をあげて見よう。(二〇四ページ)。

娼妓解放令の前後から、廃娼論がおこり、ことに多く基督教徒間にこれをみたが、それは婦人矯風会、救世軍、郭清会などの運動に発展した。明治一六年には群馬県(県令楢取素彦)が向こう六年間に県下遊郭廃止を令し、大正八年の国会には横山勝太郎の廃娼提唱をみた。大正一二年の関東大震災後に成立した東京連合婦人会は、全国公娼廃止期成同盟会を組織し、次の綱領を発表した。

公娼表

(1929 年)

道府県	貸座席 所在数	貸座敷 業(軒)	娼妓 (人)	遊客 (人)
北海道	49	348	1,706	549,882
青森	14	136	415	78,476
岩手	18	105	398	93,961
宮城	10	48	39	156,525
秋田	10	55	176	55,861
山形	26	139	569	190,591
福島	25	99	430	146,293
茨城	7	28	103	57,198
栃木	21	91	438	51,346
群馬	2	12	48	14,582
千葉	6	50	330	222,986
東京	9	463	6,360	4,183,012
神奈川	13	189	1,389	887,758
新潟	20	317	1,286	49,729
富山	10	242	356	325,084
石川*	16	470	34	307,660
山梨	9	209	427	186,898
長野	2	24	178	102,246
岐阜	11	133	607	267,122
静岡	4	100	733	402,768
愛知	20	98	857	417,058
三重	4	289	2,627	1,460,934
滋賀	30	280	949	737,313
京都	11	309	370	245,537
大阪	16	2,306	4,504	1,793,654
兵庫	10	1,589	8,577	4,278,305
奈良	10	227	2,490	1,347,679
和歌山	2	82	659	351,148
鳥取	3	80	133	39,369
島根	2	80	163	66,555
岡山	6	48	177	99,776
広島	9	218	892	190,339
山口	19	422	2,242	582,830
徳島	41	249	902	153,792
香川	2	104	298	140,899
愛媛	7	130	587	246,136
高知	3	44	127	44,444
福岡	5	43	339	147,307
佐賀	9	99	1,835	400,906
熊本	10	94	423	65,768
大分	25	213	1,473	235,819
宮崎	4	102	813	124,537
鹿児島	5	93	560	99,242
沖縄	5	27	213	39,746
計	1	23	310	75,049
合 計	1	234	659	39,477
合 計	546	11,081	49,477	22,360,170

*石川県はほかに芸娼妓兼業のものがある。

一、焼失せる遊郭の再興を許さぬこと。

一、全国を通じて今後貸座敷及び娼妓の開業を新に許可せぬこと。

一、今後半カ年の猶予期限を付し、現在の貸座敷業者および娼妓の営業を禁止すること。

大正一五年の国会には、「婦人児童の売買禁止に関する国際条約に対し帝国政府の留保条件撤廃並に娼妓取締規則改正に関する建議案」が提出せられた。

一、千九百二十一年九月三十日ノ婦人児童ノ売買禁止ニ関スル国際条約ニ関シ、帝国政府ハ其ノ

最終議定書（ロ）項ニ規定セラレタル年齢制限二十一歳ニ代フルニ、十八歳ヲ以テスルノ権利ヲ留保シ、大正十四年十月二十日付加入通告ヲ為シタリ。右ノ留保条件ハ、帝国ノ体面ヲ傷クルコト大ナリ。故ニ政府ハ速ニ留保条件ヲ撤廃スベシ。

二、政府ハ速ニ娼妓取締規則第一条ニ「十八歳未満」トアルヲ、「二十一歳未満」ト改正スベシ。これは一九二一年の国際連盟會議の「婦人児童売買禁止条約」にたいし、わが国がシャムとともに留保条件を付したのを不可として、留保を撤廃し、従つて娼妓制限年齢を引き上げよというのであった。これについて、諸大学総長その他民間有志等から「婦女禁売条約公娼制度に関する請願」が内閣総理大臣兼内務大臣に対してなされた。郭清会では、東京に娼妓デーを催し、当日街頭署名者一万一四〇〇人を経て廃止請願書を内務大臣に提出した。

これらの娼妓運動に対し、貸座敷業者は政党と結託し、猛烈に反対し、政府はつねにこれを支持した。そして昭和二年の国際連盟第五委員会でも公娼問題が討議せられ、廃止説が大勢を制したときも、日本はフランス（フランスは世界の大国中最も遅くまで婦選をも認めなかつたカトリック主義の国であつた）とともに、これに反対する側に立った。

公娼に対して私娼がある。芸者・酌婦・女給等種々の名称はあるが、これに鑑札を与え、定期検診をすることは、事実上の売淫行為を認めるものである。これを大正一二年の内務省調査にみると、公娼の遊郭五三九、娼妓四万八三三三人に対し、料理店四万八八八八人、待合茶屋二四九〇人、芸者六万六七七一人、雛妓六二二三人、酌婦四万六一五八人であつた。その他、酒食の席に出る仲居および雇女等も多い。

公娼に対しては強制検診を行ない、私娼——接客業婦に対しては各府県に接客業婦保健組合をつくらせ、警察官立ち合いのもとに検診させた。大正一一年の調査によると、保健組合一五〇一組、業態者九万二七三人であった。

第二次大戦中には、娘子軍から発展した大陸向け輸出娼婦群が、営業者に引率されて、満州から中国内部、東南アジアへと従軍したことは、前巻で触れたとおりである。

公娼制の廃止 2

一九四五年（昭和二〇年）の八月一日といえば、例の無条件降伏の公表があつてから、わずか三日後であるが、警視庁保安課では、早くもこの日花柳界業者代表を招集し、やがてくる進駐軍への売淫施設について協議した。またおなじ日、内務省警保局長も各府県長官に対し、「進駐軍特殊慰安施設について」という無電を発送した。

八月二六日には、花柳界業者代表によって株式会社R・A・A協会（特殊慰安施設協会）が結成され、二九日警視庁がこれを認可し、ここに政府と業者との公然たる団結が形づくられ、業者らは国庫の補助金をえて、慰安婦の募集にかけめぐった。募集広告には、

「戦後処理の国家的緊急施設、新日本女性を求む。」

と記された（労働省婦人少年局『売春に関する資料』）。

日本占領軍司令官マッカーサー元帥がバターン号で厚木飛行場に下り立ったのは、一九四五年（昭和二〇年）の八月二九日のことだった。警視庁ではアメリカ軍の先遣将校らを向島の接待所に案内し

たが、そこではゲイシャガールが、「春雨」や「奴さん」を踊ってかれらを歓迎した。しかし、かれら将校の目的は、やがて海上から大挙してやってくる米兵のために、接待所の洗滌装置や性病診療所を点検することであった。

この調達命令によって、隅田川べりにある向島の接待所ゲイシャ・ハウスは、おとなりのピジョン・ストリート（鳩の街）とともに、東京最大の慰安所となる運命をもった。そしてこの時のことである。はじめ米兵を恐れた女たちが、悲鳴をあげ、見番の階段の柱にしがみついて抵抗したのを、向島警察署長が唐人お吉の例をひき、「国家的使命」の重大性について声涙ともにくだる演説をし、かろうじて、彼女らを寝室へ追いこむことに成功したというのは（神崎清『売春』）。

業者らの活躍はめざましかった。かれらの前記株式会社R・A・A協会では、終戦後一〇日余で、早くも全国的組織網を作りあげ、恐怖と不安におののいている貧農や無産者層の娘たちを、彼女らの家父長から買いとることに全力をあげた。ボスやヤクザの一味がこの機運にともなって復活した。

米兵のあいだに性病が蔓延したことは、占領軍をあわてさせた。九月二二日には、総司令部覚書第九項「日本政府は花柳病撲滅に努力すべし。本事業は既存の日本の機関によりなされる。」が発せられた。越えて一〇月一六日、あらためて総司令部から対策が指令され、十一月一日、政府から花柳病予防法特令が公布された。しかし、性病の蔓延はパンパン的街娼の発生につれてさらに猛烈をきわめ、一九四七年（昭和二年）には山形県上ノ山温泉学童の集団的性病発生などの問題も起こった。その年の一〇月一〇日、業者らが「全国性病予防自治会」を結成したのも、性病ブームを利用した自衛策であり、繁栄策であった。

性病ブームについては、占領軍の対策は、自国兵士を守る立場から嚴重をきわめた。政府のやりかたを手ぬるいと見たためか、アメリカ兵のジープがたえずパトロールし、街娼と一般女性の区別なく検束し、うむをいわず検診所に送りこんで強制検診を実施した。このような不当検束ならびに検診に抗議して「女性を守る会」が発足したのは一九四六年（昭和二年）の一月のことであった。この会は、婦人団体、組合婦人部、政党婦人部等に支得られ、後に発展解消して「日本民主婦人協議会」となった。

このように、売淫機構は旺盛をきわめたけれども占領軍としては、公娼制を廃止することは必要だった。なぜなら「ポツダム宣言」は日本民主化を強く約束していたからである。日本基督教婦人矯風会、郭清会、国民純潔協会、日本キリスト教復興生活委員会の四団体では、それを見越して、即時娼妓取締規則廃止と残存制度撤廃の運動をすすめた。こうして一九四六年（昭和二年）の一月二一日、総司令部覚書「日本における公娼制度の廃止に関する件」が発せられ、二月二日には内務省警保局長から警視總監、府県長官にあて、「公娼制廃止に関する」通牒がだされた。そして、娼妓取締規則および関係法規は、同年の二月二〇日までにはいっさい廃止となった。

このように公娼制は一応廃止され遊郭は接待所となった。接待所は私娼窟のたてまえて占領軍人を歓迎した。が、三月一日、オフ・リミットが布告され、米兵の立ち入りが禁ぜられてからは、名前を特殊喫茶店とかえて、こんどは日本人に再開された。しかし業者らにとっては、私娼窟であることは不都合だった。政府の認可が望まれた。そこへ同年（昭和二年）の一月一四日、第一次吉田内閣の次官会議で、「社会上やむをえない悪として生ずるこの種の行為については、特殊飲食店等を指定し

て、警察の特別の取締につかせ、特殊飲食店等は、風紀上支障のない地域に限定して集团的に認めるように措置すること。」という方針がきめられたのである。これ以後吉原も新宿も、一般に特飲街または赤線地帯と呼ばれることとなり、政府の認可をえて、再び完全に公娼制が復活した。

明治五年の第一次の公娼制廃止が娼妓・芸者を一括的に廃止の対象とし、前借・時貸などの借金を棒引とし、年期証文類いっさいを棄却したように、マッカーサーによる第二次廃止も、それとまったく同じであった。けれども前記のように企業形態が引きつがれ、ために借金棒引も証文棄却も、ほとんどが実行されず（女たちの辞退という形で）、あらゆる意味で旧態の継続となったことも、第一次・第二次ともに同じであった（もちろん両回とも、その機を上手につかんで自由を獲得した少数の女はいたが）。

ついでに芸者のことをいうと、芸者はマッカーサーの布令で、一応は前借・年期・養女・歩合などの拘束から解放され、売淫によらず「芸」によって生きることとなった。前出の向島では、芸者自身による「芸妓組合」が結成され、「売春追放」のスローガンによる運動がすすめられた。

神崎清『売春』によると、昭和二年一月三日の新憲法公布の日には彼女らにとってクライマックスの日であった。彼女らはトラックにのって宮城前にあつまり、感激をこめて万歳を三唱し、その足で警視庁をはじめ、関係官庁と各新聞社を歴訪した。芸道一本で生きるという彼女らの気高い理想に對して、祝福と讃辞を惜しむものはなかった。そしてその晩、報道関係を向島に招待し、数々の舞踊を公開して、芸術家団体としての第一歩が彼女らによって誇り高く踏みだされたのである。が、ここに意外な出来ごとが突発した。というのは、酒がまわってよっぱらってきた男たちが、「女をだかせろ。」と露骨な要求をしたのである。芸者達は憤慨し「私どもがいくら改良しようと思っても、殿方

のほうで改良して下さらねば」と落胆したが、結局彼女らの売春追放、芸道一本の悲願も水泡に帰し、もとの売淫兼営の稼業に帰ってしまった。

朝鮮戦争からサンフランシスコ条約となり、全国各地域に米軍基地が設けられると、そのぐるりには売淫業者らがキャバレー、バー、ホテル、ハウス等の施設を建てめぐらし、街娼・散娼らをかきあつめて、たちどころに集娼地帯を作りあげた。かつての居留地売淫の復活ともいえよう。

娼婦パンパンガールは、別名をベビーさんともいわれ、オンリー・ワン、バタフライ、青カン、ジキパン等に分類されていた。

あんなヤンキーにふられても

泣いてすんがるような私^{わし}じゃない

現にヤンキーは砂利の数

あんたばかりがヤンキーじゃない

世はあけて淫怪の巷となった。一九四九年（昭和二十四年）の一月一八日には、山形県の身売り児童二五〇〇名が摘発された（婦人少年局『売春に関する資料』）。翌一九五〇年（昭和二十五年）の一〇月、婦人少年局が発表した年少労働者の調査報告書によると、従来は雇傭先の職種は主として富裕農家であったが、最近では都会周辺の特殊喫茶店が多くなったとある。一九五一年（昭和二十六年）の五月の報告では、この月児童福祉法違反檢舉数六四四件、昨年の三倍で、それがほとんど人身売買であった。厚生省調査の身売り児童数推定五〇〇〇名、身売り県の順位は、山形、福島、奈良、大阪、兵庫、神奈川で、受け入れ県の順位は、神奈川、千葉、埼玉、福岡、東京、大阪となり、これらの受け入れ先の職業は特殊

飲食店が大多数であった。同年の九月には、衆議院行政監察特別委員会で「婦女及び年少者の人身売買事件」がとりあげられた。また勅令九号（昭和二年一月一五日公布の婦女に売淫させる者等の処罰に関する勅令）施行以後この月までの違反檢舉数五五九六件であることがわかった。また同年の一二月のしらべでは、この年まで全国の医師や助産婦が取り扱った混血児は一五万、法務府扱いの人身売買ブローカー公判六〇〇〇名、国警集計の未成年者家出数一万五〇〇〇名、妊娠中絶六三万六五二四件であった。

人身売買問題、幼少女強制売淫問題、学校児童をめぐる風紀問題等がさわがれた。特に基地周辺に問題が多く、日曜の風紀が最悪のため、日曜授業実施（月曜ふりかえ）の小・中学校等も現われた。一九五二年（昭和二十七年）の三月、「子供を守る会」が長田新を会長、羽仁説子・神崎清を副会長として結成された。六月には日教組もこれに加盟して、地方組織が確立された。

このような会ができるまでには、母親や教師やPTAや知識層などによる真剣な自然発生的ないくつかのたたかいがあった。そのぼあい、たたかいのあいては、つねに当該地域の有力者であるか、保守政党、警察当局・官庁等を背景としている者たちであった。

一九五〇年（昭和二十五年）の池上特飲街建設への反対運動は、この建設を食いとめなければ、事後的認可の形に訴えて赤線区域が都内に増大すると見られた点でも容易ならぬ問題であった。反対の烽火は、学校の近くに売淫窟ができることを心配した母親たちによって、はじめは孤立無援のなかで打ち上げられた。業者側では区議会や都議会などの保守政党系、および警察関係、官庁関係等と結託して、ほとんどん工事をすすめた。母親たちはPTAをうごかし、町内の住宅地や商店街の人々を裏面から説得

したが、実行委員となった男たちは、区長から「町の繁栄のためにはやむをえない。」と突っぱねられ、警察署長から「君たちは赤の手さきになっている。」とおどかされると、すぐにたじたとになってしまふ弱さを持っていた。そこで母親たちは、放送局や新聞社にむけて一せいに投書を始めた。新聞とラジオは池上問題を力強くとりあげ、反対運動を支持した。世論がわきかえり、業者、ボス、役人らが見るみる孤立していった。しかし、かれらは「正業」への転換を口実に最後までねばった。この段階で母親たちは表面に出て、大田地区の全婦人会に働きかけ、役所にのりこみ、加藤、藤原、河崎、高田ら婦人議員の後援で国会をうごかして公聴会をひらかせ、その場にも出頭して熱弁をふった。このようにして業者と当局の結託がうち砕かれ、ついに母親たちが勝ったのである（神崎清『娘を売る町』）。

一九五二年（昭和二十七年）、アメリカ極東海軍基地横須賀では、商工会議所の発起で、観光協会等が加わり、一〇〇万円の寄付金をあつめて、「アメリカ兵も日本人も大人も子供もいっしょに歌えるような煽情的」なヨコスカ音頭をつくって流行させるための「ヨコスカ音頭普及会」を設置し、「湯の町エレジー」の作者野村政夫に作歌を依頼した。そのころ横須賀には五〇〇〇〇人のパンパンと一五〇〇のハウスがあり、猿島に世界的とばく場をつくって、外客をひきよせようと、商工会議所などでは、金もうけに夢中になっていた。さらに市当局をだきこんで、かれらの所有地を中心として米軍専用の新しい赤線区域をつくりあげる計画をすすめていた。この連中は、かつては帝国海軍を主人と仰いだ特権商人の一味だったが、敗戦後はアメリカ海軍にとりいり、ベース（基地司令部）出入の御用商人として、あいかわらず金もうけに目がなかった。ベースがヨコスカ租界の主人公であるとき、かれらはヨコスカ日本人街の支配者であり、政治・経済・教育の実権を一手ににぎって、なにびともそ

の權威に楯つくことをゆるされていなかった（前出『売春』）。

このような人たちによって計画されたヨコスカ音頭が、日本の品位を保全するためのものでなく、したがって観光の意義を正しく知らせるものでなかったことはいうまでもない。できあがったものは、タマラン節というもので、

1 ジャパン横須賀 ワンダフル

ビヤもガールも ベリナイス
チェリー咲いてる あの丘に
スイートホームを つくりたい

タマラン タマラン

2 昔しゃどんとうつ 意気の街

今じゃ七いろ 虹の街
粋なハイヤーの 往きかえり
月の出る夜に キスの雨

タマラン タマラン

3 山の上から 海みれば

出船入船 恋の船
波にゆられて ゆらゆらと
わしものりたや あの船に

タマラン タマラン

といったものであった。

問題は子供にあった。子供の教育上こまるといって市教組が立ち上がると、青年団も市民も立ちあがった。おりから東京で開かれていた「日本子どもを守る会」の結成準備会で、このタマラン節への反対決議が満場一致でおこなわれると、『朝日新聞』やNHKがきそって報道し、さかんに世論の支持を受けた。音頭普及会の内部でも反対論がおこり、これを機会に横須賀を蔽っている浮薄なアメリカニズムが排斥された。こうしてタマラン節は撤回され、おなじ作者の、

みなと横須賀 よいところ

いつもそよ風 はつらつと

波に黄金の 花が咲く

という「横須賀音頭」がこれにかえられた。

「女性を守る会」も、「子供を守る会」も、第二次大戦後の敗北的頹廃気分のなかで、それに抵抗する力として発現したものであった。しかもそれらがすべて新階級（婦人と無産者）の所産であったこと、これに反して、頹廃と社会的犯罪とがすべて保守派によって擁護されたことは明白な事実だった。どんなに無自覚な婦人でも、いまはそれを知った。そしてたたかわねば前途は一步も開けないが、たたかえば勝つこともわかった。昭和二八年、宮崎県で芸能あっせん所設立問題が起ると、地元婦人団体が反対運動を開始し、これをつぶしてしまった、といったようなこともありえた。

さいわい婦人の手にいまは一票があった。この一票を持って子供への愛のために立ちあがり、赤線・

青線・基地等に公然と復活している恥しらずの公娼制の最後の廃止をめぐらねばならないときがきていた。

公娼制の廃止 3

公娼制の最後の廃止のために決行された婦人団体の猛運動はめざましかった。一九四八年（昭和二十三年）の六月、法務府から「売春等処罰法案」が第二国会に提出されたが、七月五日審議未了で葬られた。この法案提出については、前年四月、山形県学童の集団性病等をめぐって、婦人団体が売春取締問題に動き出したことも動機とされよう。保守党によって審議未了になると、すぐにその一〇月、「婦人少年問題審議会」（メンバーは婦人団体有力者）から労働大臣に売春法案に対する建議書提出、一月には、衆・参議院法務委員会に同法案についての要望書を出した。一九五一年（昭和二十六年）の八月には、日本基督教婦人矯風会の主唱で、勅令九号（前出）法制化に対する全国的署名運動展開、一月には、東京都内八〇余婦人団体によって「公娼復活反対協議会」が結成され、勅令九号の法律化運動が展開された。

この法律化は成功し、翌一九五二年（昭和二十七年）の三月衆議院で、五月参議院で付帯条件はついたが可決されて、国内法となった。

それに続いて一二月には、「売春処罰法制定促進委員会」が結成され、委員長に久布白落実、副委員長に神近市子・植村環が決定した。一九五三年（昭和二十八年）の三月、「売春等処罰法案」が第一五国会の参議院に議員立法として提出されたが国会解散で審議未了となった。しかし、翌年の第一六国会

参議院法務委員会には「売春対策小委員会」が設置され、宮城、赤松らがそのメンバーとなった。七月の同院予算委員会では、加藤、藤原の質問に、犬養法相が「売春に対するこれまでの黙認主義は限界にきた。」と答え、一〇月の同院法務委員会では「売春法案は次期通常国会に提出するよう努力する。」といったことが注目された。そこで一月八日、衆参婦人議員団結成、売春法の国会提出に超党派協力が決定された。ついに一二月、次官会議で「売春問題対策協議会」を内閣に設置決定にまでおしつめた。

一九五四年（昭和二十九年）の二月八日には「売春禁止法制定期成全国婦人大会」が東京虎の門の共済会館で開かれた。そして三月一三日の衆議院法務委員会では神近議員の質問に犬養法相が「昭和二十一年の次官会議決定を取り消す方針がきまった。」と答えた。これは重大な答弁であった（次官会議決定のことは前出）。

一九五四年（昭和二十九年）の五月、売春法案が議員立法として第一九国会の衆議院に提出され、法務委員会に付託、堤ツルヨ議員提案理由説明、六月次期国会に持ち越し決定、一二月九日第二〇臨時国会で廃案となったので、すぐに一四日、第二一通常国会に提出されたが、解散のため審議未了となった。これよりさき、六月八日には、業者の組合である全国性病予防自治会が売春法案に反対の決議をしたが、この会はこの後あらゆる策動をこころみ、ある時は「自由党への集団入党」を決議し、また同党議員らをめぐって「売春汚職」問題をまきおこしたりした。

一九五五年（昭和三十〇年）の三月一七日、「婦人有権者大会」が日本婦人有権者同盟主催で開かれ、売春禁止法制定促進を決議したのを手はじめに、婦人団体の売春攻勢は、いよいよ全国的なものとなっ

てきた。おりから前年八月に鹿児島県に起こった松元事件——制服女高生に売淫を行わせた事件——を重視し、両院婦人議員団と地元婦人団体が活発な動きを展開し、藤原議員はこの件の緊急質問を五月の参議院でおこなったが、鳩山首相はこれに答えて「売春禁止法の必要」を確認した。そこで六月九日、神近議員が衆議院法務委員会で売春対策につき花村法相に詰問した結果、「対策協議会で結論を出し次第、政府で法案作製、国会に提出する。」という段階にまで到達した。

そして翌六月一〇日、「売春等処罰法」案が議員立法として第二国会の衆議院法務委員会に提出された。

婦人団体は沸き立った。同日即刻、「売春禁止法制定促進関東大会」を朝日新聞社講堂で開催、猛運動を展開する決議をおこなった。

法務委員会では神近議員の提案理由説明や、従業婦・業者・学者・評論家・社会事業家からの実情聴取があり、審議をかさねたが、この間の業者の狂奔はすさまじいものがあり、保守党は、またもや業者に屈した。七月一九日、衆議院法務委員会における同法案の採決は、一九票対一票で否決されたのである。

そこで、婦人側の「売春禁止法制定促進委員会」ではこの否決を不服として即刻声明書を発表してたたかったが、二一日に、右否決は衆議院本会議に上程され、賛成一九一票、反対一四二票で承認された。

しかし世論は業者と保守党側にしんらつて、婦人側を強く支持した。だから七月二五日、加藤議員の質問に、花村法相は法案の国会再提出に万全の努力をすると答えねばならなかった。そして九月二

日には「売春問題対策協議会」から政府に決定的答申があった。もはや時日の問題となった。一二月には、地婦連の大会で「売春禁止法制定促進」の決議があった。

一九五六年（昭和三十一年）となった。すでに最後の段階である。三月五日、政府提出の「売春対策審議会設置法」が第二四通常国会で成立し、九日には「売春対策審議委員」二五名が任命され、一四日には政府原案の「売春防止法案」の審議がはじめられた。一四日には社会党から、「売春に係る処罰保安処分および厚生保護に関する法律案」が提出された（この案は、政府案の審議を促進するため、五月一二日自発的に撤回された）。

五月二日、政府はいよいよ「売春防止法案」を衆議院に提出、八日法務委員会に付託、九日から連日審議に入った。一方参議院でも、五月九日本会議に上程、横山、高田、宮城、市川議員の質問があり、委員会に予備付託された。こうして五月二日（昭和三十一年）、ついに法案成立となった。そして施行については、保護更生に関しては昭和三十一年の四月から、刑事処分に関しては昭和三十三年の四月からと決定した。

成立した「売春防止法」の特徴は、単なる売春行為——いわゆる単純売春——は刑罰の対象とせず（しかし、人の目にふれる処で従業婦自身なり、手先をつかうなりして勧誘等することは禁ぜられる）、主として第三者（たとえば女の親類や、業者や、情を知ってそれらと協力する者等）のあらゆる搾取行為を処罰の対象としている点にある。つまり従業婦自身が内密に自主的におこなう売春行為は黙認されるが、それにたかる一切の営業や搾取は禁ぜられるというのである。

公娼制は一応これで廃止された。この廃止は女性史上また社会史上、いうまでもなく画期的なでき

ごとであり、まさに一票を持った婦人の威力を百パーセントに示したものであった。保守党と業者とが、この法案の成立前後に公衆の前に暴露したあらゆる醜い腐れ縁や策動は目にあまるものがあつたが、超党派的な婦人のつよい団結が、これらを制圧して、この勝利をかちえたことは注意されねばならない。

しかし、わが公娼制は、家父長制と照応するものであるから、家父長制が事実上残存している限り、この制度も事実上復活のおそれがないとはいえない。全国の公娼地域一八〇〇カ所、三万九〇〇軒、一二万人は消えても、旅館、下宿、料理店、バー等が、いつまた業者とならないともかぎらないし、ひいては人身売買の取引場所とならないとも保しがたい。

それにこの「売春防止法」が芸者等をはずしたことで、いわゆる単純売春——自主売春——を処罰の対象としなかったことには大きな抜け穴が感じられる。芸者等は今だに前借制が保たれており、事実上はいわゆる管理売春の存続を意味することが多いけれども、表面上はそうでないといわれるのである。この場合、家父長や夫、またはそれらを擬制する者による人身売買の沙汰はたえないであろう。

娼家経営はフランス等においても最近まで見られ（一九四六年禁止）、いまももぐりの娼家はあるが、わが国のばあいとちがって、家父長取引なるものはない。この点女は主として自主的である。わが国では明治五年の廃止令でも、マッカーサー廃止令でも、つねに女の自主売春がのこされると、すぐにその自主が擬制され、その背後にはかならず家父長が介在し、事実上は旧制となんら変わらないことになり、搾取が業者と家父長との二重になって復活するのが常であった。

労働省婦人少年局の『国際資料』25によると、カナダ、チェコ、デンマーク、ソビエト、アメリカ

では、売春は公娼・私娼ともに全面的に禁止され、オランダ、ノルウェー、イギリスでは、第三者の搾取（公娼）および一定条件の売春（たとえば公共の秩序に害あるとき）が禁止され、フランスでは、第三者の搾取のみが禁止され私娼は黙認されている。

これで見ると、フランスの例はわが国の単純売春の黙認と同じように思われるけれども、前記のようにわが国ではそれが擬制されて背後に家父長が介在する。しかも「家」のための身売り美談は、江戸時代以後の根深い伝統となっているので、このようなわが国としては、むしろアメリカなどのように全面的に禁止することのほうが、抜本的な方策ではなかったか。

最も抜本的と云っても主として法制上のことではあるけれども、それにしても公娼と私娼をとわず全面的に売淫が禁止され、犯罪視されたとき、はじめて身売り美談の観念等も亡びる方向へとむかうのではないか。いくら「家」のためでも、ぬすみをすることは美談ではないのと同じように。

最も、売淫が全面的に禁止されても、経済的革命がなされない限り、やはりぬすみと同じで、もぐり売淫は尽きないであろうし、そして、それが社会に大きな害毒を流すだろうことも、これもやはりぬすみと同じであろう。

結局売淫現象は、いわば社会の矛盾点の展開なのであるから、究極的にいえば、社会はその矛盾の本質的解決へと進むほかはない。

二 危機の文化と女性

二つの家庭

孤立性と共同性

原始共同体を破壊して、私有財産の大家族へと発足してから、世界史的に言えば、数千年の歴史が流れた。その間、家族形態も変遷して、今は極小の単婚家族（家庭）が普遍化している。しかし、この極小家庭も、私有財産の城郭である点では、かつての出発点の大家族と同じ孤立的原理に貫かれて^{つらぬ}いる。いわゆる「秋深き隣りはなにをする人ぞ」であって、大廈高楼・暖衣飽食の家庭の隣に、貧軒陋屋・寒衣飢食の家庭があるのも、このような原理の社会ではやむをえない。

しかし、このような原理をもった数千年の歴史も、今は音高く崩れかけている。偉大な危機がやってきているのである。だから、同じ外見の単婚家庭にも、質的分化が生じており、従ってそれぞれの立場では、それぞれの「自由」なり方向なりが主観され追求されるが、結局、一は崩壊の斜面を安易にすべり、他は新生の坂道を努力してのぼる過程が取られているといえよう。つまり前者は孤立原理（個人主義）、後者は共同原理（社会主義）をめぐっている訳である。

もちろん、両家庭の夫婦の性質もちがってくる。結論からいえば、前者は「扶養・被扶養」を原則とする主従式夫婦（ときには妻が働くこともあるが、それは変則なので、そのような場合、妻は夫に対して甲斐性なしという不満を持つだろう。世間もそうみるだろう。また主従式関係は、世紀末の現代ではかえって倒錯的になり、被扶養者の妻がそのまま無為有閑で事実上家の主人となり、扶養者の夫が毎日パンのために汗水ながすのみの勤勞奉仕者に転化している事情も多い）であり、後者はソビエトや新中国等で見られるように共稼ぎの「労働者同士」の原則に立つ相愛の男女であるとされる（最もこのような夫婦でもときには男

女の一方が健康上とか、または何かの便宜上休業していることもあるが、そんな場合には甲斐性・不甲斐性の不満は相互になく、捕い合い扶け合って生活し、社会も共同的にこれを支える。新中国では、夫婦は互いに愛人と呼び合っており（これは原始日本と似ている。原始日本のツマという語も、夫婦が相互を半身と呼び合った意味の愛語であって、それが後に変質してさしみのツマのような意味で妻にのみツマというようになった。昔は夫にもツマといったのである）、だから夫婦間の話し言葉も同等である。ところが、かつて日本の共産党員が、新中国の新作小説を翻訳したところ、夫婦間の同等の話し言葉を、日本で普通使われている主従式の不平等な話し言葉に翻訳したというので「全国婦女連合会」の国際副部長の廖夢醒からあるひとに注意があったということをきいたことがあるが、日本では共産党員でもやはり旧家庭の原理から離脱していない証拠であろう。

昭和三三年四月二日の『朝日新聞』所載の、香港の江藤特派員が書いた同地のタイタイ（夫人の意）とアマ（家婢の意）をめぐる記事は、旧家庭の主婦と新生の女性の生き方の違いを示唆する適切な材料とおもわれるので、次に紹介しよう。

香港におけるタイタイの有閑振りは徹底的で、家事万端、なに一つとして手を触れない。子供を育てることまでアマにまかせる。金持の家庭では子供一人ずつにアマを一人ずつつけている。ながい爪を紅く染め、おしゃべりや食いしんぼう、マージャンがタイタイの日課である。酷使といえるほどのアマの使い方がこの有閑を支えている。ところが、最近そうもゆかなくなった。アマの「目覚め」がはじまったからである。

アマは日本の女中だが、奴隷にちかい彼女たちの労働条件はとてその比ではない。二四時間勤務、

きまった休日など与えられない。食事は家族の食べ残し、名前はつねによびすて、服装、髪かたちまでだいたい一定しているので、すぐにアマということがみわけられる。カンパスのベッドを、台所のすみや、廊下のはしにおいて寝起きし、一生未婚でおわるアマも多い。給料は月三〇香港ドルから八〇ドル（一香港ドルは六八円）、香港の物価からみればきわめて低賃金である。

このアマに異変が生じた。条件が不満だと自分の方からさっさとやめるアマが多くなった。しかも以前のように手易くあとがみつからなくなった。今やタイタイたちは大恐慌となった。このようなアマのめざめには、新中国との関係がある。かつてアマの供給源であった広東省の貧農村からは、ほとんど出稼ぎにこなくなった。それどころか逆に大陸への帰郷者が増えてきた。大陸の農村のくらしがよくなり、女性の働き口が新中国に多くなったからである。したがってアマの絶対数が激減した。タイタイたちは寄るとさわると「アマのたちが悪くなりました。」とこぼしているが、時の流れには抗すべくもない。いずれにしても、かけ足で進む労働者の国新中国の大切な一要員となって新生するアマと、香港にあつて古い中国を維持する有閑家庭マダムのタイタイとの対照が面白い。

アマは労働婦人として、やがて「労働者同士」の新家庭をもち、新社会の創造に他の同志と熱意をもやして邁進するだろう。タイタイは従来の家庭婦人としての絶頂を示す依存者的・有閑者の典型なので、おしゃれ、マージャン、ダンス、性遊戯などのほかには、もう創造の余地はない。

私は中巻で、娼婦は愛玩用、家婦は実用むき、娼婦は性欲具、家婦は生殖具の違いはあるが、結局金で買われる商品であり、また究極的には両者とも娼婦型に煮つまるという意味のことをいったことがある。それは最高級とされる王族、富豪・大官連の妻たちをみればわかる。すなわち家事は召使がめしつかい

これにあたり、育児は乳母が受けもつので、彼女ら自身はいわゆる床の間の「飾りもの」、つまり娼婦的存在以外ではありえない。娼婦には転売のバタフライと、独占のオンリー・ワン（一流芸者におけるダンナに相当）があるが、つまり高級家庭の妻はオンリー・ワンの娼婦にしかすぎない。高級家庭に過ぎらず、総じてすべての結婚目的の女性も、その前提で「求婚されること」に血眼になる一幕を持っている。これは遊郭の張見世はりみせとなんらかわらない性質のもので、そのためには、「美」であることが第一条件となっている。「美は女の生命だ」「女にとってキモノはいのちから二番目だ」といったような言葉がそれを示している。

そのとき彼女らの本心は、最も高値に売れること、つまり最高の結婚取引をのぞむのであるが、それが宝くじに似た一種の**とく**く心理を伴うことはいうまでもない。香港のタイタイの境遇はそのような宝くじに成功した部類であることを示している。王族や金持から嫁の口がかかったという場合、私のいう旧社会で、お祝いをいわず、うらやましげらないものはなからう。流行雑誌が売れ、ファッション・ショウが盛行し、化粧品けしょうひんの広告がはらんし、美容院が軒をならべ、茶の湯・生花・ピアノ・舞踊の稽古がはやるのもけっして貧民との結婚のためではない。

これも前記『朝日新聞』同日の「教育・学生」欄でみたが、三田高校の一女生徒の「進学に女は迷う」という投書に「男は将来自立してやっていかねばならないから進学等にも真剣だが、女はよい結婚相手をつかんでそのひとに頼ればよい、何をしても腰かけだという気持があるから不徹底になる。」という意味のものがあったが、結婚適齢期の娘としてのこれは正直な告白だろうと思った。

嶋津千利世『女子労働者』によれば、一九五〇年（昭和二五年）の十一月、「紡績工場の二五七人に、

将来どんな生活をしたいかと質問したところ、紡績労働者として、または他の職場の労働者としてと答えたものは一人もなく、「洋裁・和裁の先生になりたい」というのが多く、その次は「平和な家庭に入りたい」というのであった。では平和な家庭とはどんな家庭かというと、サラリーマン（会社員・役人・教員・高級サラリーマン・大きくのぞめば実業家）と答えたのが三七・四パーセントで最高、次が「生活力のある人」というのが一〇・九パーセントで、労働者の妻になりたいというのは一人もない。これを楯にとるなら、彼女らもまた小規模ながら結婚によって僥倖をのぞむケース以外の存在ではないらしい。「大きくのぞめば実業家」と答えた娘は、器量じまんの娘でもあったろうか。中にはカルメンのように密貿易の男などを望む手もあるう。

「女工さんといわれるのはとてもいやです。だからみんな団体で歩くのをきらいます。街を歩いていても一人一人だとわかりませんが、団体だとしてか女工さんといわれるんです。」と可憐な彼女らはいう。こんな環境では、例の「君の名は」の小市民的生活に彼女らの一部が熱烈にあこがれたというのもうなずける気がするが、接続した陸地に新中国を持つ香港のようなどころであったらと心から思わずにはいられない。労働者や農民とやむをえずではなく誇りを持って結婚するような女が多くなければ、その社会は古くて不健全であるが、そのためには社会ないし家庭の質的転換が行なわれて、「同志家庭」の時代とならなければならないと思う。

亡びる家庭

現状謳歌の人には未来はない。不満の人には示唆がある。不満は創造への底力となって、現状を推転

する。しかし、創造への底力とならず、崩壊への契機となる不満もある。

それは前項でみた香港のタイタイの不満のようなもので、アマのめざめをすなおに受けいれることができないのみか、アマが近頃たちが悪くなったとか、生意気になったとか、赤の手先になったとかいうように思うところからおこる不満や、また毎日の生活が金にもこまらずめぐまれすぎているために、なにをして遊ぼうか、マージャンにも飽きがきた、食道楽にも限りがある、思いきりおしゃれをして、今日はデパート、明日は劇場と遊びくらしてみてもなんだかへんにいらするといったような種類の不満である(のちにみるアメリカの一部家庭に見られるという妻たちのめぐまれすぎた不満もこれである)。

夫のメカケぐるい、妻のヒステリー、少年の不良化(最近のわが国のしらべでは、不良少年の七〇パーセントまでは、このようないわゆる良家の出身であるという)、麻酔剤やアルコール中毒、読みもの見もののはてしないエロ・グロ化、血に飢えた赤狩り、汚職の醍醐味、大きく発展すると戦争企画等も、これらら亡びる運命にある家庭や社会のイライラした不満状態の突破口として開始される反動行為であることがかなり多い。

今日、文明社会で見られるあらゆる家庭争議や家庭的不満の現象には、数千年間の矛盾の蓄積が、いよいよ最後の危機となって顕現し、桎梏化^{しつこく}し、亡びへの契機を作りだしつつある姿がみて取られる。家庭史を倒叙すると、家庭が封鎖され、妻が家庭道徳に生命をかけても殉ずることが美談とされていた中世ではそのこと一つで家庭の崩壊がくいとめられると信じられていた。たとえば、ラ・ファイエット夫人『クレヴの奥方』をみよう。

この作は一六七八年に書かれたもので、「フランス語のあるかぎり亡びることのない作品」といわれ、作者自身のいたましい生涯の秘密をなかば告白したものとされている。アンリ二世のぜいたくと優雅にみちた時代。舞台はそのような宮廷。シャルトル姫は貴族クレーヴに愛され、求められ、十六歳で嫁いだ。彼女は夫を尊敬したが、愛したわけではなかった。宮廷の舞踏会で、たまたま彼女は美男の若いヌムール公と踊った。二人のたましいの中に恋が発火した。歓喜と自責。彼女は道ならぬ恋が身を亡ぼすという母の遺訓を忘れなかった。ヌムール公と出会う機会を極力さけ、社交界をさけ、田舎の独居を好むようになった。夫は妻の変化をあやしんで追及した。彼女は自分の「行為と気持の潔白」なことに支持されて、勇気を持って心の秘密を夫に告白した。「あなたは妻が夫に示しうる最大の誠意をみせてくれた。しかし、私を不幸につき落とす」と夫はいった。夫は妻の心を奪いとった男を知ろうとして、腹心の従者に監視させ、ある夜忍び込んだヌムール公を知った。もちろん妻はこの男を拒絶したが、夫は妻の不貞を信じ、病気になるて死んだ。ヌムール公は彼女に求婚したが、彼女は「夫の存生中にヌムール公を恋したことが罪であるなら、死後その人と結婚するのも罪であろう。」と考え、「私の心は恋のままに導かれはしますが、肉はそれに従いませせん。」と答えて、修道女となり、やがて死んだ。「その一生は短いものだったが、ほかに類のない貞淑の鑑」として世の中の人にほめられた。……

このように妻が道徳に殉ずるとき、家庭制の崩壊は防がれるとされたのである。わが国でも女性の貞操に対して世人がこぞって敏感でしんらつであるあいだは家庭制は守られると安心していた傾向がある。明治二五年（一八九二）の『日本弘道叢記』に西村茂樹が次のように書いている。

「蕩々タル天下、男子ニシテ真ニ清淨堅固ニ身ヲ持スル者幾人カアル。若シ一々其醜行ヲ挙テ之ヲ責ムルトキハ、國中官員トナルベキ者モナク、教員トナルベキ者モナク、議員トナルベキ者モナク、全國ノ人ハ大抵廢物ト為サザルベカラズ。……然レドモ女子ノ失行ヲ見テ之ヲ醜トスル者アルハ、猶人心ニ一点ノ明ノ消滅セザル者アルナリ。……若シ女子ノ醜行ヲ見テ少シモ之ヲトガムル者ナキニ至ルトキハ、是レ國民ノ良心全ク腐敗シテ、救フベカラザルノ境ニ陥リタル者ナリ。」

明治の民法が、女子の姦通のみを罰し、男子のそれをみのがしたのも、このような考えからであつたろう。この傾向は、家庭制（家族制）の最も健全？で、堅牢だつた古代の家父長大家族の時代において、一層顕著なものがあつた。そこでは男子の醜行は無制限であつたが、女子のそれは妻の場合だろうと、娘の場合だろうと、家父長の一存で手討ちにされても文句はいえなかつた。それもそのはず、家父長制の起源にまでさかのぼるとすれば、その生殺与奪の権限下にある妻子群は、さながらものいう家畜でしかなかったので、「焼いて食おうと煮て食おうと」他人の世話には一切ならない習慣だつたからである。

「家」という漢字をみると、豕（ブタ）の上に屋根がかぶせてある。つまりブタ小屋の意味である。ブタは古代中国で最初に私有化された家畜であつて、その私有性を表示したのが、ブタ小屋すなわち家であつた。

こういうブタ小屋を最初に持ったのは、氏族の指揮者たちで、「力」にものをいわせて、氏族共有のブタや、共同で他氏族から掠奪したブタを分けとつて、屋根をかぶせて私有物としたのである。そして、その世話や番をさせるため、男女の奴隸——あるいは奴隸化した同族の男女——が同居させら

れ、その中の女の奴隷は、主人の常用性具とされて子供を生み、その子供も奴隷とされた（たとえばアメリカの奴隷主が黒奴に生ませた子供を奴隷としたように）。これらのブタ、奴隷、その生んだ子供らを総称して家族といい、それは完全に一人の主人の持物だった。ヨーロッパのファミリアの語源もこれとまったく同じような奴隷団体を意味するという。

これが、古代の家父長制の家や家族の起源だった。この家が確立すると、この私有財産と父系家族を内容とした家が、次第に社会の経済的・法制的単位となってきた。それ以前の氏族共同体を破壊してしまい、ここに家父長制の家を基礎とした国家ができあがる。そして国家には国王が、家には家父長が君臨し、上から人民や家族を掌握するようになる。

その後、すべての女性は、家の中に封鎖され、性や、家事の奴隷となった。その労働は複雑で激しいが、社会的には評価されない。それは父権や夫権にカバーされた一個の私的存在物なのである。エレン・ケイは、主婦の家内労働に社会的評価を与えて、国家がこれに賃金を支払えと主張したが、無評価の奴隷労働がなくなった今日、経済学者らをなやませている唯一の無評価・無定義の労働として主婦の家内労働のそのみが、いまだに存在するのは興味が深い。これは古代の家父長制がのこした唯一の神秘的な痕跡ではなからうか。次の社会主義の家庭では夫も社会的労働者、妻も社会的労働者であるのが原則とされるのだから、無評価の主婦労働なるものは、資本主義社会を最後として消滅するわけである（最も初期社会主義社会までは、なおいくぶん遺制は残るだろうが）。

要するに、女性——ないし母子——が家内に無権利者として封鎖されているとき、旧式家庭制は堅固で安泰であったといえよう。ところが時代の進運につれて、たとえば教育権とか、財産権とか、参

政権とか、職業権とかが、女性にたいして与えられはじめたことは、女性を独立させ、やがて家庭の外側に歩き出させて女性を社会人化する契機をつくりただし、それに比例して家庭制(旧式家庭制)は崩れることになるのである。

明治四二年(一九〇九)の『歴史地理』(日本歴史地理学会)に、その同人の一人が女子大学設立の企てを批評して、「吾人は、自活的能力ありと自信せる女子は多く良好なる主婦となり得ざるものと信ず。女子淑徳の裏面には六十年の苦楽他人に依る事実を伏する事疑うべからず。」と云って、女子教育を非難しているのが見られるが、つまり旧式家庭主義の原理は、まだこの頃まではこのように最高インテリのあいだにすら、大手を振って幅をきかしていたことがわかるのである。

大正一〇年(一九二一)の第四四議会で、貴族院の藤村義朗男爵は、「婦人自らが政治運動をなさるというが如きは甚だ面白くない。第一それは生理的から申しまして、心理的から申しまして、自然の理法に反している。女子の本分は家庭にある。」といって、明治以来の「治安警察法」——政談集会や、結社に、女性が加入することを禁じていた法律——を支持し、その撤廃に反対したのも、同じような立場からであった。昭和六年、浜口内閣が条件付きの婦人公民権(妻の立候補には夫の許可があるという条件付きのもの)を提出したときも、全国町村長会は、「たとい条件付きでも女を一人前の公民とみることはいけない。それは国史にも国情にも反する。」というような声明書を議会に送って反対したが、これも女を家庭内の私的存在とみる立場からの考えかたであった。

女の本分はあくまで家庭にあり、女为天職は台所にあるというのが、つまり戦前までの世論であったのである。こういう世論は、わが国に封建性が根づくように残っている事実を物語るが、それと同時に、

明治以後の資本主義制によって生じた家庭の内部矛盾におびえ、それを蔽いかくそうとして叫んだ反動的な声でもあることを示していた。

女の本分は家庭にあるという声をよそに、むじひな資本主義制は、女を家庭からどしどし引き出した。女を家庭から奪われるのがいやなら、資本主義制そのものに反対せねばならないが、それはできない。女の労働は、国家の主要産業をはじめとして、もはや近代の生産部門におけるあらゆる必至的な例外的でない構成部分となった。げんざい婦人労働が採用されていない国民経済部門は、ほとんど一つもなくなった。「婦人労働は大資本主義経済と不可分に結びつけられている現象であり、いまや全社会的な価値生産の領界に引き入れられた婦人はもはや決して家事に立ち戻るものでない。」とコロンタイはいったが、こうして婦人労働における職場と家庭の衝突が表面化し、やがて旧式家庭制の仕組みが亡び、新式家庭制へと建てなおされることが必至となってくるのである。

これは婦人自身の意志によってでなく、資本主義経済の要求によってひきおこされたもので、婦人自身は、家の貧困や、父や夫の低賃金、失業死亡等を直接の動機として、家計を救うために賃稼ぎに入ったものである。だから戦前までは、こうした労働婦人や職業婦人を貧民階級の女性のありかただという点で軽蔑し、良家の令嬢・令夫人たるものは、茶の湯・生花をならって家内にあり、家庭第一に修養をつむべきものとされた。

しかし、先進国では女を職場に引き出す現象は、早くから中・上層にもおよび、下層のそれとともに、婦人労働による家庭の矛盾が激化していた。家庭は引き裂かれ、荒廃した。それは母体の過労からの国民保健問題や家庭の荒廃からの不良児問題（不良児問題は婦人労働の面からばかりでなく、有閑家

庭の面からも析出されるようにいまではなかったが）となってあらわれた。

婦人を家庭に帰すべきか、家庭を合理化すべきかのたたかいがはじまった。このたたかいのなかで、人類がいままで忘れていた母性尊重の問題が提出され、氏族共同体の時代でだけ知られていた母子にたいする社会的保障、育児や家事の社会化（共同化）への黎明もみえはじめた。

けれども、私有財産制と利潤追求の私的企業制とでできている資本主義社会では、産院にせよ、保育園にせよ、洗濯所にせよ、裁縫工場にせよ、食堂にせよ、営利事業としてのみ経営されるしくみなので、それらの恩恵は結局平等ではありえない。資本主義段階での育児や家事の右のような社会化には限度がある。したがって家庭の矛盾も緩和されず、結局女性を家庭にひきもどそうとする努力のみが、観念的に繰返されるのみとなる。

坂西志保『主婦第二職業論の盲点』によると、アメリカでは一八六二年に、リンカーンが南北戦争で男の手が足りないために女の事務員を政府へ入れた。これがきっかけとなって婦人が職場に進出した。しかし、第二次大戦後では社会学者も、また女性自身も、女性の社会進出が、社会や女性にとってプラスかマイナスかを真剣に考えだした。女性性は社会に出て経済的自由を獲得したと同時に、こんどはそれ以上のもっと尊いものを失ったのではないか。たとえば婦人が家庭を留守にしたために、不良児問題が発生したというようなことである。それに外に出て働く男が地位が上で、内において現金収入こそないが「多分男よりも重大な仕事をしている」主婦が下だというような前近代的価値観は、アメリカではすでにじゅうぶん訂正されている。法律も今では主婦の立場を保障している（アメリカでは夫は不貞であってはならず、外から得てくる賃金も夫婦の共有物と解されている。夫が勝手に離婚すること

は許されず、相談づくりの離婚でも離婚後の一定期間、夫の賃金は前妻子へ天引きされる）。そこで女性の家庭復帰が叫ばれ、女性もそれを望むようになった。だから石垣綾子が最近提唱したような「主婦第二職業論」（主婦のめざめの項参照）等はアメリカではいまどき流行しないのである。これが坂西説であるが、かりに不良児問題が母の労働に起因しているとするならエレン・ケイ説のように金持層と無産層をとわず、全母性の家庭復帰（そのためには全母性に国家が賃金を支払うこと）が必要なのであって、一部上・中層婦人のみの家庭復帰では解決されない。

そこで事実はどうかというところ、一九五七年一月二七日の『ライフ』によると、アメリカにおける労働婦人の比率は過去六五年間で二倍になったといい、現在二二〇〇万人で、男女全雇用者の三分の一をなしている。また、労働婦人の平均年齢もめざましく上昇しており、一九〇〇年には二十五歳強であったのが、現在では三十九歳となっているのである。男のそれと同じになるうとしているわけである。これは早く結婚して子供らを育て上げたのちに（アメリカ婦人の結婚年齢二〇・二歳、既婚婦人は平均二・〇三人の子供を持つ。教育を受ける年数は男子より長く、男子九・九年に対し、女子一〇・七年）、職場に出て働く年長婦人労働者がアメリカには多いからだという説もあるが、それにしてもこの状態や数字はアメリカ婦人の家庭復帰を表示するものではけっしてない。また年長婦人労働そのものが婦人労働の大勢を示すものでもある。ただ、資本主義の先端を行くアメリカ、婦人労働がこのように避けがたい大勢となってしまうているアメリカでも、なお観念的には「女性の家庭復帰」が希望されつづけ呼びかけられつづけているというところに問題はあるといえよう。つまりそれは旧式家庭とそれにあわない婦人労働とのたえざる矛盾の露呈としてである。

一方では、前記のように産院・保育院・幼年学童の集団収容、洗濯所・裁縫所・食堂などの設置に示されるような育児や家事の社会化は、資本主義社会の胎内でさかんに芽生え、きたるべき新式社会と家庭とに向って成長をつづける大勢となっているけれども、この大勢を順調にすべりださせるためには、社会主義への踏み切りが先決であって、社会主義を拒否している制度や思想体系のもとでは、もはや社会も家庭も進化の余地がなく、袋小路に入りこみ、桎梏化してしまっている事情にあるといえる。数千年間つづいた旧式社会と家庭制との最後の危機の段階、それが現在の資本主義社会とその家庭制の段階なのである。

家庭が桎梏化していることのわかりやすい実例としては、かつて家庭の独裁者であった父や夫たちにとってすらすでにそれが重荷となりかけた点が指摘される。父や夫の、子や妻に対する扶養の義務は、かつては強大な権利を行使するための最低限の必要でしかなかったが、今は文字どおり義務のための義務となつてしまい、むしろ権利の主体は子や妻の側に移ってしまった。「七年目の浮気」というアメリカ映画がある。夏になって都会の駅頭は、避暑地へ出かける母と子でいっぱいだ。「お父さんは行かないの。」と子がいう。「お父さんには嫁いでもらわねば。」と母がこたえる。そんな夫がおおぜいで見送りに来ている。夫たちは妻子を送りだすと、はじめて解放された気分になり「浮気の虫」とりつかれる。この映画の主人公もそうで、ある女にとらわれてしまうが、妻子への理性でふみとどまったというすじである。この不幸な夫と対照して、避暑地で遊びくらす妻たちの華美な風俗が描かれてあるのもおもしろい。

夫が浮気を恐れる理由は、単に妻子への理性からだけではなく、それが離婚条件となるからであり、

しかも離婚後の妻子の扶養費が夫の賃金から天引きされるからである。これは恋愛の自由の観点からいえば、まことに不自然な措置ではあるが、こうした措置が取られないと夫はいつでも妻子をすてて新しい女へ移っていくことができるのであり、そうなると妻の立場はつねに安定を欠き、かつての時代のようにいつでもゆえなく追い出されて、路頭に迷わねばなくなるからである。「夫によって扶養される」という家庭制の仕組みの矛盾は、今ではこうして夫妻両者の自由をしばりつけ合うこととなった。

妻に対して不遇な夫は、子に対してもしばしば不遇な父となる。昭和三十一年四月一日の『朝日新聞』に、「権威失った米国の父親」という記事が出ていた。「アメリカでは父親はしだいに親としての権威を失いつつある。」——これは去る二九日、サンフランシスコで牧師、医師、心理学者、精神病学者、社会事業家、教育者等があつまって、「米国における父親の地位」という議題で討論した際の結論だ、というのである。代表的な発言要目を紹介すると、

(1) 漫画その他で父親はヘマばかりやっているように描かれている。

(2) オヤジは仕事から帰ると、母親から下男がわりにこき使われている。

(3) 最近の調査によれば、父親は四十歳まではどうやら権威を持ちこたえるが、その後はしだいに権威を失ない六十歳までには完全に女性の支配下に置かれる。

(4) 父親はあまりにも家庭の生活向上に力をそそぎすぎ、それがかえって現在の苦境を招くことになったのだ、等々。

それなら女はどうであるか。女は幸福であるかというところでもないらしい。一九五七年一月二一日の『ライフ』「婦人特集号」によると、アメリカの妻たちは世界中でいちばん恵まれているとされているにもかかわらず、なにかやりきれない説明のつかない不満感でいつもイラついているという。家庭の孤立性からきた不満感なのか生き甲斐のある仕事がないからなのか、とにかく一種の伝染病のようにこのような憂鬱症がアメリカの妻たちを襲っていることはたしかだという。

亡びる家庭! 「夫が扶養者である家庭」、いわゆる「男女分業」と「子供の私有化」された家庭、「孤立した家庭」は、いまや最後の段階にきており、桎梏^{しごく}化し倒錯化して、夫や父は奴隸化され、妻は無為有閑者となり、子供は不良化しつつある事情にある。後進国の夫妻、父子の地位は、アメリカとはまさに逆である点に問題があるが、やがてはこれもアメリカ的となるべき進化の路線にあることはまちがいない。日本では戦前まで、「西洋の家庭は夫婦主義で、日本は親子主義だ。」と云い張っていたが、家父長制からブルジョア民主主義へと進むとやはり夫婦主義になるほかはない。そして、ブルジョア民主主義の夫婦主義は、家父長制の最後の崩壊形態なので、結局いままでにみたような亡びる運命にある孤立型の家庭でしかない。

生まれる家庭と性の復活 1

この項では、生まれる家庭とその重要な内容をなす性生活を書くが、その前にまず亡びる家庭の性生活を見よう。

亡びる家庭では服従が唯一の道德とされた。恋愛と結婚は違うとされ結婚は恋愛の墓場であるとも

いわれた。

そこでは家庭なるものは、家父長にあっては君臨の場所であり、家族にあっては奉仕の場所であった。家父長が洪面をくずして笑いたわむれる場所は家庭ではなくて娼家であり、家族は家族で鬼（家父長）の留守をねらってのみ命の洗濯をすることが許された。家族の奴隷性の集中的な表現は妻であった。妻は一年じゅう無休で、たとえば他人の遊び日である盆・正月は、妻には特に烈しい労働日だった。

家父長とこのような妻とのきびしい主従関係、その性交方式への反映ほど興味深いものはなかった。性交の関係は自然的には愛の関係である。無礼講の関係である。しかし、家父長制の寢床では、そのような自然愛は許されない。すなわち家父長は、その場合ですら威厳を失うことを恐れた。だからことさらに強姦的態度でのぞむか、さもなければ一定の礼儀作法によって、これを施行したのである。それに家父長の性交には、目的意識や懸念がまじりこんだ。古い時代の家父長は多産をねがったので、五世紀ごろに書かれたインドの「カーマ・スートラ」では、性交位（性交の姿勢）を「子をはらむ姿勢」と「快楽のための姿勢」にわけ（安田徳太郎『人間の歴史』）、妻には前者を、娼婦には後者を施行したわけであった。

その場合、前者には、動物型の後位方式がとりいれられた。犬、カモシカ、ヤギ、ロバ、猫、トラ、ゾウ、イノシシ、馬の類で、これは動物の多産にあやかりたい念願からであった。これに対して娼婦にはあらゆる自由型がとられた。ローマのルクレティウスも、『物の本質について』のなかで、「女というものは、野獣や、四足獣のならわしによったほうが、子をはらみやすい。こういう姿勢なら、低められた胸と高められた腰によって、種子を容易にうけとることができるからである。運動のやわら

かいしぐさなどは妻には無用である。ローマの娼婦らが、じぶんの優しい腰で男の愛をたすけ、しなやかな胸で波をおこししぐさをするのは、妊娠するのを避けるしぐさでもある。つまりそういう姿勢は種子の一撃をそらすためになされるものだ。」といった。娼婦らの不妊をそのように理解したのであろう。それは快楽のためにはよいが、生殖には不向きだと考えたのである。このルクレティウスがいう生殖本位的性交方式は、家庭が暴力によって支配されていた時代に適応した野獸的・強姦的方式であった。

すこし時代がくだると、家庭が暴力より秩序によって支配される時代がくる。この段階では正常位という儀式的姿勢が発明された。それは家父長の厳肅な君臨と妻の謙虚な服従とを表した姿勢であった。『第二の性』でボーヴォワールがいつている一般女性の不感症的・受動的性交態度は、数千年間この方式によって培われたものだった。

ギリシアの生殖観によれば、男は天位にあつて君臨し、能動し、製作するものだが、女は地位に横たわった一片の材木であるべきだった。男は神であり、精神であつたが、女はそれ自身の動きを持たない肉片であるべきだった。

この正常位的方式は、ギリシアでもローマでも、妻との間でだけ実施された。これに反して娼婦との間では、どんな変位でもかまわないとされた。いいかえば、妻との間で失われた自然的性交方式が娼婦との間では擬制的に再現されたわけであつたろう。しかし、娼婦の場合でも、もちろん女の眞の自主性は見られない。女はそこでは、自分の性器が「金で買われて自由にされている。」ということへの怒りを感じる。だがその一方では、「あべこべに男の意を迎えて大金をもうけてやろう。」といっ

たような、いわゆる娼婦的な立場も芽生える。

このようにして家父長制以来、女の性交的態度は、不感症型の妻のそれと、商売型の娼婦のそれとに分化し、女性こそは発情者であつたかつての原始時代の自主型のそれを今はまったく喪失してしまつたのである。

つぎに家父長制では、夫婦の性生活が、他の同居族から制圧されることも多い。たとえば嫁・姑同居の家庭では、姑（家父長の妻）によつて嫁夫婦の閨房が監視され、妨害されることは、ほとんど通例のこととされている。また「川の字」などといつて親子が寢室を同じくせねばならない日本の家庭の事情等も、夫婦の性生活を不完全にするものとなる。この点、原始日本の共同体では『魏志』などにも見られるように親子・兄弟がめいめい臥所を異にしていたのであつて、すなわちそこでは未婚者には子供小屋や若者・娘小屋があり、既婚者には妻間小屋があつたのである。

ついでにいうと、そこではまた月経の女に月経小屋があり、産婦には産屋うぶやがあつた。この点、女の生理が中心とされたしくみだつた。ところが家父長制以来、男の生理を中心として性生活が支配されるようになる、経婦も産婦も保護されない。なぜなら、妻の場合だとそのことによつて性交を拒めば、夫の不機嫌や浮気が懸念されるし、娼婦の場合だと一夜やすめばそれだけ商売がマイナスになるからである。いずれにしても、このような家族制——ないし家庭制——のもとでは、女の性生活はあらゆる点で不自然を免れない。

コレット『シェリ』によると、まだしも娼婦（ただし私娼）の性生活のほうで、人妻のそれよりは本質的には売淫的でなく、自主的であるともいう。それをちょっと紹介すると、この作品の女主人公の

レアは、五十歳の今でもばら色の大きな肉体と、水の精のようなひろい背中と、愛らしい窪みのある尻を持った妖艶な娼婦で、貴婦人まがいの生活をいとなんでおり、商売は商売、愛は愛というつかいわけをしている。そしてシェリという十九歳の青年——半分は大人だが、半分は子供といったような青年、服従するために反抗しているような青年——をとらえて愛し、結局その青年を惑乱させて自殺させてしまう。だが娼婦レアは、一貫した誇りとよるこびを持って、こう叫ぶのである。

「娘は手探りで選ぶだけだ。人妻は娘よりは眼が肥えているが選びえない牢獄にあるのだ。なぜなら、彼女は買い切られた売淫婦だからだ。そして彼女の性器は夫の過用や、その反対に夫が無視していることのために、生気をうしなって、萎びている。ひとり娼婦のみが自分の愛する男を、愛したい時期にえらび、そして自主的に愛しうるのだ。娼婦の性器は健康だ。その魅力は絶大だ。」

婦人少年局が東京地方検察庁の協力でしらべた処によると、『婦人関係資料シリーズ』——調査資料一——、娼婦を買う男はそのほとんどがサラリーマンで、しかも高等教育を受けているものが意外に多く、労働者層はきわめてすくないのであるが、これはいったいどうしたことであろうか。しかもそのほとんどが「家庭は円満」と答えているが、その「円満」なるものは、かならずしも性生活のそれではなくて、世間一般の常識によったものではなからうか。教育ある家庭——家庭制的家庭——であるほど、夫婦の性生活は作為的であり、したがってそういう家庭の夫は娼婦への好奇心が強く、これに反して「手鍋さげても」式の夫婦の性生活には、いまなお原始性が見られ、真の意味の「円満」がそこにこそは案外顕現されているのではなからうか。娼婦買いの男が労働者層に少なく、教育あるサラリーマン層に多いのは、このような理由からではなからうか。

また前記調査によると、娼婦を買う男達のなかには家庭に子供が多過ぎるという経済的動機からの者もいたというが、私経済の家父長制ないし家庭制ではある段階では多産を要求して不妊の妻を離婚し、他の段階では妻の妊娠を忌み彼女を空閨に泣かせ、夫のみひとり娼婦にたわむれるという、不自然で不平等な性生活が見られるのである。

要するに、旧式の家庭制——亡びるべき家庭制——のもとでは、夫婦の性生活史は一貫して不具であるといえるが、とくに特に妻のそれについていえば、それはいままで問題にされず、閑却されていたところの女性史上きわめて重大な基本的な圧制史であったということができると思う。

生まれる家庭と性の復活²

生まれる家庭は、前記のような亡びる家庭を克服して出発する。この出発の第一歩は、厳密にいえば昨日今日のことではなく、亡びる家庭と対蹠するものとして、亡びる家庭とほとんど同時的な起源をもつともいえよう。端的にいえば、亡びる家庭が制度的であるとき、これは愛の家庭として芽ぐんだのである。卑俗な言葉でいえば、「手鍋さげても」とか、「竹の柱に茅の屋根」とか歌われる愛の夫婦として芽ぐんだのである。

このような愛の夫婦ないし男女にあつては、制度なんかはどうでもよく、世間の非難も、誤解も、処罰さえも恐れはしない。しかも大脳反射の不思議とでもいうか、こうした夫婦の性交状態は、多分若干の肉体的・生理的故障などは乗り超えて、完き一致にたつするだろうことが考えられるのである。愛は一切であるというのはこのことであらう。

かなり古めかしいロマンチックな形態のなかからも、そのような愛の関係はさぐりだせる。たとえば人のよく知っている『罪と罰』のソーニャとラスコーリニコフである。ソーニャは小がらで瘠せた娘で、アルコール中毒で死んでしまった父と発狂した継母らのために、夜の女となった身の上である。ラスコーリニコフは貧乏な大学生で、奇妙な論理から強盗殺人罪をおかしている。この二人が出会って同志的な愛にめざめる。勇気と善意がこの二人を支配し、男に自首を決意させるというのである。

これも周知のツルゲーネフの『その前夜』のエレーナとインサロフ。エレーナはモスクワの貴族の家に生まれ、利発と美貌で知られていた。父は財産目当ての結婚から家庭に愛がなく、外にこしらえた女に入りびたりの毎日を送っていた。母は善良であったがそのため不幸だった。エレーナの前に四人の青年があらわれた。画家、教授、官吏の三人は、身分に申し分がなく、親達も娘との婚約を否まない。親達が嫌ったのは、貧乏で病人のブルガリアの亡命学生インサロフであったが、エレーナは親たちにそむいてこのインサロフを選んだ。インサロフの祖国ブルガリアはトルコの支配下にあった。彼の父はトルコ軍に銃殺されていた。それはかれの母がトルコの軍人にさらわれて殺されたので父が復讐を企てたからである。インサロフは祖国の独立のために献身し、そのために追われていたが、帰国して戦うときがきたのでエレーナもかれとともに出発することになった。エレーナの親達は怒り、かつ嘆いたが、彼女は出発した。だがブルガリアに着かない前にインサロフは死んでしまった。モスクワでは親たちが娘の帰郷を念じ、そのゆくえをさがしもとめたが、娘はついに帰らなかった。そして久しくたったある日、エレーナは看護婦となって独立戦に参加したらしいという風聞が伝わってきた。

生まれる家庭は前記の諸作品に見られるような愛の関係であり、同志的家庭である。それは夫婦のみにかはらない。親子関係にもあてはめられるのである。私は『女性の歴史』の中巻末に、「五木の子守歌」を紹介し、次のような意味のことを記して結んでいる。

「封建期の普通の家庭は、娘達には牢獄であつたが、下層の家庭は搾取機構の重圧によって破壊されており、かえつてそのあとに堅固で幸福な同志関係が生まれていた。彼女たち子守らのよりどころは、同志としての肉身だけだつた。彼女達は、自分がバカの子で、クワンジンの子で、川流しの子であることをむしろ光榮とした。そして満身の憤りと労苦とを、唯一の同志である肉身と分けあふことでこの上もなく満足した。彼女たちはこう歌つた。

おどんが憎けりや野山で殺せ

親にそのわけ云うて殺せ

おどんがお父つつあんな川流しの船頭

さぞや寒かる川風に

スタインベックの『怒りの葡萄』を思い出そう。父祖の代から耕作してきたオクラホマの農場に、こんど地主になった銀行がトラクターを乗り入れてかれら農民たちを追ひ出した。かれらは仕方なく、一世帯ずつ家財といっしょに乗ったポロ自動車をつらねて、カリフォルニアをさして走つた。そうした車の一つに、ジョード家の一族もしつかり者の母親を中心に乗り込んで走っていた。老人も子供も男たちもこのしつかり者の彼女がたよりであつた。ある日自動車の故障のために家族が分かれねばならなくなつたとき、彼女は頑としてそれを拒んだ。「狼に襲われたときの牛の群れのように家族とい

うものはかたくくつついているべきだ。」と彼女は主張した。旅の途中で祖父と祖母が死んだ。祖母が死んだ時は、検問所にさしかかっていたので、母親は死骸を家族にも知らせず自分のそばで揺らせながら走った。目的地には農民があふれ、職はなかった。しかし、怒りの感情が農民たちにあるかぎり、農民たちには未来があった。母親も家族を鼓舞して前向きに進んだ。

生まれる家庭の萌芽は、これらの愛の家庭、同志的家庭において見られるが、なおもっと前進した形態はソビエトや新中国で見られる。そこでは家庭が孤立せず（だから食い飽きた家庭の隣に飢え死にしようとしている家庭が誰からもかまわれないでいるというようなことはありえない）、同志社会的体制に包まれ、スムーズに家事の社会化（ないし共同化）、育児の社会化（ないし共同化）、母子の社会保障（ないし共同保障）が進められつつあるのが見られる。

ひどくおくられていた国を革命してから、まだ一〇年にも満たない中国でも、そういう共同体制に家庭がおかれるといつのまにか日本の家庭などより、はるかにずっと進んだ域に達してしまった。

旧中国では、「婦」という字が示しているように、婦人は家内奴隸として、精神的にも肉体的にも、あらゆる苦しみに耐えて、黙々として生きてゆかなければならない運命をになわされていた。女兒が生まれると、溺嬰と云って、ただちに水につきこんで殺してしまう風習が革命前まで続いていた。また童養媳と云って将来男児の妻とするために幼女を安く買ひとる風習もあった。革命前の中国では、一般に売買結婚の俗があり、成人の女は高値なので、こうして早くから幼女を安い値段で買い入れたわけであった。また中国の封建的土地制度は、日本のダンナ制をもっとずっと強くしたようなもので、女達は無償で地主のために働かせられることはもちろん、肉体的にも犠牲に供されていた。たとえば

河南省に張台村という六二戸の小さい村があるが、革命後この村で地主張雲材に対する闘争がおこなわれたとき、五八名もの婦人がかれに強姦されたことを訴えたほどである。中国ではこうした地主らの悪習のために老若の女が自殺したり、それがもとで一家離散の憂き目にあったものも少なくなった。映画『白毛女』もこうした悲惨な農民、特にその娘の運命をえがいたものである。だから一たび自らのこの奴隸的狀態を自覚して婦人がたちあがったとき、またそれを積極的に支持する革命政権があらわれたとき、土地への要求と地主への憎悪は、婦人において特にめざましい現象だったといわれている（中国研究所『新中国の婦人生活』）。従来婦人は反応も弱くて、行動もたのもしくなく因循にみえたので、普通の政治家には無視されるのが常であったが、革命家毛沢東は、「婦人は人口の半数を占めている。婦人の経済上の劣位と、特にあらゆる圧迫を受けている状況は、彼女らが革命に対して切実の要求を持っているばかりか、革命の勝利を決定する一つの力であることを示している。」（一九二九年紅軍第四軍第九次代表大会決議案）と云って、婦人の革命的エネルギーを二〇年も前から適確に評価していたのであった。

一九四九年、新中国政権が成立すると、「男女平等の実現、婚姻の自由の獲得、婦人に対する保護と児童の福祉」という婦人問題をめぐる最も進歩的な原則が、即日とりあげられた。この三カ条は、同志的・共同的な家庭にとって不可欠のものである。男女平等といっても、単なる法律的なものではない。「夫が扶養者、妻が被扶養者」「夫が外で働き、妻が家事をとる」といったような、旧式家庭のいわゆる区別的・分業的平等ではない。このような区別的・分業的平等が結局桎梏化^{しごくくわ}する運命にあることは、「亡びる家庭」の項でくわしく記したとおりである。

新中国では男女平等の基礎を、生産者としての平等という点においた。夫も生産者、妻も生産者である。生産者同士、労働者同士の結婚である。したがって、土地革命にあたって、日本の農地改革のように戸別単位ではなく、個人単位に分配された（希望によってはいくぶん違った方式が取られたが原則としてはこうであった）。しかもこの規定は、婦人の側からの要求——下からの要求——であった点に意義がある。許昌専区で県代表の農民が、土地証を個人別に発行すべきか各戸単位にすべきかを論じた際に、婦人代表が個人別を主張して激しく論争した。そこで、土地証を個人別に発行することが認められた。この個人別土地所有の農民男女は、現在合作社に集結しており、やがて必至的に純社会主義・共産主義的土地制へと進展する方向にある。これは原始共産的土地制から、男女個人への私占の段階となり、次に室町以後の家父長土地制によって各戸別所有が確立したわが国の土地制の歴史を逆にしていくようなものである（上・中巻参照）。

旧中国の農村では、文字どおり数千年も家父長制がつづき、男女分業意識が貫徹しており、貧農層以外では、婦人の仕事は家事労働にかぎられていたので、革命政府下の中華全国民主婦女連合会（一九四九年三月結成）では、

(1) 男子に依存する奇生思想によって、生産に参加することを恥とする習慣を徹底的に打破すること。
(2) 婦人の生理的あるいは母性としての特殊な条件を考慮して、これを解決しながら組織すること。
という指示を出さねばならなかった。そして婦人の生産参加と同時に、母子の社会保障の問題が革命国家によって問題とされ、実践されはじめたのである（しかしこの実践は、社会の経済的発達にともなうのみ進展するわけなので、いまの中国の段階では不備はまぬがれないが、その方向を指向したという点に革

命的意義がある）。

革命一二年後すでに早くも中国婦人の生産者化は婦人労働力の五〇パーセントから九〇パーセントに達した。合作社の主任や副主任をつとめている婦人も多く、治水工事や造林事業を担当している婦人技師も出ている。また国営農場には農業機械学校出身の多くの婦人トラクター手が配属されている。また工場労働には軽・重工業をとわず婦人の進出がいちじるしい。

生産者同士の夫婦関係は、もはやかつてのような主従関係でなく、互いに愛人アイレンとよびあい、相互尊敬と相互扶養の関係にある。一九五〇年の五月一日に公布された「新婚姻法」の九条には、「夫婦双方はひとしく職業を選択し工作与社会活動に参加」することが記され、婦人の家事労働が社会化されていない現段階としては、これをも社会的「労働」として評価する態度が取られている。農村では互助組織が作られ、これによって家事・育児の共同化が進められており、都市でも共同託児施設や保育施設が発達しつつある。これらの施設ではまだはるかにソビエトにはおよばないが、やがては社会主義の前進によって、しだいに解決され、すべての婦人が生産と家事との不均衡や、二重の負担から救われることになるであろう。ここには「家庭」の揚棄への道づくりがあり、従って家庭の袋小路や桎梏しごく化がない。この意味で「生まれる家庭」なるものは、家庭の揚棄への過程にある家庭をいい、「家庭のない社会」への過程にある家庭をいうことが分かるう。

「家庭」は私有財産制にもなって発生したものであって、なんらかの形で私有制があるあいだは家庭でもあるのである。エンゲルスがみたような純愛の一夫一婦という形態は、文字どおり「純愛」の存在形態であって、分業的生活組織や私有経済の単位としての一夫一婦制でないことはいうまでも

ない。その場合にあっては、夫婦はそれぞれある一定の共産団体に分属または共属し、そのそれぞれの団体を生活単位とも、経済的根拠ともするはずであろうからである。上巻でみた氏族共同体がこれにあたるのである。したがって夫婦が生んだ子も、夫婦の子であるよりは団体（社会）の子であり、団体によって保障される子である。そこでは共同保育、共同炊事がなされ、子供らは共同の子として、子供の家や学園で社会的訓練が与えられるであろう（ここでは私生児はみわけられない。私生児問題は、父系的家庭制が生んだ最大の矛盾であり、悲劇であるが、これの完全な解決は、母系制をまっぴかりえない）。

性生活は、エンゲルス説のような純愛の男女は同居するもよし、また通うもよし、色々であろう。しかし、現在の嫁入婚のように女が夫のもとへ移動することを原則とすることはありえないであろう。なぜなら、経済制が共産型であるとき、族制が母系型となるのは、極めて自然であるから。

女性の生理が復活すれば、女性の発情期もまた当然鮮かによりがえるであろう。そして女性の性が復活して自主的となるなら、数千年の間男性が見失っていた高度の愉楽も再現されるであろう。

かつて家父長が発明した正常位式性交等は、そのじつきわめて非正常の方式であって、自然は女性生理を本位としての性の無作為を指向しているのである。

これに反して、家父長制家庭では、私有財産制に制約されて、性生活にあらゆる作為が加えられる。多産が要求されるかと思うと産児制限が考えられるし、妻を馴れさせないためには房事まで儀式化され、従って妻の性の自然を萎縮させて不感症にするし、また子なきは去るとか、女兒を生むことを嫌うなど、極めて抑圧的である。

それにこの家庭制では愛のない夫婦の場合がかなり多いが、その性関係は冷やややかで義務的であっ

たりして、百鬼夜行^{ひゃくきやぎやう}の惨状であるともいえよう。

けれども歴史は飛躍しない。だから性の完全な復活は、もちろん遠い将来のことであり、今はそれへの過程としての愛の家庭、同志の家庭が考えられる段階である。

大衆の方向

女性を含んだ大衆

大衆という語は、梵語^{サンスクリット}の訳語で、『法華經』には、仏が教えを説いて、結跏趺坐^{けつかふざ}して三昧^{さんまい}に入っているところへ、曼陀羅華^{まんだらげ}が雨と降って、仏と諸大衆の上に散ったとあるそう、諸大衆とは僧徒のことをいうのだろうという。すると大衆とは、信念によって結集した者たちのことらしいけれど、ここではそうでなく、普通いわれている大衆を問題にしたい。が、それにしても、いざとなるとこの語ほどあいまいなものはなく、カンでだけしかわからないような語ではないかと思う。それはとにかくとして、私は女性文化の側面は大衆文化（生産者文化）であるという意味のことを上巻で書いたけれど、男性と女性とが「尊卑分脈」的に分類され系統づけられたのは家父長制以後のことで、原始社会の大衆は男女の別なしと『魏志』にあるような渾然たるすがたで峠のホコラで太陽を祭り合ったり、『風土記』にあるようにわき水のほとりなどで歌舞宴樂に興じ合ったりした生産者男女的大衆であったのではなかったろうか。いまはそういう大衆が、時勢におされてうしろのように動きだした時代であると思う。そういう大衆は、封建時代には、じっとしてうごかず、ただ意志だけがあったのである。

オロシャ 船なら千艘ことままよ

土屋長三郎さんこにゃよかる

土屋長三郎は文化年間の佐渡奉行で、幕府の記録では島内を巡回して海防に努めたとあるが、右の「おけさ」によれば、農民大衆の意志は、そんな海防などより生活にあったことがわかる（荒瀬豊『おけさ哲学』）。こんなのが当時の大衆の意志であった。

大衆の意志は盲目であるともいえよう。それは自然と同じで、食と性の欲念を包んでうごいているが、それがつまり意志を形づくり、方向を形づくっているのである。じつに数千年間の奴隸制（少数の支配層による）から、最後に離脱しようとしている今日ほど、大衆が歴史の主人公として、おどりに出て来ている時はない。今日ほど大衆の属性とされる「平凡」が謳歌され、親しまれ、信頼されている時はない。また今日ほどそれと対蹠的な「天才」という語がうとまれている時もない。不用意に天才をたたえ、平凡をこきおろす者があったとすれば、その人はたちまち「村八分」にされるであろう。『平凡』と題する雑誌はベストセラーになりうるが、『天才』と題する雑誌ではそれはおぼつかない。超人を叫び、権力への意志を叫んだニーチェは、女性を含んだ衆愚（大衆の愚劣）を軽蔑して発狂してしまった。

商業主義と大衆

「殺し屋ネルソン」というアメリカ映画がある。はじめから終わりまで「殺し」の場面である。護送の警官をなぐり倒して情婦と逃走、よくもワナにかけたと親分を射殺し、酒が飲みたいと楽屋を襲い、

金が欲しいと警官や警備員を機関銃でみなごろし、ついでに傷の手当てをしてくれた医者までなぐり殺すという精神異常者の一幕であるが、映画はこの殺し屋をなんら批判しない。商業主義が極点に達しているアメリカの映画には、こうしたグロものか、さもなければエロものが大流行であるという。

商業主義にとっては、現世紀の主人公であり、従って上得意である「女性を含んだ大衆」に対して、今やこのような解釈が上乘とされているのであろう。大衆はエロ・グロが好きだ。スキャンダルが好きだ。大衆は悪徳が好きだ。大衆は野獣だ。

こうした大衆を、世紀にさがけてとらえた作家はルネッサンス期のフィレンツェの商人の子ボツカッチョであるとされる。シモンズがいったように、かれはダンテに見られる抽象性にかえるに、具體的な事実を持ってした。かれは人生の暗黒方面ないし醜悪方面の描写に力点を置いた作家とされ、かれが相手どった読者は知識階級や上流社会の人々でなく、一般平凡人であったとされる。かれはダンテとちがって無信仰で、だから宗教の権威を台なしにすることを好んだ。かれの作品では、有名な『デカメロン』にせよ、『フィアメッタ』にせよ、女性は母性よりも娼婦性であらわれ、心よりも肉体に視点が集中されている。『フィアメッタ物語』の女主人公フィアメッタがその典型で、『神曲』のベアトリッチェとはまる反対の存在である。

この女の肉体を狙う三人の中老紳士があるが、一人は継父コスキノ伯爵で、かれはつまり、妻のつれ子の若い肉体の魅力にたまりかねているというわけである。一人は検事、一人は僧正である。伯爵の妻の主催で仮装舞踏会がひらかれたとき、検事は泉の女神に扮装して跳るフィアメッタの薄きぬの中の肉体を凝視してふるえていたが、ついに烈しく劣情を起してしまう。そして僧正にざんげするが、

僧正もまたより以上の凝視者であったことが暴露する。僧正は検事を動かした劣情を肯定し、それによってフィレンツェの紳士たる資格がきずつくことはありえないといってきた。そして神の存在については、「まずあるだろう」程度にしておくのが上策だと自分は思っていると僧正がいうのを、検事がかえって抗議するといった調子である。そこで不安を感じた伯爵は、妻を離別し、フィアメツタを手中に入れて田舎町へつれだしてしまふのを、僧職を棄てたニコストラノが追い求めて女をうばって逃げるというのがこの物語の粗筋である。

今アメリカの商業主義が解釈し、かつ挑発している大衆性も、ある意味ではポッカッチョの延長でしかないともいえよう。アメリカに顕著な少年の不良化や、女の娼婦化も、このような資本主義末期の商業主義によるあらゆるマス・コミュニケーションの所産であるとも云って良い。たしかに、大衆はそうした解釈や、挑発に適応する一面を要素として持っている。

しかしポッカッチョ時代はまだ生なまな自然が身辺に存在し、ヒューマニティのなかにも存在したが、歪んだ私有制と商業主義との基礎のうえで機械文明化が乱暴らんぼうに行なわれている現代では自然はすでに生ではなくなり、人間性もひどく衰えている面がある。この段階では同じ麻薬でも、麻酔剤としてよりは覚醒剤として重要視される。

精神医学者島崎敏樹『現代生活の症候学』によると、現代の大衆社会では、自然界は幻想化してしまった。これこそ本物だと誰も疑わなかった足でふめるナマの地面はまぼろしとなって、正体のない仮象のほうが実在となった。従ってモダンアートの展覧会でよくみかけるように、かかれた人物は威厳や優美をそなえたいきいきとした人物像ではなくて、顔の両半分をひき裂かれた分裂した人間、腹を

割いてギラギラした人工光で内臓を照らしだしたような人体、あるかないかの小さな頭で、乳房と腰まわりだけ異常発達をとげた女人像などが描かれる。かりに隣の画から首だけ持ってきてこちらにすげかえても、少しも損そこわれない。ほんとうにこれこそ、最も現代的な精神状況のなかで生きている人達の写実的な肖像画だろう。

そして、こういう大衆社会、人間が地ならしされた砂のようになっていて、「心」という水気を持ったものは値打ねうちがなくなり、人間のつきあいは「皮膚から皮膚へ」となってしまった時代では、人間同士が互いに心で交流できた時代には鳴りをひそめていた「性」が、孤独になった人間のなかで、孤独なだけに一層陽気で、不安を感じるのを忘れた人間のなかで、代償的にコミュニケーションの役割をはたすようになり、「女性」が頭をもたげだす時代となった。「女性」こそは動物的自然（つまりナマの自然）で、早くいえば「性器」だからというのである。

女性が「性器」として登場したという島崎教授の発言は、まことに興味深い発言であるといえよう。これにしたがえば、女権も「性器」に立脚したときにはのみ威力が発揮しえられるということになるが、これはたしかに「大衆」的理論に違いない。さらに一步を進めて、女権は「性器」を結婚制の拘束のなかから解放するためにのみ要求されるとしたらどうであろう。事実、女性における「性器の歴史」は、結婚制の「氷壁」のなかで日の目をみせられず、成長が停滞し、従って物それ自体が腐敗し、衰退してきた歴史なのであるから。

いずれにしても現代の大衆社会（マス・ソサイエティ）には、悪用された機械文明により、または蓄積され腐朽した旧制度の毒素によって衰退させられている男女の人間性が、自己覚醒のためにも、こ

とさらに動物性的刺戟を求めている面——特に商業主義によってそのように解釈され挑発されている面——が特徴的にさえ見られる。それとともに、心と心の交通が得られないので、男女間の皮膚と皮膚との交感面に人類愛の基盤を求めるというロレンスの説(福田恒存『チャタレイ裁判公判記録』)も、それと同類型の前記島崎説も、このような現代の段階としてはまたうなずける説であろう。

大衆の動きだし 1

商業主義や、悪用された機械文明の中の大衆の姿をみたついでに、それ以前の地点で、またはそれとならんで動きだした大衆の一側面を、日本を中心にしてこの項ではとらえてみたい。

日本の大衆は、その現代への最初の卑近な出発点を、一種の女性祭祀の復活面に求めて動きだした。天理教、大本教、霊友会、璽光、踊る宗教といったように、律義な百姓の女房や、貧しい八百屋のおかみらを教祖とする神がかりの女性祭祀が続出したことは、たしかに現代日本における一つの大衆的特徴であった。

キリスト教や仏教は、すでに大衆性をなくし、神秘的要素や、本能的な欲念の面との接触を欠いている。またそれらはインテリ層の伝道者や僧侶によって上から説かれる形態であり、すでに聴聞衆としてでなくみずから創造者としてありたいと考えはじめている(このことは重大である)現代の大衆にとっては、それは極めて迂遠な遊離した存在であるとせねばならない。

丹羽文雄の『親鸞のこと』によれば、「親鸞が奇跡的な人間でなかったことが、私にはありがたい。」とあるが、これは大衆的感覚ではないであろう。大衆的感覚というものは、いわゆる「奇跡」をのみ追

求してやまないのだとおもう。また丹羽は、「宗教は百人のものでなく、一人のものである。」という宗教観を紹介しているが、このような「文明社会」の個人主義的宗教観にあっては、神と自己との密室における対決によってのみ宗教は最も高度の展開を示すとされるであろう。これと対蹠するものは、原始社会の祭祀制であって、そのとき神は伴信友らがいうようにいわしの頭でもよく、その他神体不明のものでも結構であって、とにかく「お祭り」が中心なのである。教旨で救われようというのではなく、大衆の親和が目的なのである。いわゆる自然教は、それ自身のみを抽出して説いては意味がなく、大衆の結成の中心をなす運営体であるときに存在の価値と意義があるのである。まさに「百人のため」にあるときである。踊る宗教団は、低い形でそれを示している。人々は団結することに愉楽をもち、孤独でないことに自己解放を感じるのである。数千年のあいだ栄えてきた既成宗教——個人を対象とする宗教——はいつかは亡びるか、または大衆の動きに適応して更生するかせねばならない未来をもつのではなからうか。フランス革命のときにも自然教を祭祀した一時期があったことは興味深い。

すなわち、一七九二年九月二二日、革命政権はキリスト紀元に反旗を掲げて、この日を持って革命の「第一年」とした。そして一七九四年六月八日には、シャン・ド・マルスの丘の上で、「最高存在」の神を祭る国家的儀式が行なわれた。これは国民公会の議長ロベスピエールが、ルソーの神観を継承して発明した儀式であった。

もちろん、フランス革命の段階では、そしてキリスト教の強い伝統を持つヨーロッパでは、このようないつきの宗教革命は不可能だった。これに比べると、日本における新興宗教にはより必然的な

発生の動機と環境があった。

新宗教研究会同人(乾孝・小口偉一・佐木秋夫・松島栄二)らが書いた『天理教』によると、現在一五〇万の信徒を持つ天理教の教祖は中山ミキと云って、寛政一〇年(一七九八)、大和の国山辺郡三昧田の庄屋の家に生まれた人だった。「わしは子どものときから、いんきないんきなものやったで。」(ミキの回想)というように内気で感受性がつよかった。十三歳のとき庄屋敷村の中山善兵衛に嫁した。中山家はやはり庄屋すじで五町歩ほどの地持だった。むずかしい舅、長わずらいの姑、放蕩者で情婦を家に引き入れている夫らに仕え、家事・農事にせいだすミキの苦労は一通りでなく、まるで奴隷であり、訴えるべきところもなかった。環境も異常だった。そこには封建治下の半狂乱の農村があった。文政一三年(一八三〇)には、全国各地の農民らによって「いわゆるおかげまいり」というヒステリックな現象などもひきおこされた。かれらは大群衆をなし、「おかげとさ、抜けたとさ」などと歌いまくりながら、伊勢の大神宮をめざして怒濤のようにおしていった。一里に一万二、三千という人波がひしめいた。嫁も娘も作男もダンナも、現世の心配苦労を一挙に吹き飛ばしたように陽気になってあばれまわった。ミキの村はその通過の中心点だった。みんながはめをはずして宗教的興奮にとけこんで現実を超越するというこのやりかたは、これを毎日みていたミキに強烈な暗示を与えたらうという。このさわぎがやっと静まると、その翌年からがいわゆる天保の大饑饉で、近い大阪では大塩の乱があったり、世の中は加速度的に暗くなった。ミキの家でも一人息子(あとは女兒ばかり)の秀司が不治の病で不具者となったりした。この頃からミキの精神に狂いがきた。ミキは自分が世界一列を救うテシリン王の代理者だと信じ、「この屋敷を神が貰う。」などと宣言して、夫善兵衛を威嚇した。おりか

ら「天保の改革」で邪教を禁じる幕府の方針が農村にも徹底したが、ミキは物ともせず、夫や親戚の反対をおしのけ、神の命令として無制限の施しをはじめたりした。私有財産制は八つの埃の中の主要なものだと神はミキに教えたのだった。嘉永六年（一八五三）、善兵衛が死ぬと、こわした家のあとに掘立小屋を建て、ミキと不具の秀司と末女とは、その後一〇年間の極貧の生活に入った。

ミキはなやめる農民たちの母だった。ミキはいつでも心からよろこんでかれらを迎えた。そして「ようきた、待ってたで。」といって、かれらのあらゆる相談にのり、病気をなおし、権力に恐れない陽気ぐらしの方式を指導した。

古代から日本歴史に深いかわりを持つ大社である大和神社がミキの地域にあった。ミキにはこの神社が氣にくわない存在だった。それはおそらくその辺一帯の農民大衆の気持でもあったろう。廃仏棄釈から国家神道の確立となり、テンリン王等という仏とも神ともつかないミキたちの神の立場は弱かった。ミキたちは自己の神をおしたるためにも、国家神道と一戦をまじえねばならない必要を感じていた。ミキは腹心の信徒二人を官幣大社大和神社にさしむけて討論をもちかけさせた。それ以前にも信徒らに命じて社前で示威運動のかぐら踊りをさせ、神社側を怒らしていたが、こんどの神社側の怒りは特別だった。即日県庁からミキ以下に呼び出しがきた。そして布教禁止の命令が下された。

これを第一回として、当局の弾圧は、その後明治一九年末のミキの死まで執拗に繰返された。ミキは何回も警察に留置され、奈良の監獄にも投じられた。

ミキは支配層を「高山^{たかやま}」とよび、自分達を谷底といつて区別していた。

いままでは高い山やとはばかりて（。はびこりて）なにかようつをままにしたれど

官憲の弾圧に対して、ミキはこう叫んで立ち向かい、専制支配層の破滅を宣し、

このせかい山ぐゑ(。山崩れ)などもかみなりもじしんをふかせ(。大風)月日りいふく(。立腹)
と歌って世界の転覆てんぷくを予言した。

明治一九年の冬には、ミキは八十九歳の老体で、近くの樺本の警察に留置され、非人道な虐待を受けた。しかし、ミキが釈放された日には、警察の前からジバまで四キロの道は出迎えの人でうずまり、群衆をジバに入れないために四人の警官が出張せねばならなかったほどであった。

このことがあってのち、まもなくミキは病気になる、翌年一月死んだ。ミキは自分の死期が近づくと、当時警察から禁止されていた「かぐらづとめ」をせきたてた。

「さあゝいかなるも、よう聞きわけよ。……さあゝ一つの所、律(。法律)がこわいか、神がこわいか。」

死に直面したミキのうながしをうけて、信徒らは牢屋入りの覚悟と、そのあとの教務担当者をきめてから、琴、三味線、鼓の鳴り物入りで甘露台の上で正式の「つとめ」を始めた。ミキは孫娘一人をそばにして、それをききながら死んだ。ミキが死ぬと、教団では「高山」との妥協の道を取り、急速に発展していった。

「アシキヲハローテタースケセキコム一レッツスマシテ天理王ノミコト」と歌いおどるかぐらづとめは、信徒の大部分である農民大衆自身の悦楽だった。いま甘露台のあるところは、この教団の聖典『泥海古記』によると、日の女神と月の男神が子生みした地点であるという。この耦神ぐしん方式は、大本教等では歴代の教主制にとりいれられ、教主が女で実務者が男という機構となっている。いずれも原始日

本で見られた女性祭祀の姫彦方式である（上巻参照）。

大本教祖出口ナヲの出現は、ミキの場合よりはもっと陰惨だった。ナヲは天保七年（一八三六）、丹波福知山に生まれ、綾部町の出口家に養女となり、二十歳のとき大工政五郎を婿とし三男五女を生んだ。夫は飲酒家に加えて家が貧しく、つぶさに艱苦をなめた。明治一八年五十歳のとき夫に死別したが、明治二五年の年末、飢えにせまってイロリにもえる寒い豆火に見入っているとき、神がかり状態となった。警察は彼女を狂女として連行し、のち親戚に託して幽閉させた。七五日で幽所を出て金光教に入り、独立してウシトラ金神を奉斎し、ようやく信者をあつめた。天理教のミキが慈愛の性格であったにたいし、これは真摯の人であつたらしく、よく山海の難場で苦行をして神の殿堂である自己を鍛錬した。そのお筆先はミキのそれと比べて、もっと無教育であつた履歴を示していた。京都府穴生の百姓の子王仁三郎を養子とし、大正七年に死んだ。

大衆の動きだし 2

女性教祖らのお筆先は大衆語で短歌風に書かれていた。あえていえば、そこには室町時代の「連歌」などにも共通した晦渋で堂々めぐりの一種の痴愚性のもつ魅力があつた。そして不思議な連想が私をとらえるのである。このような女性教祖らの大衆的性格が、昭和初期以後に出た女性作家、たとえていうなら平林たい子、壺井栄、佐多稲子、大谷藤子、豊田正子、野沢富美子、畔柳二美らの作風に対して、なんと共通点をもつことかという点である。これに一枚林芙美子を加えてもよいが、これら女性作家の長所かつ欠点は、マルクスなど読んだこともないようである（というのは、案外読んでいるかも

しれないけれど、そのような社会科学の学徒的な面等、ほとんど感じられないという意味である）、しかも大手をふって社会主義系で通っている点である。これはなにゆえであろうか。率直にいうと、彼女らに共通なのは、女性教祖と同じ大衆語をつづるお筆先作家ということである。最もこの場合のお筆先は、けっしていわゆる晦渋^{かいじゅう}ではなく、堂々めぐりでもない。きわめて平易でスジがとおり、やや「趣向」めいた幼稚さは時として構想の上に見られるにしても、的確に真率^{しんそつ}にうちだされているのが彼女らの作品の常態である。

それにしても、なおどこかに女性教祖的無知性（輕蔑^{けいべつ}しているのではない）があり、したがって啓発される点はすくないが、安心を与えられるものはたしかにある。彼女らが社会主義系を名乗っても、だれも文句をいうものがなく、それどころかよこんで受け入れられているらしいのは、社会主義の対象たる大切な大衆（女性を含んだ大衆）の資質が、つまり彼女らに具備しているからではなからうか。つまり彼女らは、社会主義的・革命主義的作家としてよりは一般大衆女性（しかも現段階の）をそのまま代表している作家達なのである。

そして一般大衆女性は、彼女らの大衆語とその大衆的資質に対して、じゅうぶんに自己自身を感じるのであり、聴聞衆^{ちやうもんしゅう}としてでなく創造者として参加しうるのである。

「世界一列、タースケセキコム」と天理教祖ミキが唱えるとき、それは「如是我聞^{にょぜがもん}、一時仏在^{いちじぶつざい}」などと覺者が説きかせる場合よりも、大衆にとって身近であり、参加の悦楽があるわけである。特に大衆自身が主人公となろうとしている現代では、このような女性教祖や女性作家が歓迎されることは極めて自然であろう。

ついでに、林芙美子についていえば、このすぐれた女性作家も、また一面たしかに大衆性を持つお筆先作家である。けれども彼女は、動きだしている大衆の方向（大衆には意志と方向があることを前にいった）からそれている個性的一面をも併せ持っていた。それが彼女を美しくもしていたが、また孤独にもしていた。しかも彼女の孤独は「無明」（ここには大衆性からみついていたが）の孤独なのである。彼女は自己の位置を知らず、いわば盲目的意志を根底とし、つねに要求にうごかされ、つねに欠乏を感じる。このときに彼女の個性的感性にとっては、人生は無解決の連続である。「花のいのちは短くて苦しきことのみ多かりき」である。このような厭世詩人的部分の彼女は決して大衆ではありえない（大衆にとっては、欠乏は充足への方向を意味する）。彼女は大衆的な欲念と、非大衆的な厭世感とに引き裂かれた悲劇的詩人であった。彼女が社会主義系に加わらなかったのは一つには娑婆意識（出世意識）からでもあったかもしれないけれど、むしろそれより彼女自身の引き裂かれた資質のゆえであつたろうと思われる。

さて、女性教祖がかかわった大衆も、女性作家が代表している大衆も、うごき出している大衆、歴史の主人公となろうとしている大衆であることにはまちがいないが、一般に云って現段階のかれらは（女性教祖のお筆先をも、女性作家らの作品をも、ひいて自己自身をも、本質的にまたは発展的に把握する能力を持たないという点で）、ミキのいわゆる「高山」層からも、それほど忌避されない水準にある大衆だといえる。なぜなら、そこには「方向」はあるとしても、けっきょく現段階としてはかれらはまだ自己を確立してはいないといえるからである。真に「高山」層と対立し、妥協しえなくなるのは、かれらが「人民」化したときであるといえよう。

大衆の人民化への危機

ここで「人民」と私がいうのは、自覚した大衆、または「世界的人民」ということである。すでにわれわれは、「国民」であることに、色々な点で窮屈きゆうくつを感じたし、矛盾や衝突をおこしはじめている。シャリアピン以後、最大の男性歌手といわれるアメリカの黒人歌手ポール・ロブスン。一九五八年の四月九日に六十歳になったのを機会に、世界のたくさんの国々によって、さかんに誕生日を祝われたポール・ロブスン。かつてロブスンの芸術は、海を越えて、ヨーロッパへ、またソビエトへいった。かれはこれらの国々いたるところの舞台で、あるいは歌い、あるいは俳優として「オセロ」を演じた。かれは当代無比のオセロ役者で、堂々たる体格、迫力ある演技は、本場のイギリスで観客を魅了した。しかし、このようなかれが、ここ一〇年ばかり、むなしく自国内に幽閉されているというので、世界のファンは、心から残念がっている。なぜ幽閉されたかという、それはワシントンの国務省が、ロブスンが黒人で、平和運動者であることから、ブラック・リストに入れてしまい、かれが海外に旅行することは、「合衆国の最善の利益に反する。」という名目で、パス・ポートを出さないことにしたからである(岩崎昶「ポール・ロブスンの歌を賛えて」)。

こんどの誕生日には、世界の各地ではやむをえないので、電波によるコンサートや、レコード等で満足した。国務省も声にまではパス・ポートを拒むわけにかなかった。インドでは、ネールが先頭に立ってかれのお祝いをした。ネールはこういった。「この日が祝賀にあたいするのは、ロブスン氏が現代最高の芸術家であるからばかりでなく、またかれが、われわれにとって最も貴重なもの、すな

わち人間の尊厳を守るために立ちあがり、またそのために迫害をうけているからです。」このように世界から尊敬され、渴望されているロブスンとその芸術を、ワシントンの国務省は何故幽閉せねばならないか。それは前記のように、「合衆国の利益に反する」という一事のゆえである。個人の尊厳と人権の自由を尊重するたてまえのアメリカ国家でさえこうであるとすれば、「国」というものの窮屈さ、人類生活へのそのの不自然さと矛盾は、もはやここにきわまっているというほかはない。

人類史を考えると、かつて「国」がなかったとき、人類は容易に移動しえた。日本史でみても、上代になるほど船は幼稚なのに、朝鮮から、沿海州から、中国南部等からの移動がたえなかった。大和も山城も、すべて渡来人の根拠地で、大和などはその支配者大和氏からが渡来人であり、桓武天皇の母もこの氏の出身であるほどである。だから『万葉集』頃までは、わが歌人の性格にも国際的な幅があり、たとえば女性歌人坂上郎女さかのうえのいらつめらにもそれが見られた。「国」が固定すると、世界は大国・小国に分化し、移動もできず、人口が多く耕地が狭くて困っている国の隣に、ほとんど人口もなく、莫大な未開地もあるといったようなところもあるが、どこかの「領土」という縄張りだけのためにそれが遊閑地帯となっているなど、人類全体からみれば、きわめて矛盾が多い。それに「国」が単位の世界では、領土うばいあいや、原料地や市場のとりあいでの戦争がたえず、国税の大半が軍備への支出で、このため文明が遅延しているだけでなく、もっと恐ろしいことには、世界の軍備に寄生している企業家的・商人的な体制の国をすら作りだしているのです。それらの国では、平和運動をすれば株価がさがり、パニックが来るといった危険性があり、したがって戦争や戦争の掛け声がいつも必要とされているのである。

しかし、今や原子戦争の段階に追いつめられ、それら戦争企業家的体制も、ここに袋小路に入り、大衆の世界人民化への危機がはじまりだした。一九五八年四月九日のロンドン発のAP電によれば、目下英政府は、核爆発実験から生じる英国国民の健康上の障害についてあらためて検討しなおすように、国内からの強い圧力をうけているという。すなわち英原子力公社は「英国を蔽う放射能は、先月短期間で急増した。」と公式に発表したが、これが国民を恐怖させ、自由党は原水爆の爆発から生じる致命的なストロンチウム90が拡がっていることに対して公文を発表して驚きを表明したというのである。英原子力公社は「急増した放射能はソ連の最近の核実験の結果である。」と発表したが、大衆にとってはそんなことより放射能そのものが問題なので、だからソ連と撃ち合うための核兵器基地をもつことでは助からないし、今はソ連と話し合って核爆発を禁止することだけが希望される気分になってきている。それに基地をもつことにはかえって恐怖が伴うというのが原子戦争の宿命的なジレンマでもある。またすでに大衆はそういう撃ち合いを人類的見地からばかばかしいと考えだしている。

同じ四月の七日、ロンドンから四日の旅をつづけて英核兵器研究所のあるオールダムストーンに到着した水爆反対の大作進も、「核軍縮運動」会長ラッセルらの激励のもとに同じジレンマ的な人類的な見地から企てられたものであった。この大作進は英国大衆運動史上おそらく画期的なものの一つであろうとされているが、かれらの意志を試みるように第一日には大吹雪がおそい、第二日以後も雨天や曇天がつづいた。男たちの頭髮はそれらの雨風や雪でざんばらとなり、厚地のラシャのコートにくるまった女学生のほおは真っ赤で、老夫婦に小さな孫三人という一族総出組や車持ちで救急車を志願した青年が運転台に母親をのせたのなど、みんな元気いっぱい、スキップル楽団の伴奏で、

君にはあの水爆のとどろきが聞こえないか

死の叫びにも似たあのとどろきが

君はこの町を消えうせさせ子供が死ぬのを見たいのか

行く手は遠い

だがわれわれはただ歩くのみ

などと即興歌を歌って進んだ。この行進に参加した『朝日新聞』の妹尾特派員が、一人の大学生に、「二方的に核兵器を破棄すれば、西欧は軍事的に非常な不利となるのではないか。」と質問すると、その青年は一〇分あまりも言葉をさがした後、「ソ連の支配下に入っても水爆戦争よりはましですよ。」と答えたという。

これは卑怯者の声でも、非国民の声でもなく、世界人民化の必至さを思わせる声であった。かつて封建治下の農村では村民的立場のみが現実的立場で、今でも僻地では他村にたいする排外的意識が強く、それが子供ら同士の子合戦などとなって維持されているところもあるというが、経済的ブロックが村単位から全国単位へと移ったときに近代国家が発生して、人々も「村民」から「国民」へと推移したのである。いまは経済的連帯性が、しだいに世界化へ、人類化へと、単位を移しつつある時であることを考えたい。

これよりさき、一九五八年三月二三日には、西独各界の指導者四一人が結成した「原子戦争で死ぬことに反対する委員会」の第一回抗議大会が基地予定地フランクフルトで開催された。委員会の指導者たちは政府の核武装政策を阻止する確実な手段がないことを認めたが、これに対し満場の大衆は、「ゼ

ネストをやれ」とくりかえし叫んだ。この集会は、八十三歳の老首相アデナウアーの政権一〇年中最初の重大なドイツ大衆への敗北を意味したと見られているという。委員会はこの日を皮切りに各地で抗議集会をひらいているが、それにさきだって行なわれたフランクフルトでの成人世論調査では、八三パーセントが西独の核武装に反対という結果が出ている。政府スポークスマンは、この抗議大会に遺憾の意を表し、「大会の演説者たちはソ連の脅威下で平和をどうして守るかについてはなにもいかなかった。」と非難したが、これに対して大衆の反響はやはりイギリスと同じで、核兵器での防衛には自殺主義しか感得できない、したがって話し合いによる核兵器廃止にのみ、平和への唯一の道はあるというにあった。そして四月一日、ついにフランクフルトの市議會は、「市内に核武装部隊が駐留することにたいし合法的に抵抗する旨」の社会民主・自由民主両党の共同動議を採択し、即時市政府に通達、「同市内に入る核武装部隊にたいし、不動産や水道・電気等を含む公共サービスを拒否する」よう指令するにいたった。

アメリカでも、ビキニ事件頃までは、原水爆禁止への日本人の呼びかけなど等は、ヒステリー的現象にすぎないなどと批評されていたが、「ひろしま・ながさきの誓い」の項でもみたように、のちには大衆が学者らの啓発にこたえて立ち上がるようになった。これに対してダレスは「きれいな水爆での局地戦」を強調し、ソビエトの「平和攻勢」のごまかしに乗るなどといったつづけたが、ソビエトが各国首脳の話し合いを主張し、ついで自国における一方的原水爆実験停止を宣言すると、アメリカ大衆やまたアメリカの影響下にある日本を始めてとするアジア諸国もこれを歓迎する気分となり、アメリカも実験を停止し、ソビエトとの話し合いに応ぜよと進言しはじめた。これに対し、ソビエトの宣言は

単なる宣伝にすぎないとダレスはもちろん、アイゼンハウアーはいった。また実験は地下で秘密にできるから、ソビエトの停止宣言はあてにならないともいった。しかしこの主張は、アメリカ国内の学者らの実証によって取り消された。けれども米当局では、アメリカは宣伝で負けたのだから、新しい宣伝できりかえすべきだという態度がなお取られたが、これにたいし、多くの意見は、「宣伝はどんなに上手にやっても、それだけではだめだ。ソ連では宣伝と政策が一致している。」などと指摘しはじめたという（『朝日新聞』昭和三年四月二日、『ニューヨーク・タイムス』特約記事）またソビエトの一方的宣言はいちはやく実験を自分だけ終わったあとの宣言だと当局筋がいうのに対して、ソビエトではそれ以前から停止の話し合いを米・英に対してもちかけていた、だから米・英がこれに応じさえすれば、いつでも停止する態勢には早くからあったのだと大衆側では考えはじめているともいう。

建設途上にある国（アジア・アフリカ等かつての植民地国や、ソビエト・中国等国内社会主義建設にいきがしい国）は、平和をのぞむことが自然であると思う。なぜなら軍備への大支出をなくし、それを建設に回すことがそれらの国では必至の要請だろうからである。これと同じように、自由主義国の大衆側も軍備のための重税にくるしみ、原子戦争の無意味さにいらだって来ているのである。それにつれていまや世界的大勢は、あげて全人類の見地からの福祉世界の実現へ、従来のゆがんだ利己「国家」主義の訂正へ、と傾きはじめている。それはまた必然に、「ゆがんだ国内分配制の訂正へ」でもなければならぬ。

M・リーンの『地球訪問者の日記』にも見られるように、地球外から地球をみたら、じつに驚くべき矛盾だらけの事実是否定されないだろう。たとえば、A国の南の部分はたいへん自然にめぐまれ、さ

さまざまな食用植物が非常に豊かに成長し、余剰農産物の処理に困っているほどなので、この部分の農民は飢えというものを知らないかと思われるのに、その実幾百万が飢えて、きわめてみすばらしい暮らし方をしている。むろん、A国のみがこうなのではない。B群島という肥沃な島々では何かわけのわからない理由で肥えた土地の四分の三以上がほったらかされ、この島々の幾百万の住民が飢えている。またC半島では昔は米が植えられていたところいまではゴムの木が植えられているが、これは食用にはならない。この地の人々が、科学の法則にしたがって土地を耕作し、地下からそう深くないところにある鉄その他の鉱物を掘りだせばもっとらくになれるが、これらの富はほったらかして、スズという戦略原料のためにのみ熱中している。つまり諸国はこれを買いつき、人間を殺し、家や橋や道路等を破壊することだけを急いでいるのであり、この半島の生産はそのため存在するのである。

すでに科学の能力は、地球を変貌して何一つ欠乏しないようにすることができ、気候、地上のここぼこ、動植物、これらを人間の必要に合うように一変できるところにまでできている。ところが無用な軍備競争で、こういう科学が広く応用できない。一部では大きなビルディング、ダム、工場、すばらしい道路等もつくられ、あらゆる種類の機械もつくられるが、そういう国の五〇〇万以上の家族は廃屋のような小屋に住んでいる。しかし、国家は軍備に追われるし、分配法も悪く、ほとんど改善の見込みがない。しかもキャンプ・デトリックとよばれるところには、多くのおそるべき病気の細菌を培養する実験室があり、航空機や飛び道具で、これらをばらまく方法が考案されているが、つまりこういう殺人法にかけてはすばらしいエネルギーと資金が惜しまれないというわけである。

これに反して人を生かす方法のなんと偏っていることか。地球棲息者のすべてが、共同の善のため

に共同して働くことをさまたげるべく、なんと各種各様の障壁があることか。機械の進歩が生産力を驚べく増大させているのに、飢えかつえている何億の人があるにもかかわらず、生産力を故意に操短し、生産物を海に投げ入れ、山で焼き棄てている。それは物価をつり上げるためである。日本の場合でいうと、ただでさえ狭い耕地なのに、各都市のぐるりから田舎にかけてまでも、莫大な土地が有閑人のゴルフ場につぶされている。

だが、このような矛盾は急激にか、または徐々にか、かならず訂正されるであろうことはまちがいない。大衆の人民化への危機がこうして外からも内からも促されて形成されるのである。すでに自覚的形態を取った労・農・婦人層があり、種族・民族層がある。これらの側面をなし、またはこれらと接触しつつ、大衆の人民化はほうはいと行なわれるであろう。

それは「国民」から「世界的人民」化へ。その過程としての国内的人民化へ。

第八章 平和と愛の世紀へ

一 平和運動

母親の立ちあがり

彫刻、絵画、文芸等に描かれている女人像といえ、その九〇パーセントまでは、母の像ではなくて「女」の像ではなからうか。ウマズメの娼婦がその胸に持つ作為された異常に突起した乳房と多産の母性を持つ乳房——たとえば農山漁村の母達の胸に自然に垂れている乳房（時には用いすぎて萎びてもいる）——との、この両方の乳房のどちらが多くそこには描かれているだろうか。これも一応はつぎのようにいうことができる。同じ乳房でも「母親の乳房」は忘れられていると。

母親の乳房は忘れられている。しかし母親自身は悲しまないであろう。成人したムスコやムスメが、かれらにふさわしい若い美しい相手とつれだって、元氣いっぱい旅だっていくとき、母親自身はひとり夕ぐれの野末に立ちつくし、ほのかに微笑んで見送っていてあきないだろう。そして愛する子供らの姿が嬉々として地平線に没していったとき、彼女は夕闇のなかで静かに目をつむって、かれら若い者の上に神が無限の幸福を与えるよう祈ってやまないだろう。

このような母親の姿は、普通は忘れられていると一応はいえる。けれども潜在的にはけっして忘れられてはいないといえるのである。そして、母親が忘れられていないとき、父親もまた忘れられてはいないといえる。最も金持の家では、父親はしばしば母親をすてて外で女をつくり、その女にもまた

子供を生ませて分裂した父親となっているので、このような父親の場合には、父子両者のあいだに親しみが生まれえない。だからこういう父親は忘れられる率が多い。これに反してわれわれ貧家では、寒さと飢えのなかでがっしりと家族を庇ってたたかいぬく父親の姿をみることが多い。最もそういう父親も、金が出来ると『荷車の歌』の父親のように、性欲に負けるものが多いのは男の自然性だろうか。またあまりひどい貧しさにもたえきれない父親もあり、そんな父親は、『父帰る』の父親のように、女を追っかけて家を飛びだしたり、野口英世の父親のように、酒を求めて正体なく呑んだくれたりするものも多い。貧しい家に呑んだくれの父親が多いのに反して、英世の母や『怒りの葡萄』の母のようなしっかりものの母親が多いのもまた事実ではある。しかし、それだからとて、すべての父親がそうであるわけではない。ただ父親は母親を愛しているときに最もよい父親でありうるのではなからうか。なぜなら、そうでない父親は前記のように分裂してしまうからである。

しかし、母親にもいろいろある。長男だけを可愛がる母親もあれば、よその子には邪険な母親もある。エレン・ケイは、哺乳しない母親は母性愛を失うといったが、全部がそうではないにしても、それも一つの真理ではある。しかし、子を持たない女で母性愛に富む人もあり、その反対の人もありうる。原始社会の族母は一部落の老若男女をあたたかく大きな母性愛でつつんでいたのである。鎌倉時代頃まではわが国にはそういう族母型、刀自型の女性が多かった。今も一族の先頭に立って鋤をかついで生産に従う刀自型の婦人を、農山漁村には見かけることが多い。瀬川清子らの諸著には、そういう女性の姿が主婦権等からんでうかがわれることも多い。

母親の愛は、生命への愛である。長い間母親は父親の手に子供の生命をまかせてきたが、それは概

して悲劇の歴史であった。それは父親の世紀が「力」の世紀であり、富と腕力を謳歌し、優勝劣敗の哲学に酔いしれていたからで、このため父親の世紀には戦争のたえまがなく、一将の功や一握の支配層の利益のために、万卒をたおして悔いることがなかった。万卒どころか原水爆の今、万人をもたおしてかえりみない。

私はこういう父親性をフロイト流に「性」に還元するというなら、これは男性の性欲主義にあるとおもっている。男性の性欲本位の生理は、女性の生殖的な生理によって制約される段階においてのみ調和的で正しいが、女性のそれをふみにじっておどりでたときには、いっさいの行為が利己本位となり、勝つか負けるかの性欲型一本やりとなってしまうだろう。

戦場でムスコが死ぬとき、父の名をよぶことはまれで、おおかたは母の名を呼ぶというのはなぜだろう。ムスメが他村に奉公に出たり、他家に嫁に行ってくるしんでいるときも、また同じように、母の名をよびつづけるといふのはなぜだろう。死刑囚もまた死にながら母の名をよぶというのはなぜだろう。このことには東西の違いも、古今の別もないのである。エレン・ケイは、第一次大戦のとき、母の名をよんで死んでいく多くの兵士のことを戦場通信で知り、これに感動して平和運動に入ったという。父はムスコに死ぬ、または死ぬなというが、母はいっさいのそれらの世間主義を越えてただひたすらに生命そのものに寄り添うのである。ムスコやムスメは、息がたえようとする瞬間や、救いのない孤独のどん底で、このような母親のあたたかな寄り添いを思い描き、または身ぢかに感じるのではなからうか。

この世には、このような母親たちを、あまりにもうちのめし、そしてよろめかせる、のっぴきなら

ない現実や現段階が多すぎる。けれども母親たちはもう踏み切らずにはいられなくなった。世界の母親たちは、いっさいの障害を越えて立ちあがらずにはいられなくなった。そして原爆で一挙に数十万の男女を失った日本の母親達が、その立ちあがりの起点となったのである。

一九五四年（昭和二十九年）の五月、東京杉並の小さなグループの母親たちからはじまった原水爆禁止の署名運動は、いまでは全世界に広がり、七億余という膨大な数の署名が積みあげられている。「そのころは米英の大衆ですら日本人のヒステリーと冷笑してハナもひっかけなかった。それがここ数年のうちに署名が世界にひろがり、今や国際的な庶民の世論になり、フルシチョフ、アイゼンハウアー両首脳間の激しい書簡論争にまでなっている。日本の女性もこれには大きな誇りを持ってよい。」（『朝日新聞』昭和三十三年四月一〇日、「天声人語」）。

日本の母親たちが署名運動をよびかけた翌年（一九五五）の七月、スイスのローザンヌで、世界の母親大会がひらかれたことは、まさに人類史上画期的なできごとだった。なぜなら、ひっこみ思案の世界の母親たちには、このような会議など、いまだかつて考えられもしなかったことだからである。

この母親会議に「赤」というレッテルを付けたものがあったが、これは「赤」ではなく、赤白をこえた世界的母親会議であった。ベルギーのエリザベス皇太后等も、この会議にメッセージをよせて、「私は世界母親大会を招集することに、たいへん感謝し、歓迎します。この大会の趣旨に心から賛成し、全世界の母親の子どもに対する愛情がよこしまな勢力にうちかつことを望みます。原子戦争という最もただけしい悪魔の力は、このままにしておけば、たぶん全人類を破滅にみちびくことでしょう。」といった。

会長のE・コットンは、フランスの物理学者で、フランスがナチスに占領されていたころから平和運動に入った信念の人である。世界母親大会は、この人の背後にある国際民主婦人連盟（これも第二次大戦直後、婦人達の戦争反対の決意でつくられたもの）がよびかけたもので、そこでつまり「赤」という（最もこの連盟も無党派派であるが発起人がE・コットンをはじめとして共産黨員であるので）、それならわれわれは問いたい。なにゆえ「赤」以外からもこうしたことを呼びかけないかと。

たびかさなる戦争でムスコたちをなくした世界の母親たちの平和への熱望は、いまこそ火のように燃えあがっているが（しかも原子戦争を控えていまや世界の母親たちは恐怖の絶頂に立たされているのだが）、なにゆえ「赤」以外のものはそれを助けようとししないのか。婦人の苦難は労働者や農民や被圧迫民族などのそれと同じように、その契機は、つねに「赤」に先行していた。「赤」はむしろこれらもろの苦難を反映して総合された、またはされつつある一つのイデオロギーでしかないではないか。そして婦人や、プロレタリアートや被圧迫民族の触角は、真実の味方にたいしてのみ敏感でありうる個性と自由とをつねに留保しているはずではないか。

世界母親大会では、その後設けられた世界母親常設委員会の決議によって、国連総会に原水爆禁止を訴えるために各国の母親代表を送ることが決められ、一九五七年（昭和三十三年）の二月、日本からはビキニ水爆で夫を無くした久保山すず、および磯野富士子を送り出すこととなったが、一行の渡米は、アメリカ側から査証が得られないために不可能となった。

こうして、母親の立ちあがりは、もはや決定的なものとなった。

世界のめざめ 1

原子戦争反対への世界のめざめは、なんといっても一九四五年のひろしま・ながさきの被爆と、そのあまりにも深刻だった被害（そしていまもなお七万の罹病者と生まれながらにして遺伝を享けてくる多くの産児がいる）が起点となっていることはいうまでもない。

アルベール・カミュは最初の原爆がひろしまに投下された翌日、すなわち四五年の八月七日、直ちに筆をとって一文を『コンパ』紙に投じ、それが八日に発表された。

「アメリカやフランスやイギリスの諸新聞は、サッカーのボールぐらいの爆弾一つで、かなり大きな都会を吹きとばした事件について、発明者、費用、平和的使命、戦争に対する効果、政治的影響等々、高尚な論説を流布しているが、これらの論説は、いまや機械文明は野蠻の最後の段階に到達したという一句に要約されるだろう。いずれにしても遠くない将来において、人類は集団的自殺か、それとも賢明な活用かを、いやおうなしに、この科学的獲得物によってえらばされるだろう。」

こういう意味のことをその一文のなかでカミュは書いた。また、

「人類の前に開かれたこの恐るべき展望に直面したとき、平和こそ唯一の道であることがいよいよ確信される。」とも、かれはいった。

西欧世界が日本はもちろんであるがソビエトや中東をも圧伏したと考えるこの原爆の顕現を祝福していたころ、このように、平和運動の立脚点からの先駆的発言をしたカミュはほめらるべきであった。「われわれは多分人類最後の時代に生きているのかも知れない。もしそうだとしたら、人類の絶滅は科学のせいだ。」とラッセルらも、やがてはげしく叫びはじめることになるが、それには、前に記し

た日本の母親たちの訴えや、日本の科学者たちの原爆症究明への努力や、あいついでおこった水爆の発明、そしてビキニの被災、空気や海水の汚染にたいする研究の進展、ほうはいたる日本人民の原水爆反対を中心とする平和運動へのもえあがり等が前提となったのである。

ことに、「日本原水爆禁止協議会」の世界的活動はめざましかった。この「原水協」の呼びかけによって、世界の学者や宗教家が立ちあがり、ついで大衆もめざめることとなった。

一九五六年（昭和三十一年）の二月には、日本の衆参両院でも、それぞれ原水爆実験禁止の決議がなされ、米・英・ソ三国に伝達された。この伝達に対しては、同年六月、ソビエトの最高会議がこれに賛同する決議を採択した。「日ソ両国民の見解の一致を歓迎し、日本国民のイニシアチブが世界国民によって支持されることを希望する。」というのであった。

こういう場合にも、「赤」以外の他の国が、なにゆえ応答をしぶるかが、けっして「赤」ではなかったわれわれ日本婦人によって注目された。それのみでなく、五七年の三月から、クリスマス島で水爆実験をすることとなったイギリスにたいし、わが国から抗議すると、そういう抗議や反対は、共産主義を利するものだ、在日英大使館からは逆襲的声明がなされたのである。これにはいっそうおどろきをふかめる気持だった。

良心は学者にあった。ノーベル平和賞を受けた前記バートランド・ラッセルは、「クリスマス島で水爆実験を行なうとの英国政府の決定にたいするあなたがたの抗議について、私はまったく共鳴しています。」という手紙を、「原水爆禁止広島協議会」に寄せた。これは同協議会が、「英国民に訴える」という抗議をマクミラン英首相や英国の平和団体におくったのに答えたもので、この手紙には、ラッ

セルが『マンチェスター・ガーディアン』に寄稿した「実験弁護の意見は国家的虚栄であり、日本人の怒りは正当なものである。」という記事の写しも封入してあった。同年一〇月二七日には、同じノーベル賞受賞者であるインディアナ大学のヘルマン・ミューラーが、記者団と会見して、「水爆実験の継続は信じられないほど無謀なことである。現在重要なことは、水爆実験による放射性落下物ではなく、このような実験によって好戦的な気持が強められることである。」といった。

同じ五六年の「第二回原水爆禁止世界大会」に参加するため日本を訪れた各国代表五〇余名のうちには科学者が多かったが、それはみな日本および世界の大衆の心理を学問的に代表した人々だった。なかでもフランスのこれもノーベル賞で名高いジョリオ・キュリーの代理としてやってきたピエール・ビカールは、世界各国に支部一六、会員一五万を数える「世界科学者連盟」書記長であり、本職はパリ物理科学研究所の教授であるが、

「自分の日本滞在は短かったが、特に教えられたのは、原水爆にたいする日本人の考えかただった。それに日本の科学者が正確な事実の収集と報道のため忍耐強い努力を続けてきたことが、原水爆の受難者たる日本人の平和運動を力づけるとともに、世界的なものとなしえた大きな原動力であったといえる。いまや、原水爆反対の平和運動は一国の運動でなく、世界の運動となって燃え上がった。この運動が、やがて核兵器の実験禁止と撤廃に成功する日も遠くはないだろう。日本国民が人類の将来を保障しようとする偉大な仕事の主役を演じていることに対して、世界はこれに心からの感謝をさげらるだろう。」

と、帰国に際してメッセージをよせた。

「アフリカの聖者」と称され、一九五二年度「ノーベル平和賞」を受けた神学者アルベルト・シュヴァイツァーも、一九五七年四月および一九五八年四月、ノルウェー国營放送局から、「平和か原子戦争か」と題して全世界に向け放送し、非常な影響を与えた。ソビエトの実験停止に各国もならえという要旨のものであった。また、特に日本の立場に同情し、その悲願に対して敬意を表するとともに、各国がこれにただちに応ずべきであることを説いたものであった。

わが学界のストロンチウム90その他に対する研究と啓発も世界にアピールした。一九五七年（昭和三二年）の一二月には、カイロにおける「第二回アジア・アフリカ諸国民会議」に出席した日本原水協理事長安井郁ら代表九名が、『死の灰』英文版をたずさえて、諸国の大衆によびかけた。それは湯川秀樹を編集長として作られたもので、核爆発に伴う降下物の影響の恐ろしさを被災写真をそえて解説したもので、かれの序文には、「核兵器の製造、使用および核爆発実験の禁止の要求は、もはや一つの国民やある特定の団体からでるものでなく、それは人間の良心として世界の世論にまで近づきつつある。それはけっして誇張された恐怖心ではない。特に日本人にとっては生々しい体験にもとづくものである。科学者にとっては放射能の生体への影響に関する確かな知識にもとづくものである。」とあった。アメリカでも、コロンビア大学ラモント地質研究所のクルプ、シュラー、エツケルマンらは、米原子力委員会の要請で、放射能について全世界にわたる研究を行なっていたが、その結果、「核爆発のため人体内の有害なストロンチウム90は、一九五七年六月三〇日までの一年間に三三パーセントふえた。」と発表した。そして、「ストロンチウム90は大人よりも子供に多く含まれており、たとえば四歳までの子供は二十歳以上の大人よりも一〇倍のストロンチウム90をその骨のなかに持っていて危害を

うけつつある。」という報告を科学誌『サイエンス』に発表した。

ドイツでは、核兵器武装をめぐって、一九五七年の四月、原子科学者一八人からなるゲッチンゲン宣言——どんな核兵器製作、実験、使用にも関与しないという趣旨の宣言——が発せられ、一九五八年にはフランクフルトでの抗議大会、および市議会の非協力決議となったことは、前項でみたとおりである。またイギリスでの「原水爆反対市民大行進」についても前項でみたが、ソビエトの一方的核実験停止の宣言直後の一九五八年四月一三日には、英労働党と英労働組合会議によってトラファルガー広場で核武装反対の大衆集会が開かれ、ゲイッケル党首は、集まった約一万二〇〇〇人の大衆の前に、「西欧はソビエトにならって核実験中止を行なうべきである。」と演説し、「いかなる国いかなる政府も大気を汚染し、罪のない人たちの生命をおびやかす権利はない。また核兵器を貯蔵すれば、それだけ戦争の危険を深めないわけにはいかない。いまや東西は互いに不信の念をいだいて、行きづまりをきたしているが、それを突き破るため、ただちに核実験を中止して、ソビエトと話し合うべきである。」といった。ついで大歓呼にむかえられて、陰の内閣の外相といわれるベヴァンが立ち、「マクミラン首相は英国を代表していない。いま米国の水爆機が英国の上空を飛びまわっているが、これを正当化する理由はみとめられない。ソビエトが攻撃をしかけてくると考えるのは誤りである。ダレス長官はいつもソビエトは信用出来ないというが、こういう言葉は聞き飽きた。いまやダレス長官を信用できない日が近づきつつある。」とはげしい口調で演説すると、大衆はいっせいに拍手の嵐でそれにこたえ、ダウニング街の首相官邸へのデモ行進に移った。これと前後して英国最高の科学機関であるローヤル・ソサイティでも立ちあがり、核実験禁止を政府に警告した。また有名な科学者をすぐった六一

八人が署名して、実験反対を声明した。物理学者でノーベル賞のポーエルも、これまでの放射能だけで、一〇万人が白血病で死ぬだろうと発表した。

同じ頃、アメリカでも各界（議員、科学者、軍、民間）の指導者による実験反対運動がはじめられたが、この運動は「健全な核政策のためのニューヨーク委員会」と呼ばれる民間団体の主唱になるもので、同会のギルモア委員長はアイゼンハウアー大統領にたいし、太平洋で実施予定の実験を停止するよう要請、停止せねば米国は道徳的破局に直面すると述べた。実験反対の演説会は、四月一四日夜から一週間を期して強行され、演説者にはモース、スパークマンら上院議員も含まれていた。

同年の三月七日シドニー発ロイター電によると、オーストラリアでも三五〇人の科学者——ほとんど全国にわたり各大学、研究所の人々を含んでおり特別な政治的グループではない——が核戦争反対の署名運動をおこなったが、それによると、核戦争は人類の破滅であり、直接爆撃されない国でも世界的な死の灰からのがれることはできない。実験停止が第一歩だというのである。この運動はソビエトの一方的実験停止宣言にさきだって行なわれたのであるが、同じ頃には加州その他、世界あげての学界で実験停止反対のうごきがあり、日本等では、政党も、新聞も、ソビエトのこれまでの核実験停止の提唱が軍縮会議や国連のあつまりにのみ持ち出され、実践をおくらしている状態を非とし、まずソビエト自身、一方的停止をおこなって、その誠意を示せと責めたのにたいし、ソビエトでは一九五八年三月三十一日、一方的停止宣言を行なってこれにこたえた。すなわち、この宣言は、モスクワ電によると、特に日本の要望に沿って行なわれたものといわれる。これに対してわが国の衆参両院でも、同年四月、原水爆禁止への再決議をおこなった。

被爆国日本を中心として世界の良心はすでにこのようにめざめ、各国大衆の世論となった。そしてソビエトの提唱する首脳会談をはねつけていた各国政府を下からつきうごかして、ついに予備的な会談の段階にまで到達させつつある（しかし、形勢は樂觀をゆるさない。一九五八年の五月現在、正直な眼でみて、欧米側の支配層に誠意が見られない。その後、アメリカはエニウェトクとビキニで、イギリスはクリスマス島で実験を続行した。会談も立ち消えとなりつつある）。

世界のめざめ 2

母親は平和を要求する。この母親の眼に現在のようにおそろしくみえる時代はかつてなかったといえる。たとえばいつの時代でも、仮想敵国は想定されていたが、それは秘中の秘とされていた。それなのに、いまはそうでなく、ろこつもろこつ、仮想——ではなく実在の——敵国の周囲に包囲基地をめぐらし、その基地には、核弾頭のミサイルが配備され、核部隊が配置されつつある。また、それらの基地やアメリカの上空をも含めて、人々の頭上には、いま臨戦体勢の水爆機が自由に飛びまわっており、命令一下、ボタン一押しでただちに行動をおこすしくみになっている。また、NATO、SEATO、バグダッド条約等、主として欧米帝国主義による強力な軍事同盟がソビエト系や旧植民地系をきわめてろこつに威嚇的に包囲している。まさに狂気の世界である。

このような露骨な、キリスト教のいわゆる「最後の審判時代」を思わせるようなきちがいじみた武力攻勢の時代は、厳密にいえば一九一七年のロシア革命を契機としてはじまったといえる。すなわち世界の資本主義諸国は、軍隊をうごかしてロシアに攻め入り、レーニンの率いる革命政権を一举にお

しつぷそうと試みた。わが国もシベリアに兵を送った。そのときそれら各国の武力攻勢を撃破したものは、組織的な革命軍であるよりは、ロシア大衆のパルチザンであった。ソビエトの政権は、まだひどく未熟だった。それにソビエトは、革命直後の大飢饉や、白系ロシア人や一部農民、水兵等の反革命騒動におそれ、したがってそれらを收拾しつつ、しかもまだ人類がかつて試みたことのない一国社会主義社会の建設という大事業に着手していかなばならなかった。それには、外国との平和が望まれたので、指導者レーニンの平和共存主義がここに生まれた。そして、武力攻勢と平和攻勢とは、このようにして開始されたのである。

『ニューヨーク・タイムス』のジェームズ・レストン記者が、一九五七年の一〇月、モスクワでソビエト共産党第一書記フルシチョフと会見したとき、フルシチョフはつぎのように語ったという。なおついでにいうと、レストンはその時のことを、これは本気に語られ、本気に実践されているという印象を受けた——ワシントンではフルシチョフのいうことはいつも宣伝だと思われているが——と云っている。

「国際情勢の全般的解決にとって必要なのは、ただ次の一点だけである。それは、歴史的に発生した事態を認めること、すなわち、ソビエトが社会主義国家として存在することを認め、中国が社会主義国家として存在することを認め、他の社会主義諸国の存在を認めることである。……これらの諸国家は、その人民の意志と願望にそって発展しており、したがって、これらの諸国の問題に干渉してはならない。そのかわり、われわれは米国、英国、フランスなどの資本主義諸国が存在しており、これらの国々の社会構造は、これらの国の人民の国内問題であるという現実的条件から出発する。すべて

の問題は、戦争に訴えることなく、交渉によって解決されねばならないとわれわれは信じている。あらゆる種の問題について協定にたつことが、ある期間不可能であっても、われわれは忍耐して、徐々にその解決に努力しなければならない。もし米国がその用意のあることを示すならば、協定にたっしえない問題は一つもないとわれわれは考えている。戦争をしないで、平和的競争を基礎として生活すること——これこそ共存の基礎である。」

また、『朝日新聞』の広岡編集局長の同紙座談会での談話によれば（昭和三年七月八日）、「レーニンラード二百五十年祭にモスクワから夜汽車で行ったとき、米国人旅客とソビエトの労働者とが乗り合わせていて、ソビエトと米国のどちらの経済力がすぐれているかを議論していた。ソビエト人のいいぶんは、現在ソビエトが消費生活で劣っていることは認める。しかしこれは共產体制が劣っているからではなく、ソビエトが二度の戦争で破壊され、その上に軍備の競争を強いられてきたからで、それを乗り切ればたちまち米国を追いぬくというわけだ。米国人は地理の教師だったが、ソビエトの官僚主義と独裁的な体制のなかでは非効率さはさけられないが、それにしても、もっと消費生産に力をそげという、それに対してソビエト人は、それはお前の方が武力制圧を加えるからだとくりかえし主張していた。」というのである。

ソビエトの現状は、あのおくれた専制国で、しかも腐敗の絶頂にあつた帝政ロシアからすれば、二度の戦争の大破壊にもかかわらず、奇蹟的進展をとげている現状といえるが、国内社会主義建設には、まだ多くの予定と企画がのこされていて、戦争どころではないことが第三者の観察からも容易にうかがわれる。そこへ前記ソビエト人のいうように、露骨な武力包囲が行なわれているのでは危険このう

えもない状況と心境にあることも察せられる。したがってソビエトがこの包囲を破るために、平和攻勢のかたわら武力競争をもゆるがせにはできなかったことも事実であろう。なぜなら、隙さえあれば攻め入ってこられるだろうことはすでに革命の際に経験済みであったからである。

こうして、原水爆の競争から核兵器の発達となり、大型爆弾から小型へ、それを運ぶ誘導弾や弾道ロケットの段階へ、そしてついにソビエトによる長距離ロケットや人工衛星の発明とまでなったのである。このことは世界をおどろかした。ソビエトの官僚主義は、他国の発明を盗用することには長じていても、自国での創造にはたぶん適していないと思われるからである。

しかし、その逆のことが今はいわれるようになってきた。すなわち、アメリカ等では金もうけが第一なので、科学者への尊敬も志望者もない。「いま生きている米国の科学者を二人以上あげて下さい。」と世論調査会社がある雑誌の依頼でこんな質問を一般大衆に出してみたが、おどろいたことには、二人以上答えられた人はたった一割しかなかった。もっと意外なことは、同じ調査で、科学者という人種は、危険性を持ったスパイ的人種で、いつもクレムリンと直接通信を交換していると本気で考えている人がやはり一割もあったことである。ある高校の調べでは、「科学者等は変人になると本気のだ。一生机にかじりついているだけで、人並な生活も出来ない。だからなりたくない。」という考えの生徒が半数もあったという。ジャーナリズムも政治性のある科学者ばかりクローズ・アップするが、オッペンハイマーといったような黙々と学究の道に専念している人には人気がない。だからソビエトにくらべて最も劣っているのは、基礎科学への不熱心という点である。それに科学者軽視は政府首脳層にもうかがえる。ジョン・ガンサーは、近著『ソビエトの内幕』のなかで、つぎのように

いつている。

「一昨年フルシチョフとブルガーニンがロンドンを訪れた際、物理学者のクルチャトフを同伴して誇らしげに紹介した。もし、アイゼンハワー大統領がテラー、ラビ博士あたりを旅行に伴ったら、米国民は仰天するだろう。」

それと米国では応用科学が主となり、人工衛星など金もうけの対象とならないものは一般に敬遠されていた。応用科学にしても、たとえば軍需関係が第一で、いわゆる「ミサイル景気」などという投機的需要に支配される傾向がつよい。一九五七年のスプートニク打ち上げの二、三カ月前に、軍事予算引き締めでナバホ誘導弾の開発が中止されたことから起こったカリフォルニアのナバホ失業騒動等も、スプートニクがもとであらたな武力攻勢から政府のミサイル大量需要の現象が起るとウソのように忘れられてしまい、一九五八年はすなわちミサイル景気で、「ミサイル技術者募集」の文字だけが、米国じゅうにはらんするというしまつである。その技術者も、「必要なきときに、どんと金をつんで引き抜けばよい。」という米国資本家気質のために、ソビエトのような長年の養成になるものではない。それに引き抜くにも、大学関係もときどきの景気に支配されるので、朝鮮戦乱がおわると、とたんに理工系大学進学者も大幅に減少しているというしまつである。さらにいえば、会社では、技術いかなよりも、ミサイル契約が他社を抜いて軍からとれるかどうかが先決問題である。だから、軍当局の責任者個人と結託し、かれの退役後を会社の椅子に保障するというような契約で取引をすることが常識となっている。こういう事情の資本主義社会では、真の意味の科学者は、自然世にあわず、虐待されている傾向である。大学教授の待遇などもかなり悪く、ミサイル景気の時代などには、新卒の就

職者のほうが、長年の教授よりは高給という現象があり、教授などばかばかしいと思われる。資本主義国には、多かれ少なかれ同じ傾向がある。^{おほ}あらゆる学問がジャーナリズムや商業主義で平べたくなり、学者も世渡り術に長じ、それ以外のものは「変人」となってしまう。また一般に学問を好まず、娯楽やスポーツを好み、ナイトクラブが繁榮し、前にも書いたが、少年の不良化と女性の娼婦化が流行する。

これに対して社会主義社会は総じて建設的であるから、ソビエトでの科学の進歩も、おそらく兵器のみではないところに、世界はまたいつかおどろく時があるであろうなどともいわれたりしている。沙漠を沃地にかえ、大運河をつくり、気候を変化させる等のことは、すでに緒についているという。「生命」の神秘にいどむ研究なども着々とおこなわれているという。それにかれらがやっている共産制という新社会制の創造は、人類史上の驚異であり、身をもってそれにたずさわっているものたちの上には祝福と光榮が輝いていることであろう（かつて封建末の腐朽した権力主義のなかから、清新な自由主義が追求されていったときのように）。

ソビエトの二つのスプートニクが発射された直後、NATOの大会がパリで開かれ、病氣あがりのアイゼンハワーが自ら出席して、武力攻勢への協力体制、NATO加盟諸国の軍事的分業、ソビエトに近い欧州のNATOの地域に原子兵器やミサイルの基地を作りたいというような意向を打ち出した。しかし、NATO内部、特に大衆には、このような武力攻勢に対しては反対意見がすでに芽生えはじめており、かえってソビエトの平和攻勢に応じようとするあらわれさえが見られてきた。

これに対してソビエトでは、革命四〇周年記念を機とする諸種の共同宣言にも、高らかに平和運動

の推進を誓い、NATO会議による新たな武力攻勢の見とおしに対しては、ブルガーニン書簡による必死的な平和攻勢を持ってこれに酬いた。その提案は、米・英・ソ三国間の核兵器不使用の誓約、東西両ドイツに核兵器を配置せず、これを中心に欧州の中央部に広大な核武装のない地域を設けること、NATOとワルシャワ両条約加盟国間に不可侵条約締結、東西首脳会談等であった。しかし、西側当局筋はこれを容れず、その武力攻勢は前記のようなミサイル景気とまでなつて現われたのである。

一九五八年の三月三十一日、ソビエトによって一方的核爆発実験停止が宣言されると、その宣言は、人工衛星につぐ巨大な影響を各国政府よりは大衆の間に直接もたらした。アイゼンハワーとダレスは、この宣言を、ごまかしに過ぎないといったが、そういう発言には大衆は飽きているとイギリスのベヴァンはやりかえた。

アメリカでは、「きれいな水爆」と局地戦に望みをかけ、この線で、依然武力攻勢をつづけようとしている。「きれいな水爆」とは、放射能の少ない原爆を水爆の起爆薬とするということであろうというが、こうまでして、なお戦争に執着する心理は、われわれ婦人には分らない。

たとえば、新中国や新朝鮮などが、たと自由主義国の敵であるからといって、それ以前の腐敗と内乱と非独立の旧中国や旧朝鮮を知るものにとっては、革命後の今が幾倍か「神のおぼしめし」にも沿う平和と建設の状態であるかしないことが直感されるのに、なぜこれを破壊するために核兵器の基地で包囲し、SEATOで威嚇せねばならないか。同じアジア人としては、かつてのアヘン戦争よりもなお恐ろしいこのようなアジア破壊の戦争には、二度とたえきれないものがあることを主張せずにはいられない。

だが、世界はめざめつつある。アメリカでも、イギリスでも、フランスでも、ドイツでも、イタリアでも、これらあらゆる西側の国々でも、一部の支配層は別として、大衆の良心はすでに平和の声に澎湃^{ほうはい}としてめざめつつある。いまずぐ資本主義が亡びるというわけでもないし、社会の進化は平和共存の帰決にゆだねることこそが文明人のありかたであることが会得^{えとく}されつつある。ことに母親の立場としては、平和こそが一切^{いっさい}なのであるから、世界の母親の平和へのめざめが、今後ますます高度のものとなるだろうことはいうまでもあるまい。

世界の母親よ、そして大衆よ、団結せよ。このわれわれの前にひしひしとせまりつつあるあまりにも悲惨な人類滅亡の戦争をくいとめて、平和と愛の世紀に歩み入るために。

一一 愛の世紀

ともに生きる愛をたたえよう

一八八六年(明治一九)に、矢島楯子^{かじこ}が「婦人矯風会」を創立したとき、その趣意書に、「神意は自然の上に書かれ、良心の中に記^{しる}される。」という意味の文句があったが、これは人間の歴史を解釈する尺度としても真理であるとおもう。なぜなら、人間の歴史の流れは、すなわち自然の流れであり(だから神意であり)、人間の良心も、それを反映して形づくられているといえるからである。したがって、人間の良心は、われわれが普通考えているよりも、もっとずっと普遍的であるが、ただわれわれは、眼前の利害関係から、身すぎ世すぎのレッテルにしたがつてものをいい、是を是とせず、非を非としないことが多いだけである。それであるから、暮夜ひそかに深くめいめいの良心にむかってたずねるな

らば、なにが是^ぜで、なにが非^ひか、また歴史の大勢がどの方向を指ざしているか、また現に流れて行きつつあるかは、おおよそは誰にもわかるはずなのである。それは、われわれのうち九〇パーセントまでは（いな全部というべきである）、その歴史の流れに参加している生命であり（したがってわれわれの良心はその流れにタッチし、それを反映しているので、良心に問えば流れの方向はわかるはず）、また参加する権利を持っている生命だからである。

参加しうる権利とはなにか。たとえば、資本家や地主層の子でありながら、無産者の運動に参加している者は数えきれないほど多いが、ここにはすなわち「ブルジョアの子でもプロレタリアに参加しうる。」という生命の権利がはっきり示されているといえるのである。そして、このような生命の権利を是認するものは、すなわち生命への愛でなければならぬ。

生命への愛は、ひいて共存の愛——ともに生きる愛——である。ともに生きる愛はただの一人をも洩れなく伴う愛であり、ただの一人をも否定しない愛である。そしてそれについては、「神は悔い改めをゆるす。」ということが条件となるのである。人間たれか罪なき者があるう。特に良心にそむいてなされる言動の罪（神意にそむいてなされる罪）こそ最大の罪であるが、われわれはこの罪を、前記のように卑近な利害関係から、毎日のように犯しつづけて^{おか}いる。しかし、それも「悔い改め」（自己批判）さえすれば、いくどでもつねに許されるはずである。たとい人は許さなくても、神からは許されるはずである。

ただ、人間のなかで極悪非道ともいふべき少数の大罪人達のみは（そしてそれに服従する人々も）、いわゆる最後の審判の日までも「悔い改め」をしないで押し通して勝ち抜こうと考えているようである。

が、そのいわゆる最後の審判なるものは、自分と無関係に天からふり、または地からわくといったような障害物のようなものではなく、大罪人自身の罪業の集積——つまり大罪人自身が長い間かかってみずから掘っていったオトシアナへある日まさかさまに落ちこむといったもの——なので、そこには「亡び」のみがあつて、「勝利」はないのである。

ヒットラーが第二次大戦中におかしたユダヤ人六〇〇万人虐殺の罪などは身ぶるいするほどおそろしいものだったが、これは「白人優越」をめぐる人種的偏見の罪の一つの巨大な集積であつたといえよう。これと似たものに黒人問題があるが、その本場のアメリカでは、有識層でさえこの問題には無関心であるというのはなにゆえだろうか（鈴木二郎『黒いアメリカ人』）。

おいら奴隷となつて生きるより

墓場に入った方がなんぼかました（「黒人靈歌」）

W・ワシー『虐げられし者の叫び』（一九五四年）によると、数年前A・フィリップ・ランドルフ（かれは一九五二年日本を訪れた）という黒人労働組合指導者が、米国上院の委員会で差別待遇法案反対の証言をしていると、反対証問者の議員が、終始かれをランドルフと呼びすてにするので、ランドルフが敬称を要求すると、「もちろんわれわれは君ら黒人を愛しはするが、君らは劣等人種なので、ミスターをつけて呼ぶ習慣は南部の白人にはないのだ。」とつっぱねたという。黒人に対するモップの暴力は、いまなお南部一三州で横行している。もし黒人が白人の女を同伴したり白人経営のレストランやホテルに客になりたいとでもいおうものなら、その生命は即座に断たれてしまうだろう。南部だけではなく、北部でも保証は出来ない。その証拠には、北部でも南部同様どこに行っても黒人部落が

見られるし、その社会生活は隔離され、特殊学校、病院、教会、専用劇場、墓場、黒人へのサービスを排斥する白人専用のレストランやホテルがある。黒人の貧弱な住居、不十分な食事、社会病や肺結核等は、制限された就職、低い収入からきている。過去数年間に、北部黒人家屋は数ダースの爆弾をうけているが、これは白人の近所に新築したからである。ワシントン自身（かれはベーツ大学出身、ニューヨークの黒人雑誌『危機』の記者）も、学生のころ白人区域の共同家屋に住んでいたところ、ある晩ナイフを持った三人の白人少年に出て行けと宣言されたという。

これと同じ犯罪は、わが国の内部でも未解放部落の問題として見られる。そこにはなんらの現実的理由も、歴史的根拠もないのである。ただ究極的にいうなら、これらの差別は婦人や無産者や植民地帯がうけている社会的・世界的被圧迫と同じ理由——奴隷的経済制——に起源するものであろうことはいうまでもない。おもえば人類数千年の大犯罪である。

数千年前に確立した奴隷的経済制は、いまやあらゆる角度からその悔い改めが要求され、訂正が指導されている。いわゆる平和攻勢も経済攻勢を伴うことによってのみ完璧が指向される。昔キリストは、「刃を出すためにきた。」といったというが、それは愛の刃の意味であろう。それは武力の剣ではなく、現代ではこのような形——平和攻勢とそれに伴う経済攻勢の形——で出されるであろう。

平和という呼び声だけで、とたんに株価が下落し、パニックがくるような経済制や、そこに飢えごこえているひとびとがいっぱいいるのに、余剰生産物とかいって、それを国家が買い込んで倉庫のなかで腐らせたり、または物価をつりあげるために海に投げ、山で焼いたりしているような経済制は、まがった不幸な経済制である。前記の経済攻勢は、このようなゆがんだ経済制を訂正するために行な

われるものであろう。それは營利の經濟制から生存の經濟制へであらう。それは弱肉強食の憎み合いから、共存の愛へであらう。

共存の愛、それは文字どおりともに生きる愛である。ともに生きる愛をたたえよう。ともに生きる愛をたたえるとき、われわれは必然に社会主義について語らねばならない。

社会主義について

『歴史の研究』の著者トインビーは、「イギリスは半ば資本主義的な社会主義国家で、アメリカは半ば社会主義的な資本主義国家である。」といったという。この穏やかな歴史家の眼にも、すでに社会主義がこのような形でうつっているのである。ロマン・ロランも、アインシュタインもそれを信じた。急速に来るか徐々に来るかの違いはあっても、それはかならず来ると。そしてトインビーは、それがすでに来ていることを指摘したのであろう。

自然科学の発達^{きょうあ}が狭隘^{きょうあ}な宇宙観から人類をたえず解放しつつあるように、社会科学の発達も出口のない社会観や生活からたえずわれわれを救いだしてくれる。それはまた、ロシアや中国のような未熟な社会を先駆的な社会主義へとときりかえることもできたし、英・米のような成熟した危機をもった社会を、いづれか矛盾を回避させ、ファッショの危機をすら乗りこえさせて（ときには戦争の製造という非人道的手段にうって代えて危機を回避することも多いが）、まっさきに来^くねばならない社会主義を遅らせ、それへの社会の歩みを徐々的なものにすることもできたらしい。

一八九二年にエンゲルスは、その青年のころの著作『イギリスにおける労働階級の状態』の重版に

序文を付して、過去五〇年間のイギリスの変遷を回顧し、野蛮で原生的な労働関係も、一方では国家の政策により、他方では労働組合の活動により、次第に緩和されてきて、労働者を弾圧することだけを心がけていた資本家たちも、ようやく「開明」的になってきたこと、したがって前にまじかく予想された社会革命も、この国には急激には来_こなかったことをみとめている。

急激には来_こなかったかわり、その内部に強大な労働組合や政党が生まれ、いわゆる「ゆりかごから墓場まで」の社会保障政策の実現で、原生時代に続出した暗黒のスラム街も解消の過程にあると伝えられる。ここには、トインビーのいう一種の資本主義的な社会主義国が、すでに芽_つばえかけたとみるべきでもあろうか。

だからイギリスは、イギリス資本主義をここまで長びかせた諸条件——植民地支配等の諸条件——が、ようやく失われるにつれて、一九五六年のスエズ動乱のような危機をくりかえしながらも、そのつど旧体制の行きづまりを社会主義化への自己革新にすりかえていくとすれば（この過程で革命意識や勢力も増大して）、一七世紀のブルジョア革命で示したような比較的穏和な自然的な社会革命への進展もこの国では可能ではなからうかともいわれる。

一方、社会的未熟の上に急速に革命をとげたソビエトや新中国を中心とする東方の国々では、それのゆえに崩壊することはなく（なぜなら、その体制が時勢への逆行でなく、前向きのものであるから）、野心的な大建設がもたらす国内的な無理や、資本主義諸国との険悪な対立の現段階でのポーランド、ハンガリーの錯乱等につまずきながらも、それらを自己批判し、賢明に克服していったとき、依然_{いぜん}としてモデル・ケースとしての大道をこの国々が進むだろうことも疑いあるまい。

第一次大戦後には、ソビエト一国が社会主義化されたが、第二次大戦後には、東欧と東アジア、これにソビエトを加えて一〇余国の共產系社会主義国が出現し、その人口は世界人口の三分の一を占めるようになった。また、インド、ビルマ、インドネシア、アラブ共和国等も、ほとんど社会民主主義を方向としている新興国であるし、イタリア、フランスには有力な共産党が結成されており、その他イギリス、北欧の諸国等でも、大きな社会主義政党が存在しており、日本でも、終戦直後は共産党の進出が顕著で、その後は社会党が二大政党の一となったというように、世界の大勢は、もはや社会主義的色彩で大半塗り潰されている実情となった。

それに東欧・極東の共産圏諸国の間には、フルシチョフの登場以来、経済協力の体制が顕著となり、各国計画の実務的調整、主要工業生産の国際的分業化等図るため、SEV（経済相互援助会議）の役割が重視されるようになってきた。つまり一国だけの自給自足から広域内の相互依存の考えかたに切替つつあるのであって、東独の電気機械、精密機械、ポーランドの鉱山機械、輪転機材、ルーマニアの輸送管、石油採掘機械といったぐあいに生産が特殊化されたり、一九五七年にはラジオ受信機の生産がソビエト以外で増産されたのに対して、ソビエトでは六パーセント減産されたといったように分業化されたりしつつあると見られている。従来の一国の社会主義からの国際化への転進ではなかるうか。資本主義国の側でも、EEC（欧州経済協力機構）などのうごきがあり、世界連邦・世界政府等の運動も見られ、極端に単一孤立化した家庭生活や経済（カマド別世帯）等にも、いろいろな矛盾がおこってきたようで、なんらかのブロック制が要求されかけている。たとえば、イギリスでは、このような結果からの「孤独」現象が、一つの大きな社会問題化しているといわれる。

娘さんが海辺を歩いている。日曜日というのに神様のことも頭にない。二十六歳。秘書。五年前に父をなくしてから間借りの独りぐらしがはじまった。この娘さんには日曜日ほどさびしい日はない。ただ孤独、孤独、孤独である。……ある日ロンドンの片隅で自殺した老女の日記の最後のページには、「ああ、今日も、誰も話しかけてくれなかった。」とあった。

町の人は冷たく、それにみんながホームというお城にとじこ持っている。またせっかくホームをつくっても子供が成人し、つれあいがなくなれば、また独りぼっちとなる。孤独十字軍の運動者であるイルフォードのA・ジョージスによると、こうした孤独の人は全英で三〇〇万もあろうという。そして最も孤独を訴えているのは女性で、ジョージスに來ている四万の手紙のうち三万五千は女性からのものであるという。またイギリスに社会保障制が設けられてからは働きに出なくともすむので、老若を問わず社会から孤立してしまい、一層孤独現象に拍車がかけられた傾向が多いともいえる。結局社会保障制は社会主義社会の上にのみしかその完全さは發揮されないであろう。

ブルジョア制度は私有制度である。その究極的表現は孤立である。世界はこういう面からも、こちらで自己訂正を開始せねばならない時期となった。

インド上院議員カリダス・ナッグによると(阿部知二との対談)、ネールは「社会主義と共産主義が一致した時はじめてすべてが解決される。」といっている。今日社会主義こんにちとよばれる分野は非常に広く、また共産系諸国にあってもほとんどがまだ狭義の社会主義段階にあるとされており、純共産主義段階までには人類の前途はまだなかなか遠遠りょうえんであるわけであるが、ただわれわれはネールがいうようにその究極をめざして進まねばならないのである。

「経済制が共產型となるとき、族制は母系型となる。」と、私は、この書物のあらゆるところで書いてきた。族制が母系型である社会は、保育が共同化され、家事が社会化される社会であり、万人労働の原則の上に機械化による生産がおしすすめられていく社会である。つまり「労働婦人の世紀」の社会である。そのような社会となれば、前記イギリスの孤独十字軍などは、はるかな大昔の一片の神話伝説になってしまうことだろう。

宇宙への出発

ネールがいうように、社会主義が共產主義と一致した段階、または社会主義が共產主義に移行した段階となったら、人間の個性は自由となり、その生活は所属グループもろとも全世界的に連帯化され、そして保障されるであろう。この境地は、人類がまだ一度も経験しなかった種類の境地である。

かつての原始共產制社会では、その連帯性は氏族か、またはせいぜいその連合である部族の枠内だけのものであったので、したがって「共產・共有」制といっても、これを側面からみると、氏族の私産・私有制ないし部族の私産・私有制であったので、生産力の増大につれて、他氏族・他部族との間に激烈な矛盾を生じ、氏族や部族共有の奴隸制（他族をトリコとした奴隸制）の現象も生じ、ひいてそれらをめぐって氏族内の首長層の専制が、内部の同じ生産力増大を動機とする奴隸化現象と相まって顕著となり、矛盾はしだいに各氏族内に貫徹して個人私有が実現してくることとなったのであるという。そしてそれを反映して、かつての民主的部族連合が一変して君主専制国家やその他の奴隸制的国家となり、そして今日の諸種の国家、国境をもつ国家にまで跡をとどめることになったという。

すなわち、今日の国家間の不信はこのような歴史性をもったものであり、たとえば現実におこっている例ではフランスの保守者のあいだに見られる植民地関係にもとづくような反米思想等がこれを如実に示しているとされる。フランスとその植民地仏印との間にかつて独立をめぐる死闘がくりかえされたとき、アメリカはこれが仲裁に入ったが、その結果は南ベトナムがアメリカの勢力圏に帰し、フランスはまったく放逐されてしまった。したがって北アフリカのアルジェリア、チュニジア等の問題をめぐって、いままたアメリカが仲裁に入ろうとしていることにたいし、フランスの国家主義者らの間には、非常な反米感情が燃え立ってきているといったぐあいである。

ファシズムは国家と国家のこうした不信の関係——つまり資本主義国同士の領土や市場の奪い合いの関係——からおこることが多い。こういう国家関係ではたとい一時的なブロックはつくっていても、決してたがいに油断してはいない。ここでは「力」が勝ちを制するので、この意味からも武力競争や資本競争は避けられない。そしてこれらの競争に負けると、たちまち植民地にされてしまう。ヒモの付いた援助資金や、外資導入や、基地提供のおそろしさが感じられる所以である。すなわち、すぐれた指導者を持つ旧植民地——インドやエジプト等——が、このような第二の無形の植民地主義——いわゆる新植民地主義——を警戒するのもこのためであるとされる。

「力」の無制限主義——これが、この類の国家に与えられた宿命であり、至上命令である。米のテラーによる「きれいな爆弾」の主張、また最近では同じ人による「原水爆実験、生産、貯蔵などの査察の限度性」に関する発言等は、ついに原水爆の生産や実験をも無制限状態におちいらせてしまう結果となるのではなからうか。これも不信のなすわざである。こうしてやがて独も仏も、その他の小国

も、ヒモつきでない「自己の原水爆」の生産と実験を持つことになり、そしてそれはやがて「使用の無制限」となるのではなからうか。

しかし、前項でもみたように、このような人類滅亡への暴進を阻止する世界大衆の平和攻勢は、「赤」のレットルをおしつけて威嚇し、弾圧しようとするあらゆる旧権力をおしのけて、怒濤のようにとどろきわたり、浸透しつつある。しかも無学な貧しい母親たちなどは、むしろかえって「赤」なるものに注目し、むやみにそれを恐怖していた態度こそいまは訂正される必要がありはしないかとさえ考えはじめている。かぎりない不信から率直な信頼へのうごきである。それは毛沢東の共産運動が、全中国の無学な百姓たちをとらえた事情と同じである。大衆をとらえるものは学説の真理いかになく、生活の道理いかにあるのである。

毛沢東が全共産黨員に課した「整風」運動なども、旧中国の支配者に見られた汚職・買弁・ごまかし主義の人物たちから、だんぜん共産黨員が区別さるべき高い人格、深い愛、勇気ある実践力をもった品性の持主であることを期待したものであって、これは大衆のもつ生活の道理に通ずるものであったのである。大衆は平和を希望し、生活の安定をのぞみ、素朴な倫理観をもち、楽天主義であり、信頼主義である。自己の利益によって大衆を規律しようとするボス権力が介在するときのみ、国も村も家も險悪となる。大衆はそれを好まないのである。

この大衆が、ついに世界人民へのコースを辿るべきことは前にのべた。それは大衆自身に内在する世界的要素の表面化としてである。大衆に内在する世界的要素——あらゆる人間的な求知心や実現欲等の無限の広がり——は先駆的学者の諸学説に反映し、そこに真理が示され、具体化へと方向づけら

れていく。学者と大衆とはこの意味で親近な結びつきを持つ。そしてこれをボス権力が離間する。学者の受難はこういうときにおこる。そして大衆に対しても、「大衆に学問はいらないもの」とされる。なるほど大衆は学説に動かされず、生活に動かされることが普通であるとはいうものの、それゆえに学問が大衆に無用だということほどのまちがいはない。それどころか大衆は学問の獲得にはげまなければならぬ。なぜならそれが新時代を作る基礎となるから。まして将来の宇宙時代——地上の諸問題が解決され、人間の生活が保障され、人間の関心が地上から宇宙へとひろがってのびていく時代——には、おそらく大衆自身学者化するのではなからうか。

かつて日本の原始時代、わが大衆たちは、峠のホコラで太陽をまつり、星を拝み、そのことによつてかぎりなく宇宙の神秘に思いをはせ、それを日常の話題としたのである。神話（偽作されない以前の神話）がそれである。それは愚かな解釈であり、幼い知恵の暴露^{ばくろ}ではあったけれども、態度においては一種の学者的宇宙人であったのである。その後、久しいあいだ、この「学者的宇宙人」は大衆のなかに内在していたけれどもねむらされていた。君子は神怪を語らずとかいわれて、一般の道学者達もまたそういう態度をとった。しかし、「人工衛星」が発明され、発射されて、それが世界じゅうの大衆の頭上をぐるぐると運行しはじめたとき、いやでも大衆の心は宇宙によりがえったのである。アイゼンハウアーは、「人工衛星の重大な点は、宇宙的な点でなく、地上的な点、すなわちミサイルの発達という点にある。」といったというが、これは大衆の感覚ではない。アイクその人は大衆的な人格者であるとしてゐるけれども、この発言はそういう個人の発言でなく、好戦国家的発言にほかならない。好戦国家には地上の勝利だけが問題なのである。だからミサイルだけが問題なのである。

しかし、一九五七年の一〇月、ソビエトの科学者らによって、この人工衛星第一号が打ち上げられたことは、世界の大衆にとっては、たしかに「宇宙への出発」の第一歩であった。

人工衛星は、南極における地球観測年の開始から生みだされた。地球観測年の開始は、人類史上画期的な学問上の協同行事である。すでにこのように学問の世界では、国境を越えて一になることが指向せられている。そして地球を観測することからはじまって、人類は地球と、地球の位置する宇宙とを知ろうとしているのである。

知ることは同時に把握を意味する。人工衛星は宇宙旅行への開始である。遊星間の旅行はすでに時間の問題となった。人間の接する空間がこのようにひろがってくると、人間は逆に自己の位置を知ることにもなる。荒正人『人間は宇宙の中心ではない』によれば、かつて地球や人間は宇宙の中心であった。だが、地動説とともに、中心は太陽であることがわかった。それに反対したのはカトリックの教会である。キリスト教の教義からいえば、地球が太陽を廻っているというのでは、人間の尊厳もそこなわれてしまうからだ。その後、天文学の発達とともに、こんどはわれらの太陽という考え方がおこり、太陽は銀河系宇宙の中の一員にすぎないとされながら、しかもなお地球＝太陽中心的考えかたに執着し、銀河系のなかの中心部に近いところに太陽を位置せしめる学説が歓迎されたのである。人間はどこまで自己中心かわからない。しかし、現在では、太陽は中心からはずれた片隅に、ごく平凡なむしろわびしい姿で動いているということになった。しかも宇宙認識の変化はこれだけにどまらない。この宇宙を組み立てる物質とはまるでしくみのあべこべになっている「反物質」の宇宙なるものの発見などもつたえられている。こうなると宇宙における人間の位置は、まったく局所的なものになって

しまったといつてよいのである。しかし、こういうことを「知る」ことは、個人が死の宿命を持つている泡沫に似た一存在物でしかないということを「知る」こととおなじように、かならずしもわるいことではない。というより必然のことであつて、そのようなあらゆる無慈悲な問題が回避されず、一つもあまさずわれわれによつて対決されて行けるようになるところにも、宇宙人の特権があるのではなからうか。どうせわれわれは坑夫である。可知・不可知にかかわらず質問し、可能・不可能にかかわらず掘りに掘つて進んでいくのがわれわれ人間であらう。それを阻止せず支持する体制——宇宙人体制——こそが今は望ましいのである。

極大の世界に関する認識とともに、極微の世界の認識も原子力にまで到達した。陽子と反陽子の衝突が生む弁証法的エネルギー現象の存在は、極大界にも、また極微界にも発見される。それと核融合の反応による水爆的エネルギーの現象もある。たとえば太陽を見よう。

太陽の直径は約一四〇万キロメートル、地球をパチンコ玉にたとえれば、太陽は径三尺余の花火玉に相当し、その中に地球が一二〇万個ほどはいる大きさであるという。その本体は中心から表面までガス体であつて、中心付近の温度は一二〇〇万度、表面でも六〇〇〇度はあるとされる。こういう高温のために、太陽を作る物質は、鉄も、金も、ウランも、すべてはもうもうたるガスとなつてしまふ。この太陽は、ものすごいエネルギーの浪費者でもある。昼、地球が受けている熱量だけでも、一億キロカロリーの一千万倍をこえる。これは一億トンの石炭をばつと燃やしたときの熱量である。これだけのエネルギーは一体どこから出るのか。ドイツのヴァイツェッカー、アメリカのペーテによれば、すなわち太陽のなかでは、四個の水素の原子核がくつついて、一個のヘリウムを作りあげる反応

が、非常にゆっくり行なわれている。これは水爆原理に同じい核融合反応であるが、水爆のように爆発的にはおこらず、一つの反応がおわるのに、平均して数百万年はかかるというのんびりした反応であるが、しかもエネルギーの出方は、非常に能率のよい出方をしているという。

水素を然やして光っている母なる太陽——かつてわれわれの地球をその胎内から生み出したという母なる太陽——、宇宙時代の宗教は、あるいは、ふたたび、この母なる太陽崇拜のそれへとかえるのではなからうか。かつての原始日本人がしたように、宇宙時代の大衆もまた峠のホコラから母なる太陽を遙拝し、宇宙の神秘に徹するひとときを毎朝夕もつことになるのではなからうか。そこには、また、科学と宗教との一致する世界が高度な形で再現するのではなからうか。

それと同時に、その母なる太陽エネルギーの大規模利用も、原子力エネルギーのそれとともに、宇宙人類の特権の一つとされよう。また、宇宙時代の一つの極点にたつすると思われるそれら各種のエネルギー利用に依じて、機械と機械による生産力も巨大な進歩をとげることになるのだらう。電子計算機あるいは人工頭脳と呼ばれる種類の機械の発達こそは、宇宙時代の基礎をなすものとなるのではなからうか。すべての生産がオートメーション化されたとき、そこにこそは万人労働の原則の上に立つ全組織による「共産」の社会と、婦人を含む万人解放の社会と、平和と愛の社会とが実現するのではなからうか。

「宇宙への出発」は、こうした無限のみとおしをわれわれに与えてくれる。

そして、そうであればあるほど、またわれわれは、「現実」のきびしさを思つて、一瞬ふるえおののく。

あとがき

大日本女性史六巻の完成および追加巻について

私は、一九三〇年（昭和五年）の一月志をたて、翌年七月から東京郊外の新しい仕事場で、女性史研究に没頭するようになった。その動機と目的は、女性解放に根拠を与えるものとしての、女性史学の樹立にあった。

そして、『大日本女性史』全五巻著作の計画をたて、その内容を第一巻『母系制の研究』の序文で、次のように発表した。

- 1 母系制の研究
- 2 招婿婚の研究
- 3 古代女性史の研究
- 4 封建女性史の研究
- 5 現代女性史の研究

この計画により、私は日課一〇時間の鉄則をたてて、おこたらず研究にしたがい、第一巻『母系制の研究』は昭和一三年に、第二巻『招婿婚の研究』は同二六年に脱稿した。

ところが、昭和二七年から第三巻『古代女性史の研究』に着手し、まず日本原始婚（招婿婚＝母系婚）を支えている日本の古代社会（私の時代区分で南北朝頃まで）の特殊性（原始生産関係の遺存＝半原始性）を

解明しようとして、莊園制に触手を伸ばしたのであったが、これを通史の枠内ですることにしだいに不自由を感じだし、むしろ独立したテーマとすることが合理的であるとの考えかたに屈せざるをえなくなり、そこであらたに『続招婿婚の研究』という一卷をふやすことにして、『図書新聞』のアンケート（昭和三年三月一七日）にも、次のように書いた。

『続招婿婚の研究』と数年とりくんでいる。これから何年かかるかわからないが、私はこれで、自分の学問研究のしめくくりをしたいと思っている。」

事態がこのようになって来ると、すでに世間からいえば停年期をすぎてしまっている私としては、あとの通史三巻の遂行は、もはや余命を持ってしては、まったく不可能となった。

さいわい、別に著作中であった『女性の歴史』が、古代・封建をおわって、現代にかかっていたところであったので、これを右計画の通史三巻に代替することに決心した。これは規模からいえば計画のものより小さいけれども、私の通史の体系と問題点は、ほぼつくしていると思うので、これを持って自分も満足し、読者にも了解してもらおうことにしたのである。

私の『大日本女性史』は、ここに、『母系制の研究』・『招婿婚の研究』と『女性の歴史』（四巻）、計六巻を持って、最初の計画を一応終了することとなった。

ただ、前記の追加巻『続招婿婚の研究』のみが残っており、これは一九六五年（昭和四〇年）脱稿の予定である。『大日本女性史』六巻のいちおうの完成に際し、これまでこの私のささやかな仕事について、各方面から御援助をいただいたことをあつく感謝し、なお追加巻達成の日まで見まもってくださることをおねがいする。

一九五八年七月五日校正をおわって

高
群
逸
枝

- 『女性の歴史 続』（「高群逸枝全集」第五卷所収、理論社、一九六六年九月、第二刷）所収。
- 本巻には、『女性の歴史』の第六章、第七章、第八章を収めた。
- 理解を助けたために振り仮名をつけた。
- いくつかのひらがな表記については、理解を助けるために漢字表記に変更し、振り仮名を付した。
- PDF化には $\text{L}^{\text{A}}\text{T}_{\text{E}}\text{X}_{2_{\epsilon}}$ でタイプセッティングを行い、 dvipdfmx を使用した。

科学の古典文献の電子図書館「科学図書館」

<http://www.cam.hi-ho.ne.jp/munehiro/science/sciencelib.html>

「科学図書館」に新しく収録した文献の案内、その他「科学図書館」に関する意見などは、
「科学図書館掲示板」

<http://6325.teacup.com/munehiroumeda/bbs>